

# 人権に関する意識調査報告書



令和2年（2020年）10月

周南市

— 目 次 —

**第一章 調査の概要**

1	調査の目的	1
2	調査項目	1
3	調査の方法	1
4	回収状況	1
5	回収の属性	2
6	調査結果の見方	3

**第二章 調査結果の分析**

1	人権一般について	
(1)	基本的人権に関する認知度	4
(2)	関心のある基本的人権	6
(3)	山口県人権推進指針の理解度	10
(4)	山口県人権推進指針を知ったきっかけ	12
(5)	山口県人権推進指針の内容に対する感想	14
(6)	山口県における人権尊重意識の定着状況	16
(7)	周南市人権行政基本方針の理解度	18
(8)	周南市人権行政基本方針を知ったきっかけ	20
(9)	周南市人権行政基本方針の内容に対する感想	22
(10)	周南市における人権尊重意識の定着状況	24
(11)	人権を侵害された経験	26
(12)	人権を侵害されたと思った内容	28
(13)	人権を侵害された際の対処法	32
2	人権の個別分野ごとの課題	
(1)	新たに施行された人権に関する法律の認知度	36
(2)	女性に関する人権上の問題点	40
(3)	子どもに関する人権上の問題点	44
(4)	高齢者に関する人権上の問題点	48
(5)	障害のある人に関する人権上の問題点	52
(6)	罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点	58
(7)	犯罪被害者に関する人権上の問題点	61
(8)	プライバシーの保護に関する人権上の問題点	65
(9)	インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応	69
(10)	性同一性障害のある人に関する人権上の問題点	71
(11)	同和問題に関する人権上の問題点と見聞	75
(12)	外国人に関する人権上の問題点と見聞	83
(13)	感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞	92
(14)	ハンセン病問題に関する人権上の問題点と見聞	100
3	人権教育・啓発の取組	
(1)	啓発活動への接触度	108
(2)	講習会・研修会・学習会等への参加経験	112
(3)	人権に関する取組の今後の条件整備	114
(4)	今後、周南市人権行政基本方針に盛り込むべき人権課題	118

<b>第三章 他の設問との関係</b>	122
---------------------	-----

# 第一章 調査の概要

# 第一章 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、市民の人権に関する意識を把握することによって、今後の人権施策を推進する上での基礎資料とする。

## 2 調査項目

- (1) 人権一般(問1～問6)
- (2) 新たに施行された人権(問7)
- (3) 女性の人権(問8)
- (4) 子どもの人権(問9)
- (5) 高齢者の人権(問10)
- (6) 障害のある人の人権(問11)
- (7) 罪や非行を犯した人の人権(問12)
- (8) 犯罪被害者の人権(問13)
- (9) プライバシー保護(問14)
- (10) インフォームド・コンセント(問15)
- (11) 性同一性障害のある人の人権(問16)
- (12) 同和問題(問17)
- (13) 外国人の人権(問18)
- (14) 感染症患者等の人権(問19)
- (15) ハンセン病問題(問20)
- (16) 周南市の人権に関する取組について(問21～問24)

## 3 調査の方法

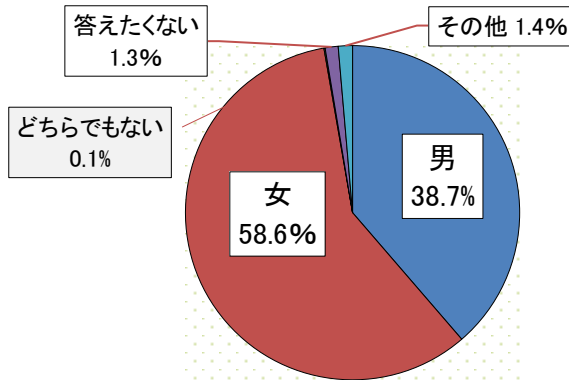
- (1) 調査地域  
周南市全域
- (2) 調査対象者及び標本抽出方法  
市内に居住する18歳以上の者を対象として、住民基本台帳から地区別の人口比率に従い2,000人を無作為抽出法により抽出した。  
ただし、調査票は、山口県が7月に実施した人権に関する県民意識調査(以下「県調査」)と同内容であることから、県調査で無作為抽出した306名についても本市の調査結果として加えている。
- (3) 調査方法  
郵送法・無記名方式
- (4) 調査期間  
令和元年8月26日から令和元年9月17日まで
- (5) 実施機関  
周南市環境生活部人権推進課

## 4 回収状況 (県調査も含む)

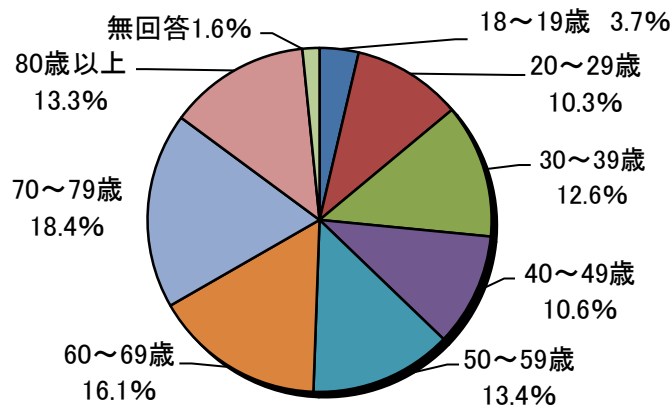
- |                |         |                           |
|----------------|---------|---------------------------|
| (1) 調査票配布数     | 2,306 票 |                           |
| (2) 住所不明による返却数 | 11 票    |                           |
| (3) 回収数        | 874 票   | 回収率 38.1% (前回 H20: 46.7%) |

## 5 回収の属性

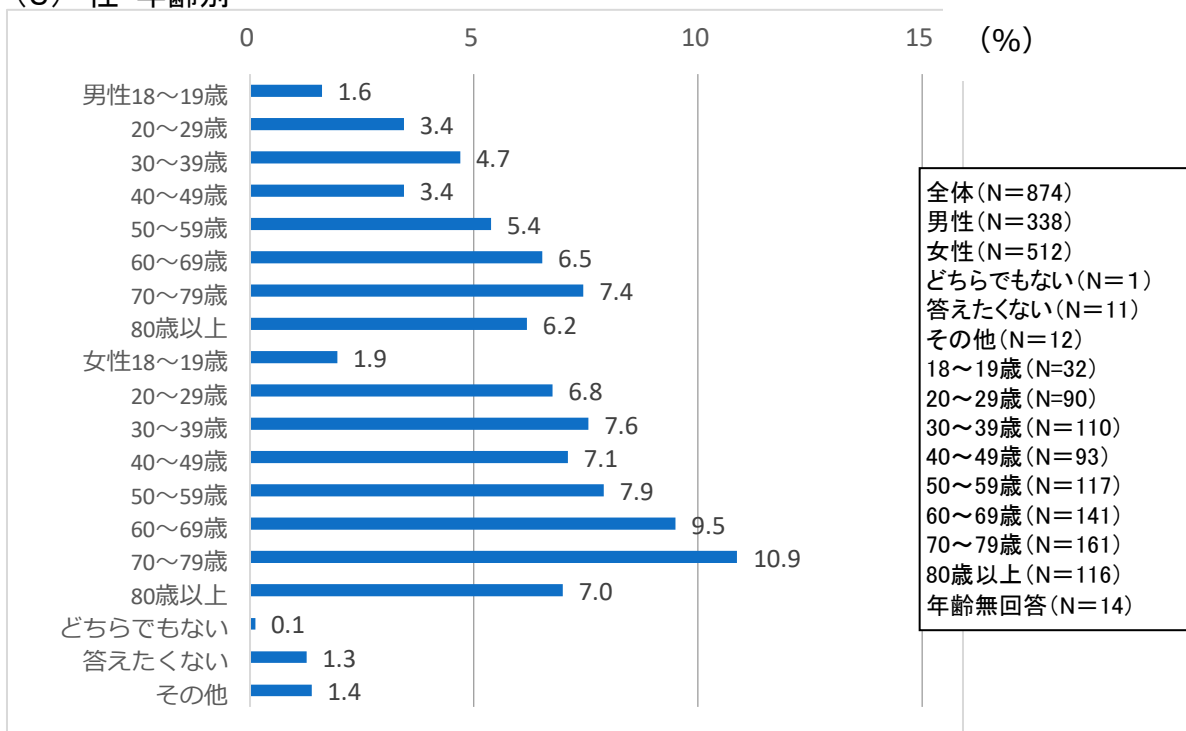
### (1) 性別



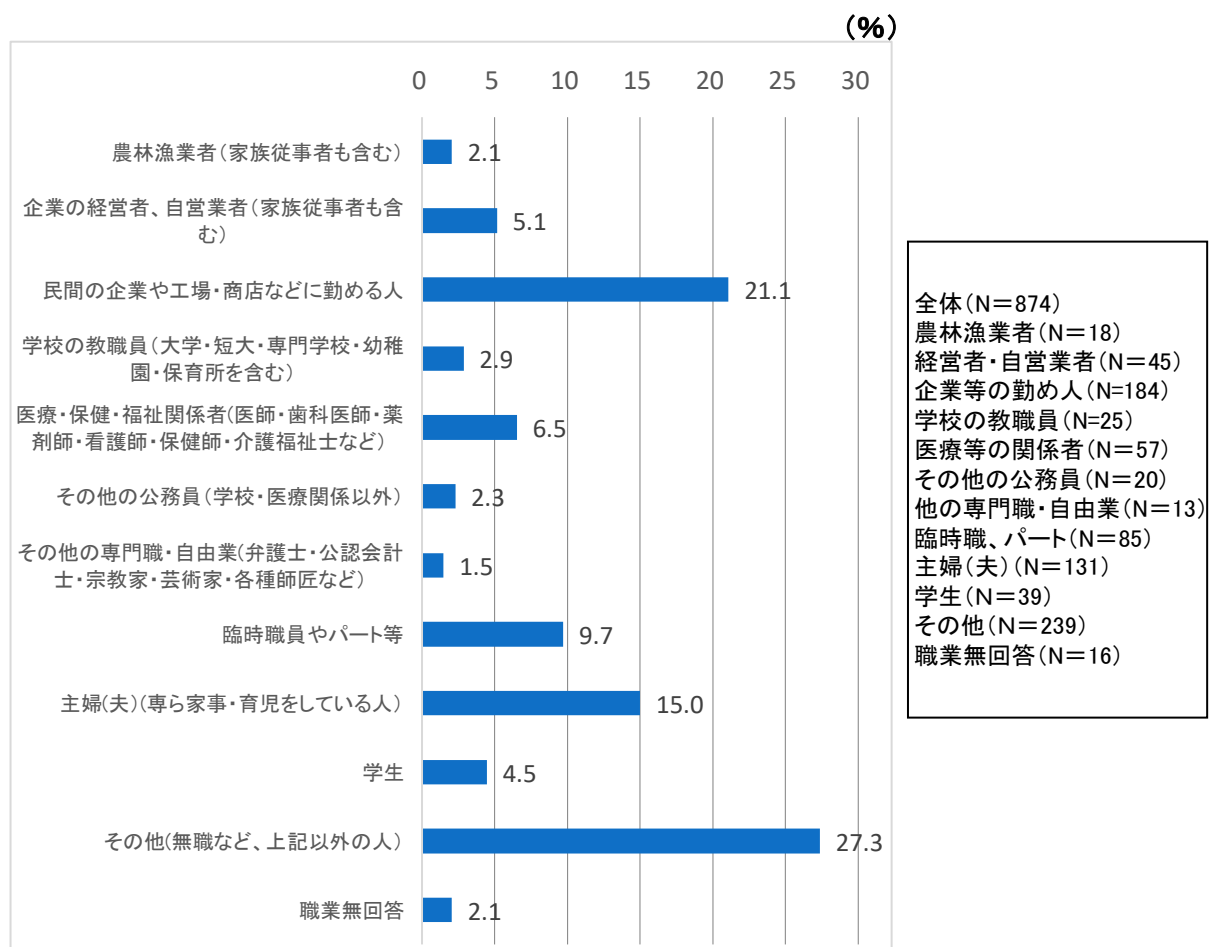
### (2) 年齢別



### (3) 性・年齢別



#### (4) 職業別



## 6 調査結果の見方

- (1) 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比(%)で示してある。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合がある。
- (2) 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100%を超えることがある。
- (3) 報告書中の図表では、コンピューター入力の都合上、回答選択肢の表現を短縮している場合がある。

## 第二章 調査結果の分析

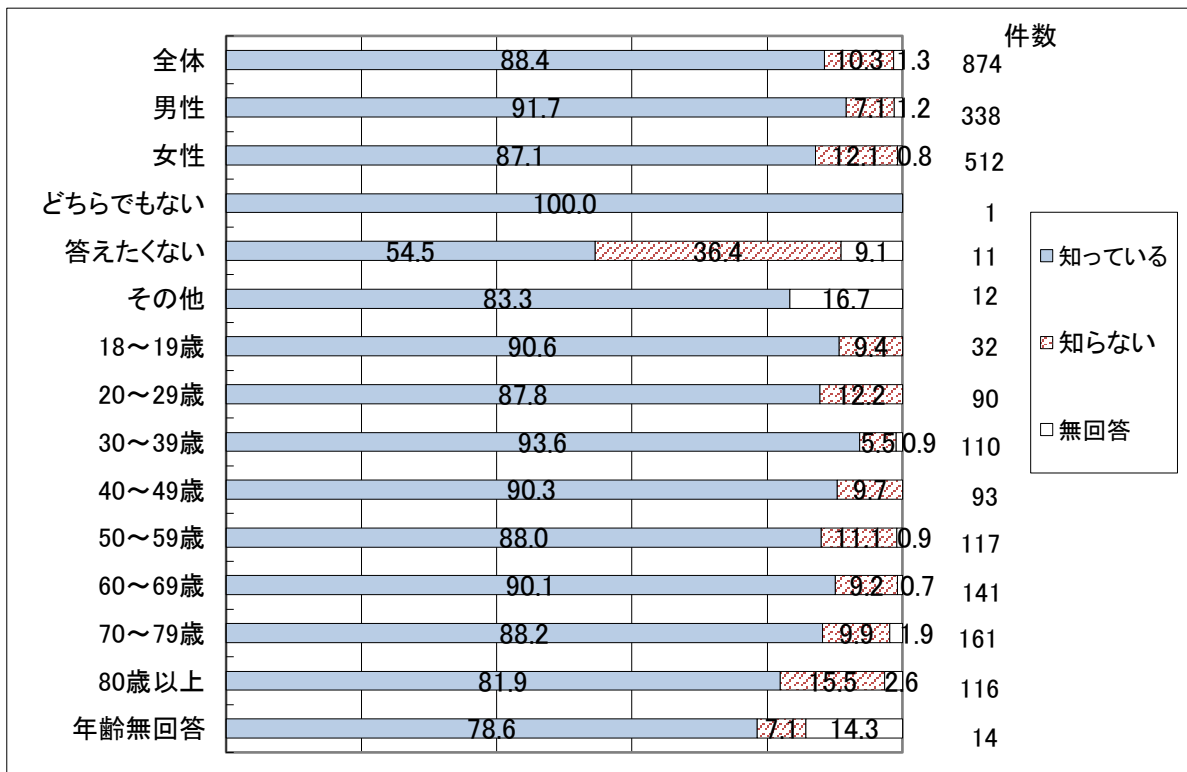
## 第二章 調査結果の分析

### 1 人権一般について

#### (1) 基本的人権に関する認知度

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(✓は1つ)

図1-1 基本的人権に関する認知度(性・年齢別)



#### 基本的人権に関する認知度について

- ▶ 「知っている」が88.4%と8割を超えている。
- ▶ 「知っている」は、前回調査(85.5%)に比べ2.9ポイント、県調査(87.8%)に比べ0.6ポイント、H29内閣府調査(81.4%)に比べ7.0ポイント高くなっている。
- ▶ 年齢別にみると、無回答の者を除き、すべての年齢で「知っている」との回答が8割を超えている。

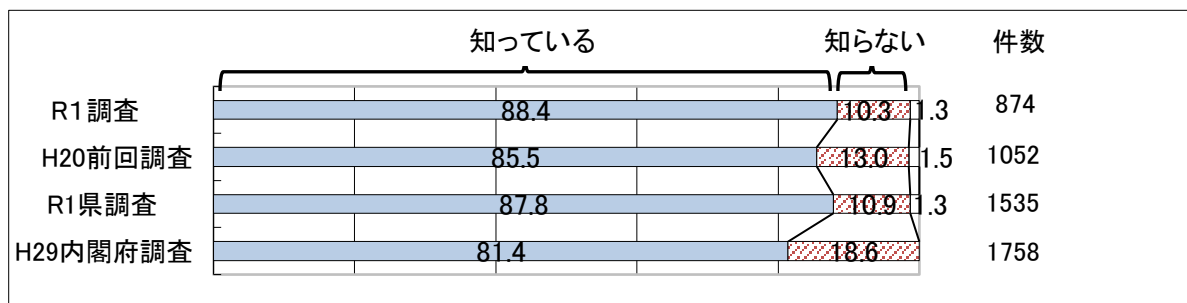
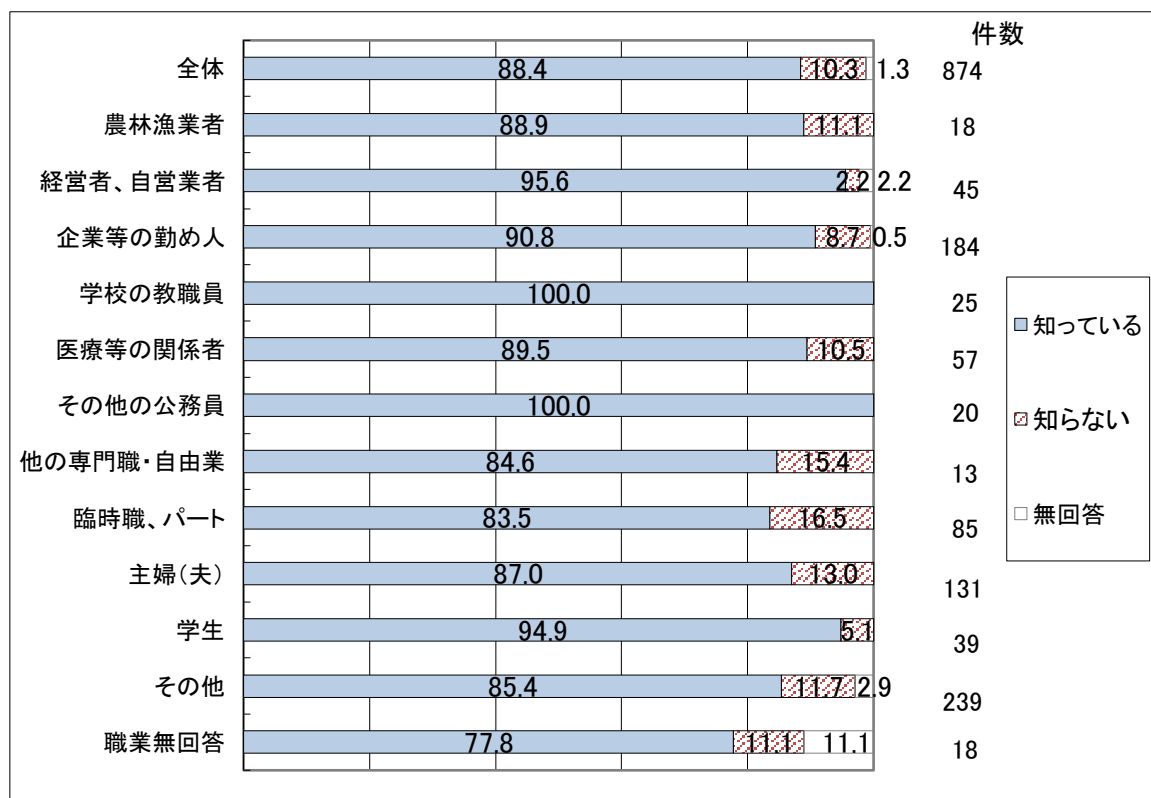




図1-2 基本的人権に関する認知度(職業別)

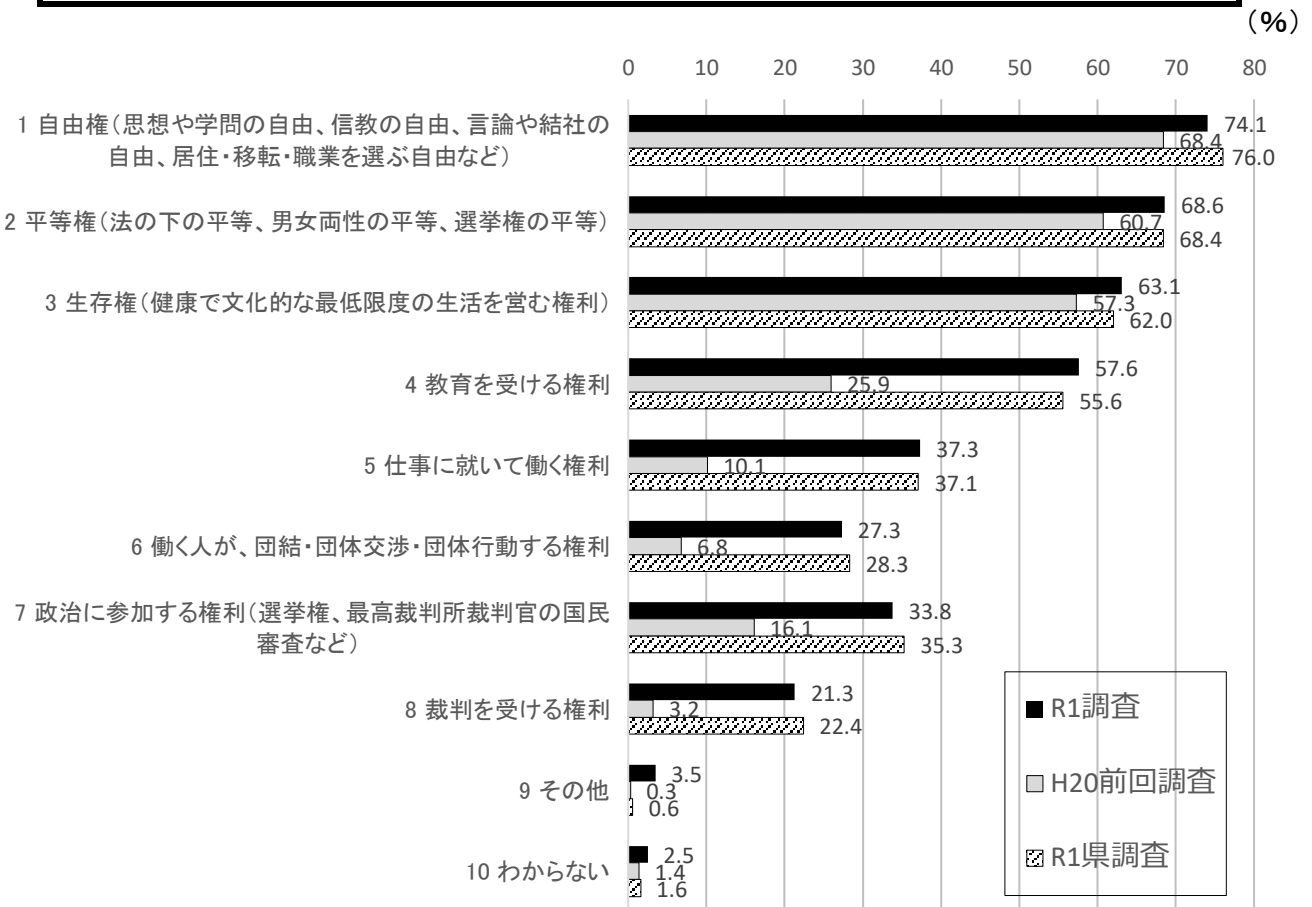


▶職業別にみると、いずれの職業とも「知っている」と答えた人が8割を超え、中でも学校の教職員、その他の公務員は100.0%となっている。

## (2) 関心のある基本的人権

【問1で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

問1-2 憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心をもっているものはどれですか。(✓はいくつでも)

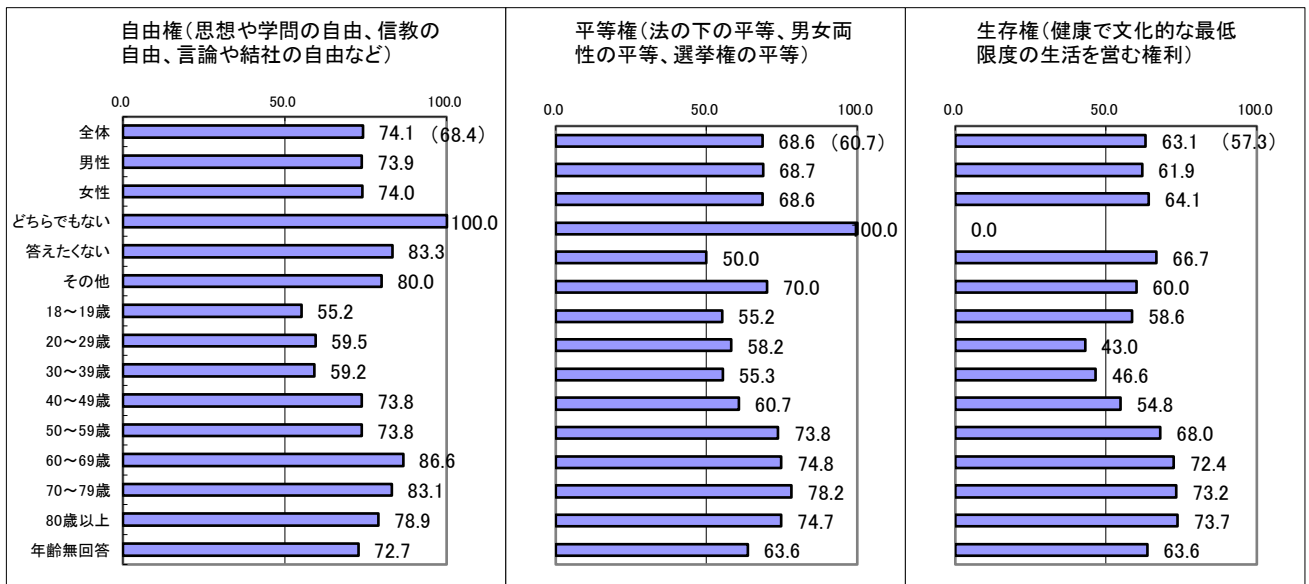


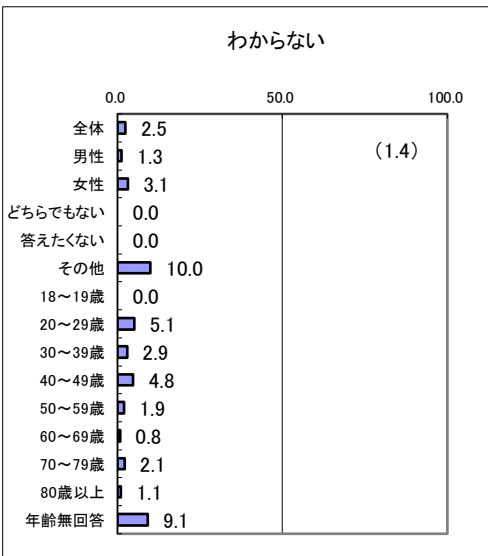
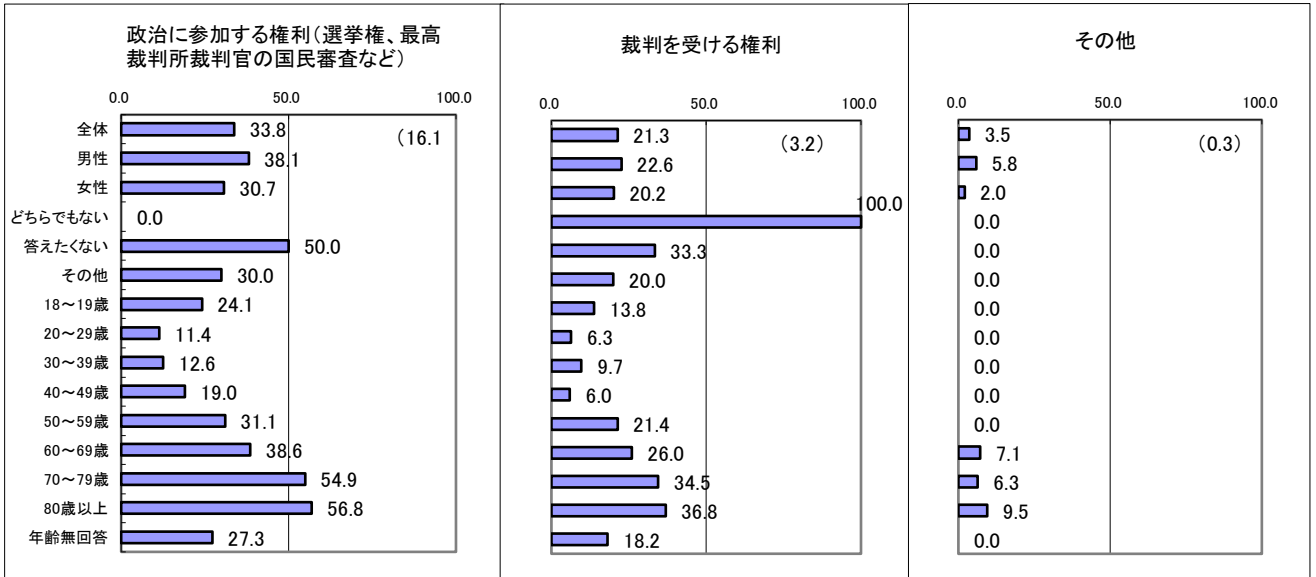
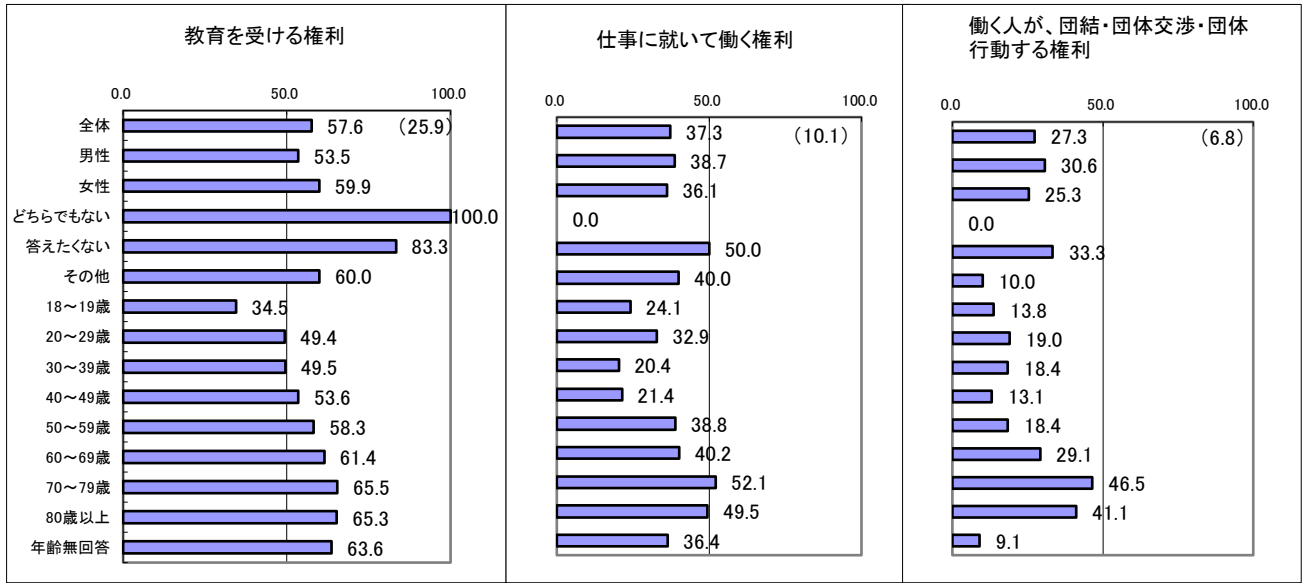
### 関心のある基本的人権について

▶前回調査同様、「自由権」(74.1%)の回答が最も高く、次いで「平等権」(68.6%)、「生存権」(63.1%)、「教育を受ける権利」(57.6%)の順となっている。

図1-2-1 関心のある基本的人権(性・年齢別)

( )はH20前回調査

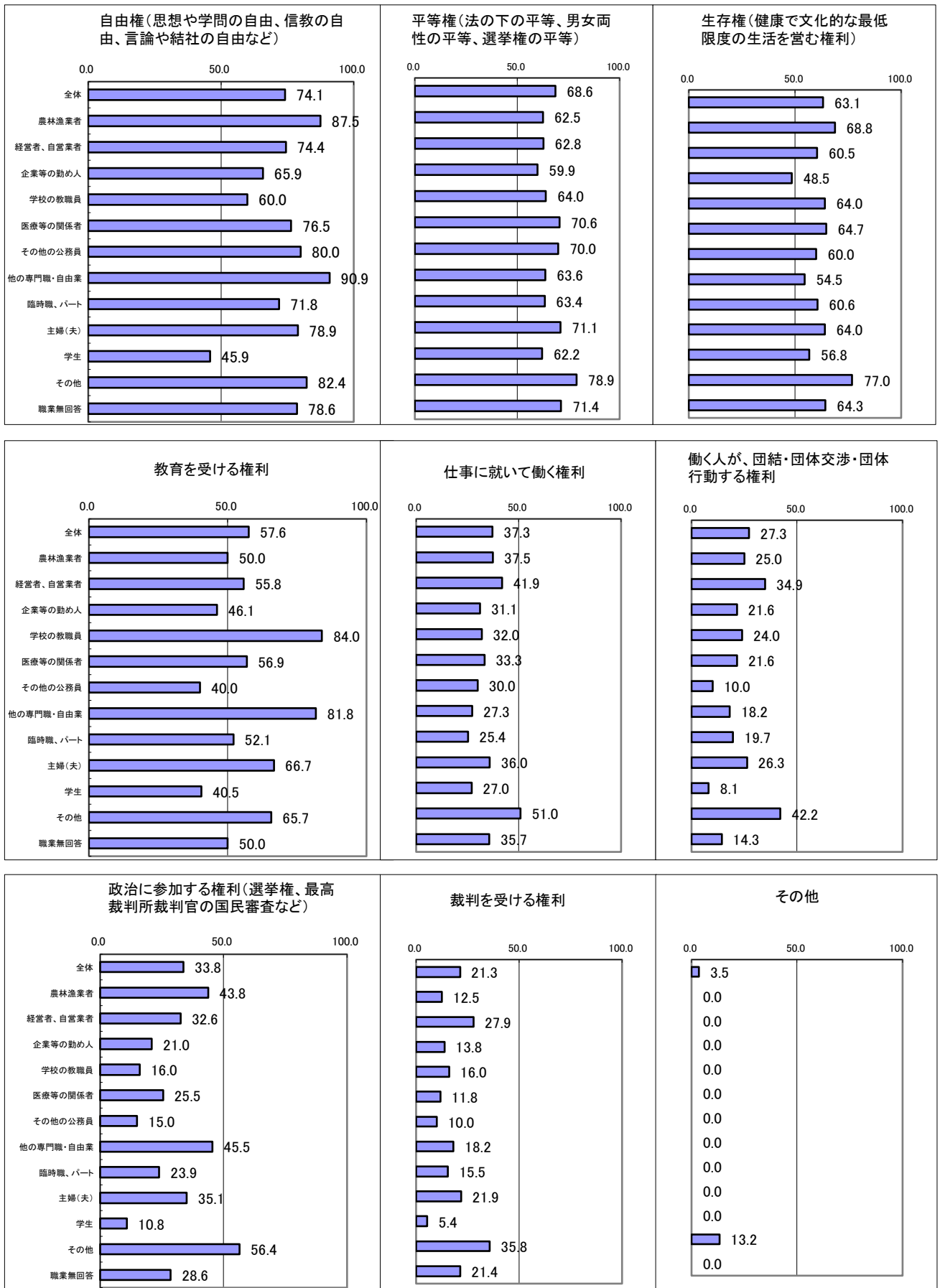


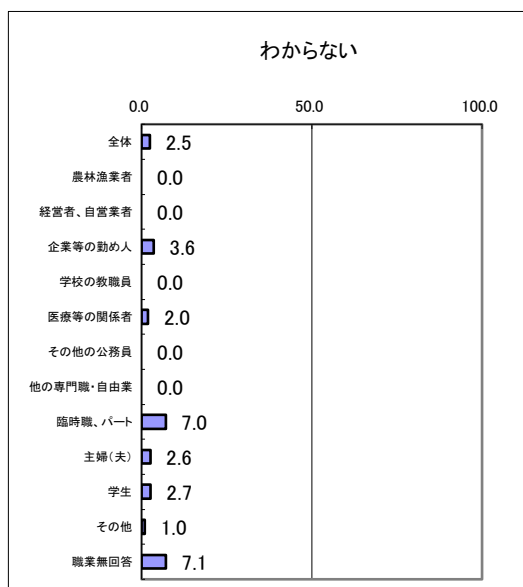


全体(N=773)  
 男性(N=310)  
 女性(N=446)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=6)  
 その他(N=10)  
 18～19歳(N=29)  
 20～29歳(N=79)  
 30～39歳(N=103)  
 40～49歳(N=84)  
 50～59歳(N=103)  
 60～69歳(N=127)  
 70～79歳(N=142)  
 80歳以上(N=95)  
 年齢無回答(N=11)

▶年齢別に見ると、「自由権」は、40歳代以上で70%を超えて高くなっている。

図1-2-2 関心のある基本的人権(職業別)





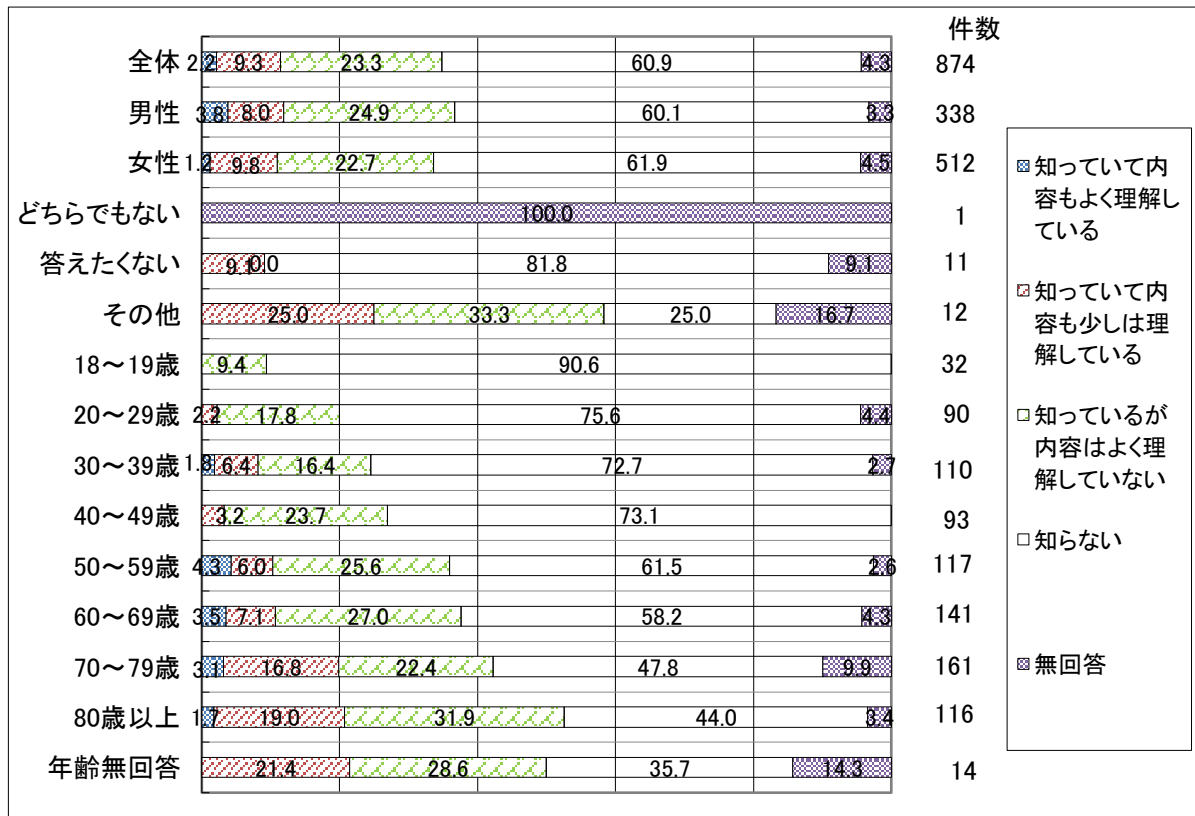
全体 (N=773)  
 農林漁業者 (N=16)  
 経営者・自営業者 (N=43)  
 企業等の勤め人 (N=167)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=51)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=11)  
 臨時職、パート (N=71)  
 主婦(夫) (N=114)  
 学生 (N=37)  
 その他 (N=204)  
 職業無回答 (N=14)

- ▶職業別にみると、大半の職業が「自由権（思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など）」と回答した人が最も多くなっている。
- ▶学校の教職員は、「教育を受ける権利」が84.0%と最も高く、学生は、「平等権（法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等）」が62.2%と最も高くなっている。

### (3) 山口県人権推進指針の理解度

問2 山口県では、「山口県人権推進指針」を策定し、人権に関する諸施策を総合的に推進しています。あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか(✓は1つ)

図2-1 山口県人権推進指針の理解度(性・年齢別)



#### 山口県人権推進指針の理解度について

- ▶ 「知っている内容も理解している」、「知っている内容も少しは理解している」、「知っているが内容はよく知らない」を合わせた『知っている(計)』(21.3%→34.8%)は、前回調査に比べ15.4ポイント上昇している。
- ▶ しかしながら、『知っている(計)』は、3割強にとどまっており、理解度も決して高い状況ではない。
- ▶ 年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれ、『知っている(計)』が高くなる傾向が見られ、最も低い18～19歳では『知っている(計)』が9.4%であった。

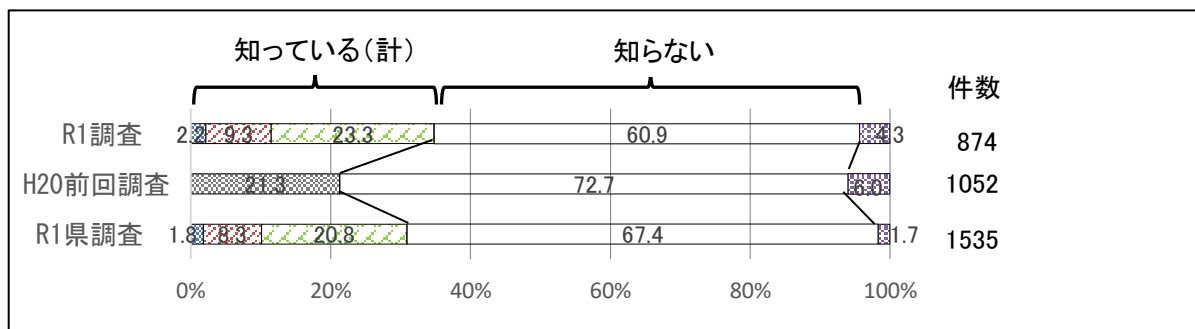
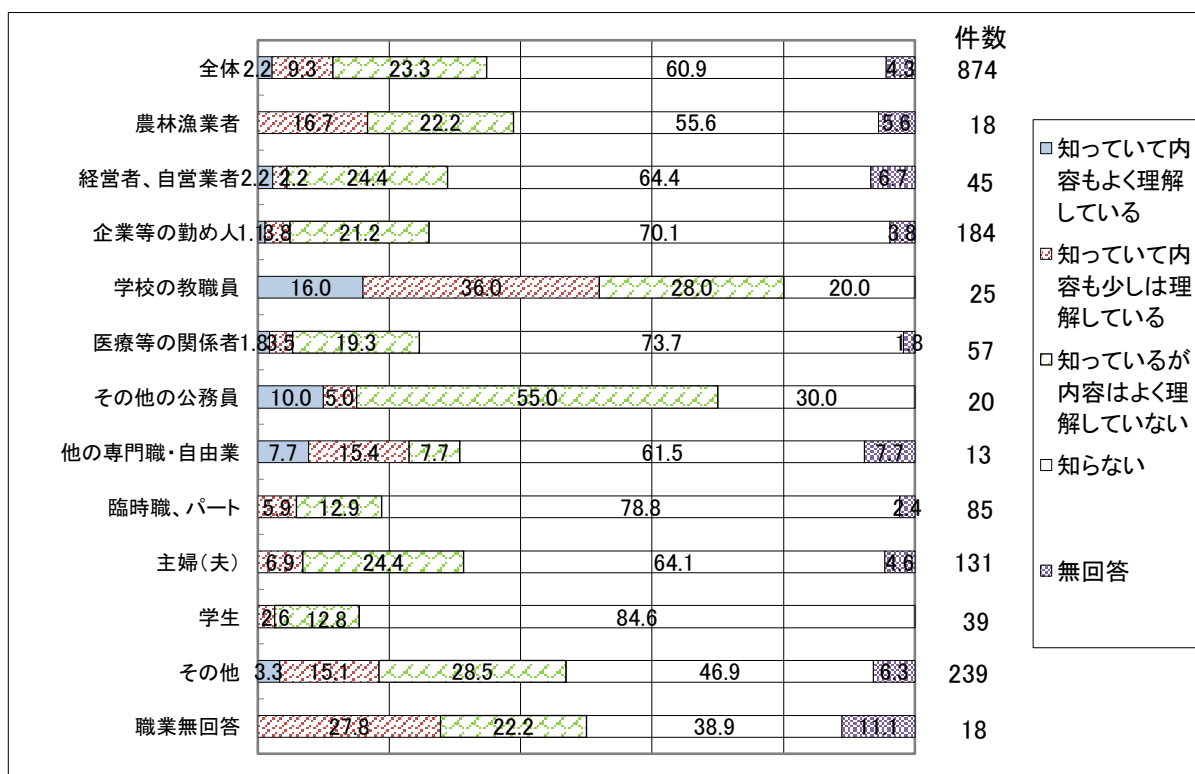


図2-2 山口県人権推進指針の理解度(職業別)



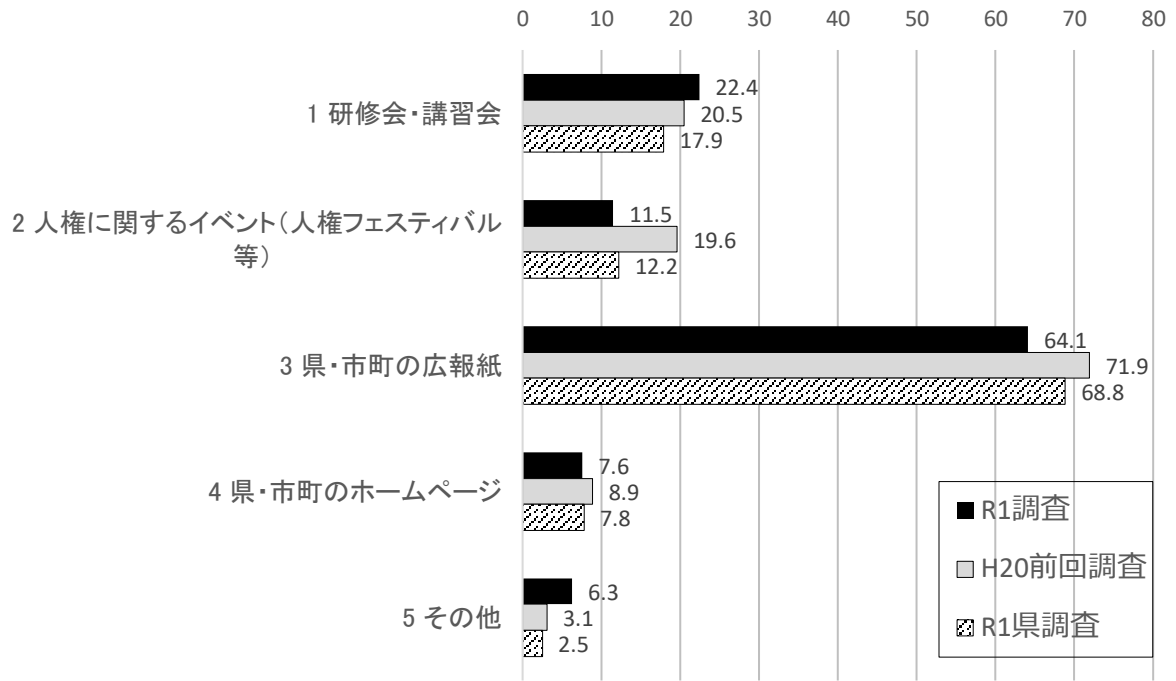
▶職業別にみると、学校の教職員は「知っている内容も理解している」(16.0%)、「知っている内容も少しは理解している」(36.0%)、「知っているが内容はよく知らない」(28.0%)となっており、これらを合わせた『知っている(計)』は80.0%である。同様に、その他の公務員の『知っている(計)』は70.0%である。

▶一方、学生は『知っている(計)』が15.4%と2割に満たない。

(4) 山口県人権推進指針を知ったきっかけ

【問2で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

(1) あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。(✓はいくつでも)

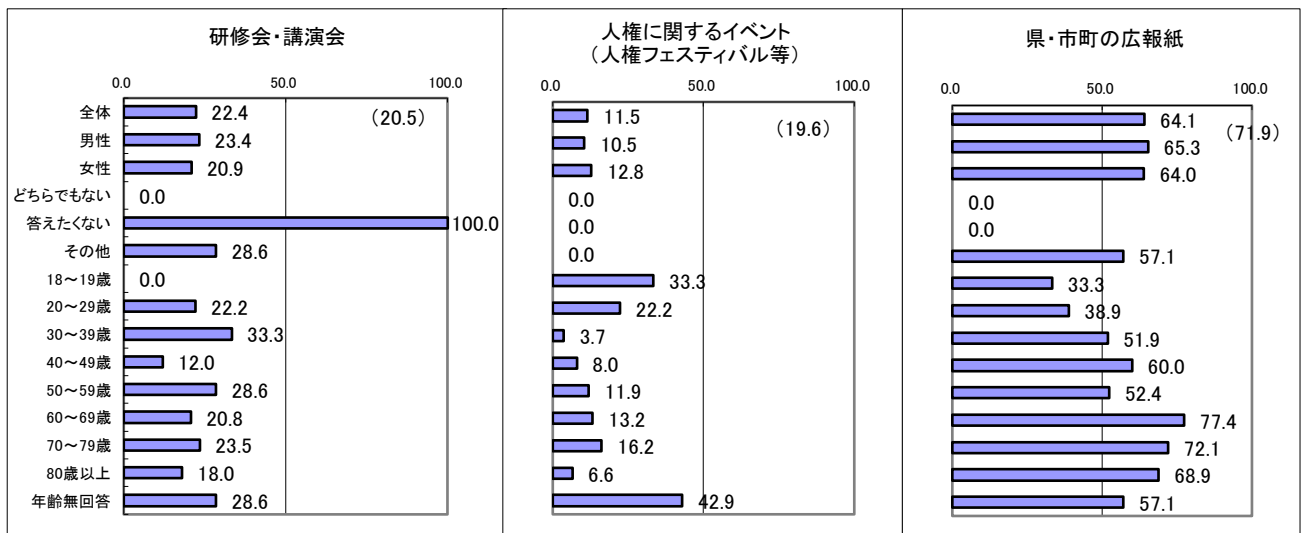


山口県人権推進指針を知ったきっかけについて

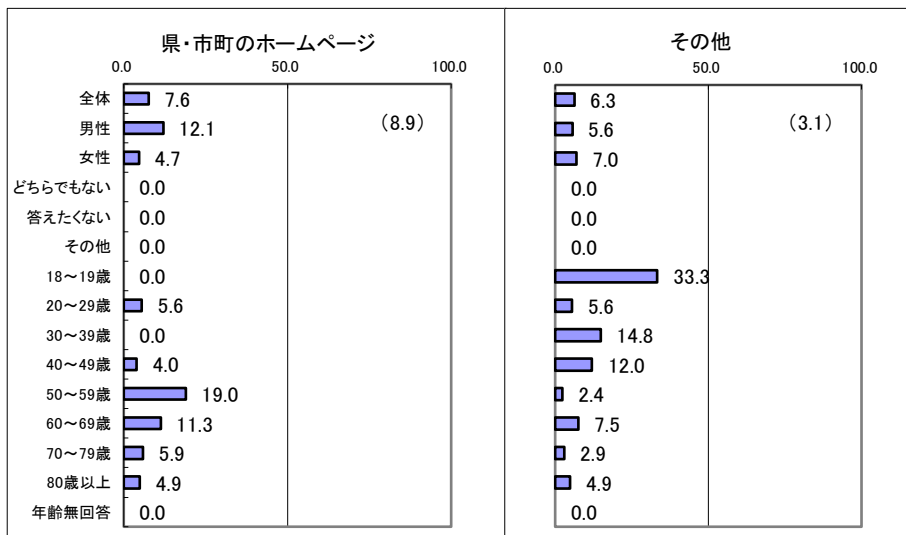
▶ 前回調査同様、「県・市町の広報紙」(64.1%)が最も高くなっている。

図2-1-1 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(性・年齢別)

( )はH20前回調査



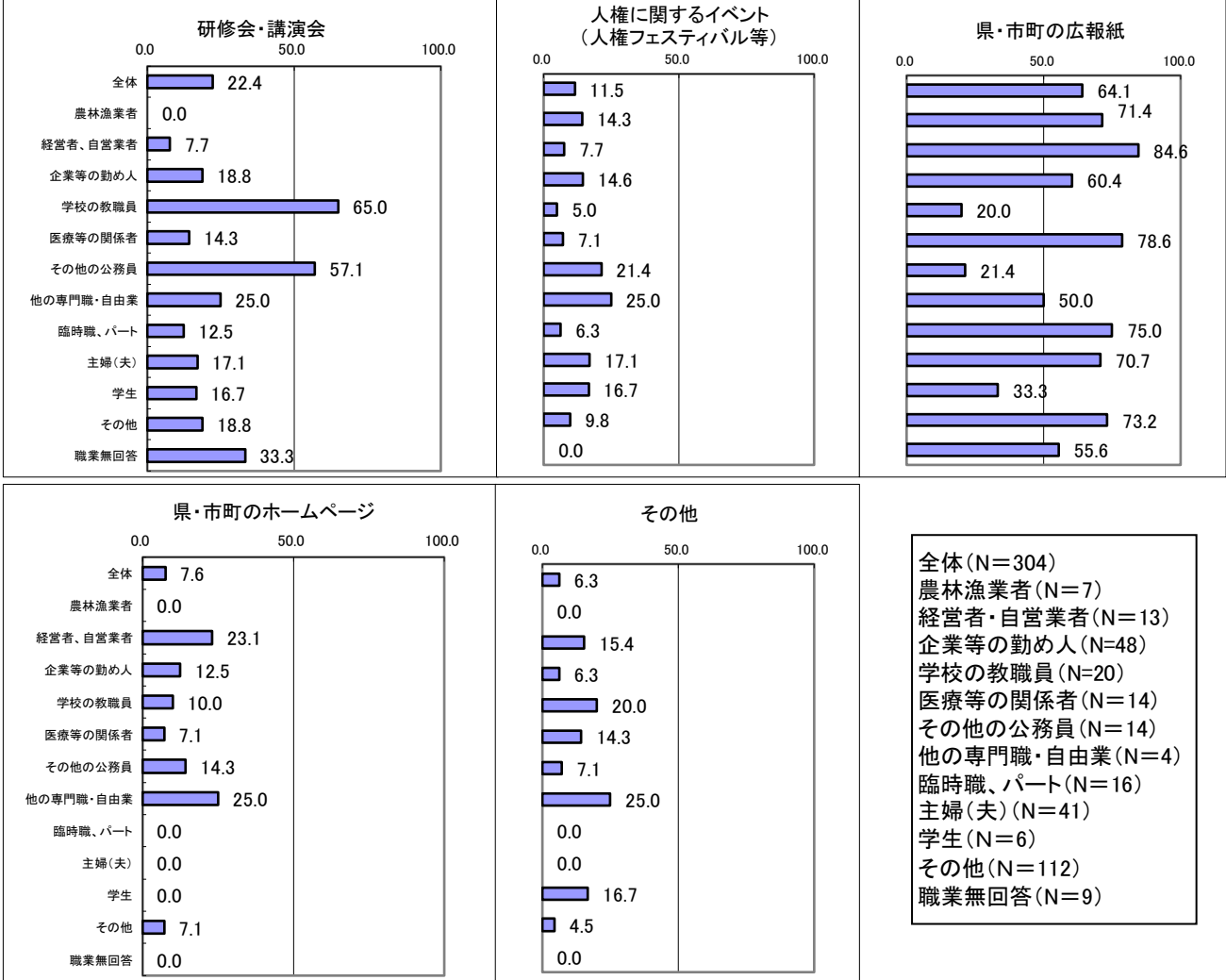




全体(N=304)  
 男性(N=124)  
 女性(N=172)  
 どちらでもない(N=0)  
 答えたくない(N=1)  
 その他(N=7)  
 18～19歳(N=3)  
 20～29歳(N=18)  
 30～39歳(N=27)  
 40～49歳(N=25)  
 50～59歳(N=42)  
 60～69歳(N=53)  
 70～79歳(N=68)  
 80歳以上(N=61)  
 年齢無回答(N=7)

- ▶年齢別にみると、大半の年齢層が「県・市町の広報紙」の回答割合が最も高くなっている。
- ▶30～39歳は、「研修会・講演会」(33.3%)が他の年齢層に比べ高くなっている。

図2-1-2 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(職業別)



全体(N=304)  
 農林漁業者(N=7)  
 経営者・自営業者(N=13)  
 企業等の勤め人(N=48)  
 学校の教職員(N=20)  
 医療等の関係者(N=14)  
 その他の公務員(N=14)  
 他の専門職・自由業(N=4)  
 臨時職、パート(N=16)  
 主婦(夫)(N=41)  
 学生(N=6)  
 その他(N=112)  
 職業無回答(N=9)

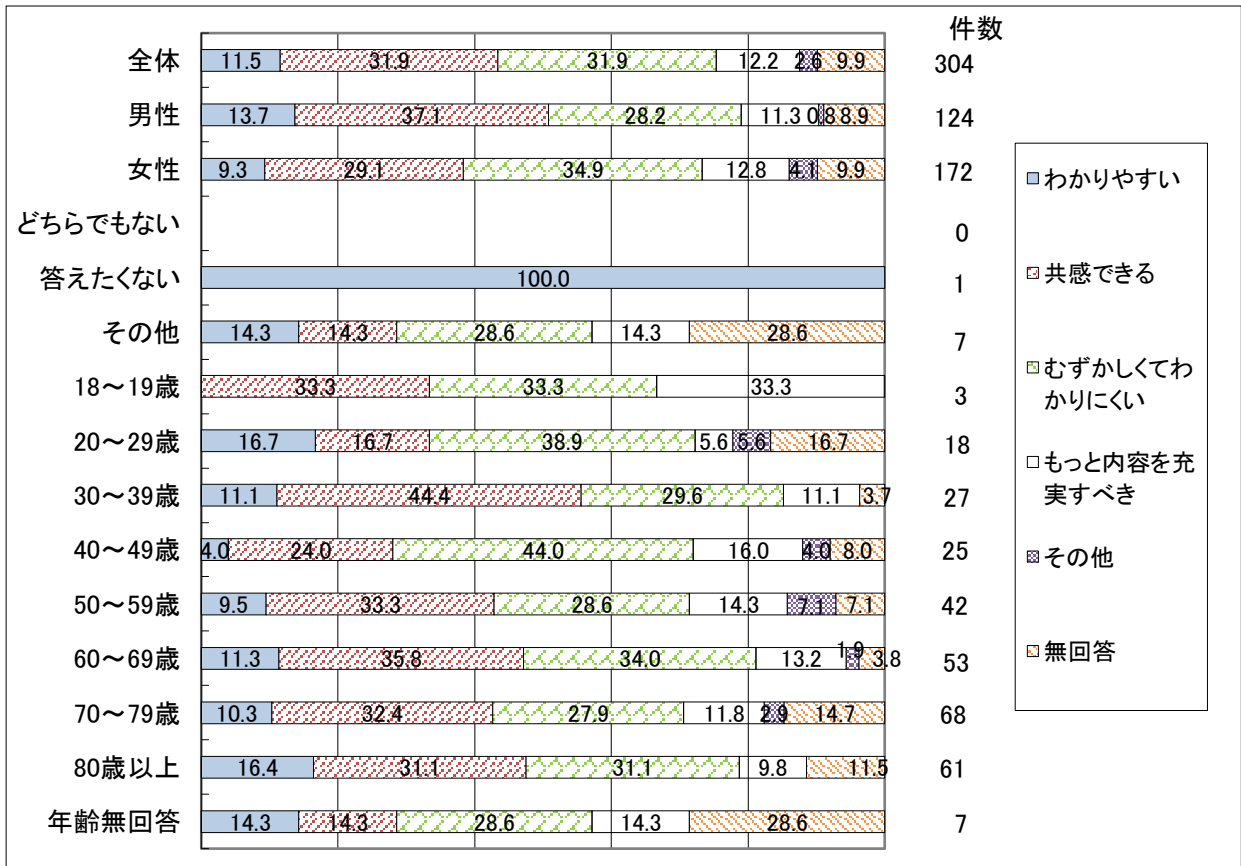
- ▶ほぼ全ての職業において、「県・市町の広報紙」の回答割合が最も高くなっている。
- ▶学校の教職員(65.0%)、その他の公務員(57.1%)は「研修会・講演会」が最も高くなっている。

(5) 山口県人権推進指針の内容に対する感想

【問2で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

(2) 山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。(✓は1つ)

図2-2-1 山口県人権推進指針の内容に対する感想(性・年齢別)



H20前回調査との比較

	H20前回調査	R1調査
肯定的な感想(計)	47.4%	43.4% (-4.0%)
わかりやすい	10.3%	11.5% (+1.2%)
共感できる	37.1%	31.9% (-5.2%)
否定的な感想(計)	40.6%	44.1% (+3.5%)
むずかしくてわかりにくい	19.2%	31.9% (+12.7%)
もっと内容を充実すべき	21.4%	12.2% (-9.2%)

※カッコ内数値は前回調査からの変動幅

▶前回調査に比べ『肯定的な感想(計)』(47.4%→43.4%)は4.0ポイント低下し、『否定的な感想(計)』(40.6%→44.1%)は3.5ポイント上昇している。

▶『肯定的な感想(計)』について、男性(50.8%)は女性(38.4%)に比べ12.4ポイント高くなっている。

▶40～49歳は、「むずかしくてわかりにくい」(44.0%)が4割を超えている。

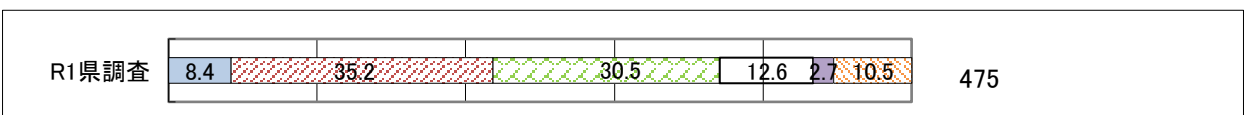
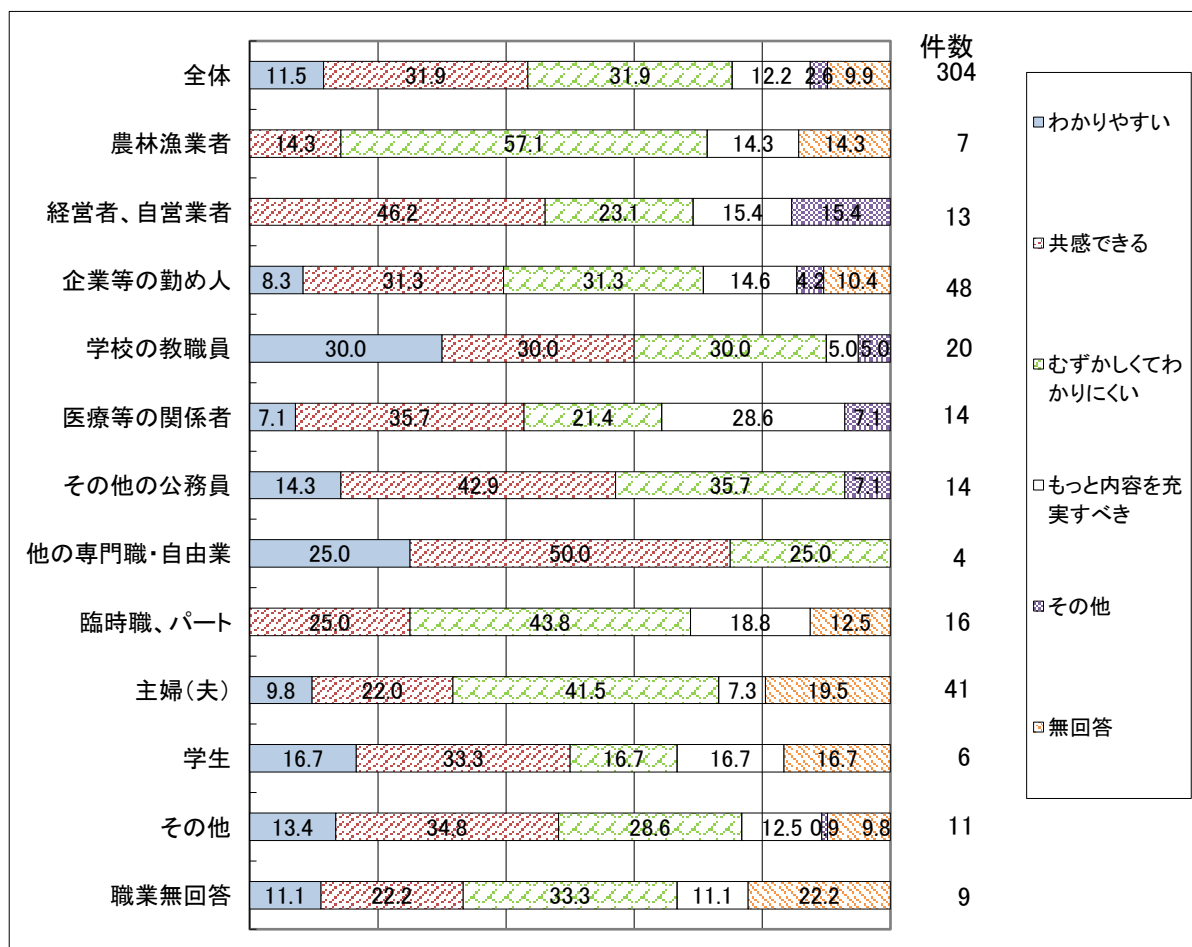


図2-2-2 山口県人権推進指針の内容に対する感想について(職業別)



▶職業別にみると、「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた『肯定的な感想

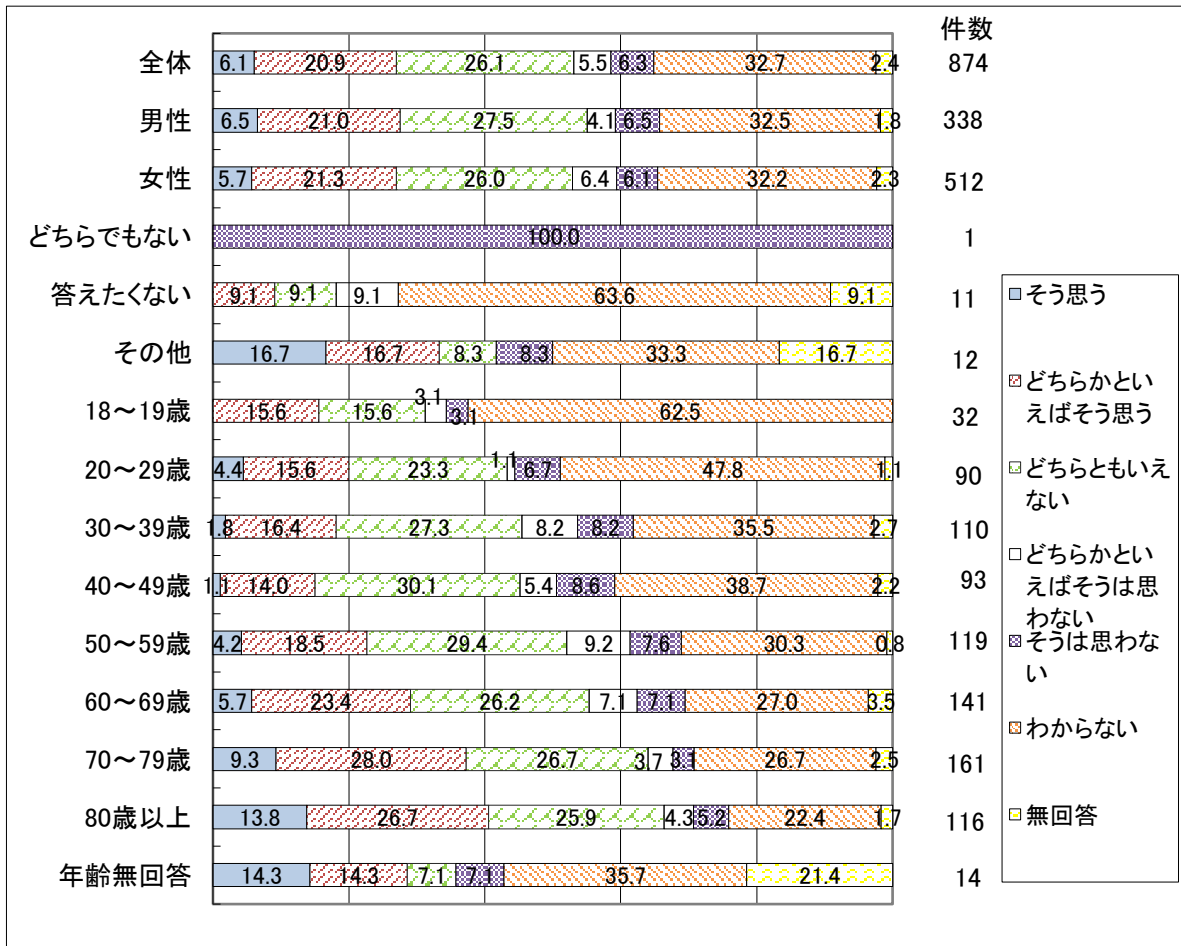
(計)』の回答割合は、他の専門職・自由業(75.0%)が最も高く、次いで、学校の教職員(60.0%)、その他の公務員(57.2%)の順となっている。

▶「むずかしくてわかりにくい」の回答割合では、農林漁業者(57.1%)は5割を超え、臨時職・パート(43.8%)、主婦(夫)(41.5%)は4割を超えている。

(6) 山口県における人権尊重意識の定着状況

問3 今の山口県は、10年前と比べて人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。(✓は1つ)

図3-1 山口県における人権尊重意識の定着状況(性・年齢別)



山口県における人権尊重意識の定着状況について

- ▶「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う(計)』は27.0%である。前回調査に比べ7.1ポイント上昇している。
- ▶一方、「そうは思わない」と「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた『そうは思わない(計)』は11.8%である。
- ▶年齢別にみると、高年齢層ほど『そう思う(計)』の回答割合が高くなる傾向にあり、80歳以上(40.5%)、70～79歳(37.3%)と3割を超えている。

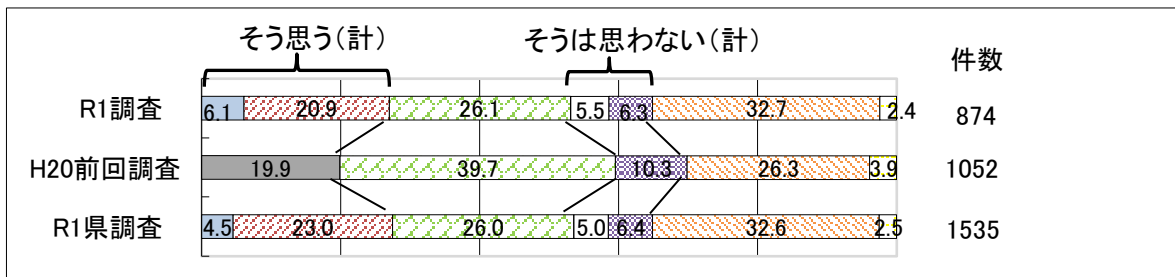
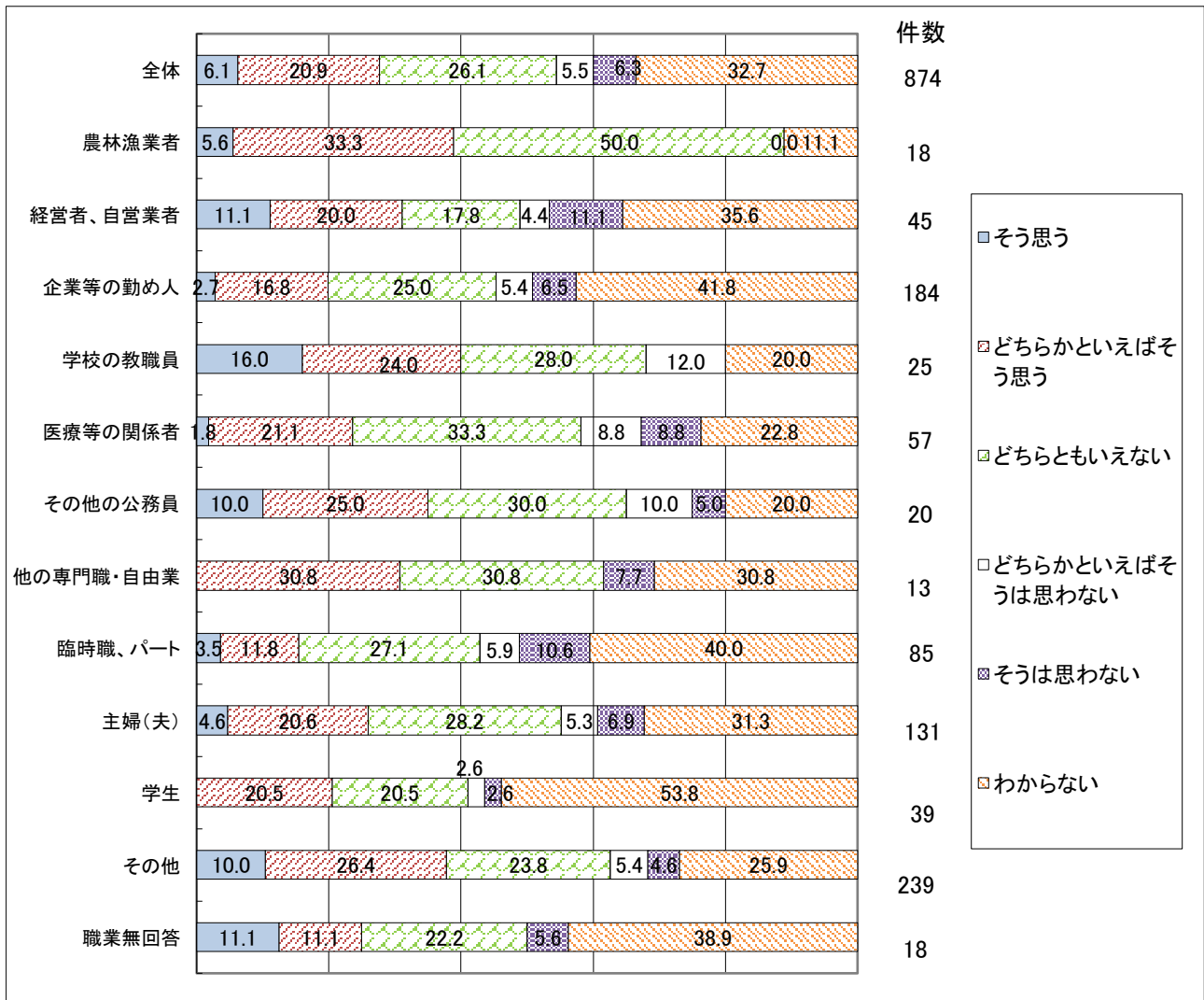


図3-2 山口県における人権尊重意識の定着状況(職業別)



▶職業別にみると、学校の教職員は「そう思う」（16.0%）、「どちらかといえばそう思う」（24.0%）を合わせた『そう思う(計)』の回答割合は40.0%となっており、他の業種と比べ高くなっている。

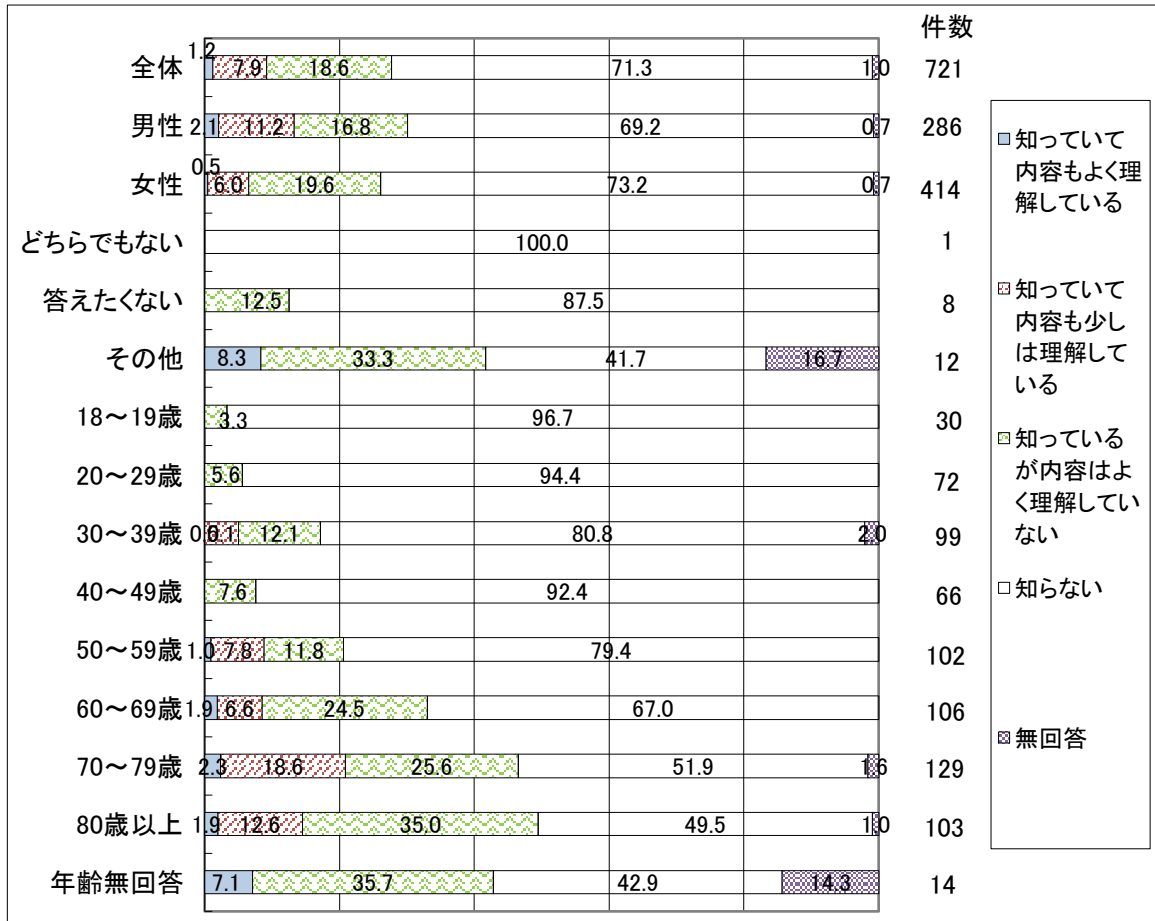
▶「どちらともいえない」では、農林業業者（50.0%）が5割となっている。

▶「わからない」では、学生（53.8%）が5割を超え、他の職業に比べ高くなっている。

(7) 周南市人権行政基本方針の理解度 【新規】

問4 周南市では、「周南市人権行政基本方針」を策定し、人権に関する諸施策を総合的に推進していますが、あなたはこの「周南市人権行政基本方針」を知っていますか(✓は1つ)

図4-1 周南市人権行政基本方針」の理解度(性・年齢別)



周南市人権行政基本方針の理解度について

▶「知っている内容もよく理解している」(1.2%)、「知っている内容も少しは理解している」(7.9%)、「知っているが内容はよく知らない」(18.6%)となっており、これらを合わせた『知っている(計)』は27.7%である。

▶一方、「知らない」と答えた人は67.4%となっている。

▶年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ、「知っている(計)」の回答割合は高くなる傾向がみられ、80歳以上は49.5%、70～79歳は46.5%となっている。

図4-2 周南市人権行政基本方針の理解度(職業別)



▶職業別にみると、その他（学校・医療関係者以外）の公務員は「知っている内容も理解している」（5.3%）、「知っている内容も少しは理解している」（21.1%）、「知っているが内容はよく知らない」（21.1%）となっており、これらを合わせた『知っている（計）』は47.5%である。

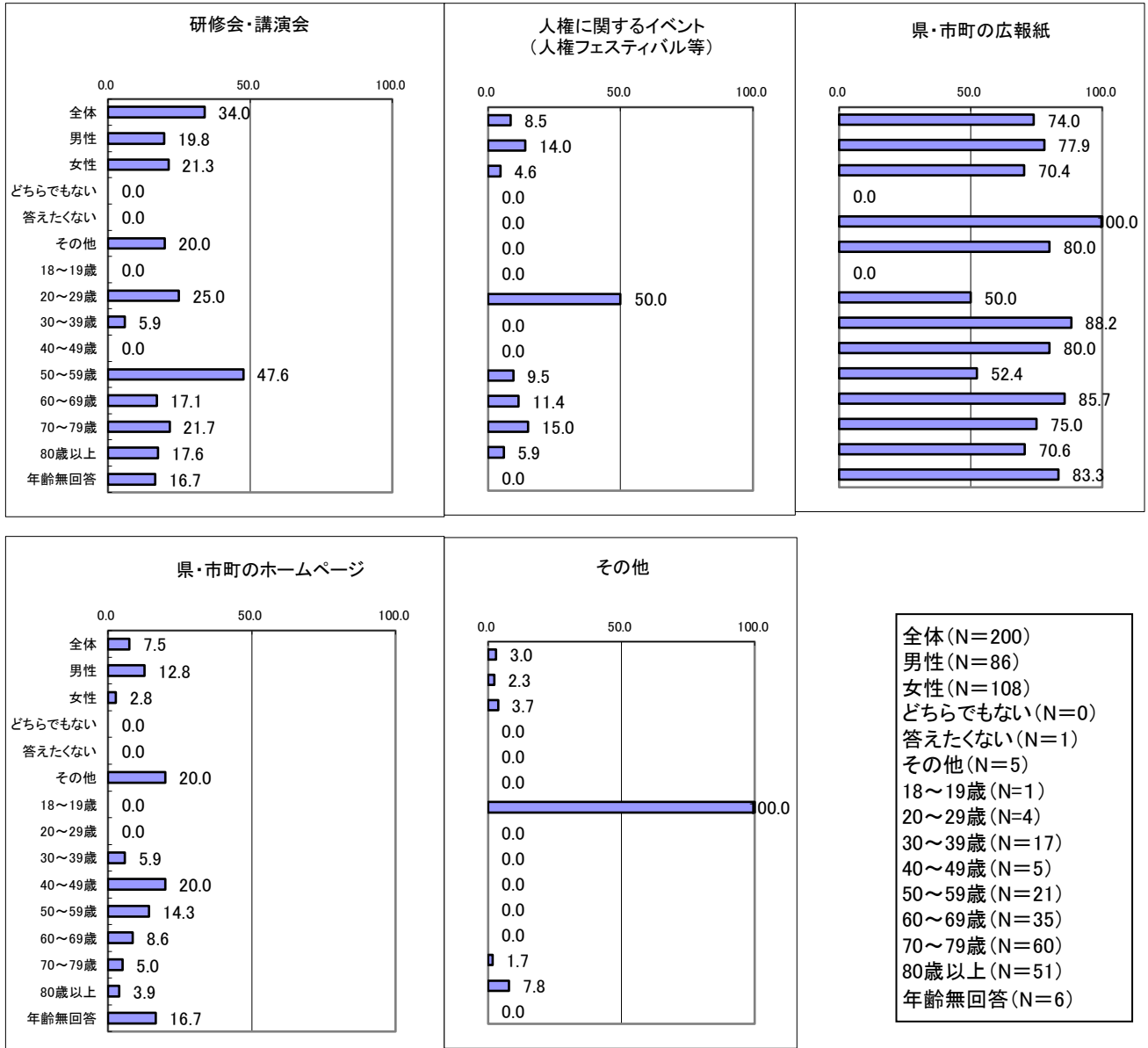
▶一方、学生は『知っている（計）』が5.4%と1割に満たない。

(8) 周南市人権行政基本方針を知ったきっかけ 【新規】

【問4で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

(1) あなたが、周南市人権行政基本方針を知ったきっかけは何からですか。(✓はいくつでも)

図4-1-1 周南市人権行政基本方針を知ったきっかけ(性・年齢別)

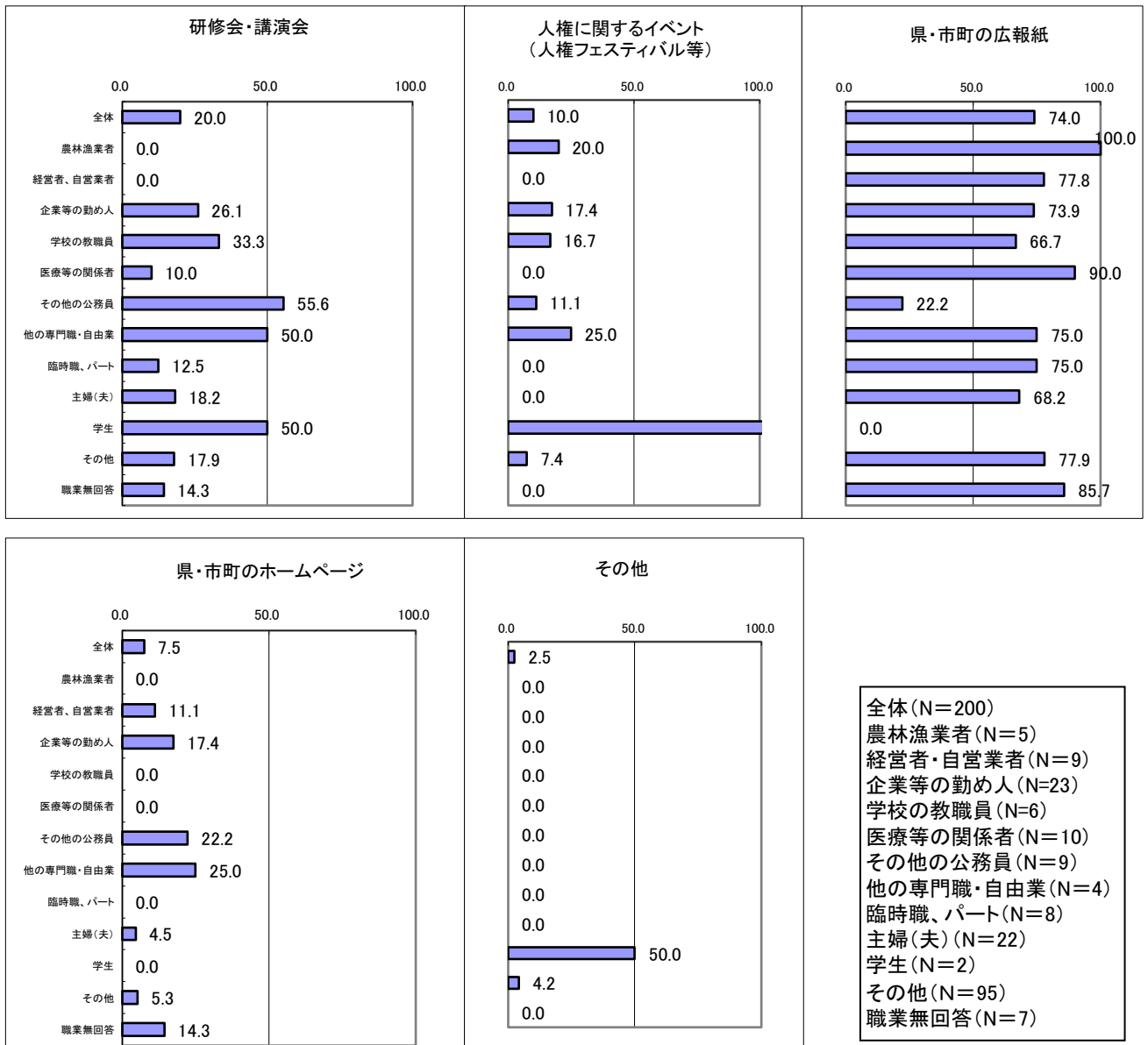


周南市人権行政基本方針を知ったきっかけについて

- ▶「県・市町の広報紙」が74.0%と7割を超えている。
- ▶年齢別に見ると、50~59歳は「研修会・講演会」（47.6%）が他の年齢層に比べ高くなっている。
- ▶サンプル数は少ないが、20~29歳は「人権に関するイベント」（50.0%）が他の年齢層に比べ高くなっている。



図4-1-2 周南市人権行政基本方針を知ったきっかけ(職業別)



全体(N=200)  
 農林漁業者(N=5)  
 経営者・自営業者(N=9)  
 企業等の勤め人(N=23)  
 学校の教職員(N=6)  
 医療等の関係者(N=10)  
 その他の公務員(N=9)  
 他の専門職・自由業(N=4)  
 臨時職、パート(N=8)  
 主婦(夫)(N=22)  
 学生(N=2)  
 その他(N=95)  
 職業無回答(N=7)

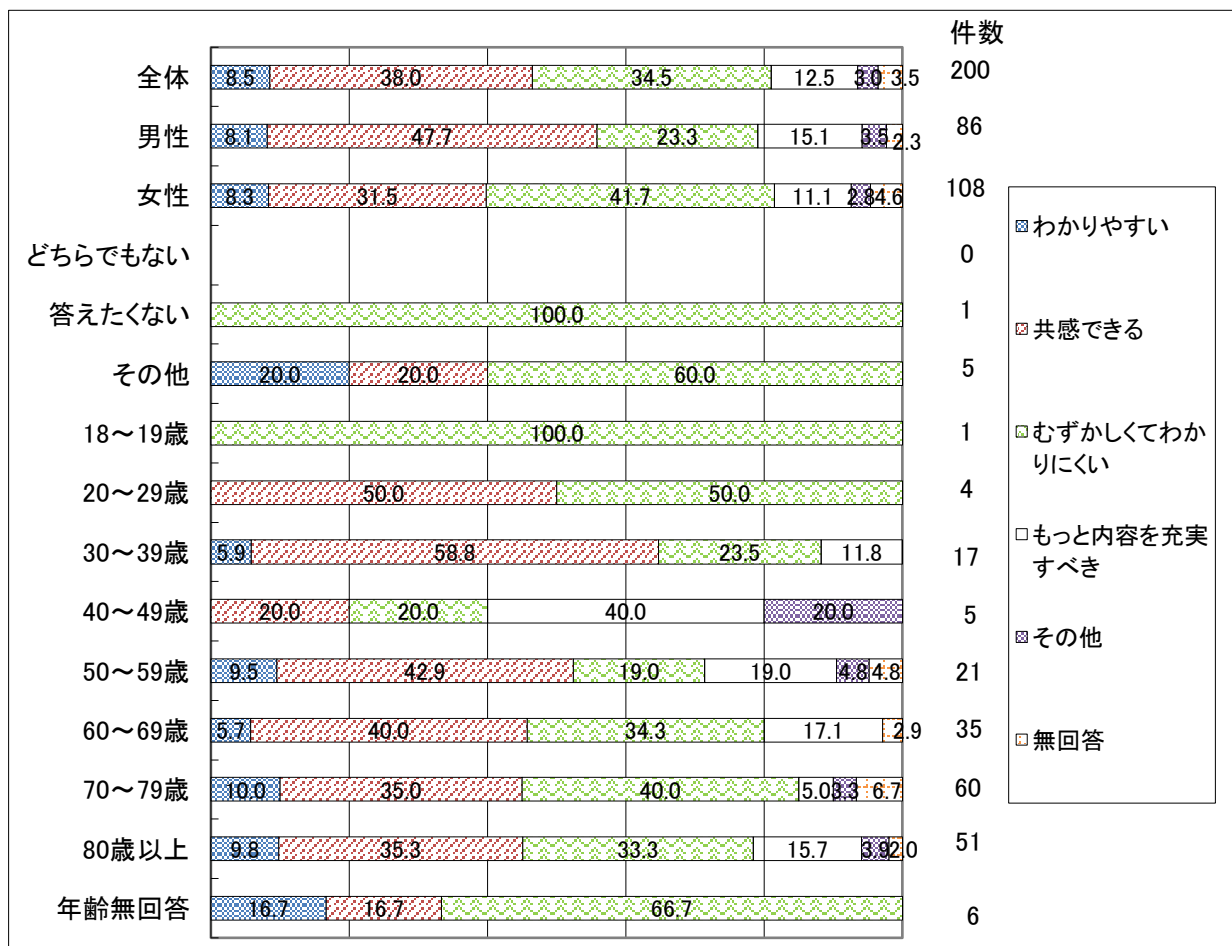
▶職業別にみると、最も高い割合の回答が「県・市町の広報紙」である職業がほとんどであるのに対し、その他の公務員は「研修会・講演会」が最も高い項目となっており、5割以上となっている。

(9) 周南市人権行政基本方針の内容に対する感想 【新規】

【問4で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

(2) 周南市人権行政基本方針について、どのように思いましたか。(✓は1つ)

図4-2-1 周南市人権行政基本方針の内容に対する感想(性・年齢別)

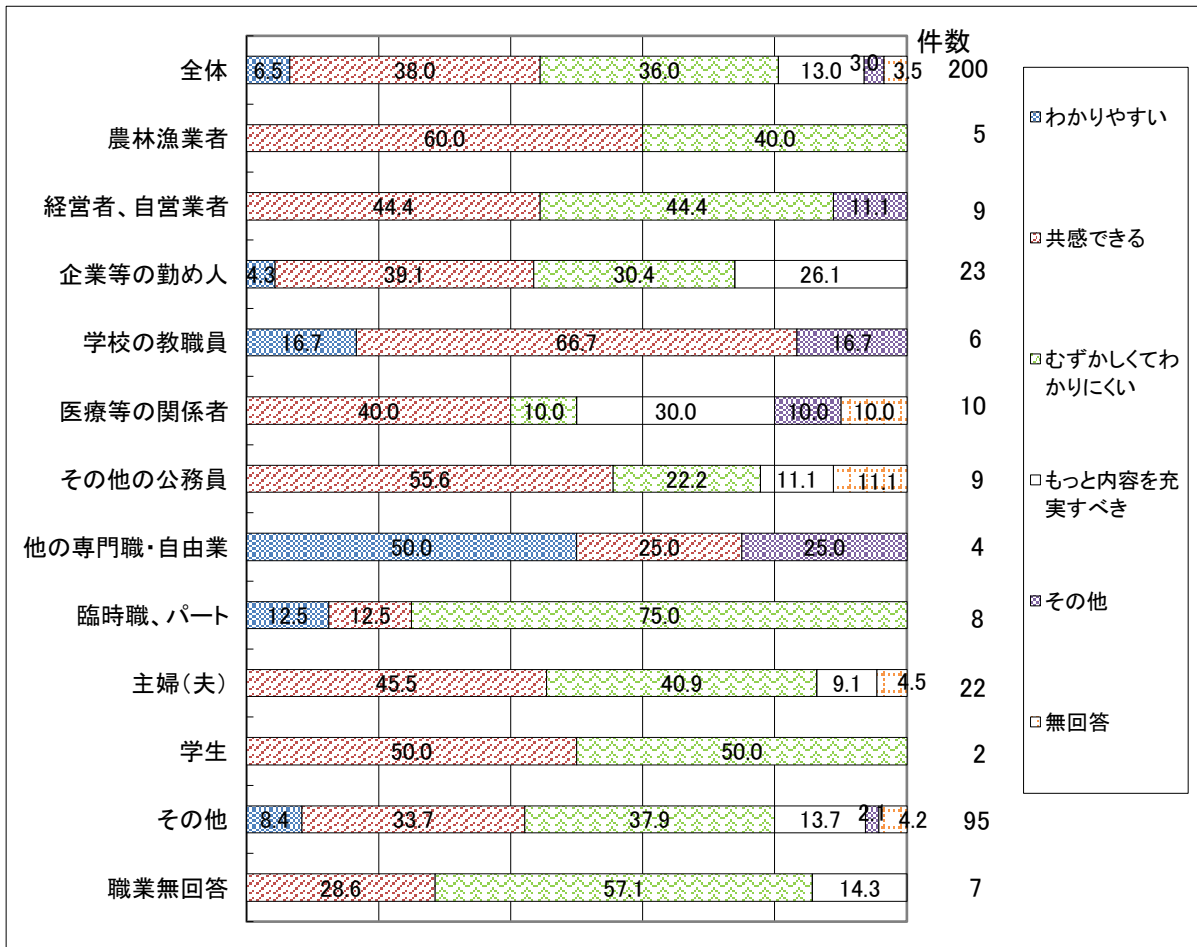


周南市人権行政基本方針の内容に対する感想について

▶性別で見ると「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた『肯定的な感想(計)』では、男性(55.8%)は5割を超えているものの女性(39.8%)はそれより16.0ポイント低い値になっている。

▶「むずかしくてわかりにくい」では、女性(41.7%)が4割以上、20～29歳(50.0%)が5割を占めている。

図4-2-2 周南市人権行政基本方針の内容に対する感想について(職業別)

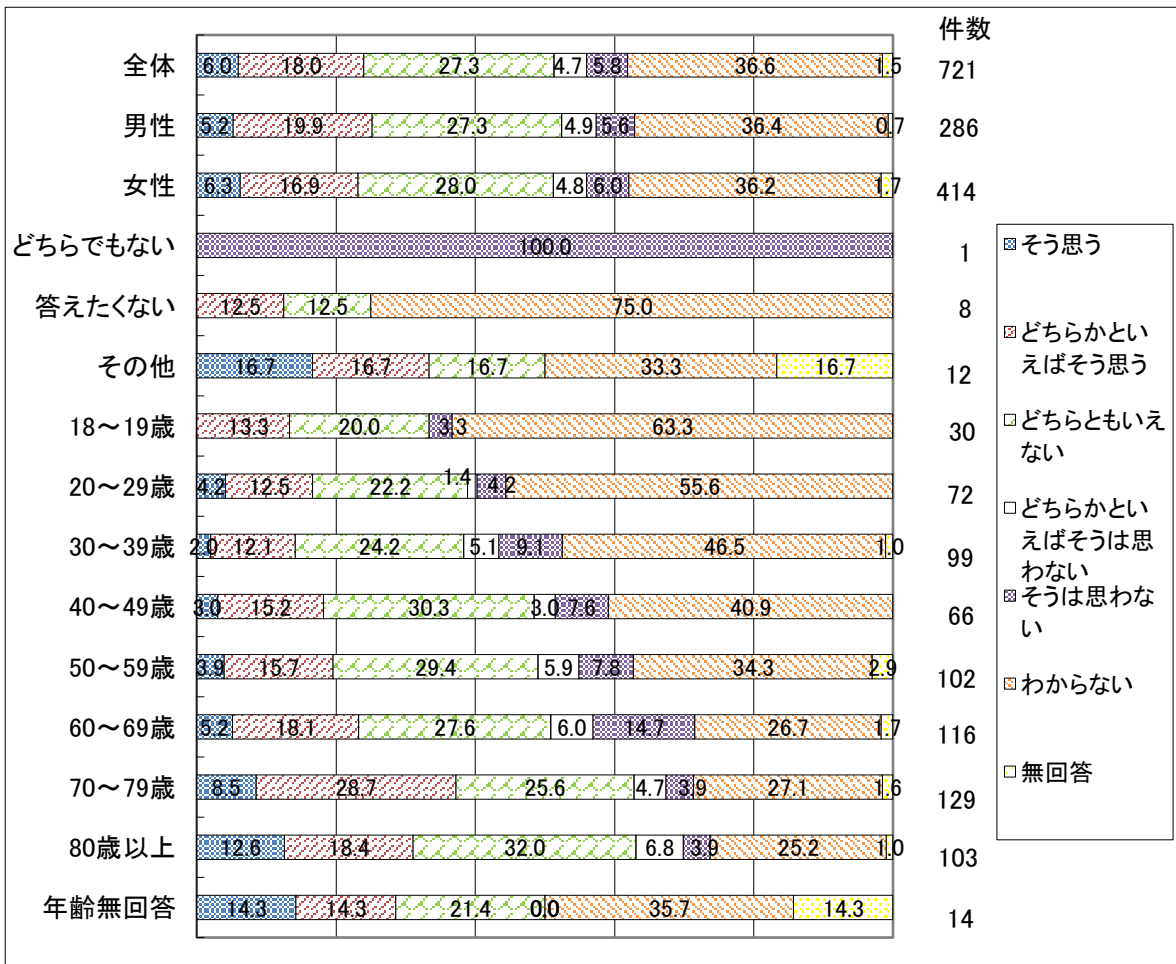


- ▶職業別に見ると、「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた『肯定的な感想(計)』では、学校の教職員が83.4%と8割を超え、次いで、その他の専門職・自由業が75.0%と7割を超えている。
- ▶「むずかしくてわかりにくい」の回答割合では、臨時職、パートが75.0%と7割を超え、農林漁業者、経営者・自営業者、主婦(夫)、学生のいずれも4割を超えている。

(10) 周南市における人権尊重意識の定着状況 【新規】

問5 今の周南市は、人権が尊重された市になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。(✓は1つ)

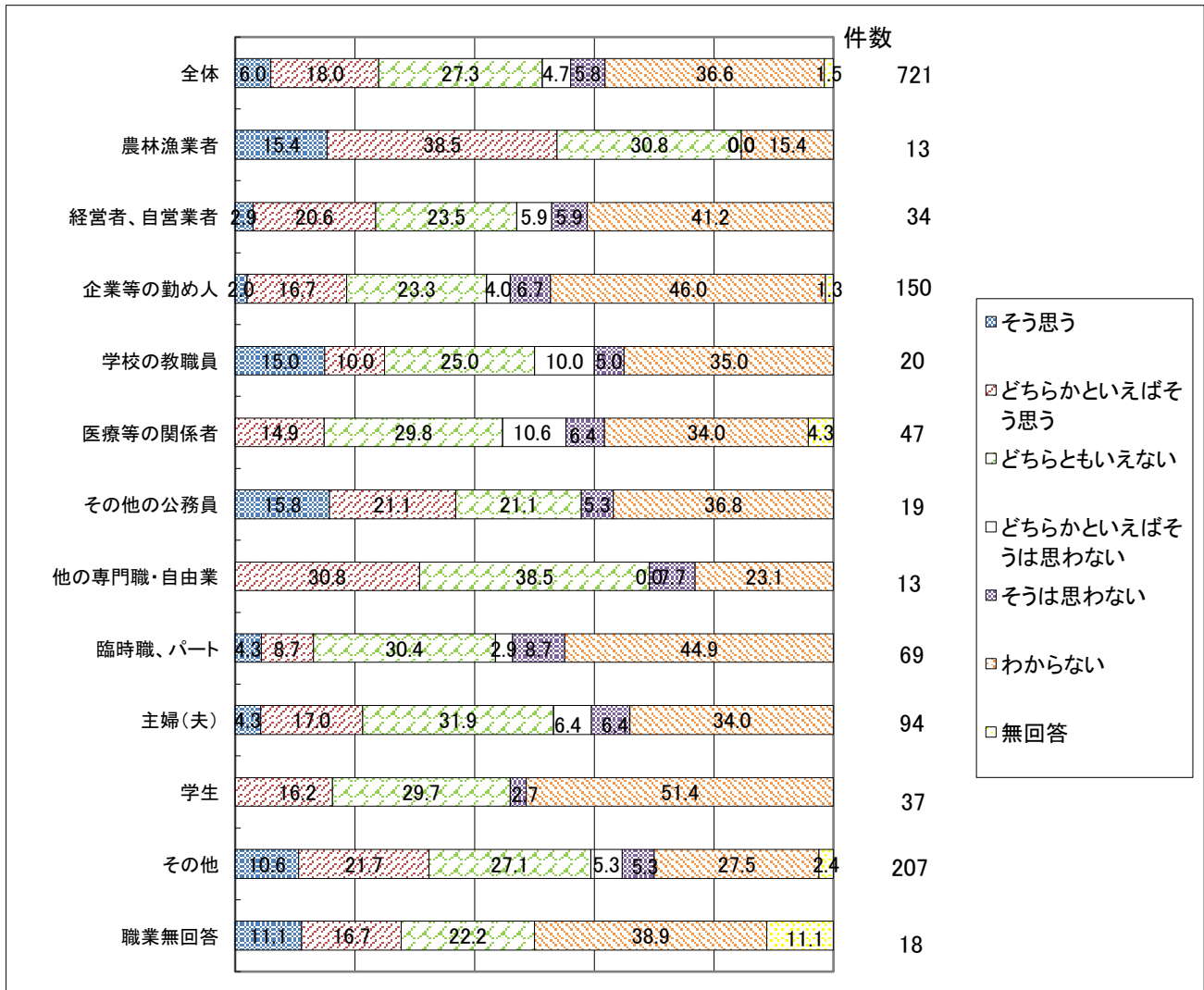
図5-1 周南市における人権尊重意識の定着状況(性・年齢別)



周南市における人権尊重意識の定着状況について

- ▶ 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う(計)』(24.0%)が、「どちらかといえばそうは思わない」「そうは思わない」を合わせた『そう思わない(計)』(10.5%)を上回る。
- ▶ 年齢別に見ると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う(計)』では、70歳以上(37.2%)、80歳以上(31.0%)が3割を超えている。

図5-2 周南市における人権尊重意識の定着状況(職業別)

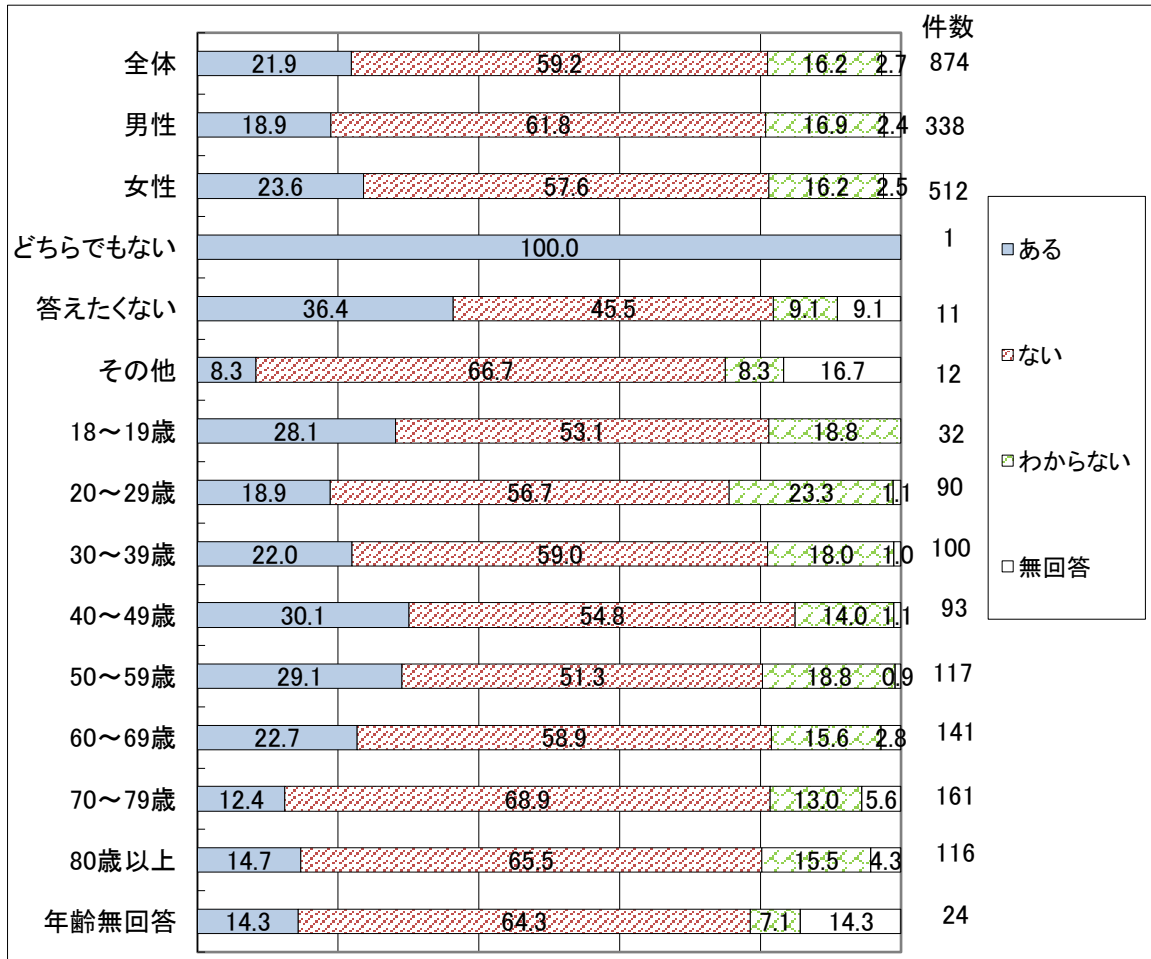


▶職業別にみると、農林漁業者は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う(計)』が53.9%と5割を超え、その他の公務員(36.9%)、その他(32.3%)、その他の専門職・自由業(30.8%)といずれも3割を超えている。

(11) 人権を侵害された経験

問6 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか。(✓は1つ)

図6-1 人権を侵害された経験(性・年齢別)



人権を侵害された経験の有無について

- ▶ 「ある」と回答した人は21.9%であり、前回調査と比べて1.7ポイント上昇、県調査と同率、H29内閣府調査(15.9%)に比べて6.0ポイント高くなっている。
- ▶ 「ない」と回答した人は59.2%であり、前回調査に比べて1.9ポイント低下している。
- ▶ 年齢別にみると、いずれの年齢においても、「ない」の回答割合が高く、70歳以上は6割を超えている。
- ▶ 「ある」と回答した人は、40～49歳(30.1%)が最も高くなっている。

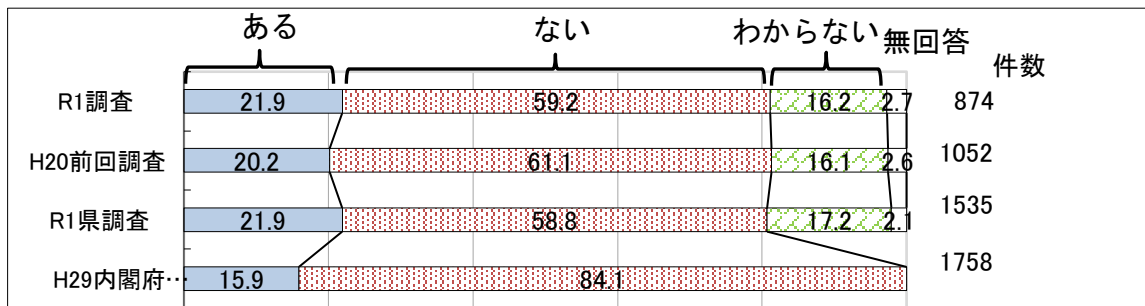
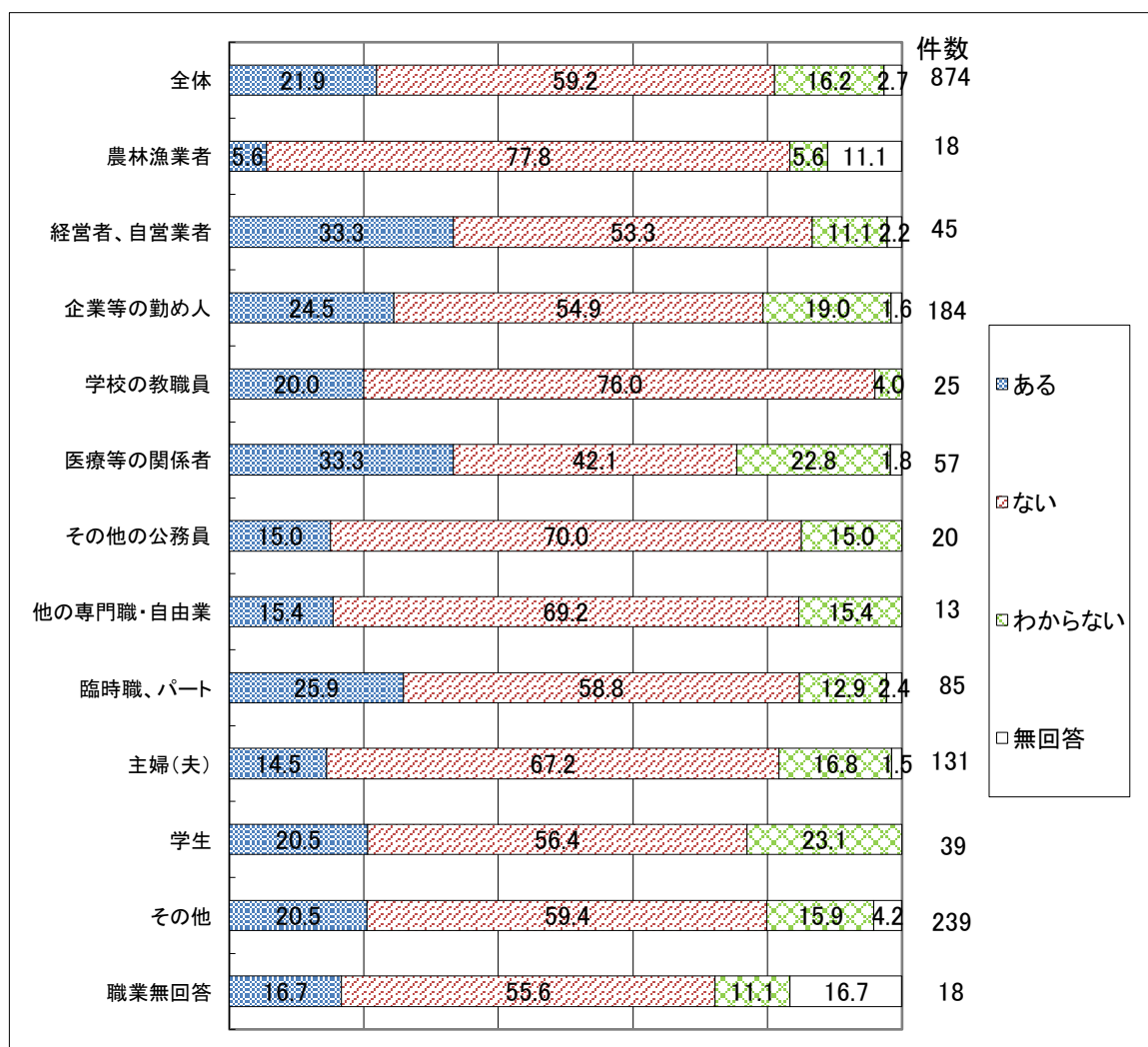


図6-2 人権を侵害された経験(職業別)



- ▶職業別にみると、「ある」と回答した経営者・自営業者、医療等の関係者（33.3%）は3割を超えているのに対し、農林漁業者（5.6%）は1割に満たない。
- ▶「ない」との回答した人は、農林漁業者（77.8%）、学校の教職員（76.0%）、その他の公務員（70.0%）で7割以上となっている。

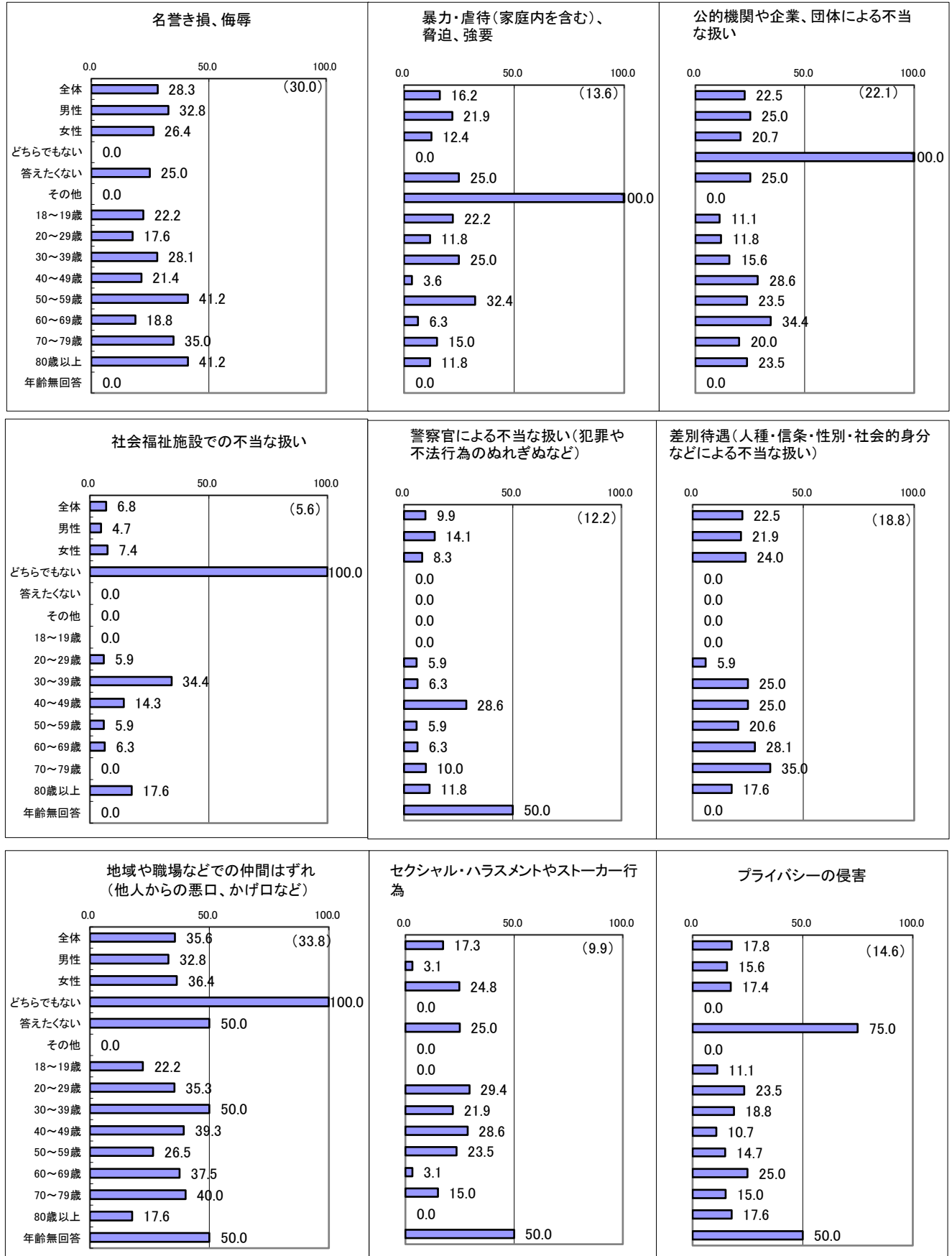
## (12) 人権を侵害されたと思った内容

【問6で「1ある」を選んだ人のみ回答】

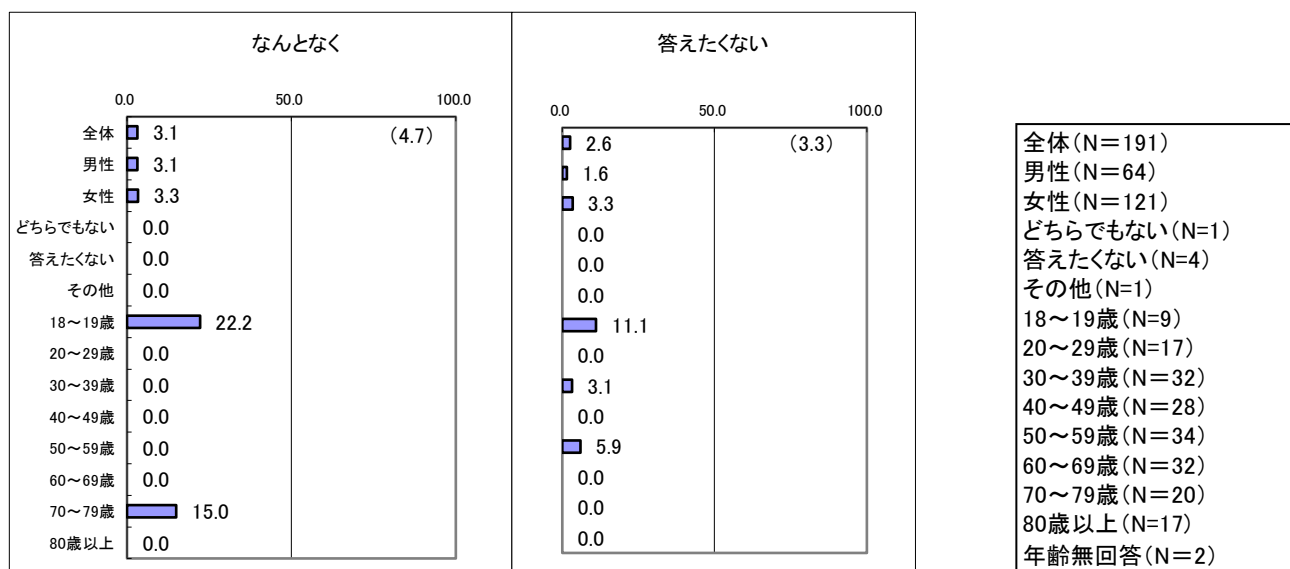
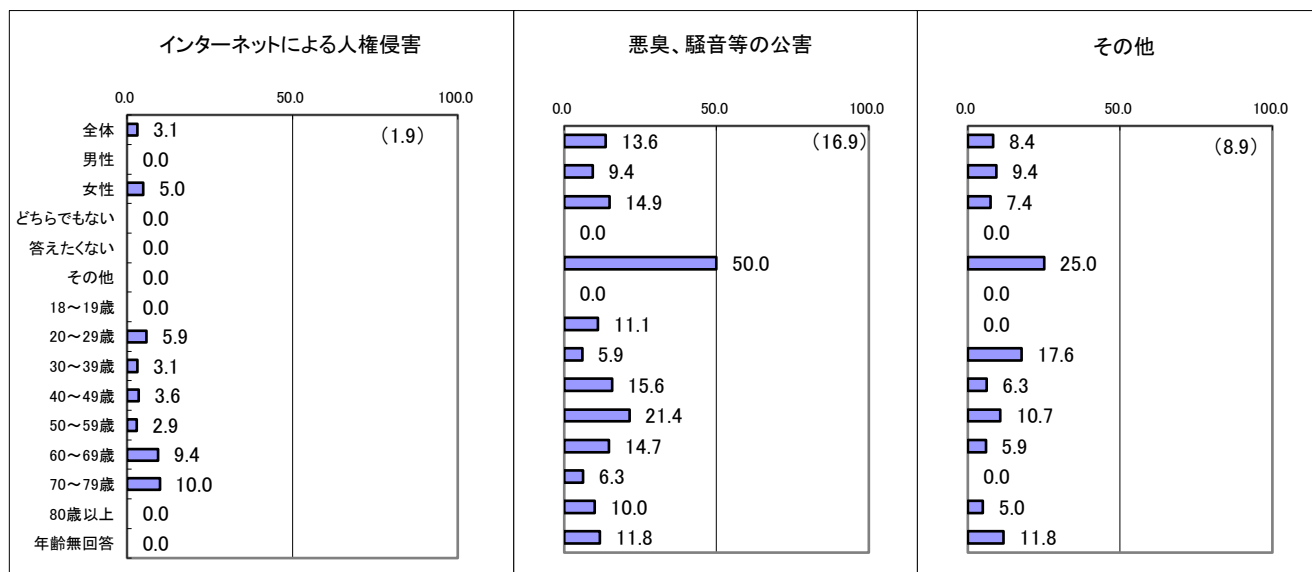
(1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。(✓はいくつでも)

図6-1-1 人権を侵害されたと思った内容(性・年齢別)

( )はH20前回調査



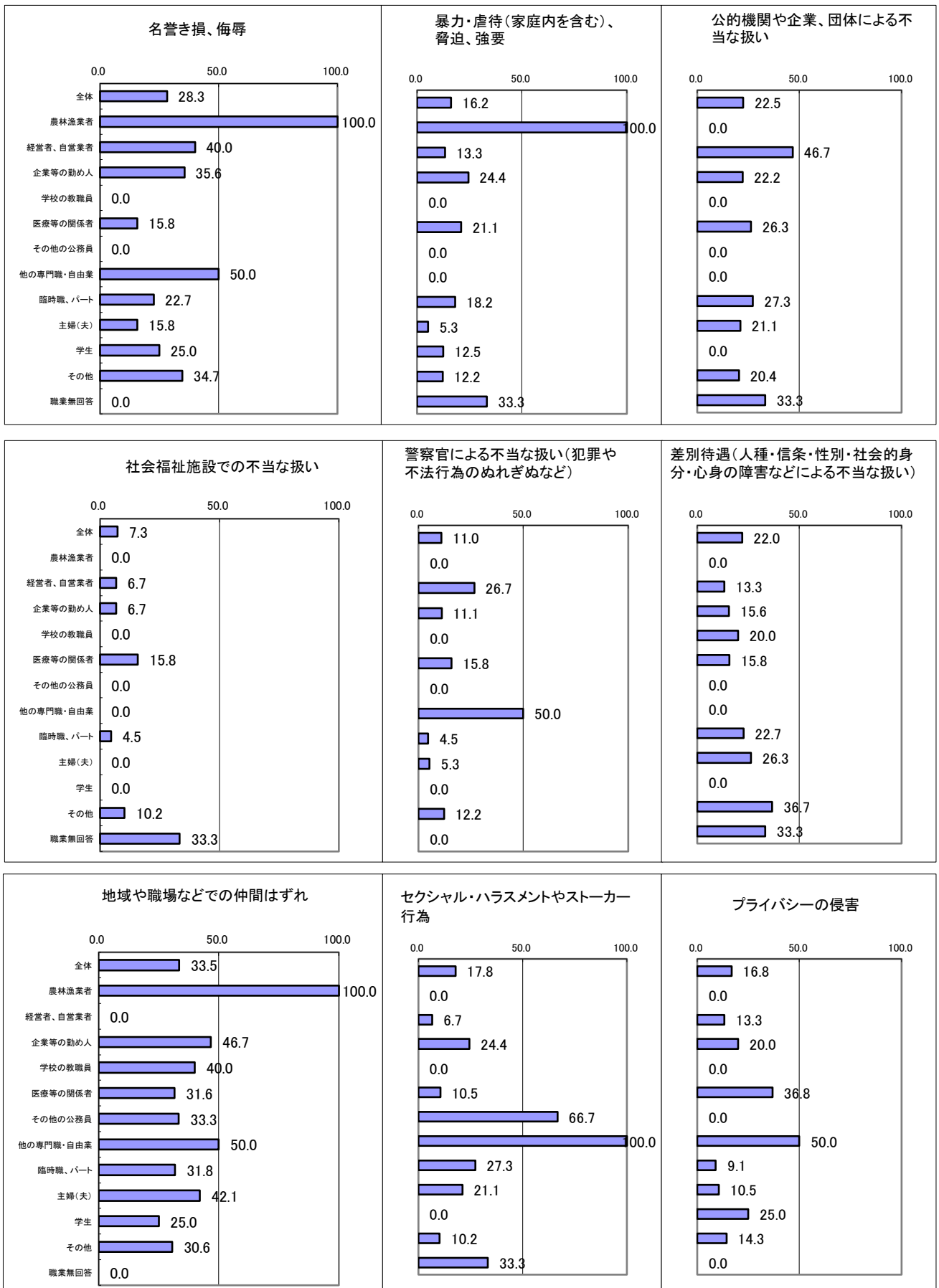


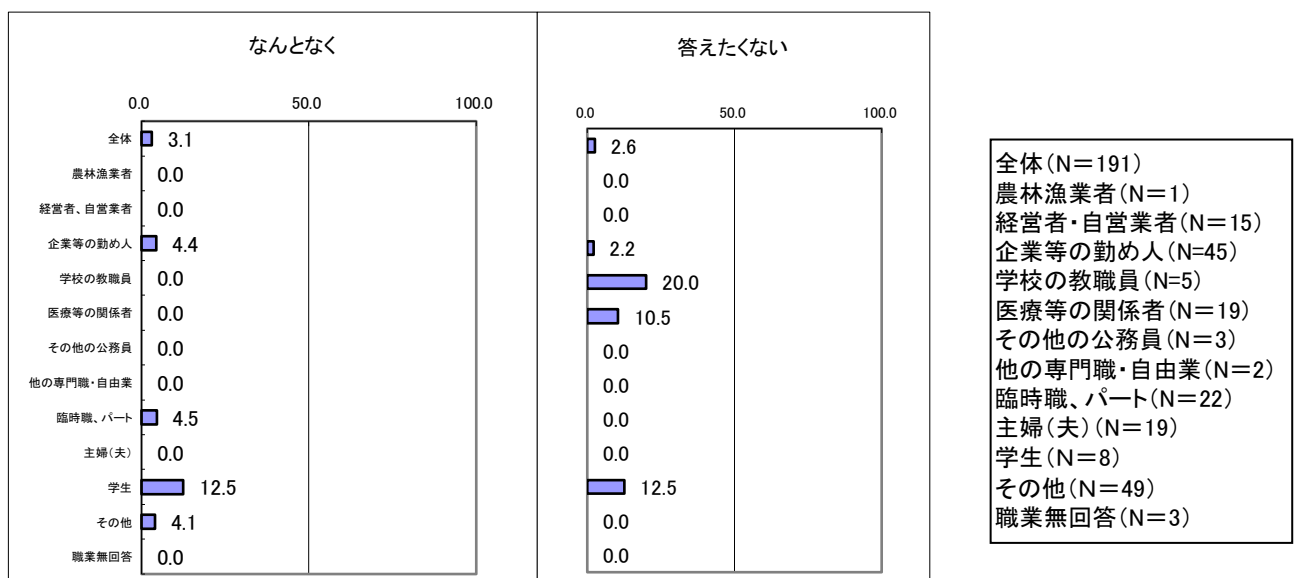
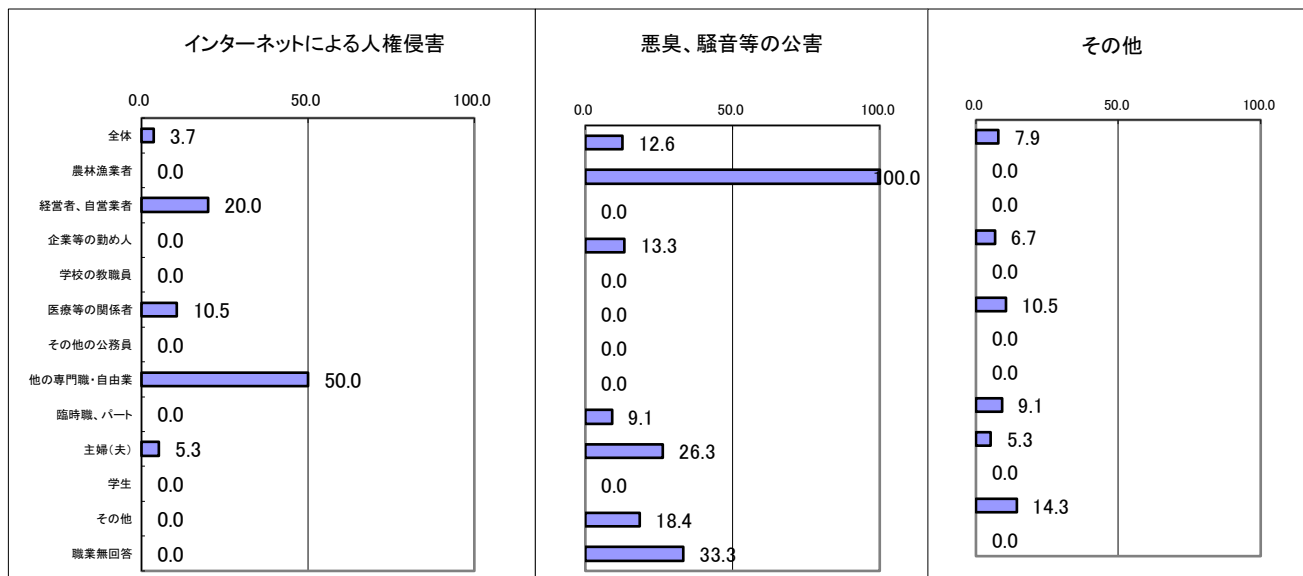


人権を侵害されたと思った内容について

- ▶「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」が35.6%と最も高く、次いで、「名誉き損、侮辱」（28.3%）、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」及び「差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い）」（22.5%）となっている。
- ▶前回調査に比べ、「セクシャル・ハラスメントやストーカー行為」（9.9%→17.3%）は7.4ポイント、「差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い）」（18.8%→22.5%）は3.7ポイント上昇している。
- ▶性別にみると、男性は女性に比べ「暴力・虐待（家庭内を含む）、脅迫、強要」（9.5ポイント）、「名誉き損、侮辱」（6.4ポイント）の回答割合が高くなっている。
- ▶一方、女性は男性に比べ、「セクシャル・ハラスメントやストーカー行為」（21.7ポイント）の回答割合が高くなっている。
- ▶年齢別に見ると、ほとんどの年齢層で「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」の回答割合が最も高くなっている。

図6-1-2 人権を侵害されたと思った内容(職業別)





- ▶職業別にみると、大半の職業において「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」の回答割合が最も高くなっている。
- ▶サンプル数は少ないが、他の専門職・自由業は、「セクシャル・ハラスメントやストーカー行為」（100.0%）、「地域や職場などでの仲間はずれ」「名誉棄損、侮辱」「警察官による不当な扱い」「プライバシー侵害」「インターネット侵害」のいずれも50.0%と他の職業に比べ回答割合が高くなっている。

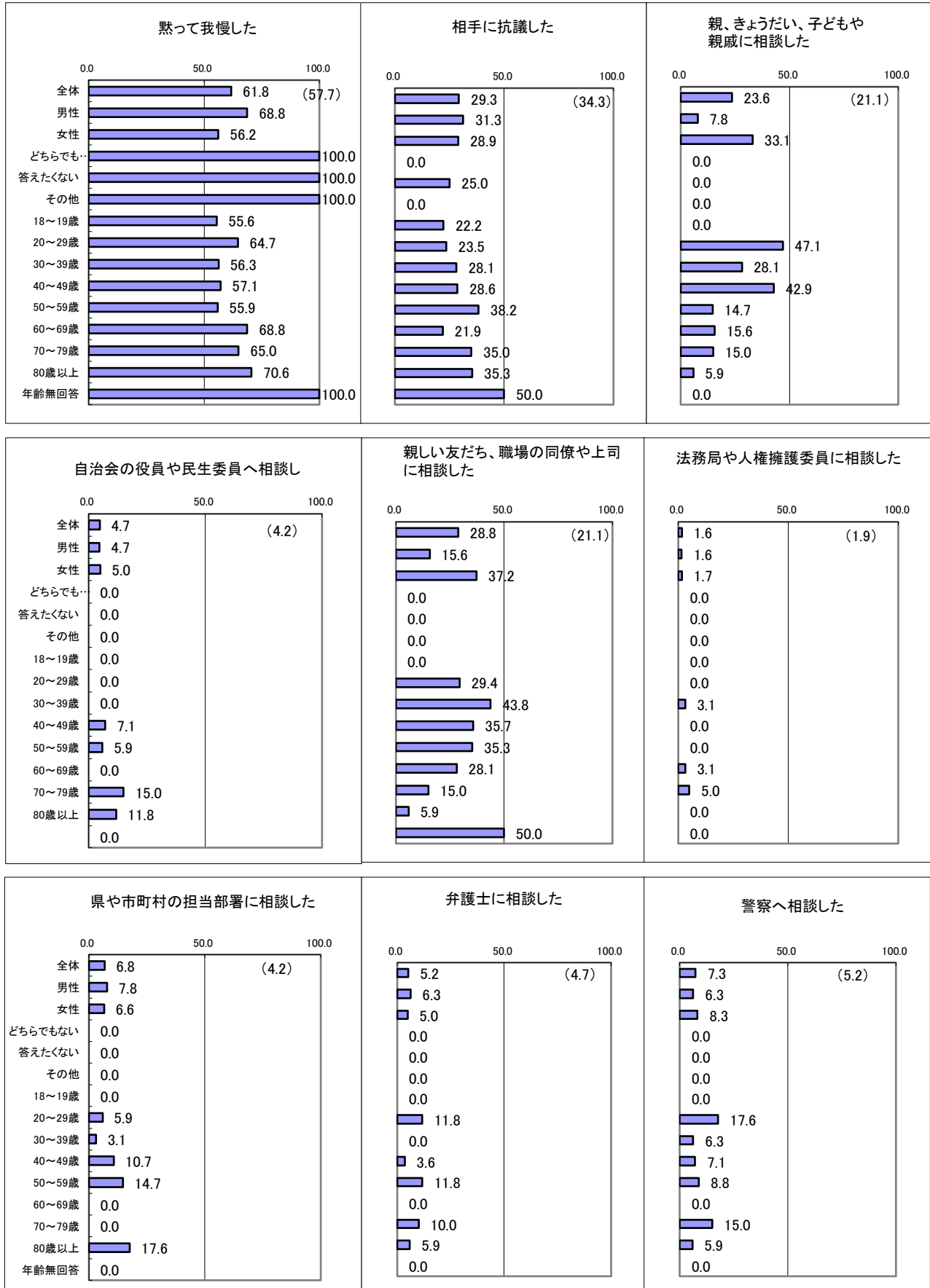
(13) 人権を侵害された際の対処法

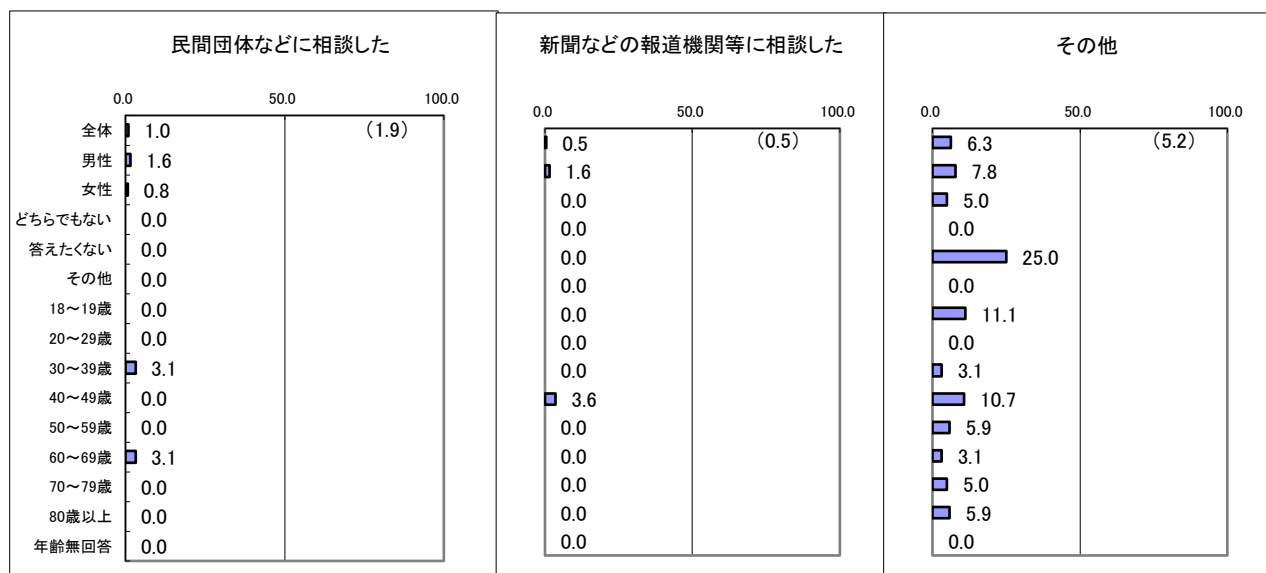
【問6で「1ある」を選んだ人のみ回答】

(2) そのとき、あなたはどうかされましたか。(✓はいくつでも)

図6-2-1 人権を侵害された際の対処法(性・年齢別)

( )は前回調査H20



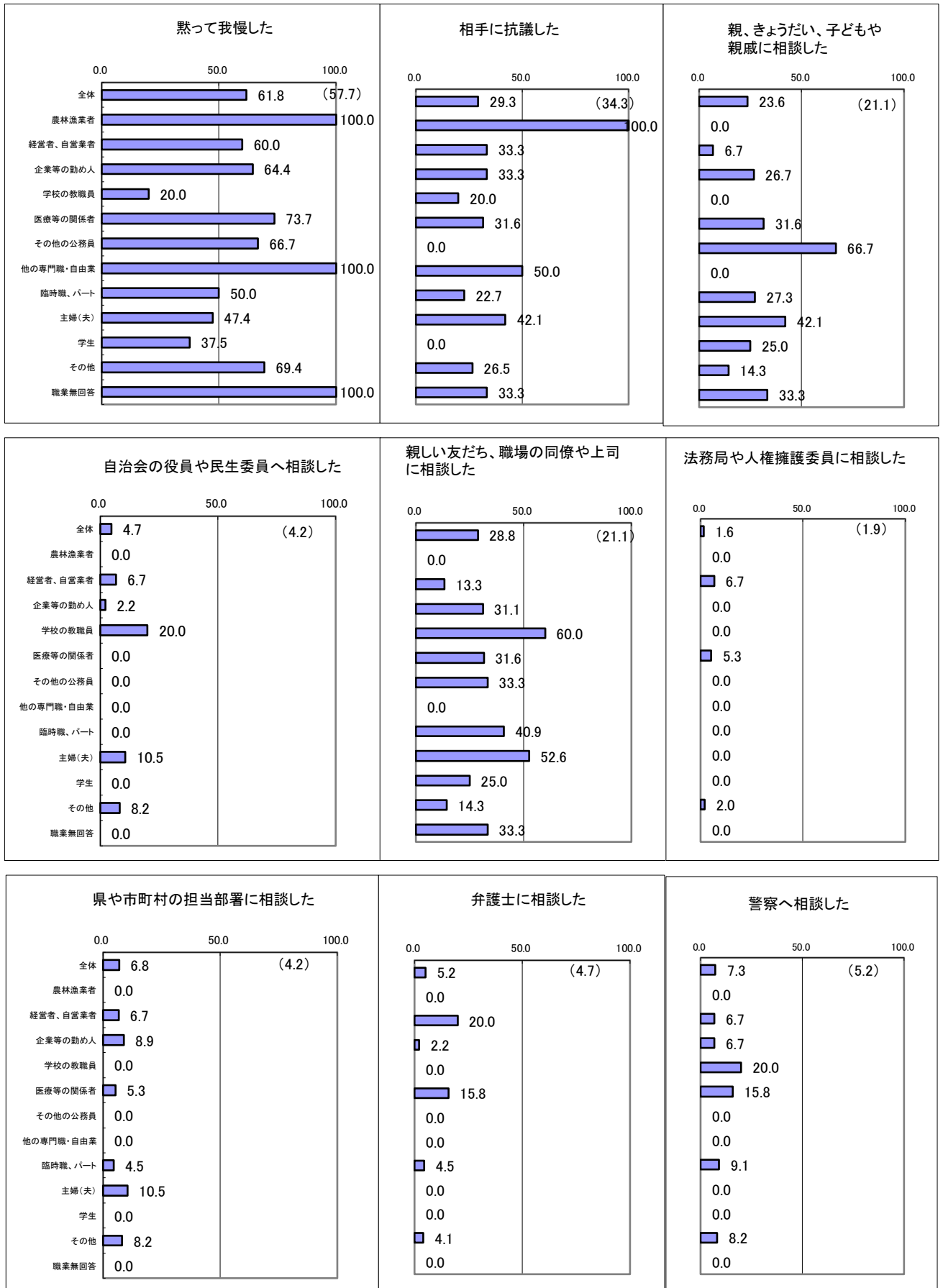


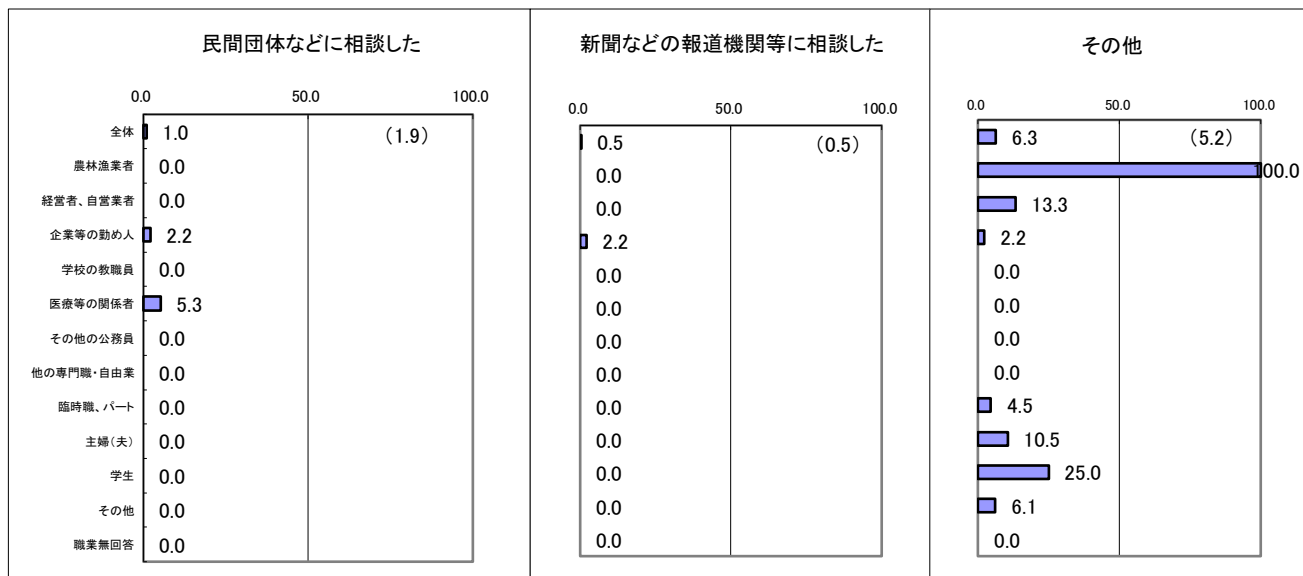
### 人権を侵害された際の対処法について

- ▶「黙って我慢した」(57.7%→61.8%)が前回調査に比べ4.1ポイント上昇し最も高く、次いで「相手に抗議した」(29.3%)の順になっている。
- ▶相談先では、「親しい友だち、職場の同僚や上司」(21.1%→28.8%)、「親、きょうだい、子どもや親戚」(21.1%→23.6%)と前回調査に比べ上昇している。
- ▶一方で、公的機関である「警察へ相談した」(7.3%)、「県や市町村の担当部署に相談した」(6.8%)、「法務局や人権擁護委員に相談した」(1.6%)などは1割に満たない。
- ▶性別にみると、「黙って我慢した」が最も高く、女性は男性に比べ「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」(21.6ポイント差)、「親、きょうだい、子どもや親戚に相談した」(25.3ポイント差)の回答割合が高くなっている。
- ▶年齢別にみると、いずれの年齢とも「黙って我慢した」との回答割合が最も高く、20~29歳(64.7%)、60~69歳(68.8%)、70~79歳(65.0%)、80歳以上(70.6%)と6割を超えている。
- ▶「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」では30~39歳(43.8%)、「親、きょうだい、子どもや親戚に相談した」では20~29歳(47.1%)、「警察に相談した」では20~29歳(17.6%)、70~79歳(15.0)が他の年齢に比べ高くなっている。

全体(N=191)
男性(N=64)
女性(N=121)
どちらでもない(N=1)
答えたくない(N=4)
その他(N=1)
18~19歳(N=9)
20~29歳(N=17)
30~39歳(N=32)
40~49歳(N=28)
50~59歳(N=34)
60~69歳(N=32)
70~79歳(N=20)
80歳以上(N=17)
年齢無回答(N=2)

図6-2-2 人権を侵害された際の対処法(職業別)





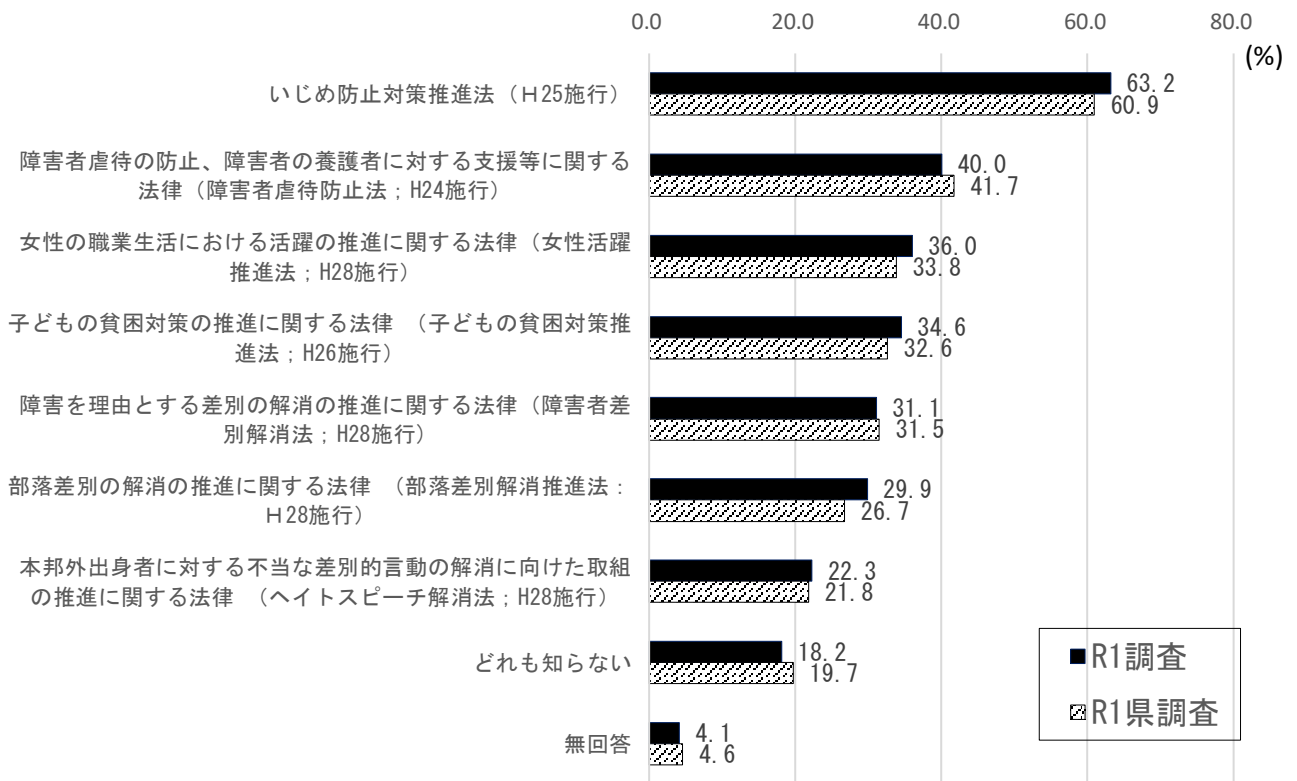
- ▶職業別にみると、「黙って我慢した」では、農林漁業者、他の専門職・自由業（100.0%）が他の職業に比べ高くなっている。
- ▶「相手に抗議した」では、他の専門職・自由業（50.0%）が高くなっている。
- ▶相談先として「親、きょうだい、子どもや親戚」には、その他公務員（66.7%）が高くなっている。
- ▶相談先として「親しい友だち、職場の同僚や上司」には、学校の教職員（60.0%）が高くなっている。

全体(N=191)  
 農林漁業者(N=1)  
 経営者・自営業者(N=15)  
 企業等の勤め人(N=45)  
 学校の教職員(N=5)  
 医療等の関係者(N=19)  
 その他の公務員(N=3)  
 他の専門職・自由業(N=2)  
 臨時職、パート(N=22)  
 主婦(夫)(N=19)  
 学生(N=8)  
 その他(N=49)  
 職業無回答(N=3)

## 2 人権の個別分野ごとの課題

### (1) 新たに施行された人権に関する法律の認知度 【新規】

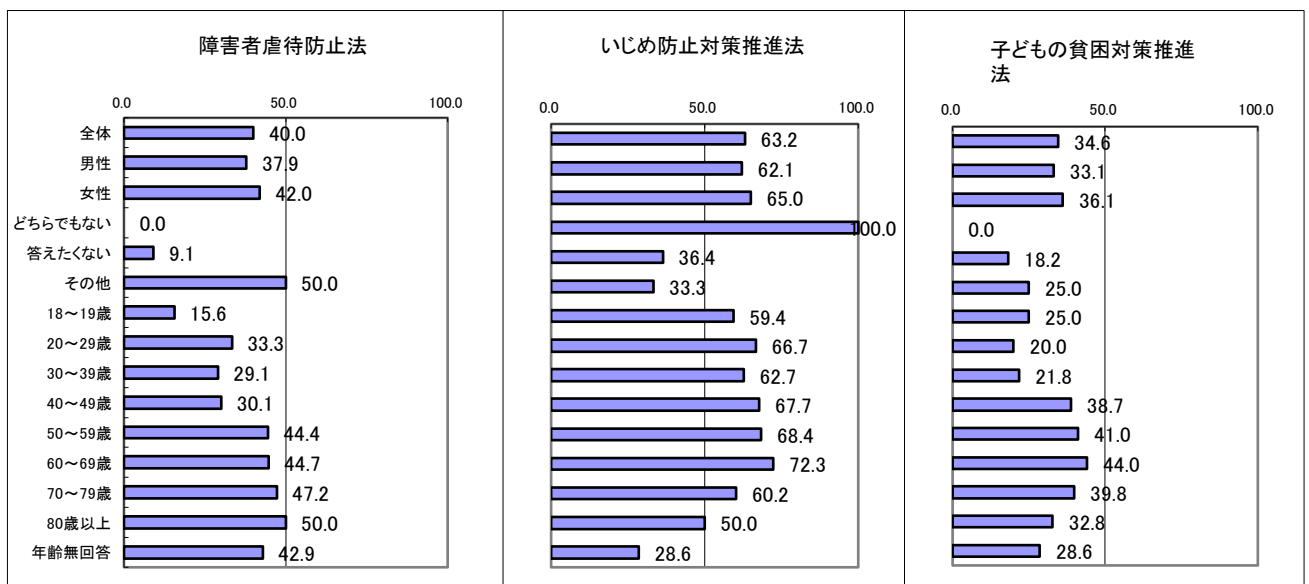
問7 あなたは、以下の法律が施行されたことを知っていますか。(知っているもの全てに✓)



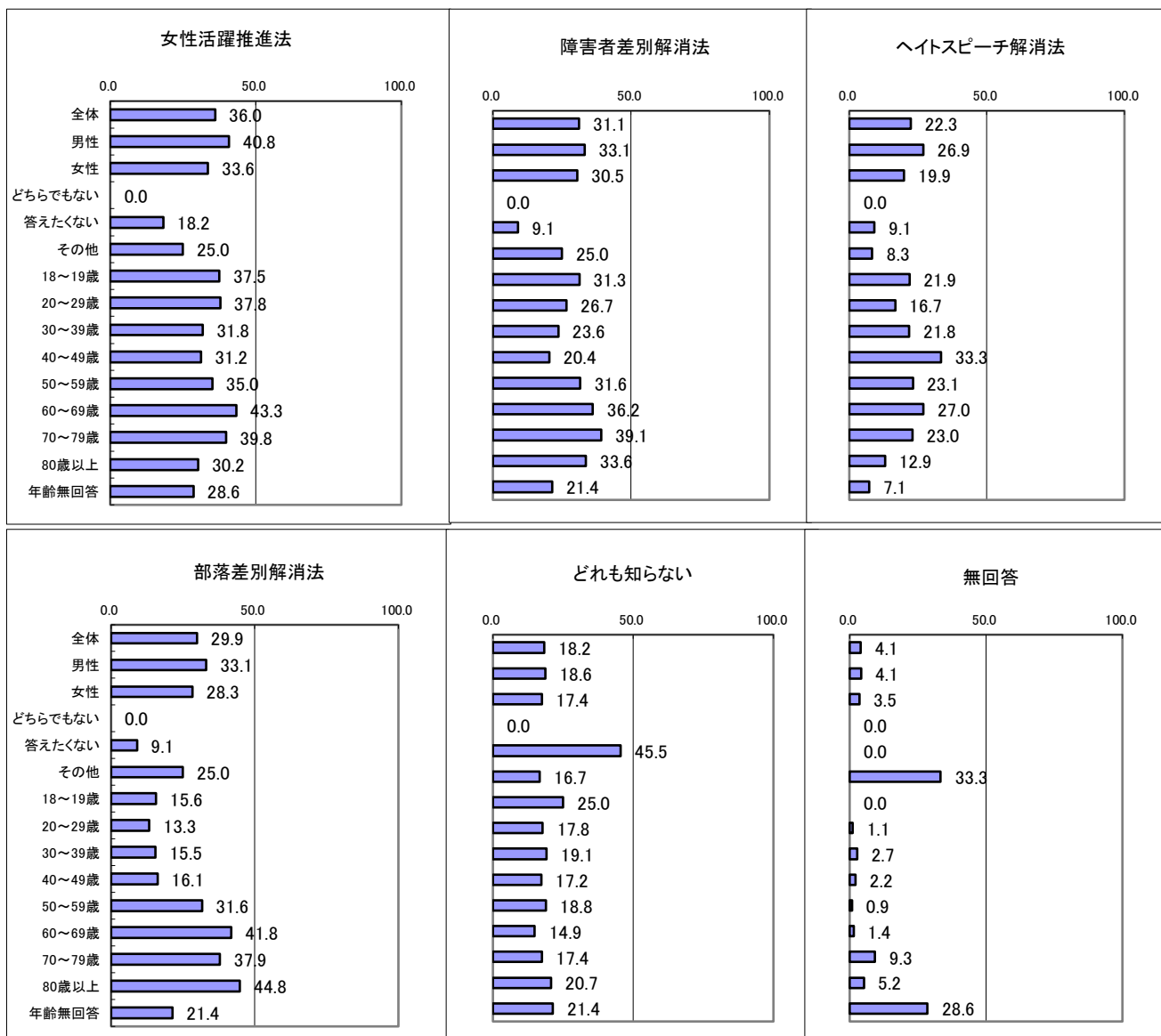
#### 新たに施行された人権に関する法律の認知度について

- ▶ 「いじめ防止対策推進法」(63.2%)が最も高く、次いで、「障害者虐待防止法」(40.0%)、「女性活躍推進法」(36.0%)、「子どもの貧困対策推進法」(34.6%)、「障害者差別解消法」(31.1%)、「部落差別解消推進法」(29.9%)、「ヘイトスピーチ解消法」(22.3%)の順となっている。
- ▶ 「どれも知らない」(18.2%)の回答割合は2割弱となっている。
- ▶ 県調査と比べ「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」を除く各法律において認知率が高くなっている。

図7-1 新たに施行された人権に関する法律の認知度(性・年齢別)



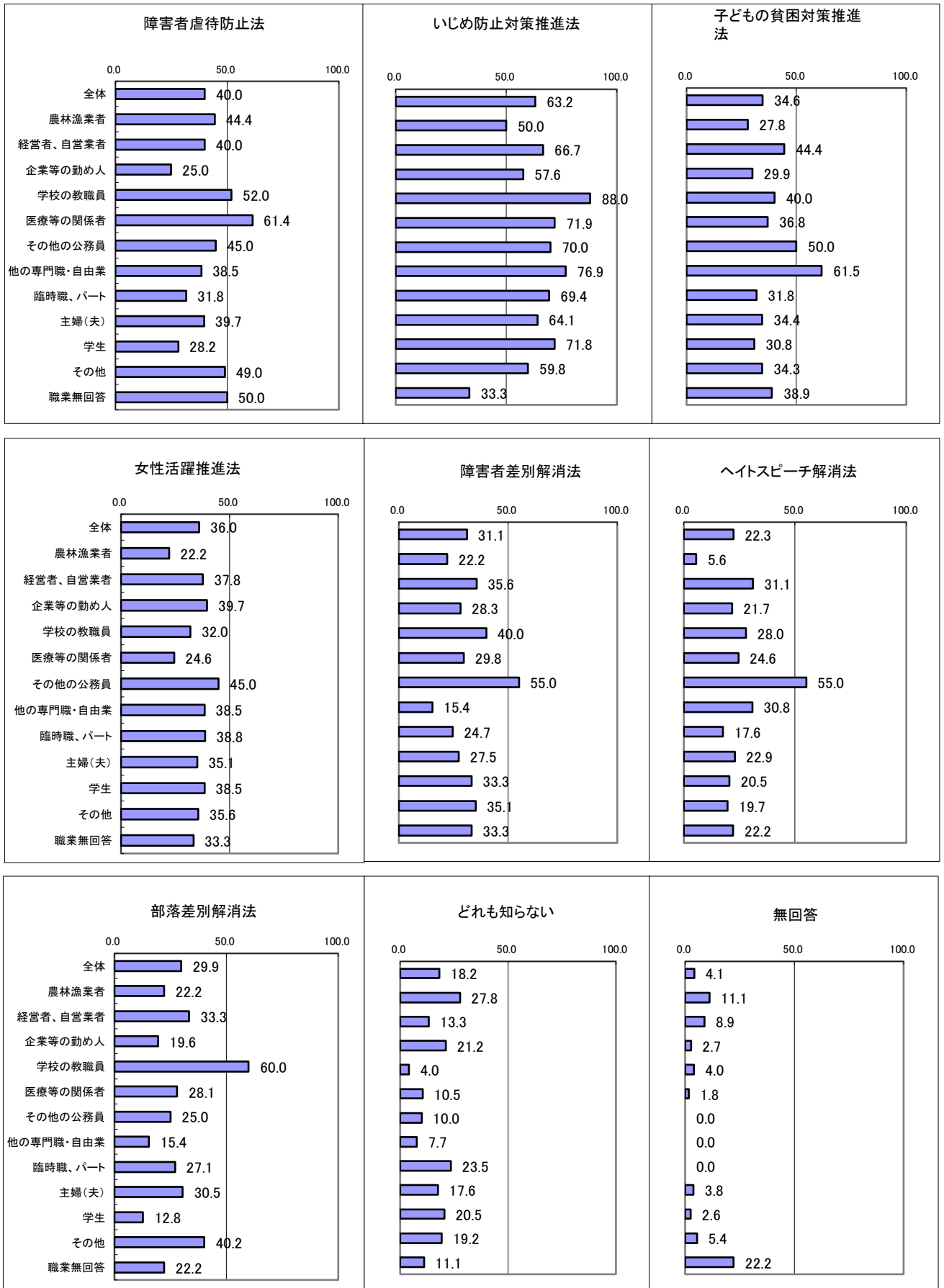




- ▶性別にみると、男女とも「いじめ防止対策推進法」の回答割合が6割を超え、認知率が最も高くなっている。
- ▶男性は女性に比べ「女性活躍推進法」（7.2ポイント差）、「ヘイトスピーチ解消法」（7ポイント差）の認知率が高い。
- ▶年齢別でみると、いずれの年齢とも「いじめ防止対策推進法」の認知率が最も高い。60～69歳では72.3%と7割を超えている。
- ▶60～69歳は、各法律の認知率が他の年齢に比べ高い傾向にあり、「障害者虐待防止法」（44.7%）、「子どもの貧困対策推進法」（44.0%）、「女性活躍推進法」（43.3%）、「部落差別解消推進法」（41.8%）となっている。

全体(N=874)
男性(N=338)
女性(N=512)
どちらでもない(N=1)
答えたくない(N=11)
その他(N=12)
18～19歳(N=32)
20～29歳(N=90)
30～39歳(N=100)
40～49歳(N=93)
50～59歳(N=117)
60～69歳(N=141)
70～79歳(N=161)
80歳以上(N=116)
年齢無回答(N=14)

図7-2 新たに施行された人権に関する法律の認知度(職業別)



- ▶職業別にみると、いずれの職業とも「いじめ防止対策推進法」の認知率が最も高い。
- ▶学校の教職員は「いじめ防止対策推進法（H25施行）」が88.0%、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法；H28施行）」は60.0%と他の職業に比べ高くなっている。

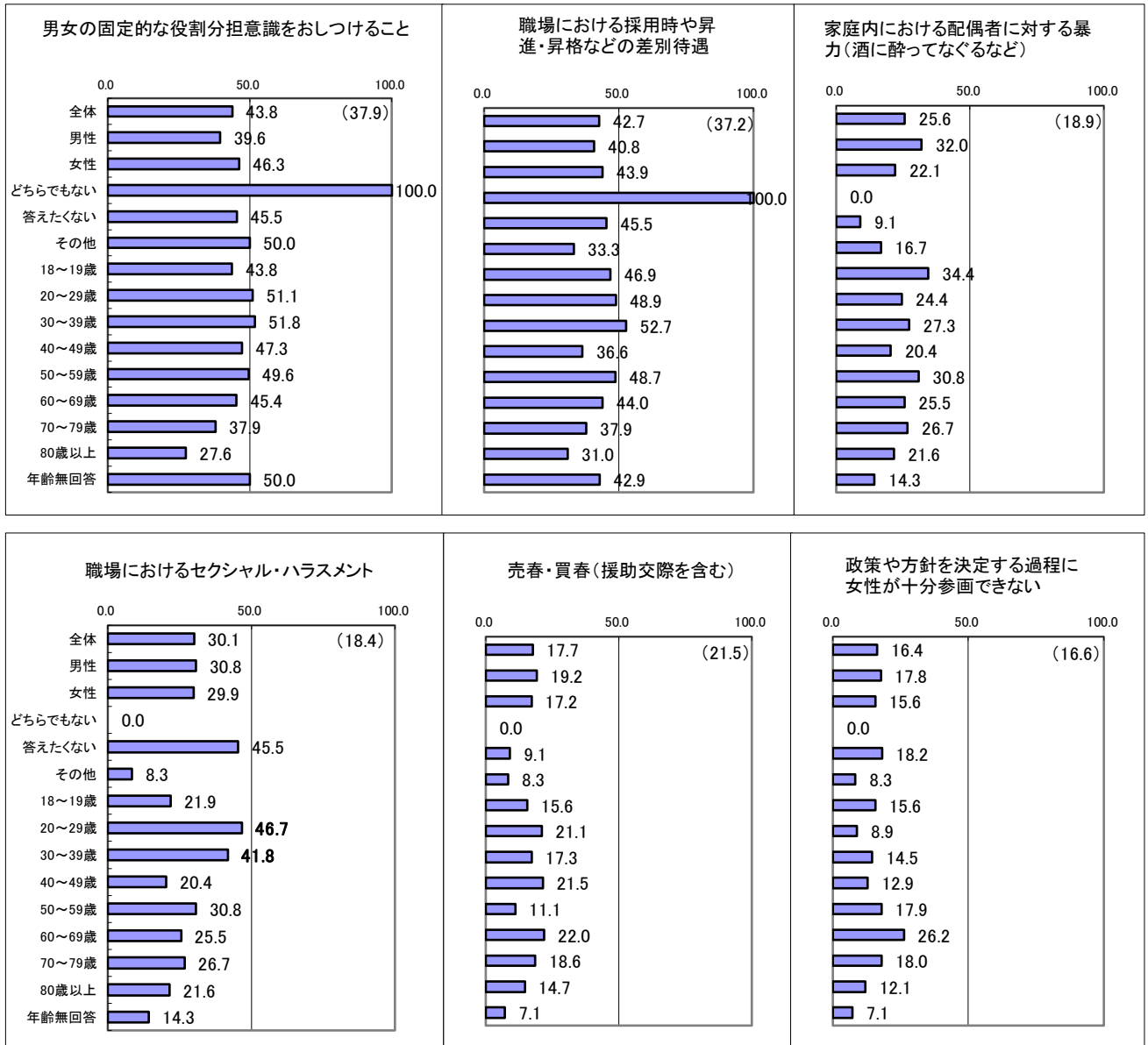
全体(N=874)  
農林漁業者(N=18)  
経営者・自営業者(N=45)  
企業等の勤め人(N=184)  
学校の教職員(N=25)  
医療等の関係者(N=57)  
その他の公務員(N=20)  
他の専門職・自由業(N=13)  
臨時職、パート(N=85)  
主婦(夫)(N=131)  
学生(N=39)  
その他(N=239)  
職業無回答(N=18)

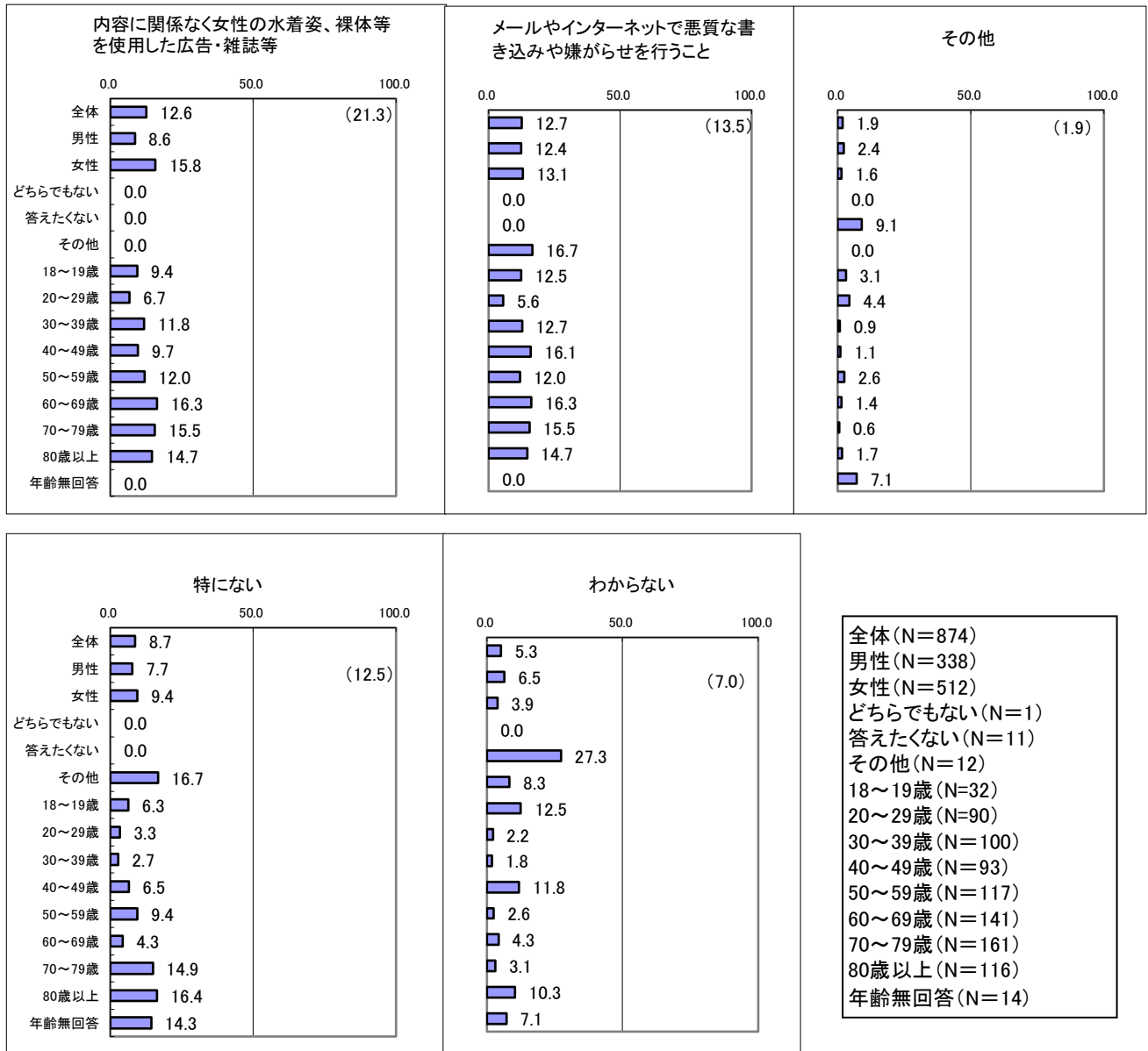
## (2) 女性に関する人権上の問題点

**問8** あなたは、女性に関することから、問題があると思われるのはどのようなことですか。  
(✓は3つまで)

図8-1 女性に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値

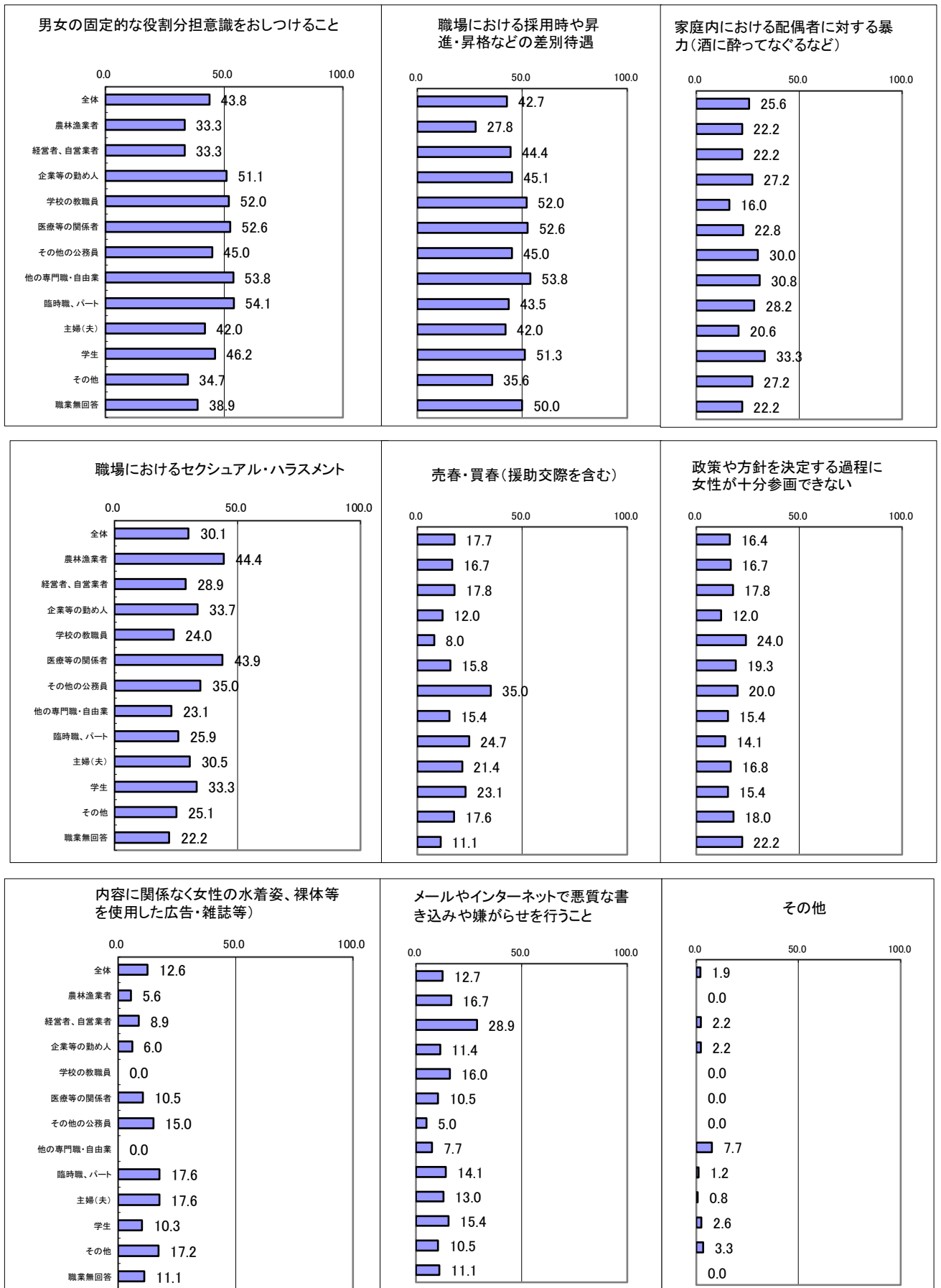


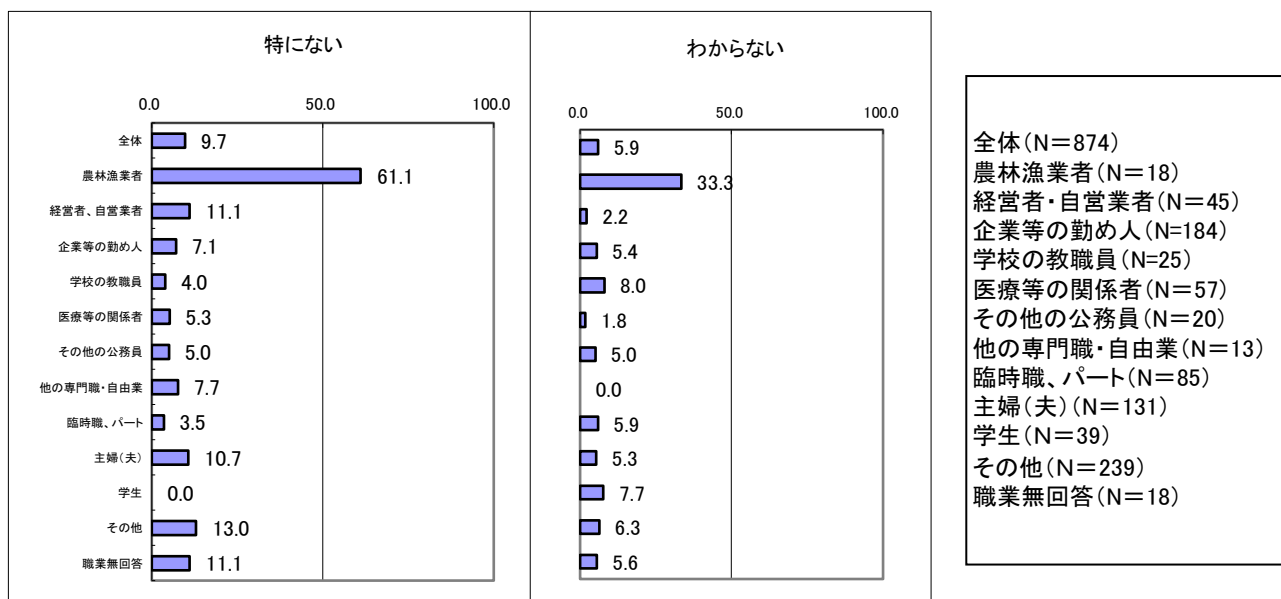


### 女性に関する人権上の問題点について

- ▶「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」(37.9%→43.8%)の回答割合が最も高く、次いで「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」(39.2%→42.7%)、「職場におけるセクシャル・ハラスメント」(18.4%→30.1%)の順に高く、いずれも前回調査より上昇している。
- ▶男女とも「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」、「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」の回答割合が高くなっている。
- ▶男性は女性に比べ「家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)」(9.9ポイント差)の回答割合が高くなっている。
- ▶年齢別にみると大半の年齢で「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」の回答割合が高くなっている。特に、20～29歳(51.1%)、30～39歳(51.8%)と高くなっている。
- ▶「職場におけるセクシャル・ハラスメント」では、20～29歳(46.7%)、30～39歳(41.8%)で4割を超えている。

図8-2 女性に関する人権上の問題点(職業別)





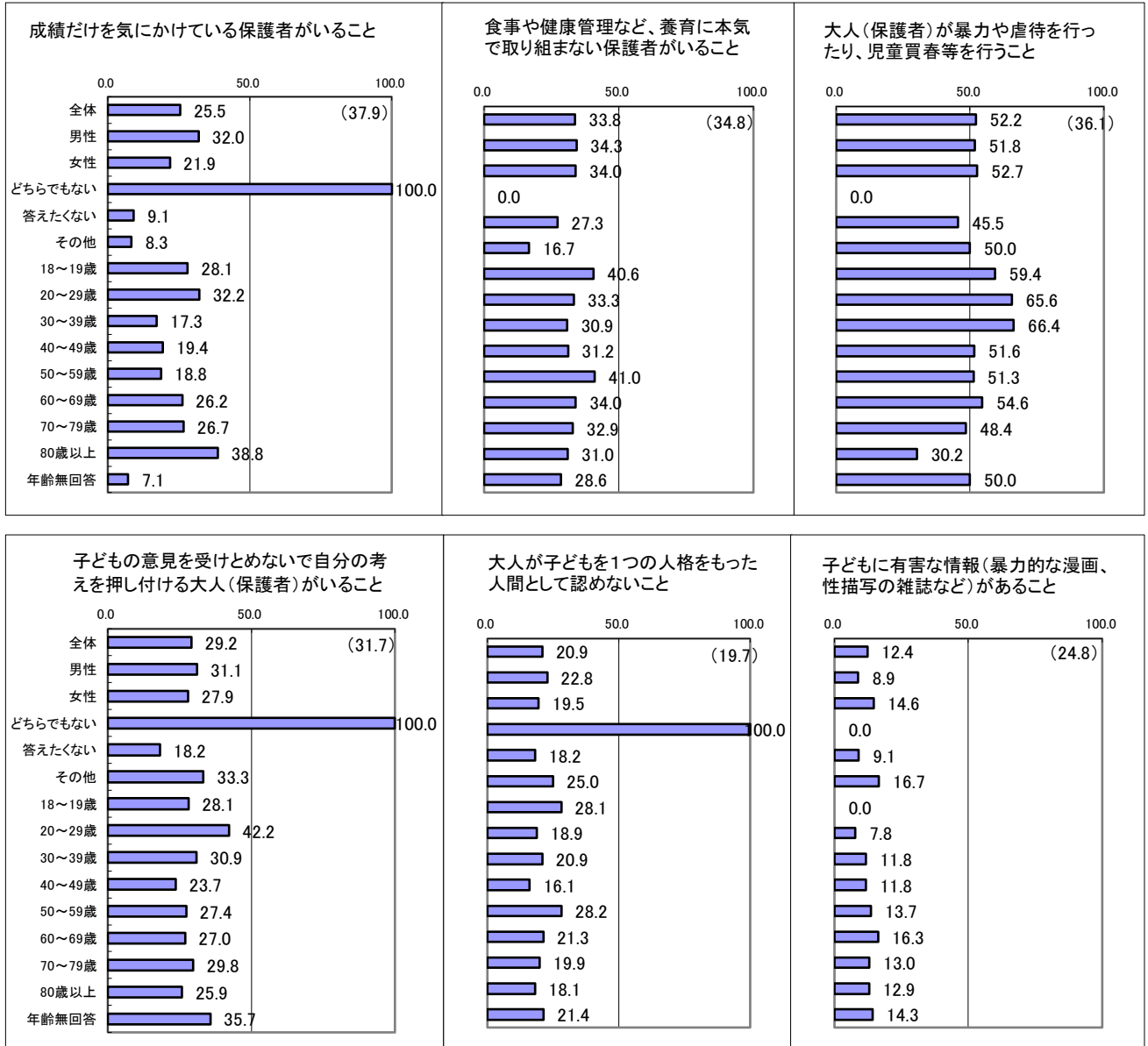
- ▶ほとんどの職業において「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家事など）をおしつけること」の回答割合が最も高く、臨時職員やパート等は54.1%となっている。
- ▶「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」では、その他の専門職・自由業（53.8%）、医療等の関係者（52.6%）、学校の教職員（52.0%）、学生（51.3%）で5割以上となっている。
- ▶「職場におけるセクシャル・ハラスメント」では、農林漁業者、医療等の関係者が4割以上と他の職業に比べ高くなっている。

### (3) 子どもに関する人権上の問題点

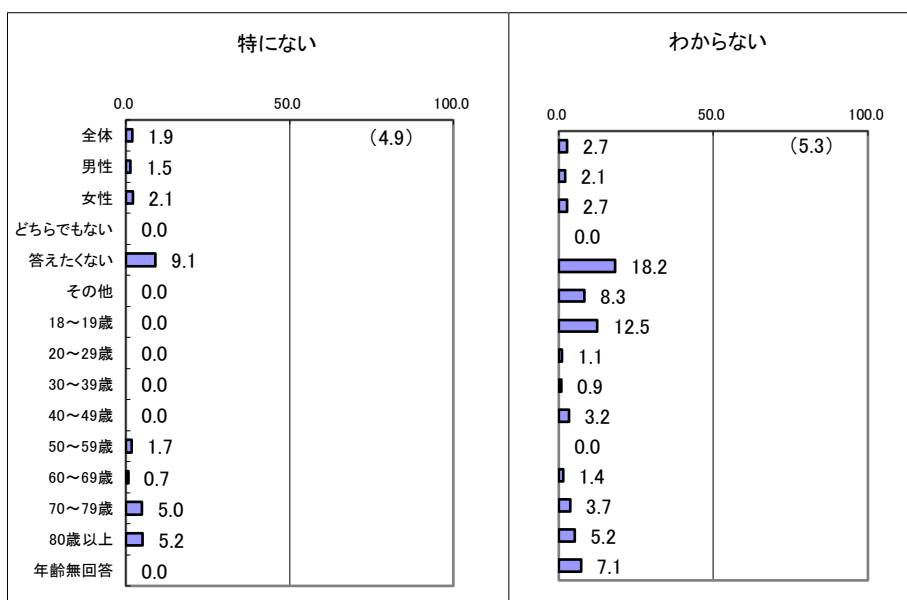
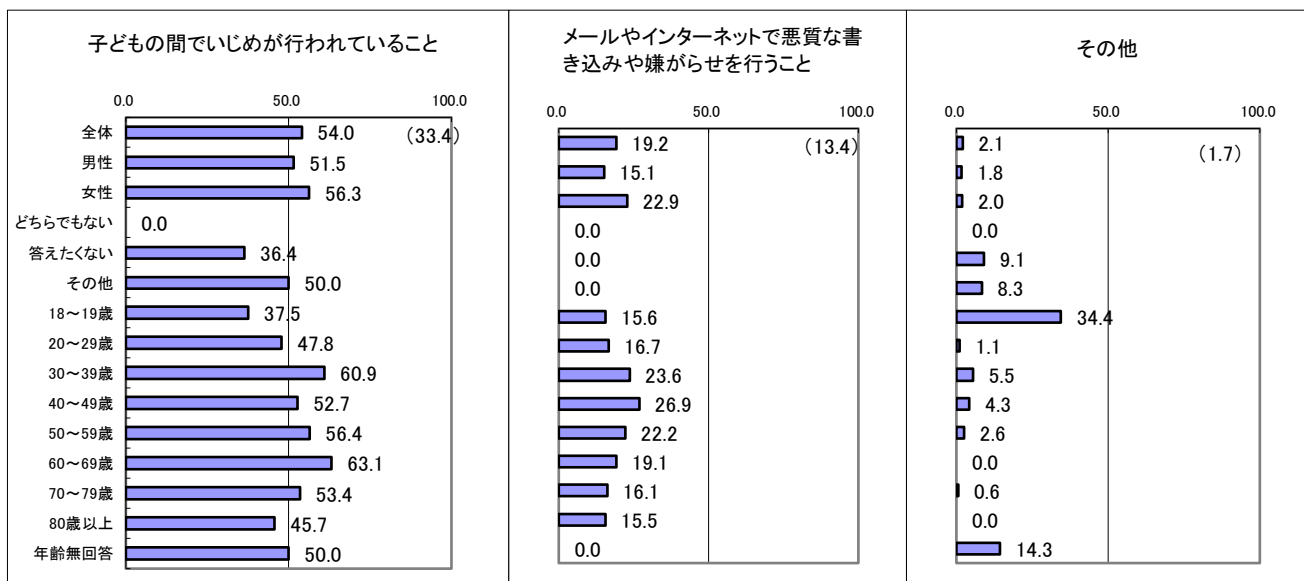
**問9 あなたは、子どもに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか (✓は3つまで)**

図9-1 子どもに関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値





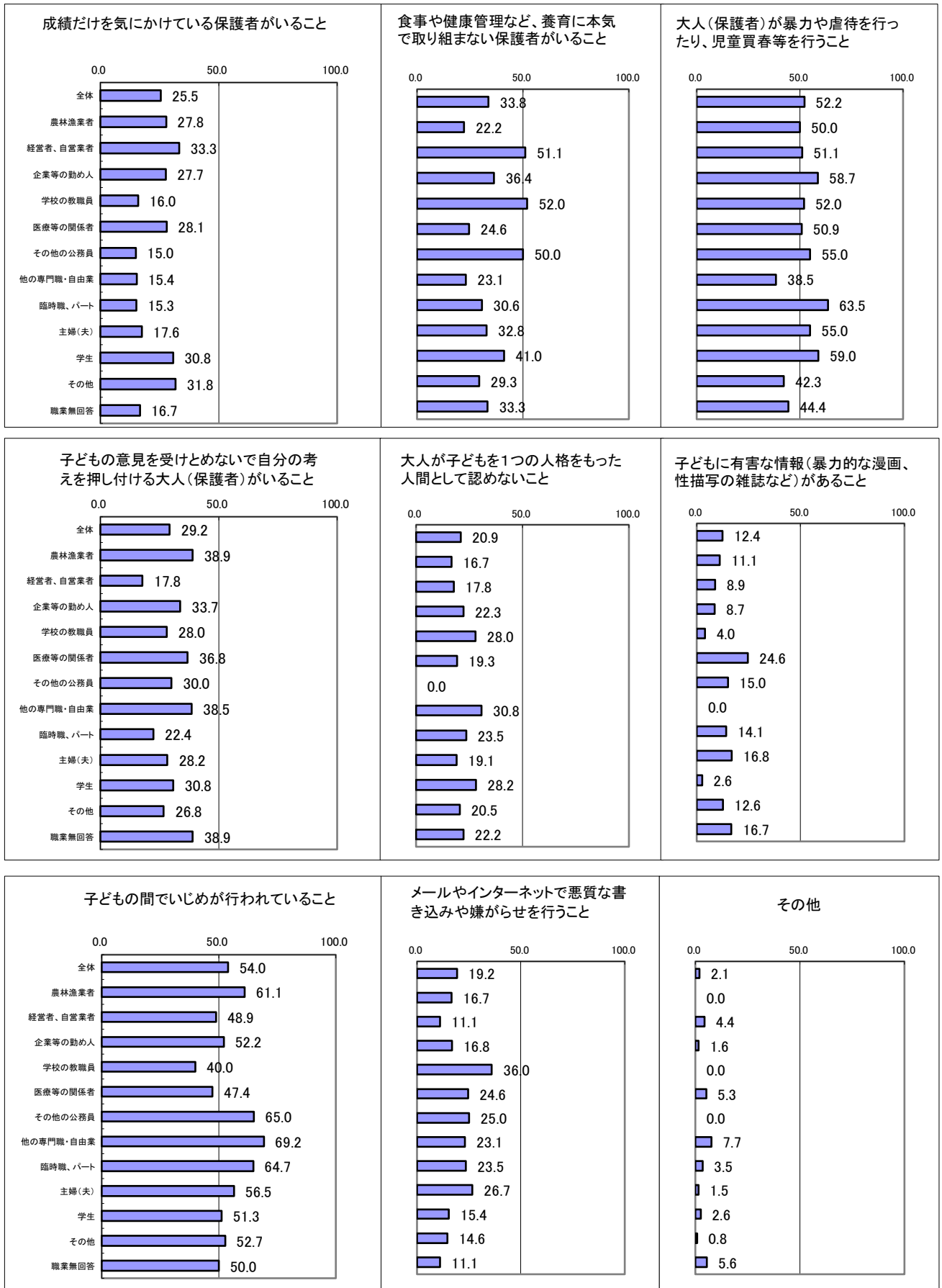


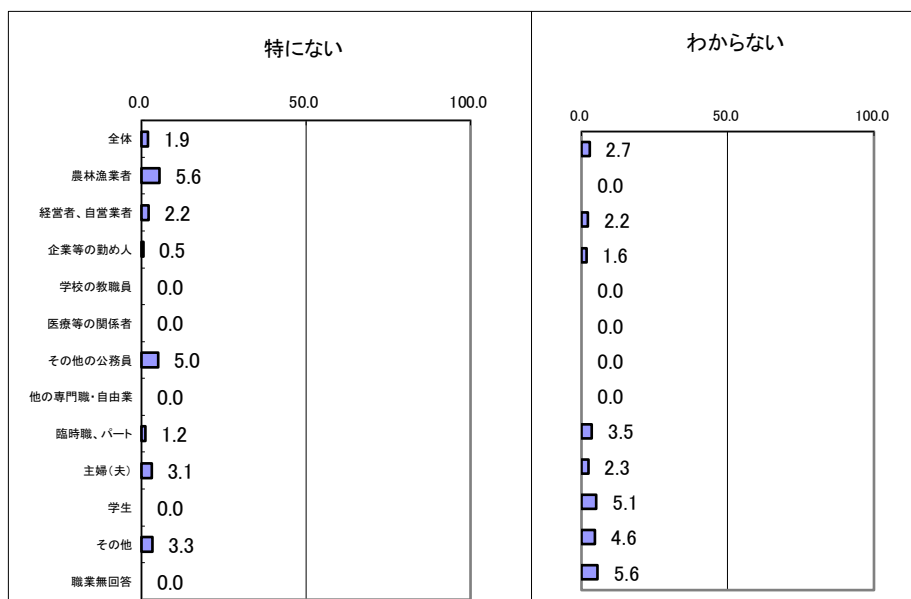
全体 (N=874)  
 男性 (N=338)  
 女性 (N=512)  
 どちらでもない (N=1)  
 答えたくない (N=11)  
 その他 (N=12)  
 18～19歳 (N=32)  
 20～29歳 (N=90)  
 30～39歳 (N=100)  
 40～49歳 (N=93)  
 50～59歳 (N=117)  
 60～69歳 (N=141)  
 70～79歳 (N=161)  
 80歳以上 (N=116)  
 年齢無回答 (N=14)

### 子どもに関する人権上の問題点について

- ▶「子ども間でいじめが行われていること」(33.4%→54.0%)が最も高く、次いで、「大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」(36.1%→52.2%)が高く、前回調査に比べ大きく上昇している。
- ▶男性は女性に比べ「成績だけを気にかけている保護者がいること」(10.1ポイント差)の回答割合が高くなっている。
- ▶18～39歳は「大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」、40歳以上は「子ども間でいじめが行われていること」の回答割合が最も高い。
- ▶18～19歳は「食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること」(40.6%)、20～29歳は「子どもの意見を受けとめないで自分の考えを押し付ける大人(保護者)がいること」(42.2%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図9-2 子どもに関する人権上の問題点(職業別)





全体 (N=874)  
 農林漁業者 (N=18)  
 経営者・自営業者 (N=45)  
 企業等の勤め人 (N=184)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=57)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=13)  
 臨時職、パート (N=85)  
 主婦(夫) (N=131)  
 学生 (N=39)  
 その他 (N=239)  
 職業無回答 (N=18)

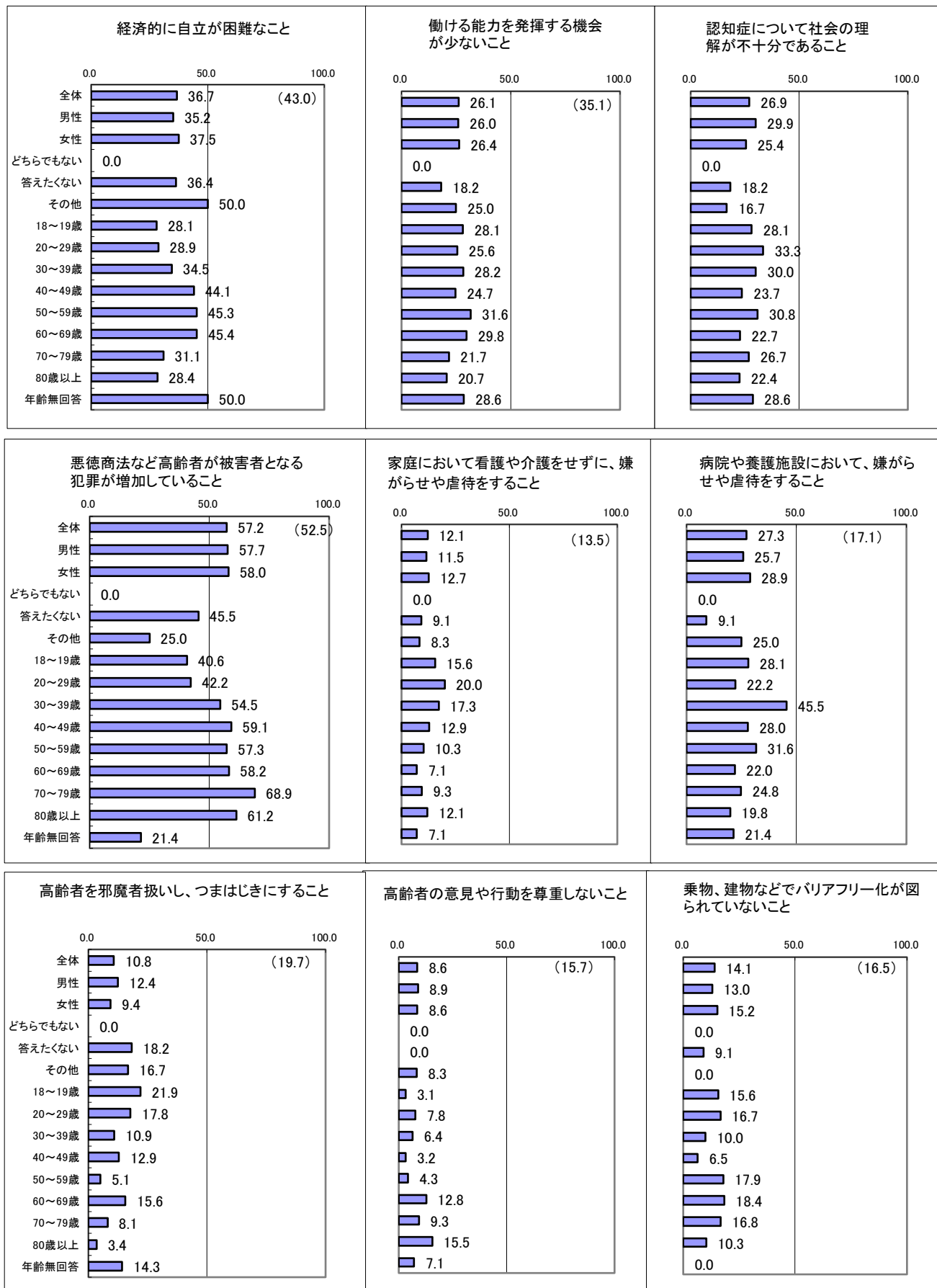
- ▶ 職業別にみると、「大人（保護者）が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」では、臨時職員やパート等（63.5%）の回答割合が、「子どもの間でいじめが行われていること」では、その他の専門職や自由業（69.2%）とその他の公務員（65.0%）の回答割合が他の職業に比べ高くなっている。
- ▶ 「食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること」では、学校の教職員が52.0%、企業の経営者・自営業者が51.1%と他の職業に比べ高くなっている。

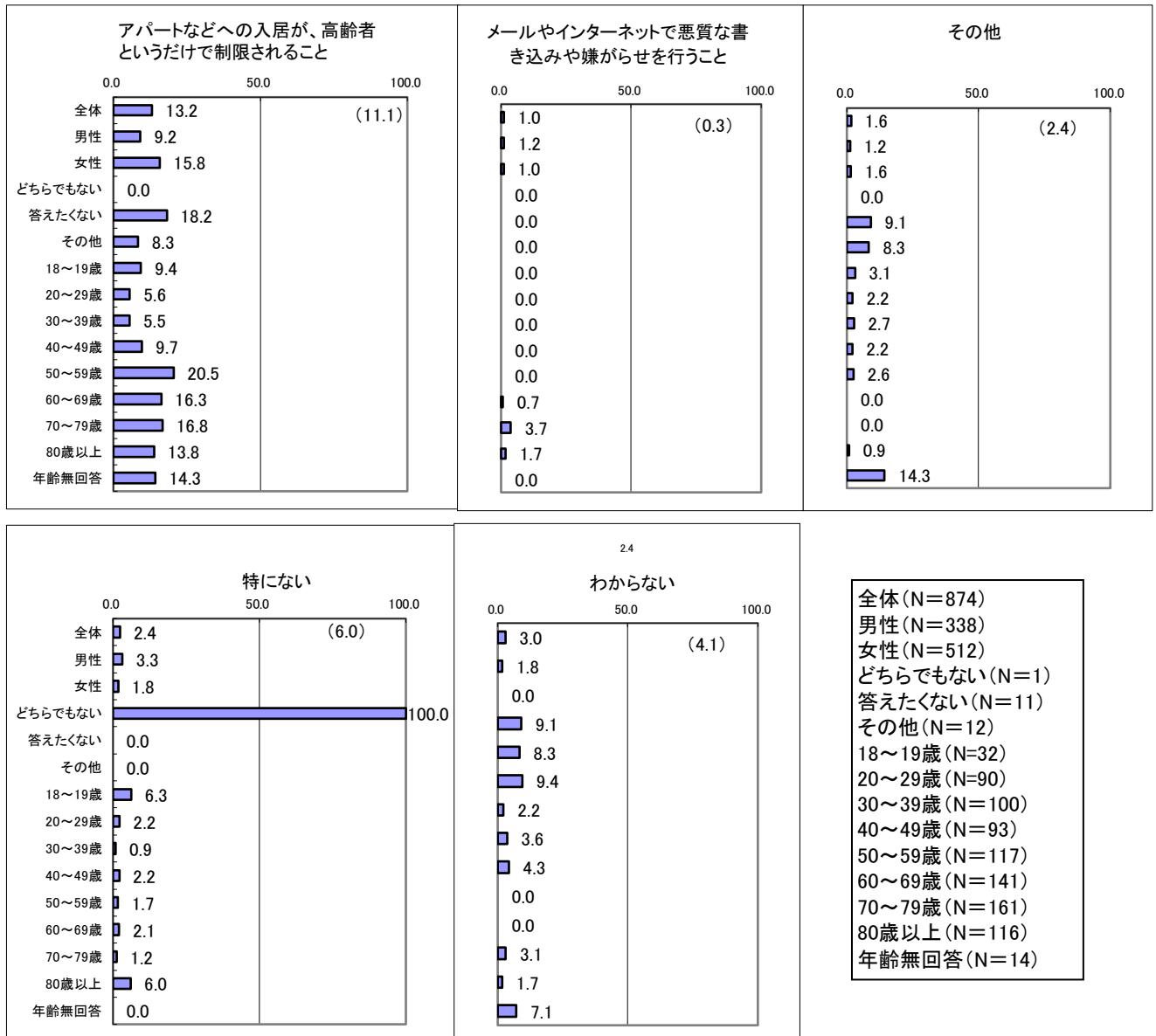
#### (4) 高齢者に関する人権上の問題点

問10 あなたは、高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図10-1 高齢者に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値

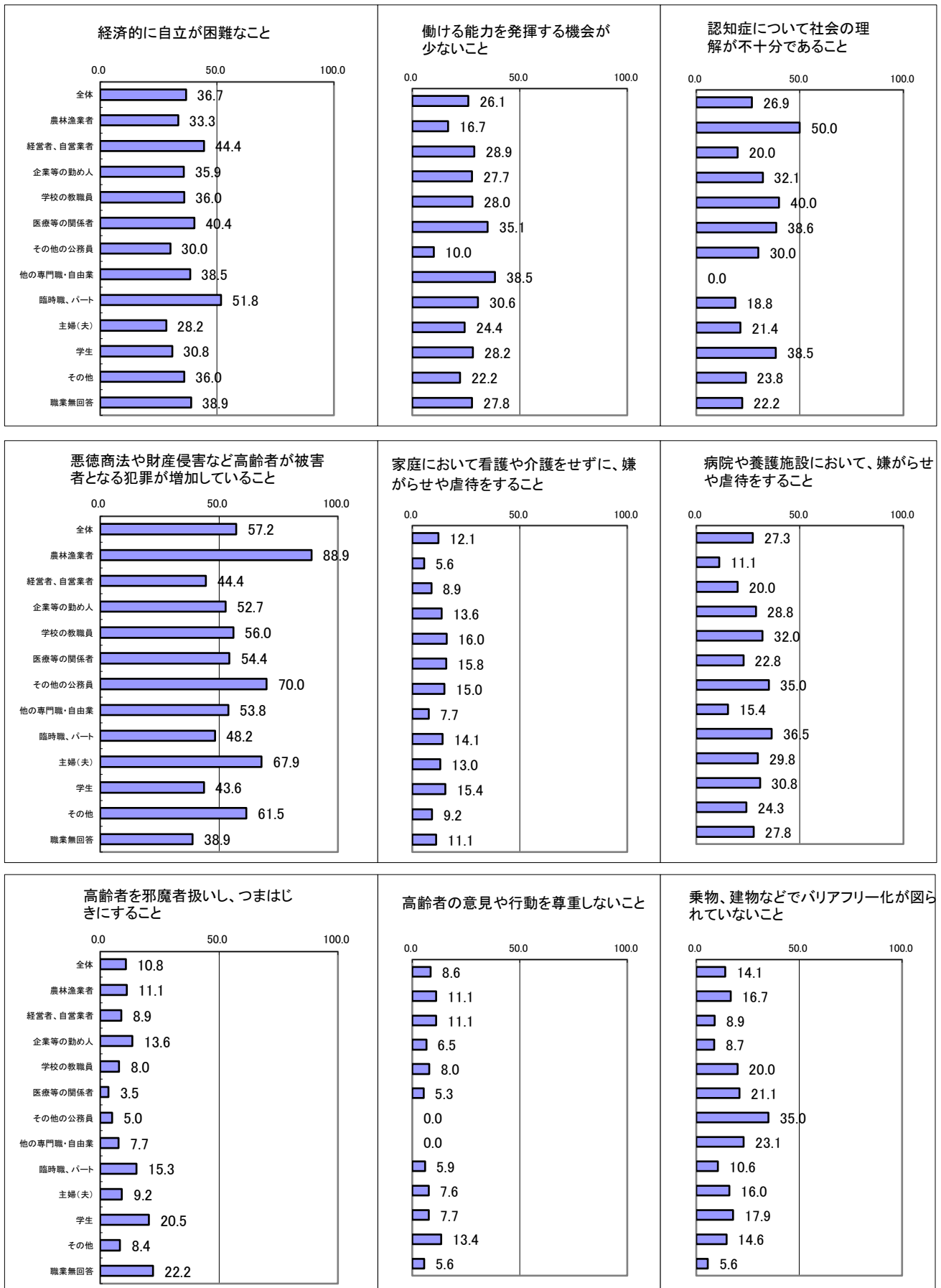


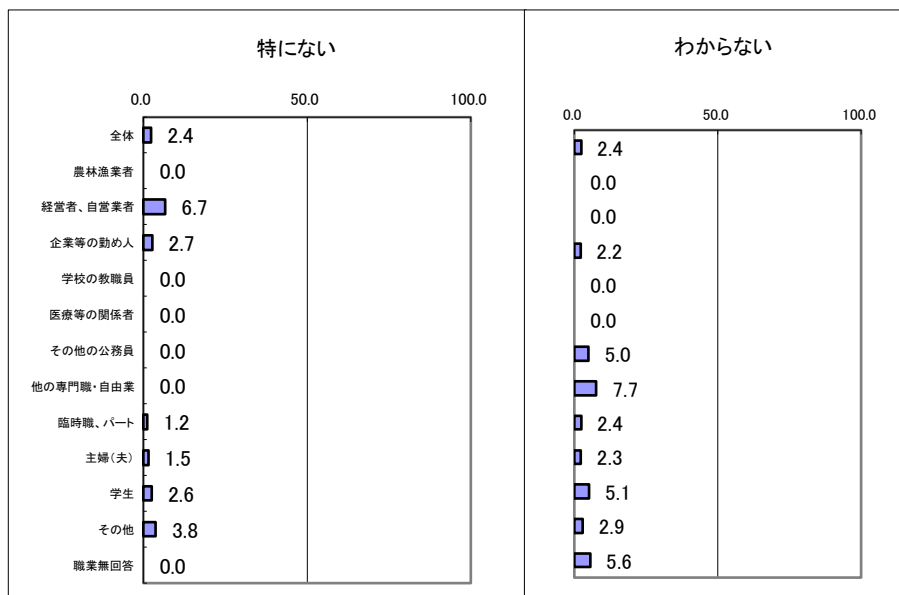
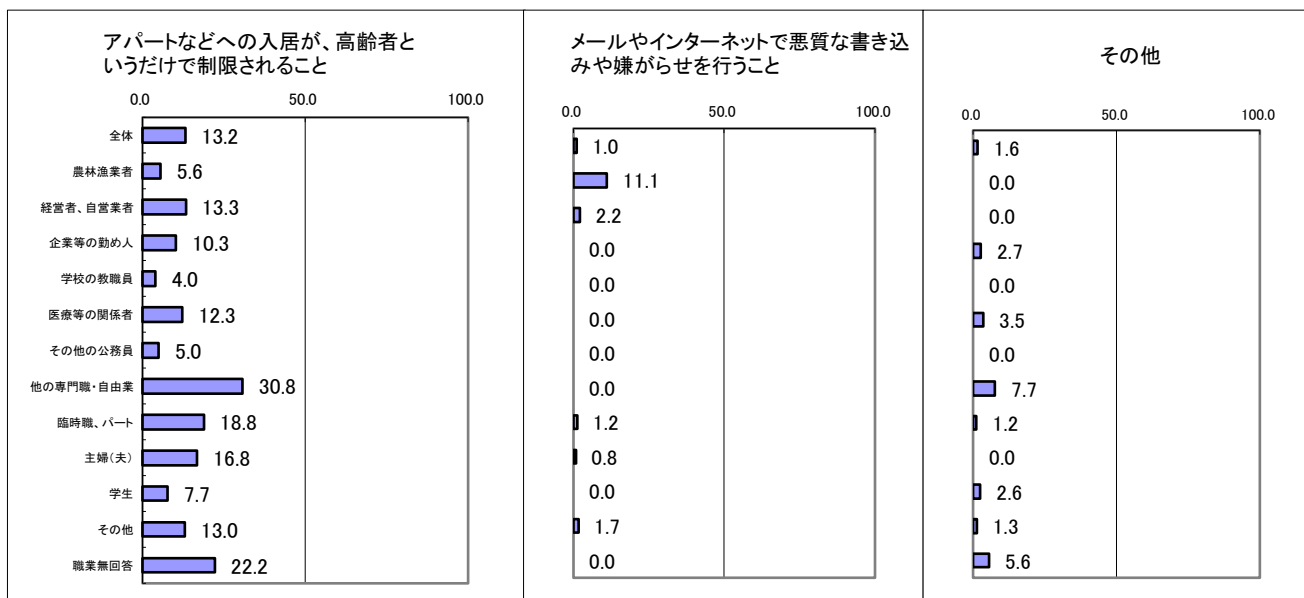


### 高齢者に関する人権上の問題点について

- ▶「悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」(57.2%)が最も高く、次いで、「経済的に自立が困難なこと」(36.7%)、「病院や養護施設において、嫌がらせや虐待をすること」(27.3%)の順に高くなっている。
- ▶新たな選択肢である「認知症について社会の理解が不十分であること」は26.9%となっているのに対し、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」(35.1%→26.1%)は前回調査に比べ9.0ポイント低下している。
- ▶年齢別に見ると、「悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」で30歳以上の年齢で5割を超えている。
- ▶「経済的に自立が困難なこと」では、40歳～69歳までの年齢で4割を超えている。
- ▶「病院や養護施設において、嫌がらせや虐待をすること」では、30～39歳が45.5%と他の年齢に比べて高くなっている。

図10-2 高齢者に関する人権上の問題点(職業別)





全体 (N=874)  
 農林漁業者 (N=18)  
 経営者・自営業者 (N=45)  
 企業等の勤め人 (N=184)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=57)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=13)  
 臨時職、パート (N=85)  
 主婦(夫) (N=131)  
 学生 (N=39)  
 その他 (N=239)  
 職業無回答 (N=18)

▶職業別にみると、「悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」では、その他の公務員 (70.0%)、主婦(夫) (67.9%) で6割以上となっている。

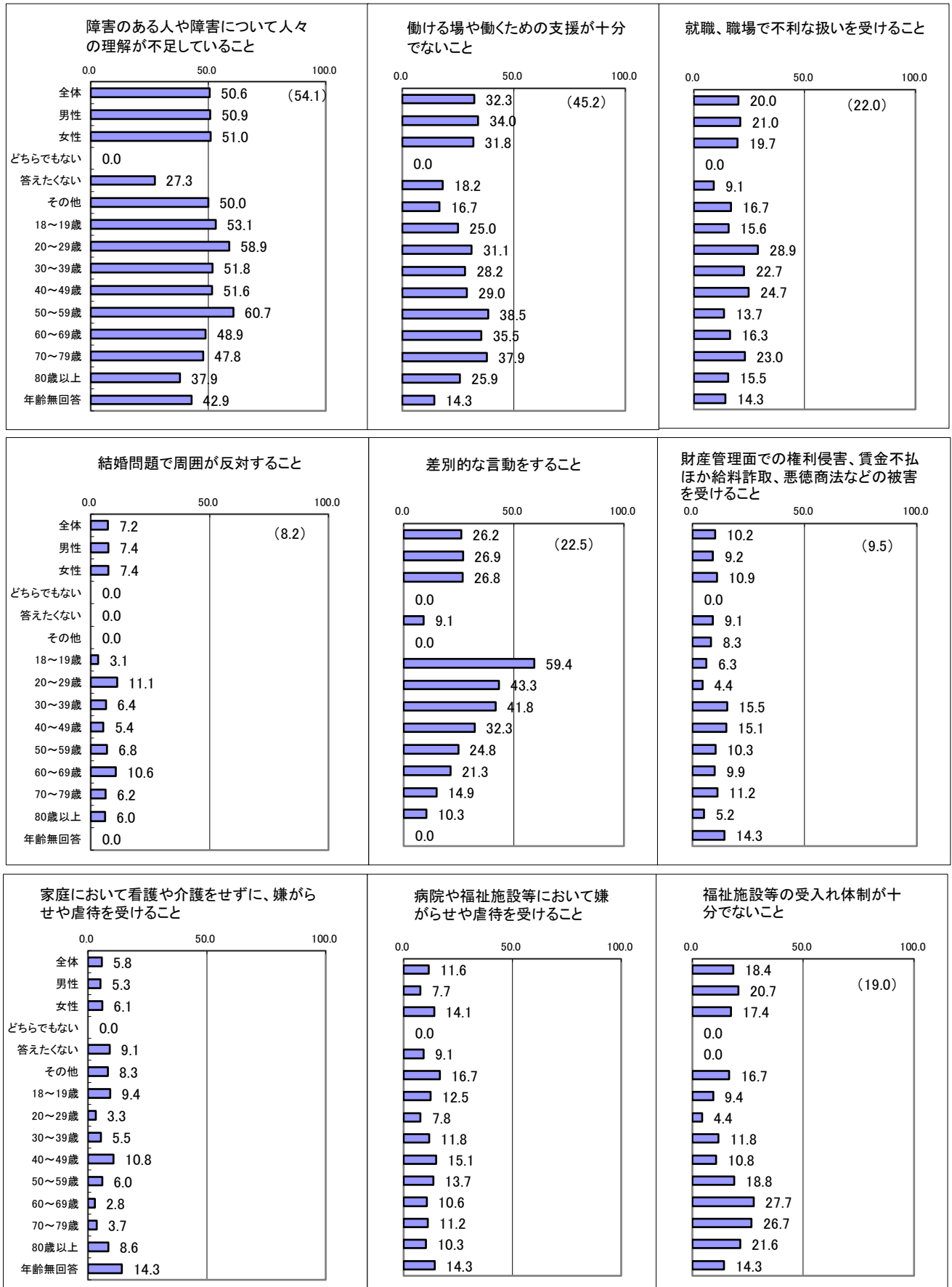
▶「経済的に自立が困難なこと」では、臨時職・パート (51.8%)、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」では、他の専門職・自由業 (38.5%)、「認知症について社会の理解が不十分であること」では、農林漁業者 (50.0%)、学校の教職員 (40.0%) が他の職業に比べ高くなっている。

## (5) 障害のある人に関する人権上の問題点

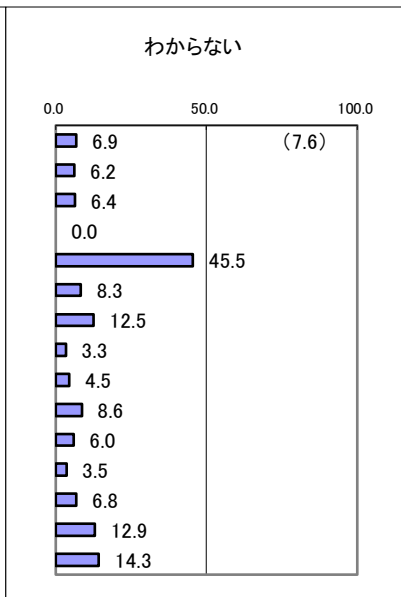
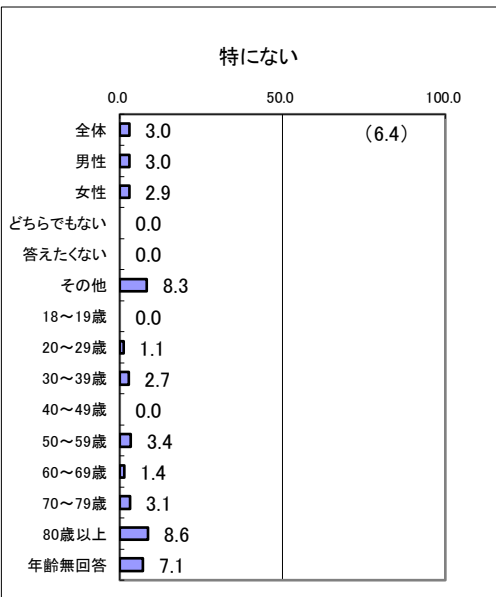
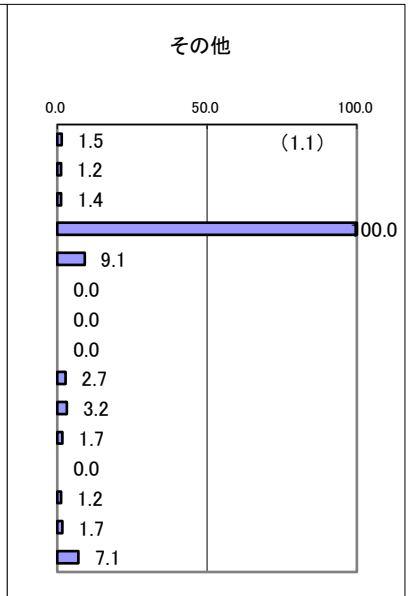
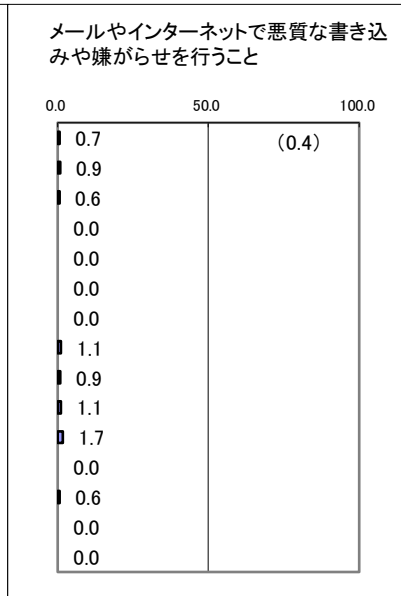
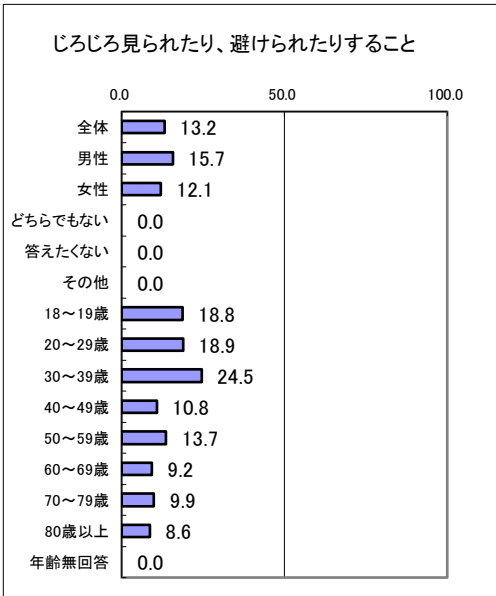
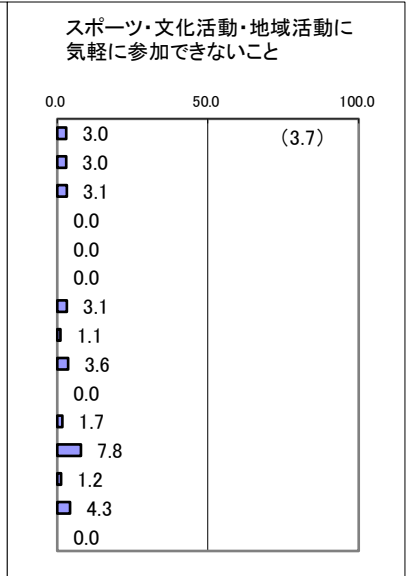
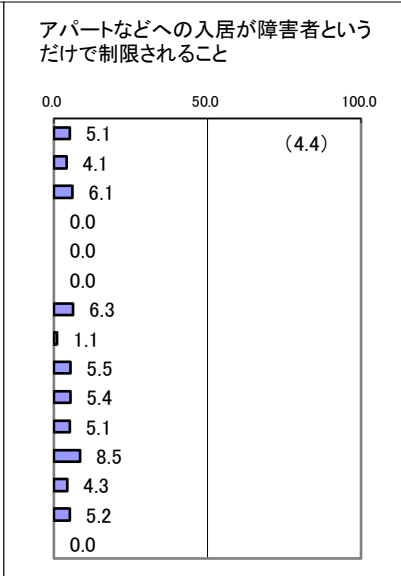
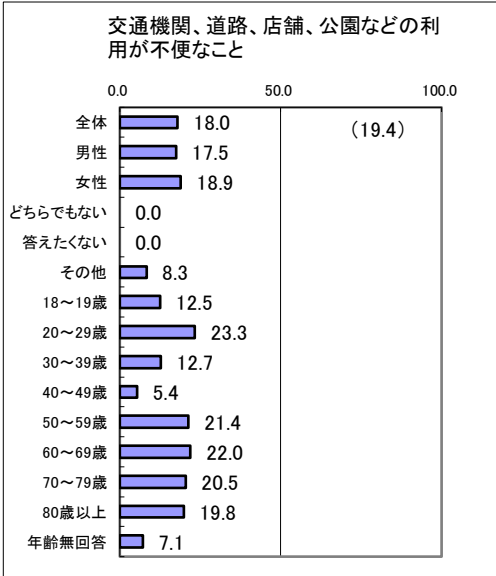
問11 あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか(✓は3つまで)

図11-1 障害のある人に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値





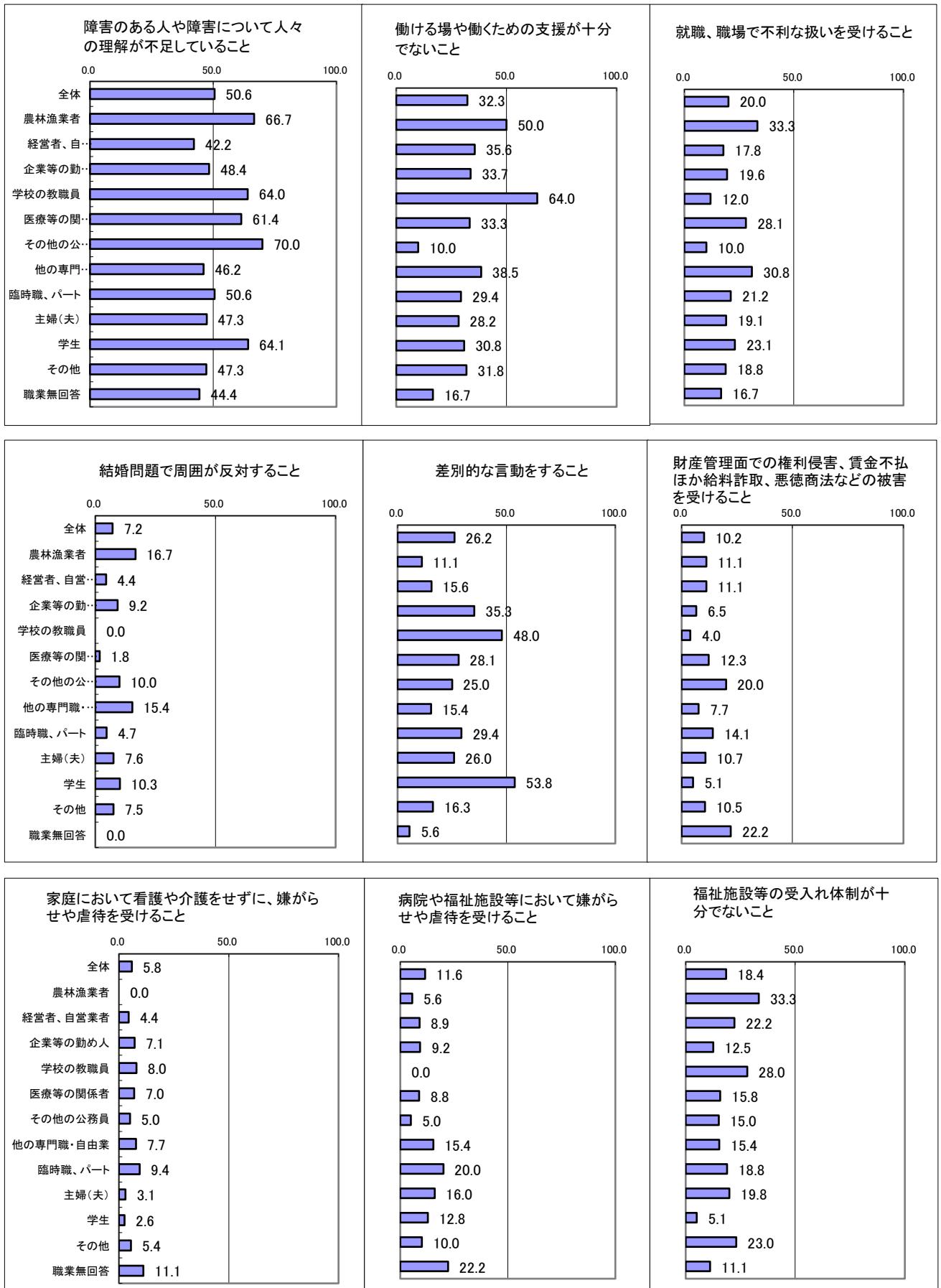


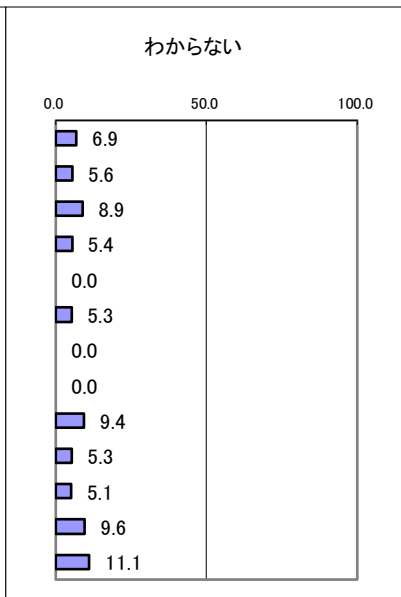
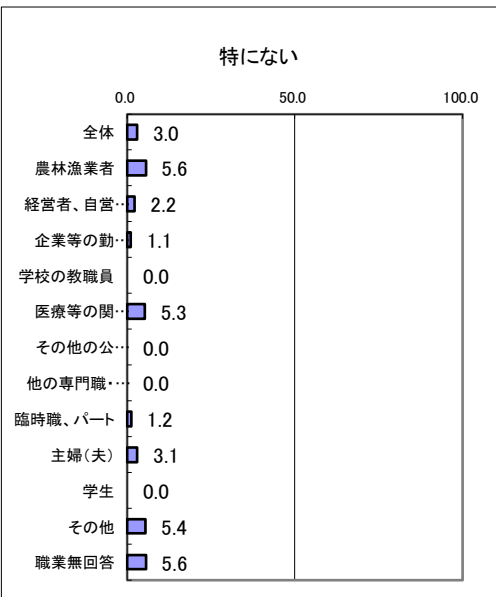
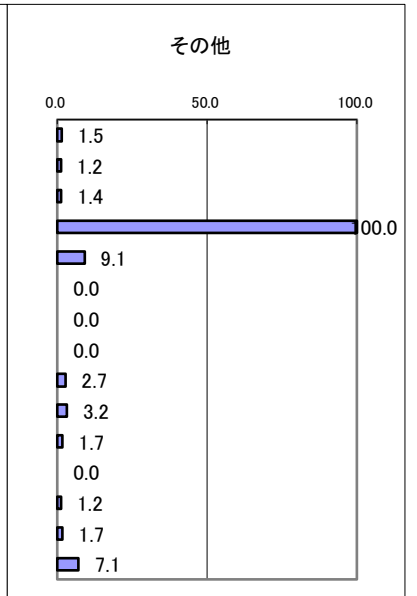
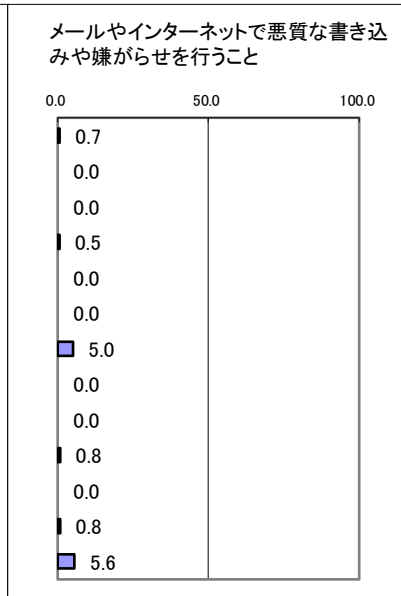
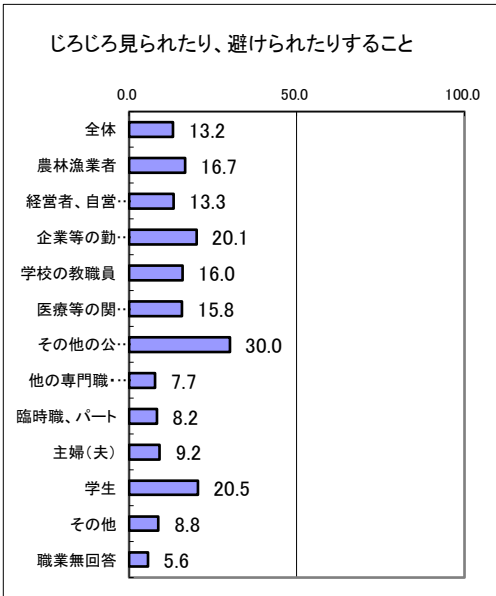
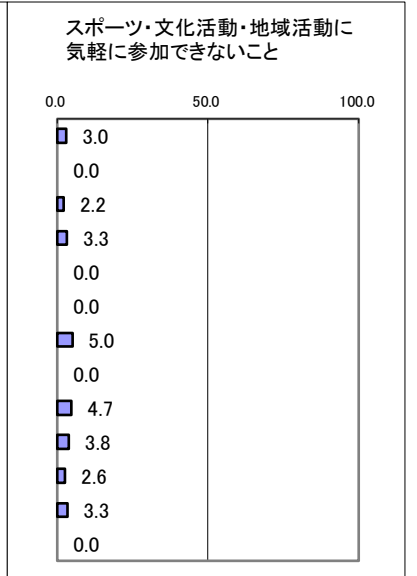
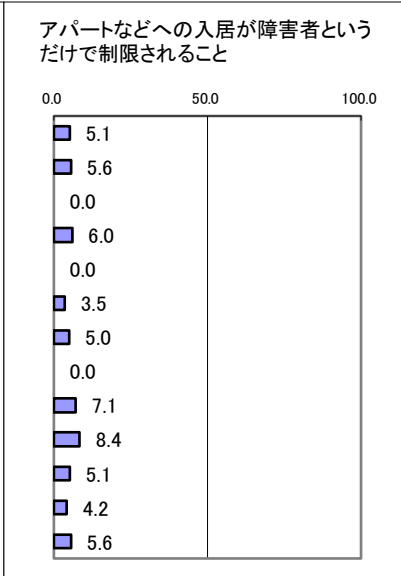
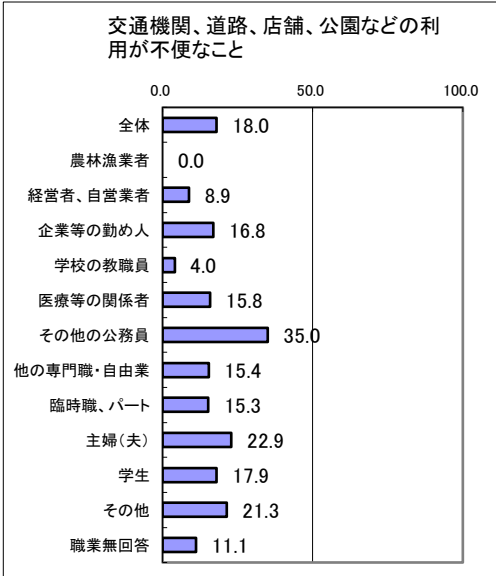
全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

### 障害のある人に関する人権上の問題点について

- ▶「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」（50.6%）が最も高く、次いで「働ける場や働くための支援が十分でないこと」（32.3%）が高くなっている。
- ▶年齢別にみると、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」が、50～59歳（60.7%）で6割を超えている。
- ▶「働ける場所や機会が少ないこと」では、50～59歳（38.5%）が他の年齢に比べ高くなっている。
- ▶「差別的な言動をすること」では、18～19歳（59.4%）が5割を超えている。

図11-2 障害のある人に関する人権上の問題点(職種別)





全体 (N=874)  
 農林漁業者 (N=18)  
 経営者・自営業者 (N=45)  
 企業等の勤め人 (N=184)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=57)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=13)  
 臨時職、パート (N=85)  
 主婦(夫) (N=131)  
 学生 (N=39)  
 その他 (N=239)  
 職業無回答 (N=18)

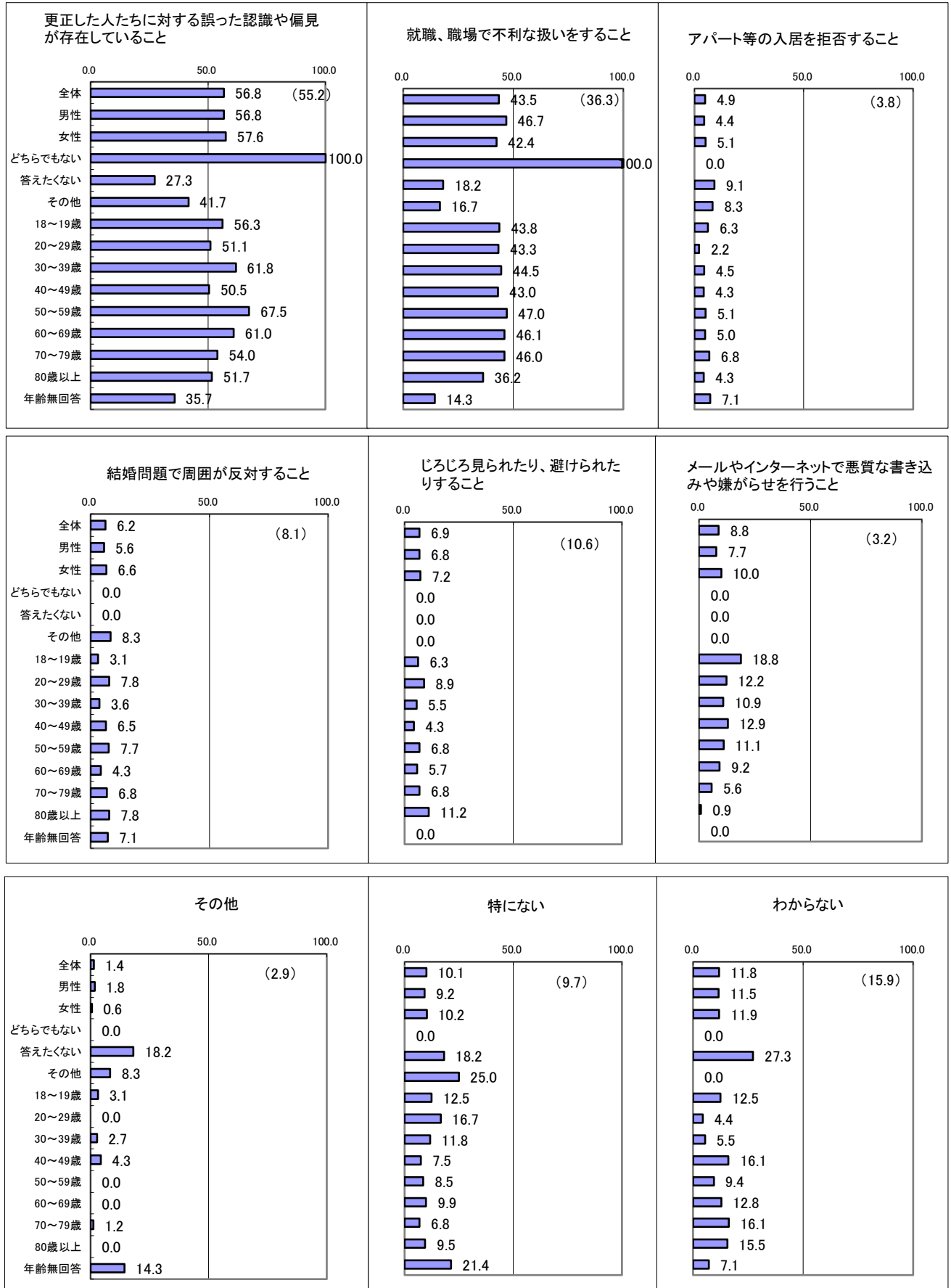
- ▶職業別にみると、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」では、その他の公務員（70.0%）、農林漁業者（66.7%）、学生（64.1%）、学校の教職員（64.0%）、医療等の関係者（61.4%）の回答割合が6割を超えている。
- ▶「働ける場や働くための支援が十分でないこと」では、学校の教職員（64.0%）が6割超に対し、その他の公務員（10.0%）は1割となっており、54.0ポイントの差がある。

(6) 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点

問12 あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか(✓は2つまで)

( )は前回H20数値

図12-1 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点(性・年齢別)

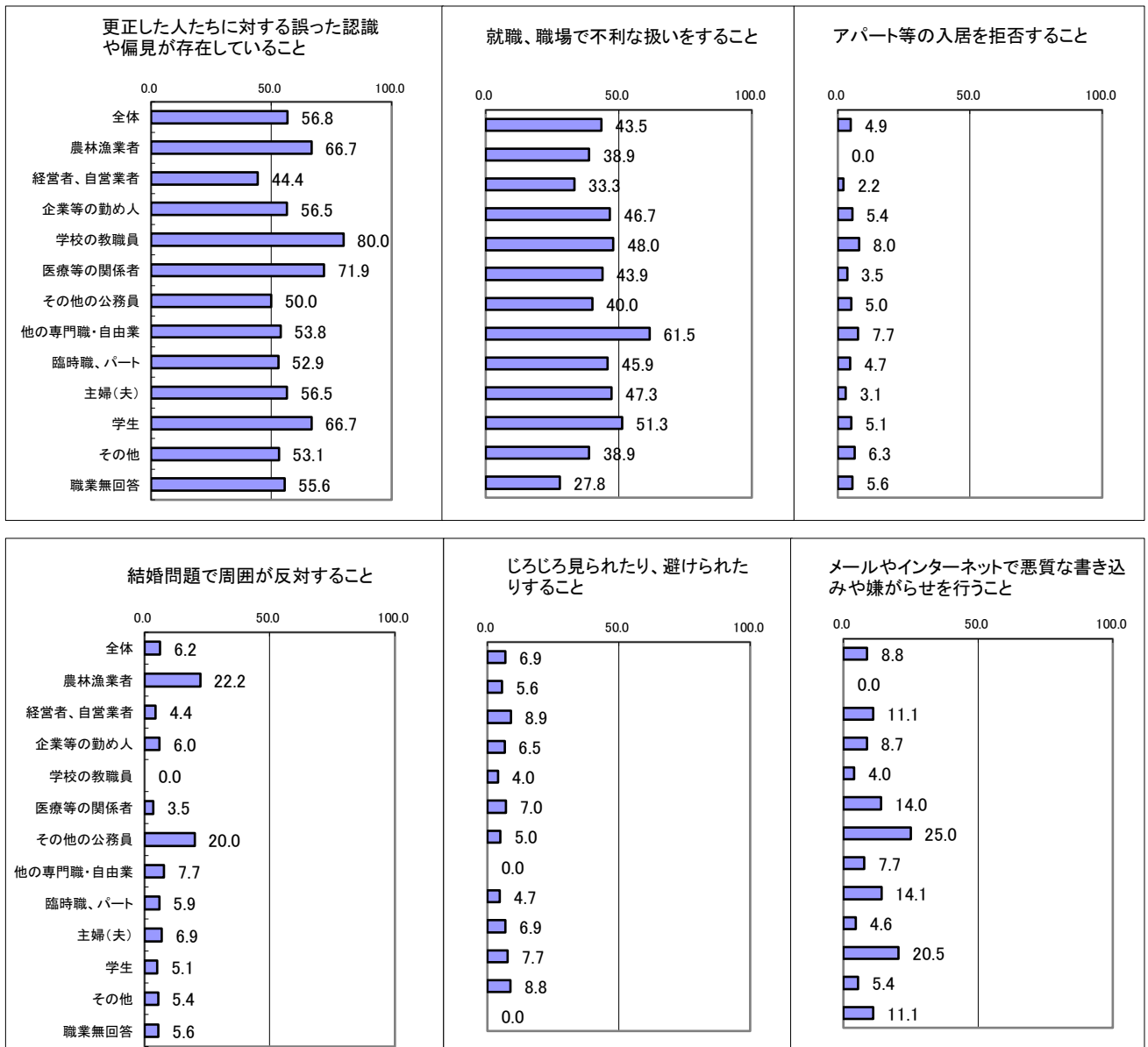


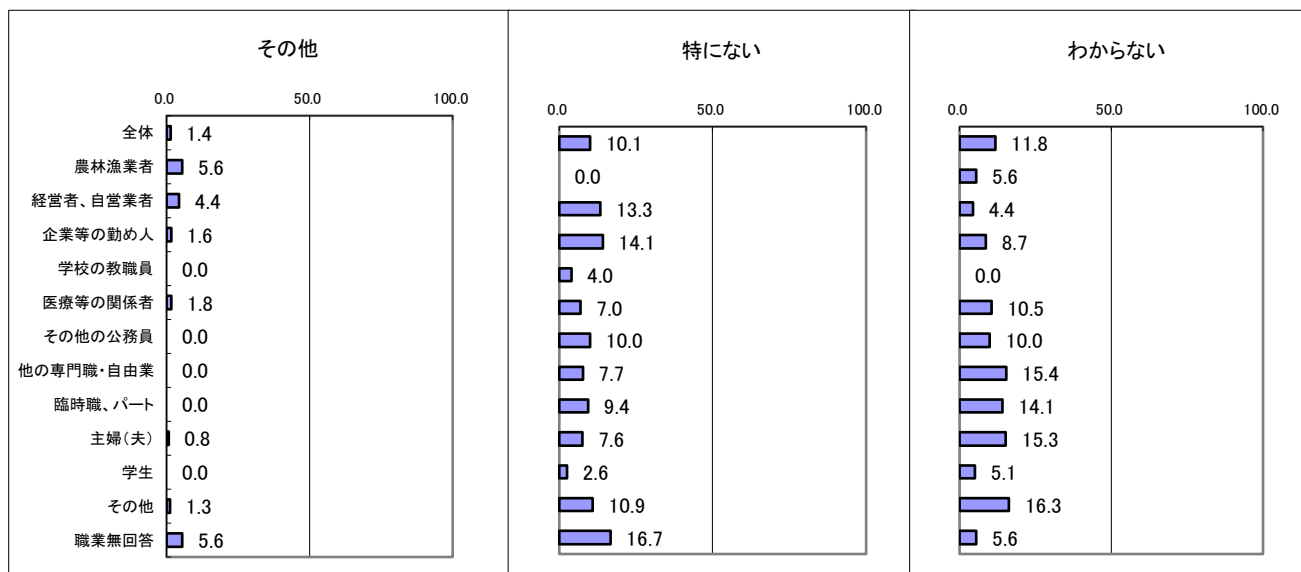
罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点について

- ▶「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」(55.2%→56.8%)の回答割合が最も高く、次いで「就職、職場で不利な扱いをすること」(36.3%→43.5%)が高く、前回調査同様、この2つが主な回答となっている。
- ▶年齢別にみると、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が全ての年齢で5割を超えている。
- ▶「就職、職場で不利な扱いをすること」においても、80歳以上を除く年齢で4割を超えている。

全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

図12-2 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点(職種別)





▶職業別にみると、いずれの職業においても、「更正した人たちに  
 対する誤った認識や偏見が存在していること」との回答が最も高  
 く、経営者・自営業者を除く全ての職業で5割を超えている。

▶「就職、職場で不利な扱いをすること」では、その他の専門職・  
 自由業（61.5%）が他の職業と比べ高くなっている。

全体 (N=874)
農林漁業者 (N=18)
経営者・自営業者 (N=45)
企業等の勤め人 (N=184)
学校の教職員 (N=25)
医療等の関係者 (N=57)
その他の公務員 (N=20)
他の専門職・自由業 (N=13)
臨時職、パート (N=85)
主婦(夫) (N=131)
学生 (N=39)
その他 (N=239)
職業無回答 (N=18)

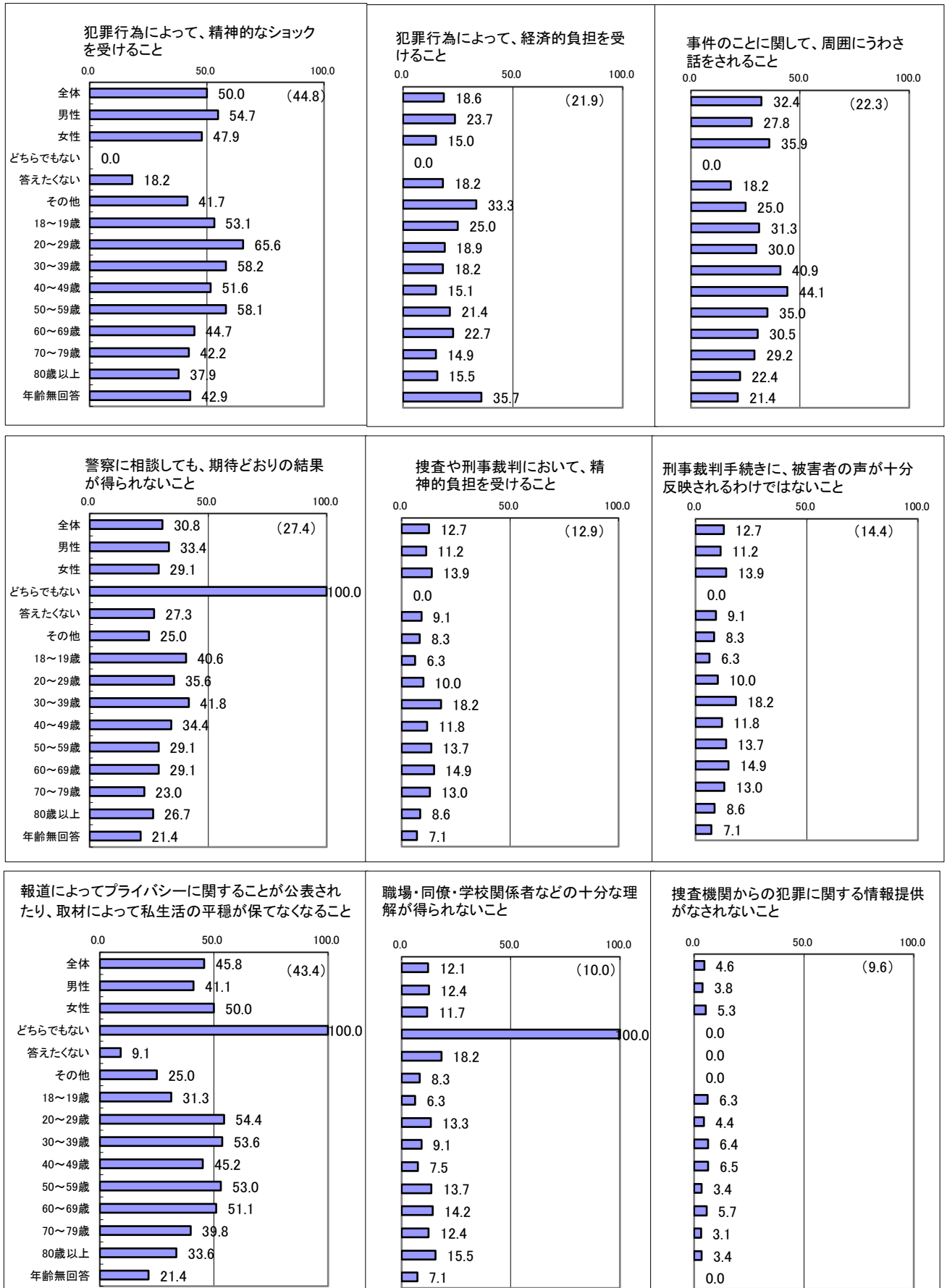


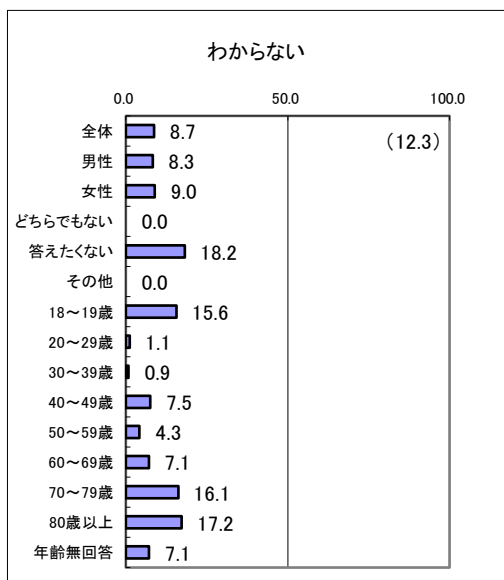
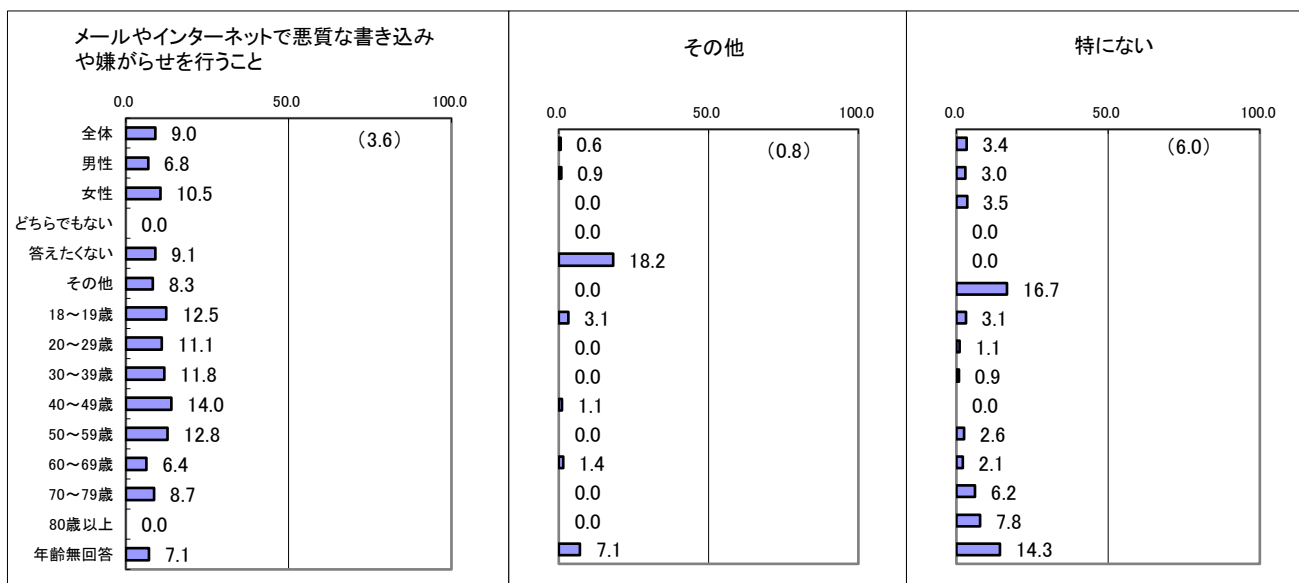
(7) 犯罪被害者に関する人権上の問題点

問13 あなたは、犯罪被害者についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図13-1 犯罪被害者に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値



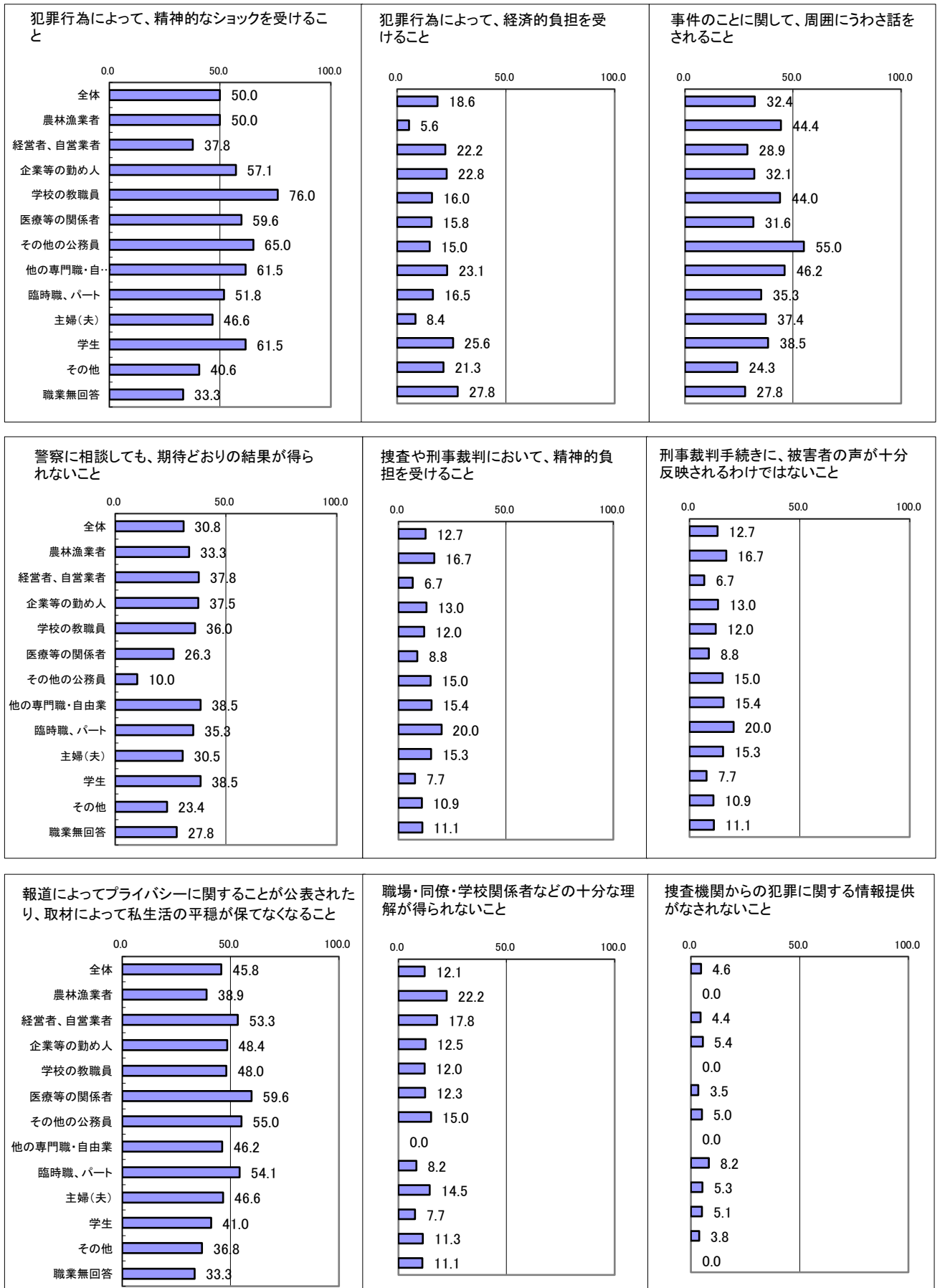


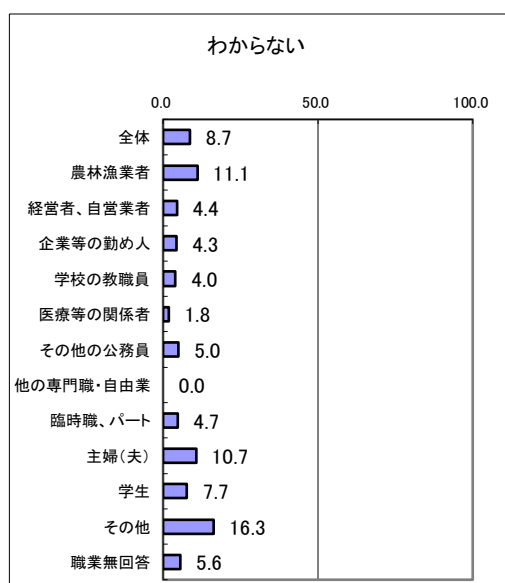
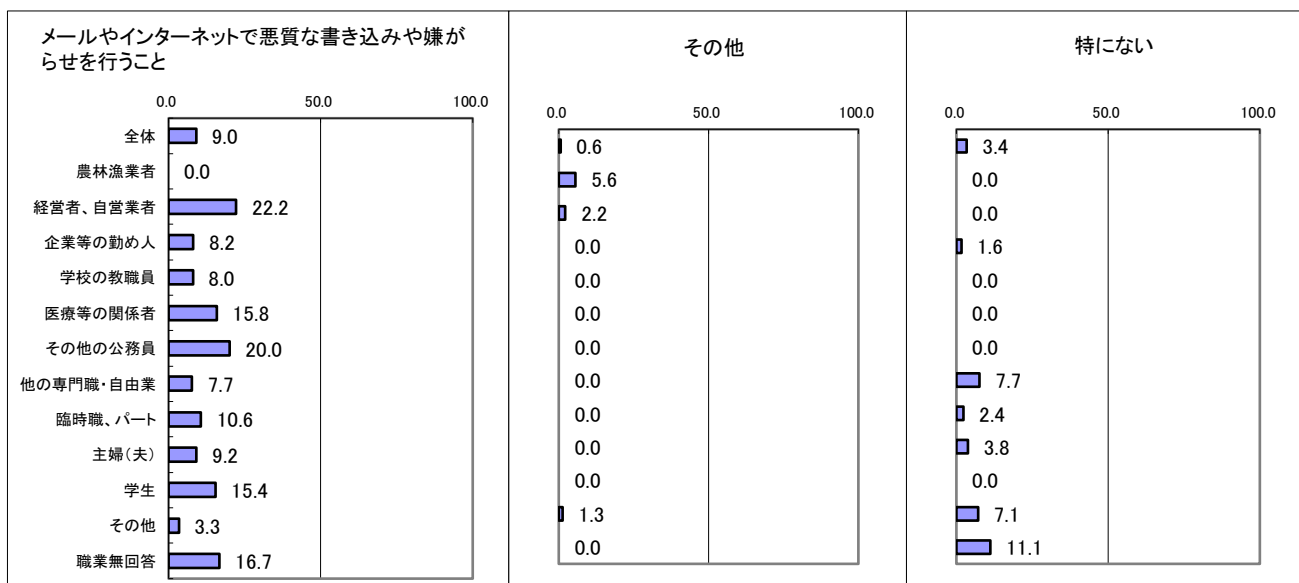
全体 (N=874)  
 男性 (N=338)  
 女性 (N=512)  
 どちらでもない (N=1)  
 答えたくない (N=11)  
 その他 (N=12)  
 18～19歳 (N=32)  
 20～29歳 (N=90)  
 30～39歳 (N=100)  
 40～49歳 (N=93)  
 50～59歳 (N=117)  
 60～69歳 (N=141)  
 70～79歳 (N=161)  
 80歳以上 (N=116)  
 年齢無回答 (N=14)

### 犯罪被害者に関する人権上の問題点について

▶「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」(44.8%→50.0%)の回答割合が最も高く、次いで、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」(43.4%→45.8%)、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」(22.3%→32.4%)、「警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと」(27.4%→30.8%)の順に高くなっている。この上位4項目はいずれも前回調査より上昇している。

図13-2 犯罪被害者に関する人権上の問題点(職業別)





全体(N=874)  
 農林漁業者(N=18)  
 経営者・自営業者(N=45)  
 企業等の勤め人(N=184)  
 学校の教職員(N=25)  
 医療等の関係者(N=57)  
 その他の公務員(N=20)  
 他の専門職・自由業(N=13)  
 臨時職、パート(N=85)  
 主婦(夫)(N=131)  
 学生(N=39)  
 その他(N=239)  
 職業無回答(N=18)

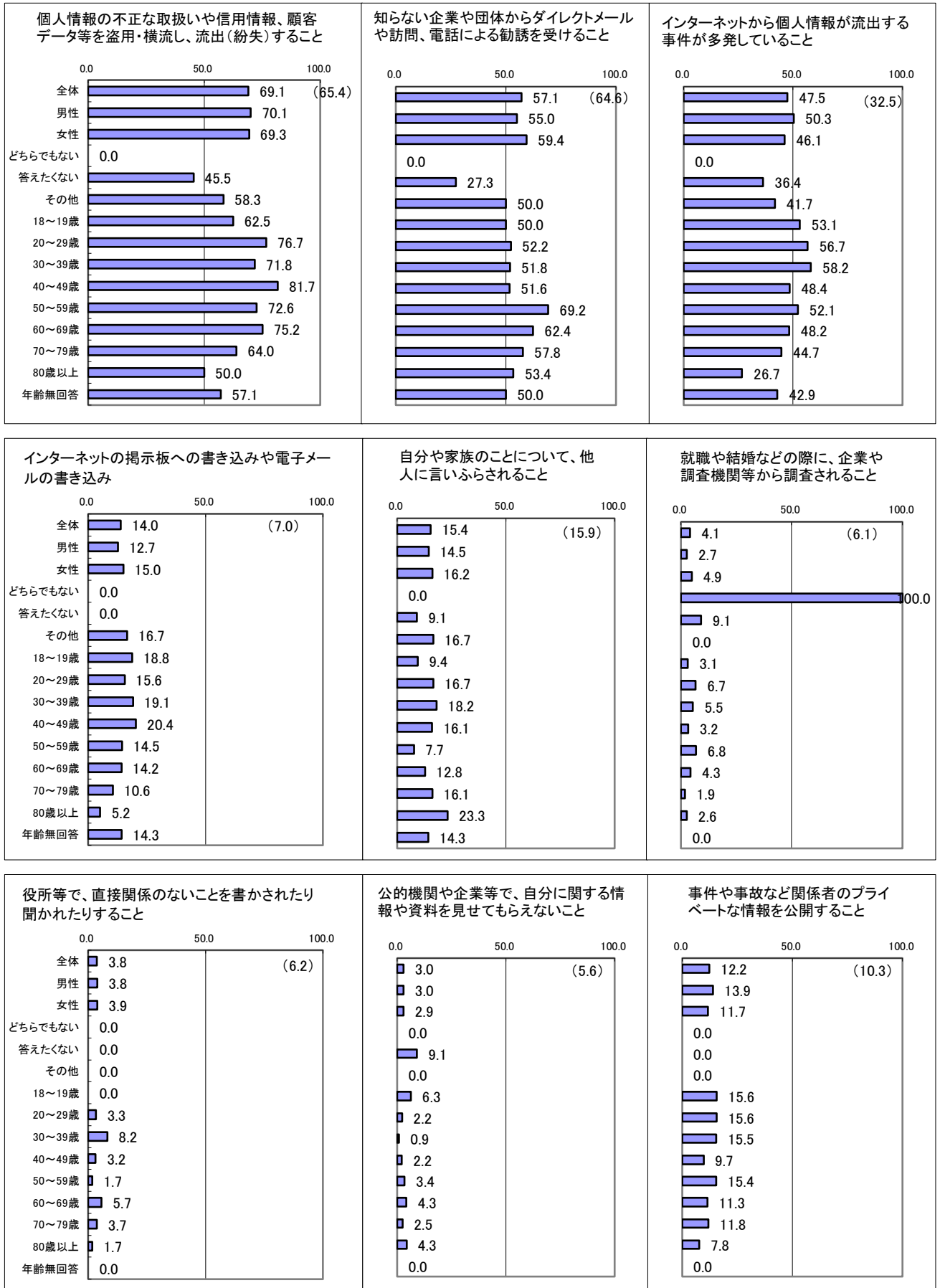
- ▶ 職業別にみると、ほとんどの職業は「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」の回答割合が高くなっている。
- ▶ 「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」について、学校の教職員の回答割合は76.0%と他の職業に比べ高くなっている。

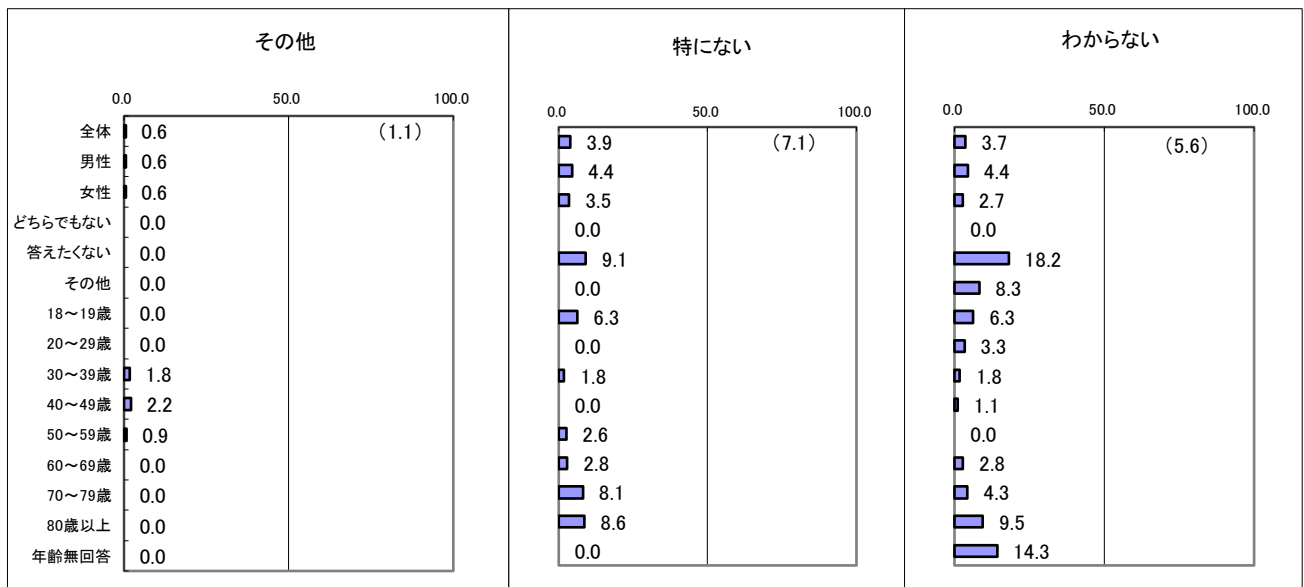
(8) プライバシーの保護に関する人権上の問題点

問14 あなたは、プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図14-1 プライバシーの保護に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値



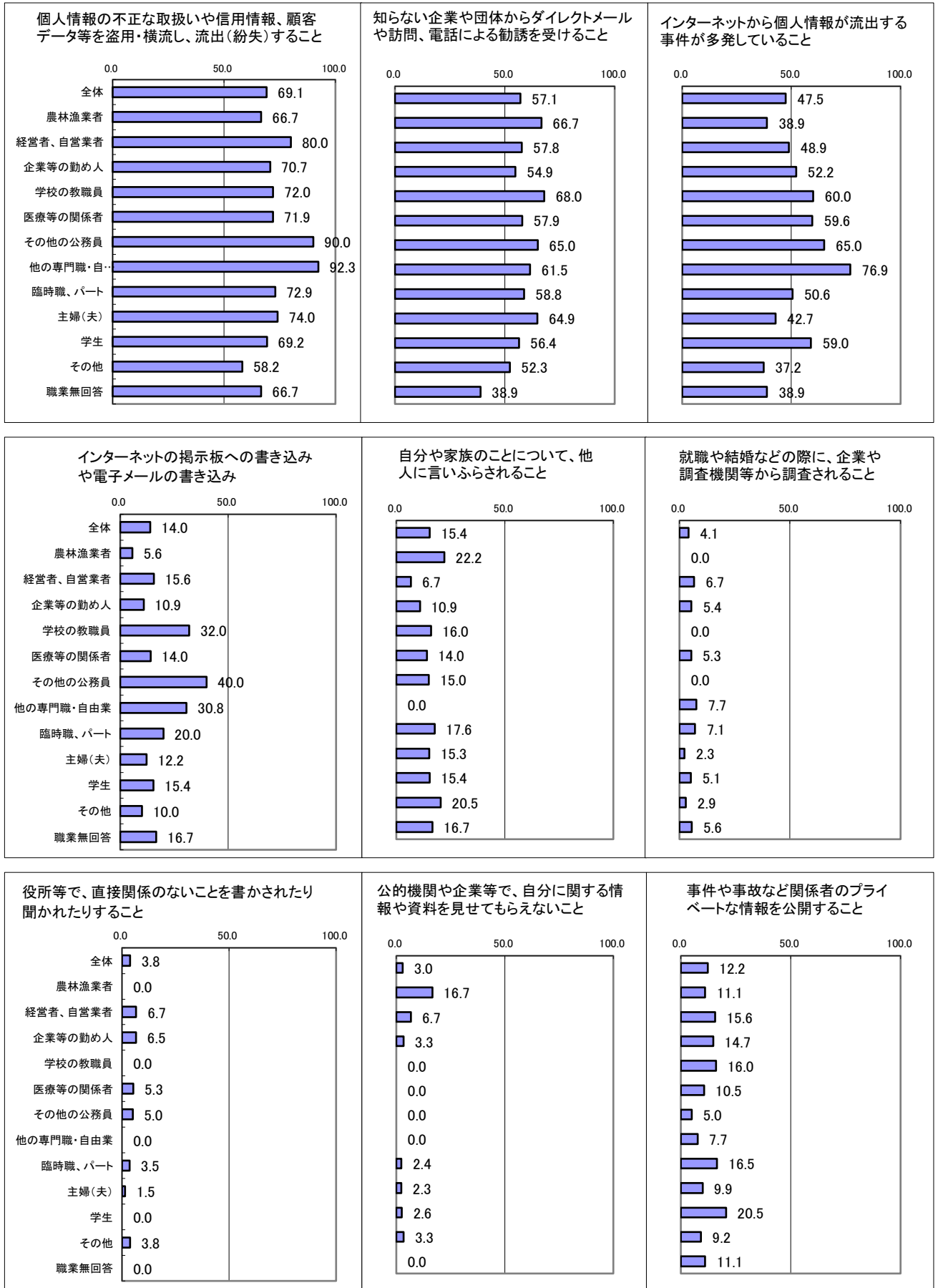


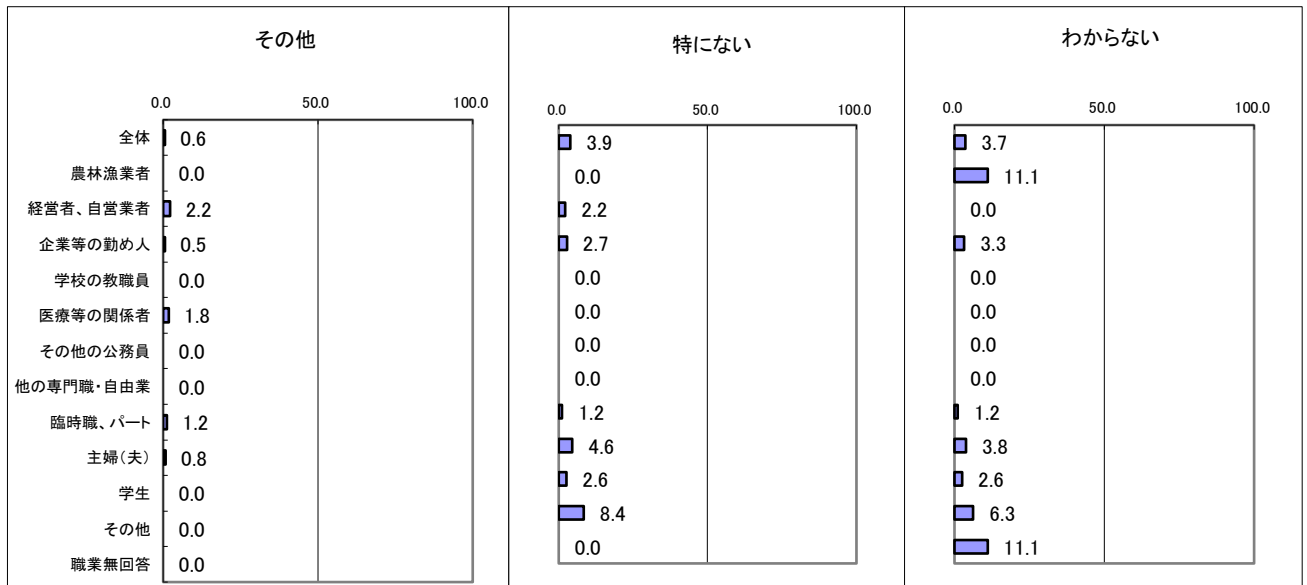
### プライバシーの保護に関する人権上の問題点について

- ▶ 「個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し、流出（紛失）すること」（69.1％）の回答割合が最も高く、次いで、「知らない企業や団体からダイレクトメールや訪問、電話による勧誘を受けること」（57.1％）の順になっている。
- ▶ 「インターネットから個人情報が流出する事件が多発していること」（32.5％→47.5％）は前回調査に比べ15.0ポイント上昇している。
- ▶ 年齢別にみると、79歳以下は「個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し、流出（紛失）すること」、80歳以上は「知らない企業や団体からダイレクトメールや訪問、電話による勧誘を受けること」の回答割合が高くなっている。
- ▶ 「インターネットから個人情報が流出する事件が多発していること」では、39歳以下の回答割合が5割を超え他の年齢に比べ高くなっている。

全体 (N=874)
男性 (N=338)
女性 (N=512)
どちらでもない (N=1)
答えたくない (N=11)
その他 (N=12)
18～19歳 (N=32)
20～29歳 (N=90)
30～39歳 (N=100)
40～49歳 (N=93)
50～59歳 (N=117)
60～69歳 (N=141)
70～79歳 (N=161)
80歳以上 (N=116)
年齢無回答 (N=14)

図14-2 プライバシーの保護に関する人権上の問題点(職業別)





▶職業別にみると、いずれの職業とも、「個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し、流出（紛失）すること」の割合が最も高く、特に、その他の専門職・自由業（92.3%）、その他の公務員（90.0%）の回答割合は9割を超えている。

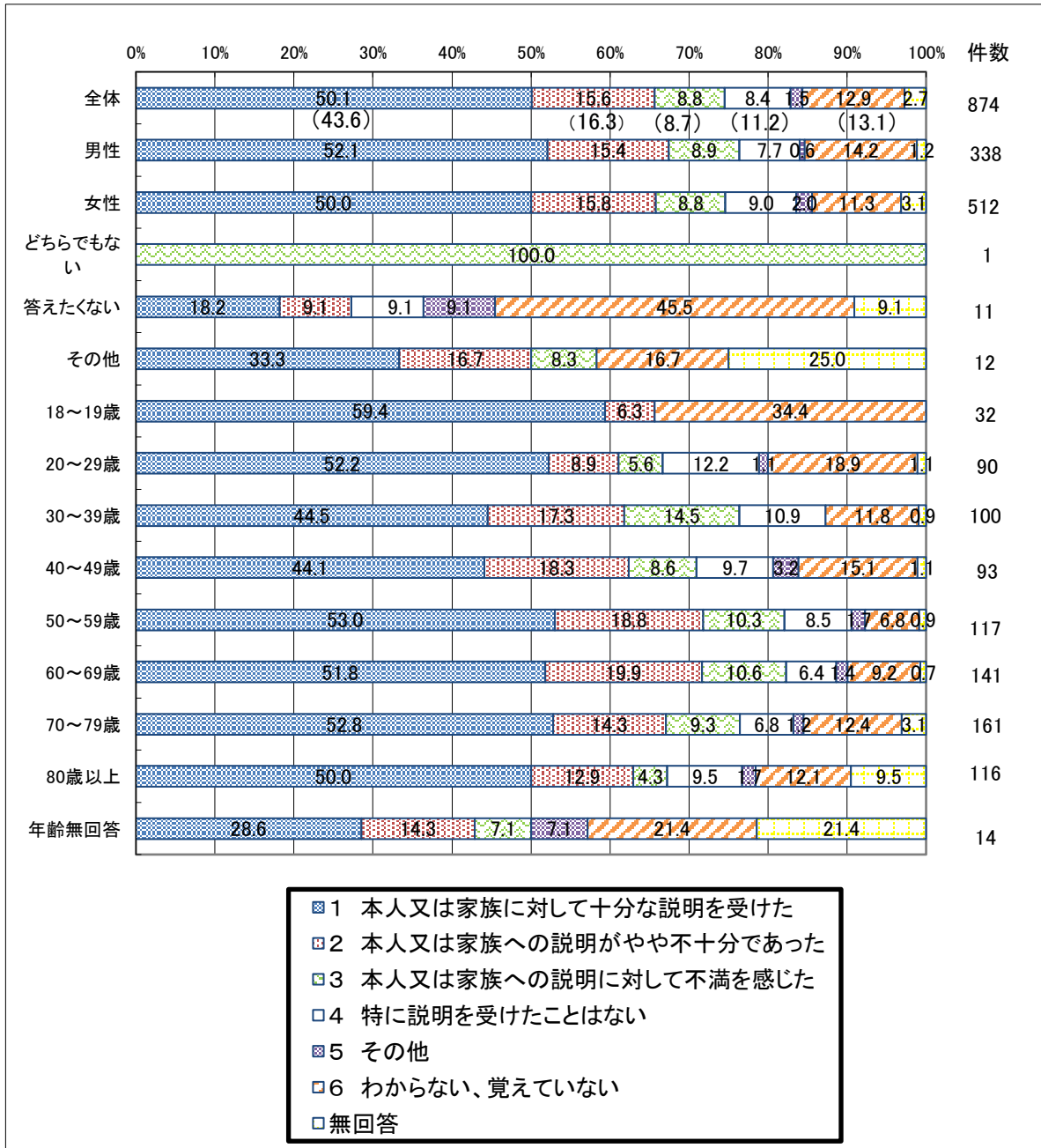
全体 (N=874)  
 農林漁業者 (N=18)  
 経営者・自営業者 (N=45)  
 企業等の勤め人 (N=184)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=57)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=13)  
 臨時職、パート (N=85)  
 主婦(夫) (N=131)  
 学生 (N=39)  
 その他 (N=239)  
 職業無回答 (N=18)



(9) インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応

問15 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。(✓は1つ)

図15-1 インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応(性・年齢別) ( )は前回H20数値

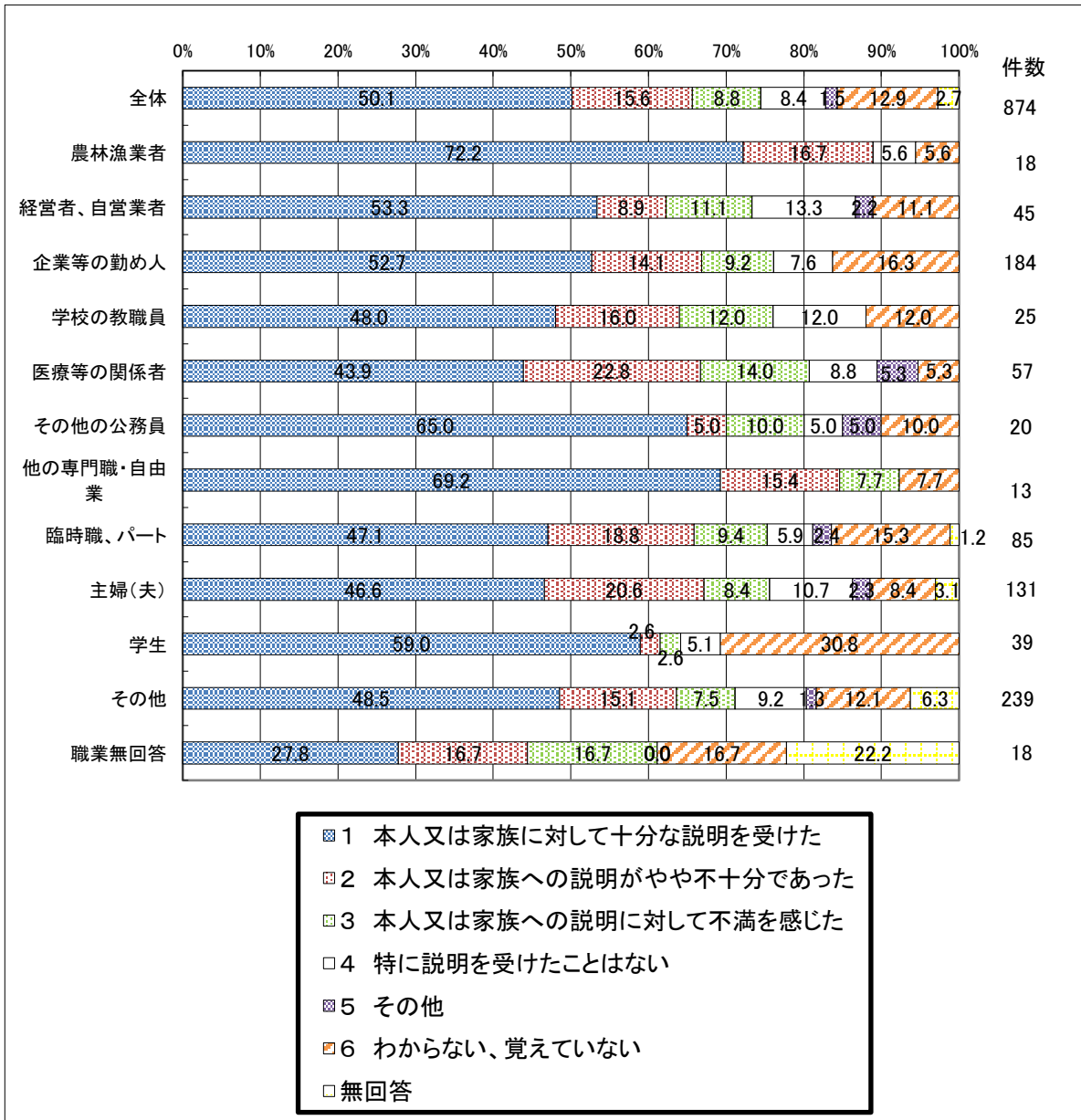


インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応について

▶ 「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」(43.6%→50.1%)の回答割合が最も高く、前回調査に比べ6.5ポイント上昇している。

▶ 一方で、「本人又は家族への説明がやや不十分であった」、「本人又は家族への説明に関して不満を感じた」、「特に説明を受けたことはない」を合わせた割合は32.8%となっている。

図15-2 インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応(職業別)



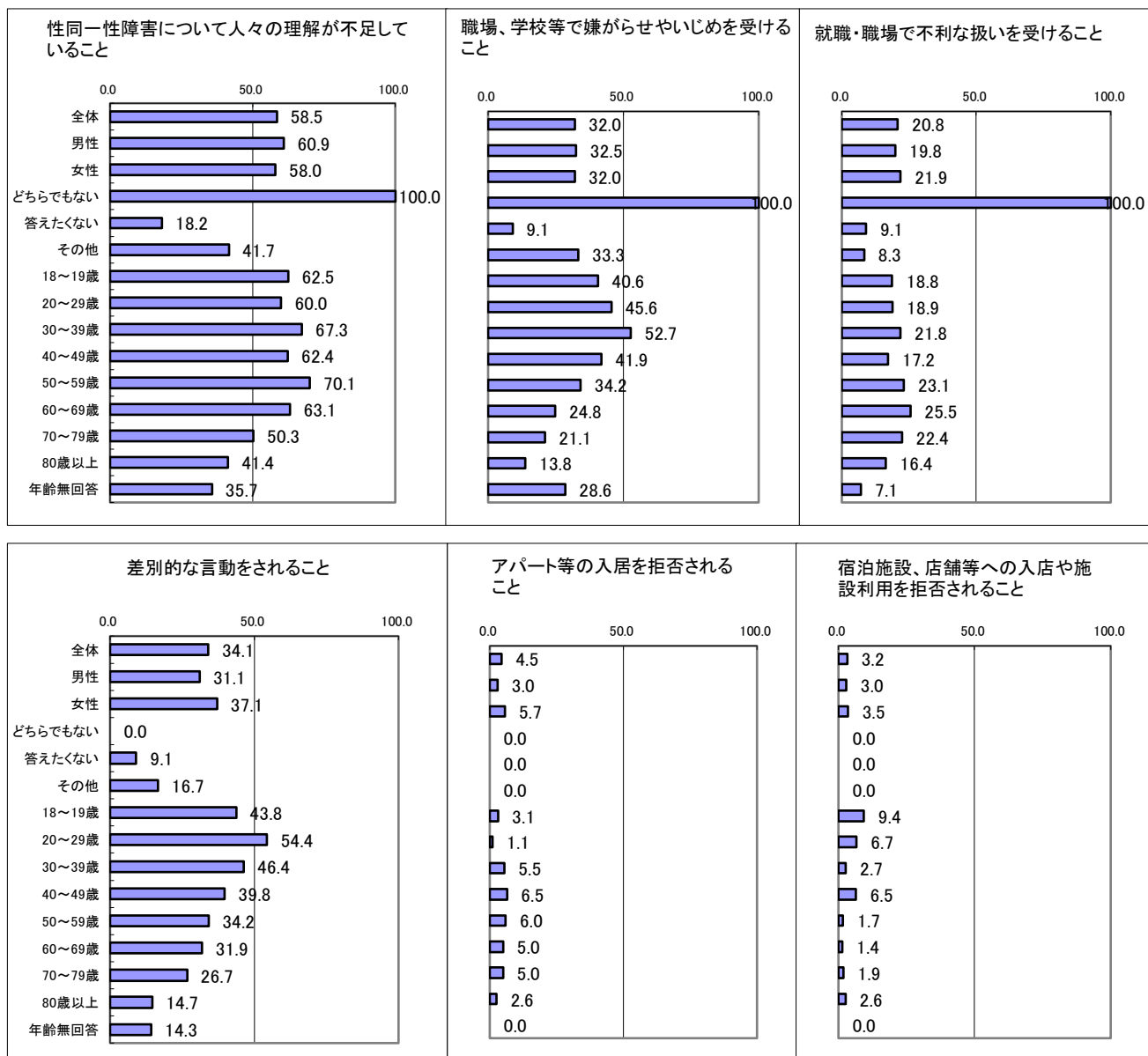
- ▶職業別にみると、いずれの職業とも「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」の回答割合が最も高く、中でも農林漁業者（72.2%）、その他の専門職・自由業（69.2%）、その他の公務員（65.0%）の回答割合は6割を超えている。
- ▶「本人又は家族への説明がやや不十分であった」については、医療・保健・福祉関係者（22.5%）の回答割合が他の職業に比べ高くなっている。

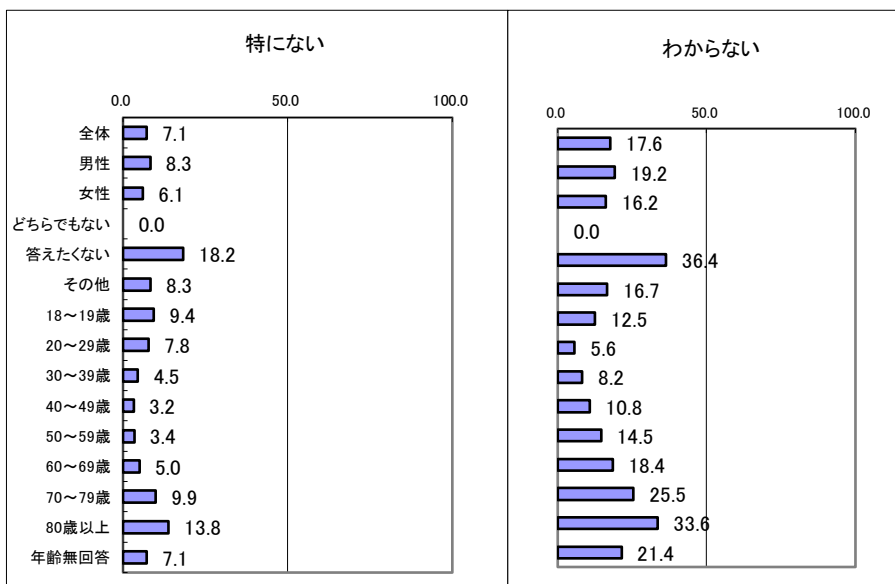
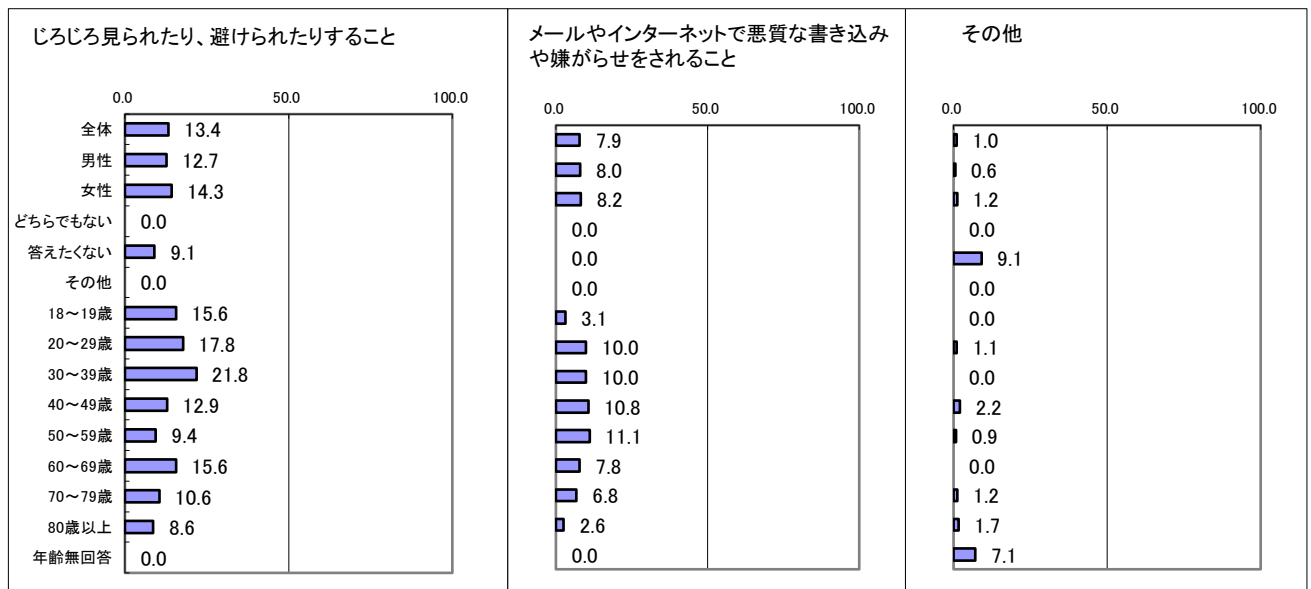
(10) 性同一性障害のある人に関する人権上の問題点

【新規】

問16 あなたは、生物学的な性ところの性が一致しない性同一性障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図16-1 性同一性障害のある人に関する人権上の問題点(性・年齢別)





全体 (N=874)  
 男性 (N=338)  
 女性 (N=512)  
 どちらでもない (N=1)  
 答えたくない (N=11)  
 その他 (N=12)  
 18～19歳 (N=32)  
 20～29歳 (N=90)  
 30～39歳 (N=100)  
 40～49歳 (N=93)  
 50～59歳 (N=117)  
 60～69歳 (N=141)  
 70～79歳 (N=161)  
 80歳以上 (N=116)  
 年齢無回答 (N=14)

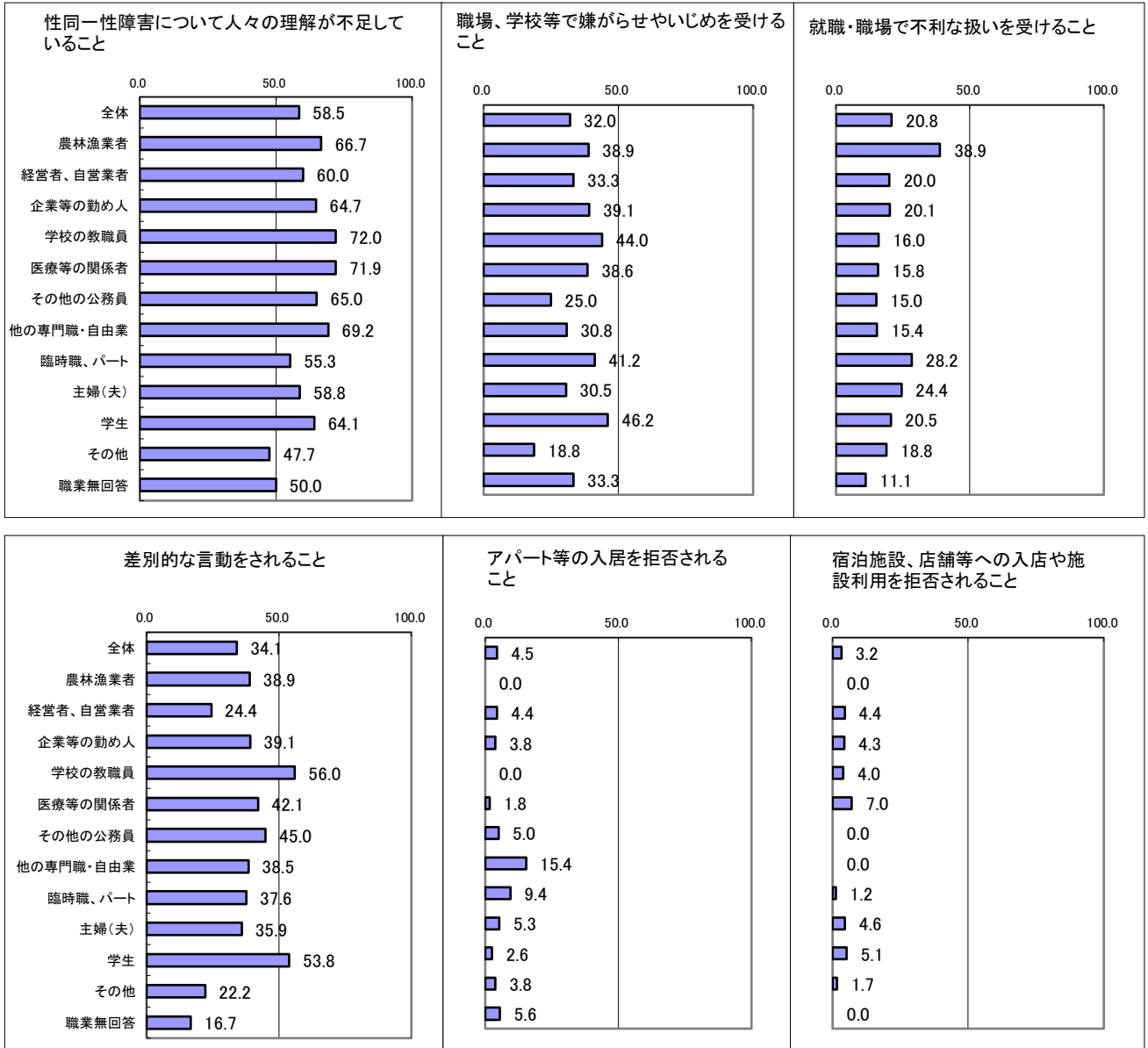
### 性同一性障害のある人に関する人権上の問題点について

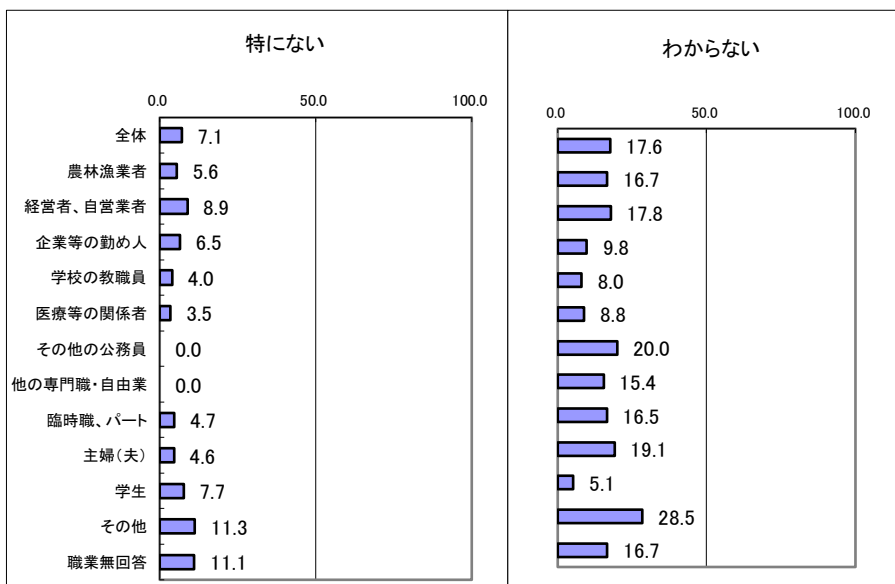
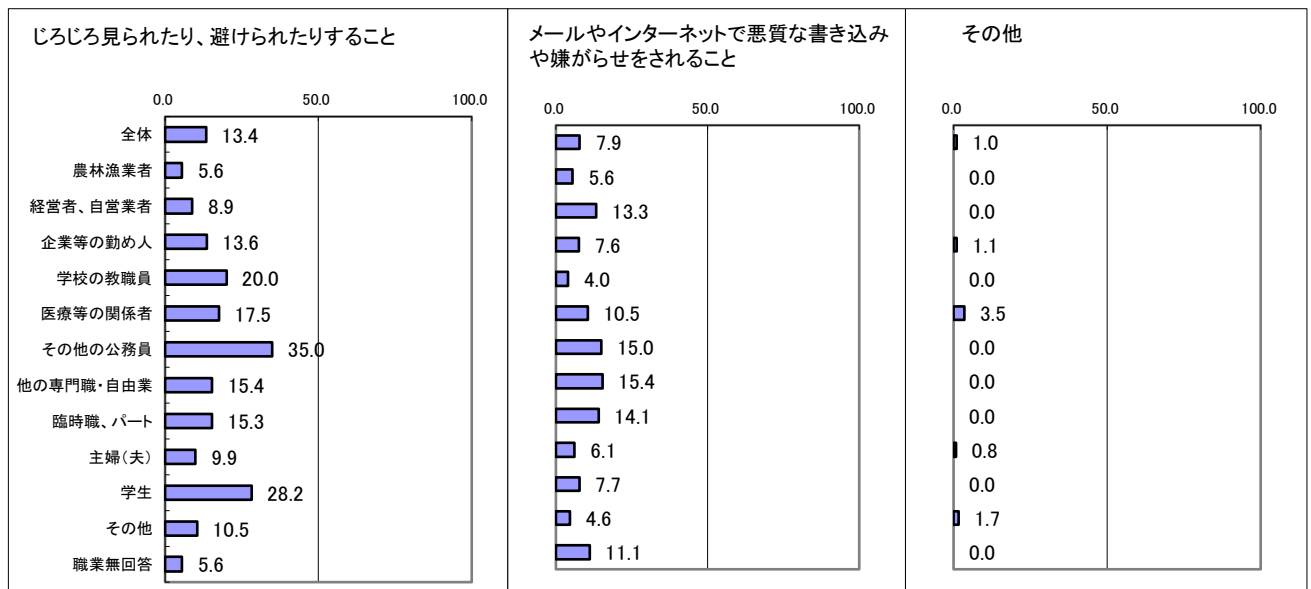
▶「性同一性障害について人々の理解が不足していること」(58.5%)の回答割合が最も高く、次いで、「差別的な言動をされること」(34.1%)、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(32.0%)の順となっている。

▶年齢別にみると、いずれの年齢とも「性同一性障害について人々の理解が不足していること」の回答割合が高く、特に50～59歳(70.1%)、30～39歳(67.3%)の回答割合が他の年齢に比べ高くなっている。

▶「差別的な言動をされること」では、39歳以下の回答割合が他の年齢に比べ高くなっている。

図16-2 性同一性障害のある人に関する人権上の問題点(職業別)





全体(N=874)  
 農林漁業者(N=18)  
 経営者・自営業者(N=45)  
 企業等の勤め人(N=184)  
 学校の教職員(N=25)  
 医療等の関係者(N=57)  
 その他の公務員(N=20)  
 他の専門職・自由業(N=13)  
 臨時職、パート(N=85)  
 主婦(夫)(N=131)  
 学生(N=39)  
 その他(N=239)  
 職業無回答(N=18)

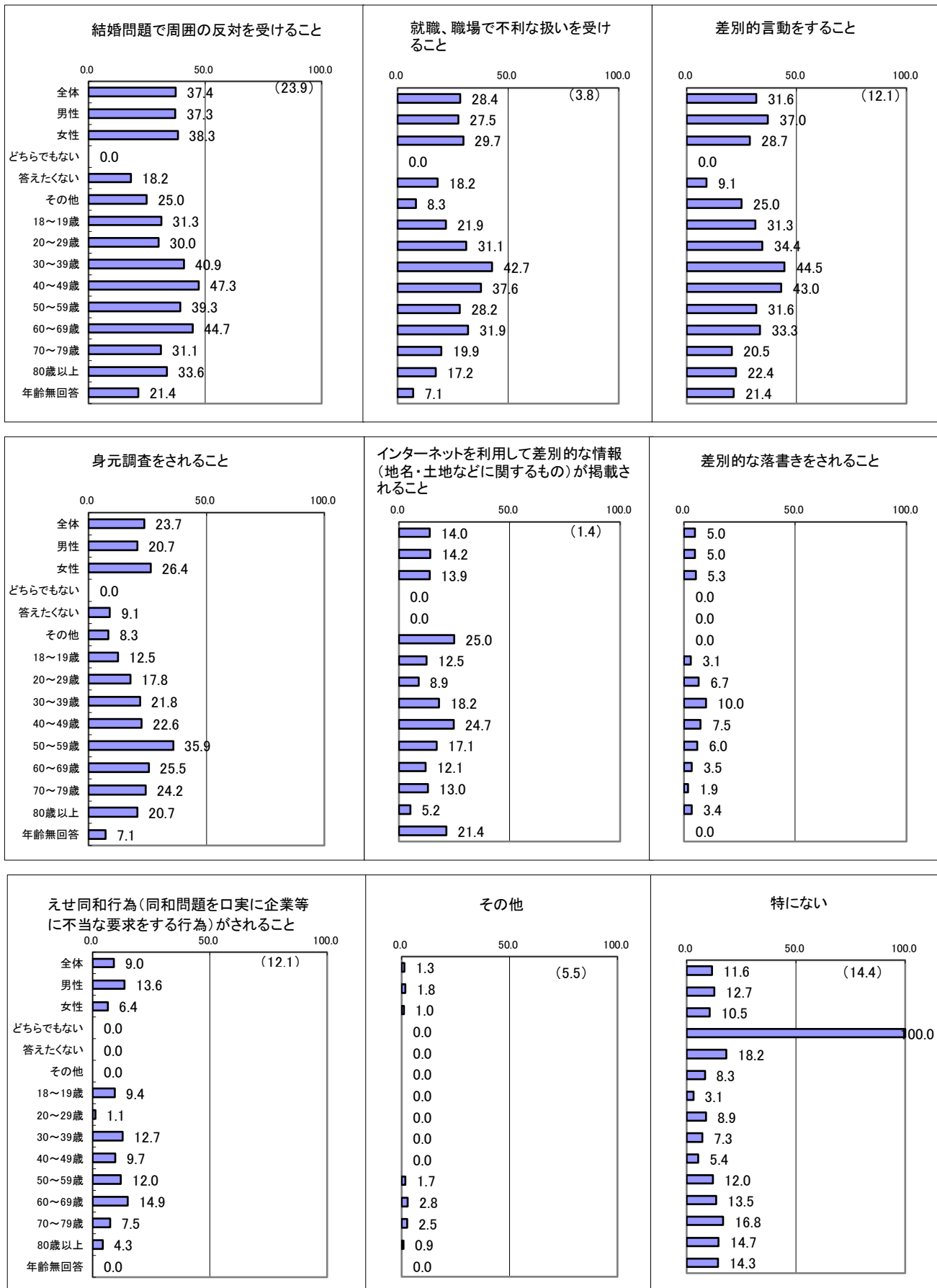
▶職業別にみると、いずれの職業とも「性同一性障害について人々の理解が不足していること」の回答割合が最も高くなっている。  
 特に、学校の教職員(72.0%)及び医療・保健・福祉関係者(71.9%)の回答割合が他の職業に比べて高くなっている。

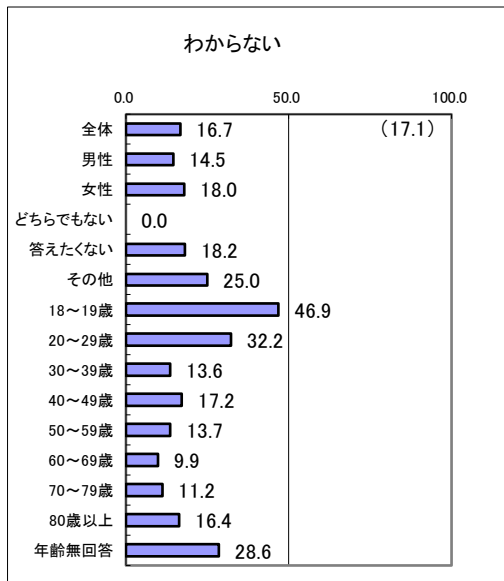
(11) 同和問題に関する人権上の問題点と見聞

問17 あなたは、同和問題に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図17-1-1 同和問題に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値





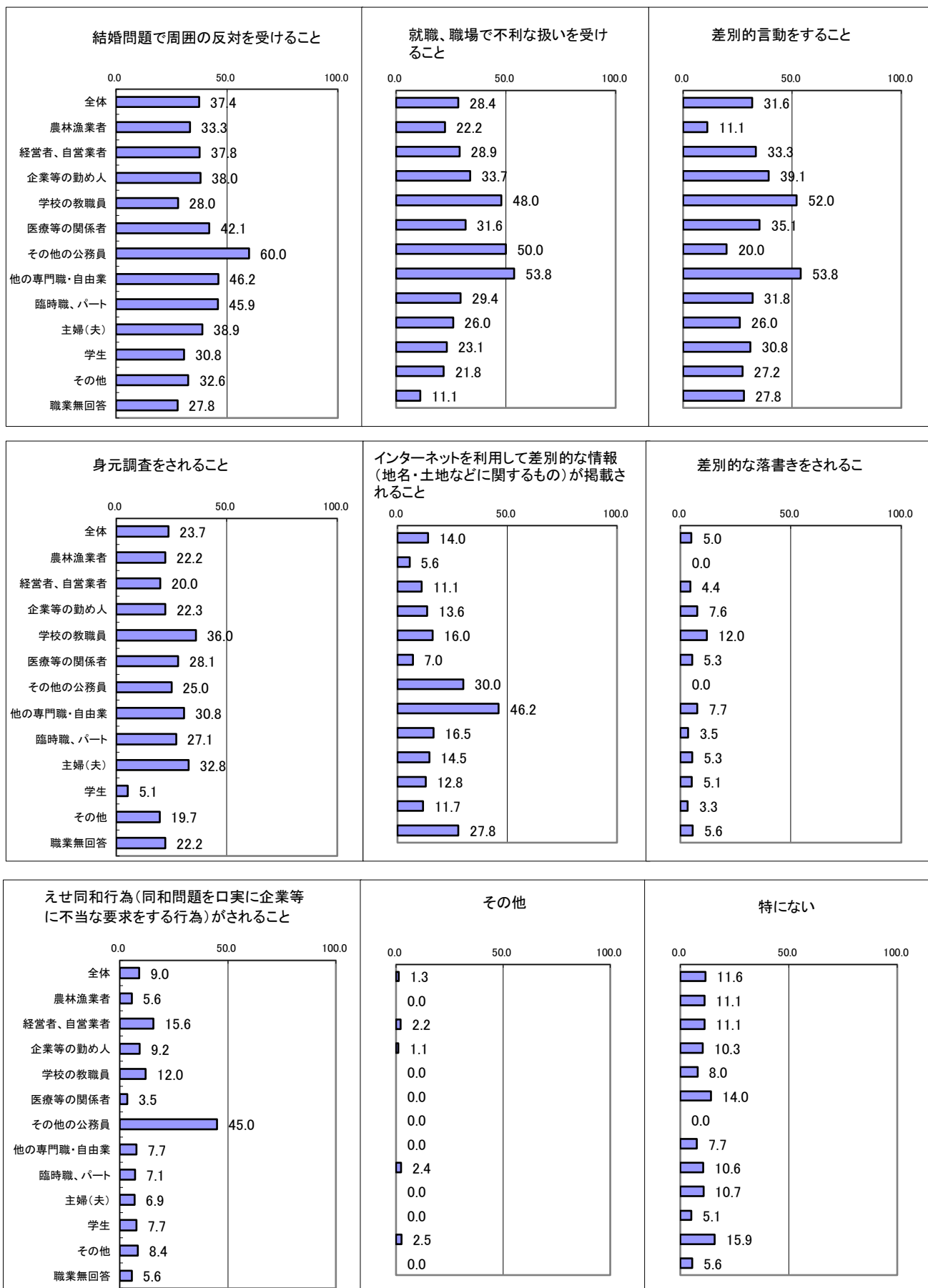
全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

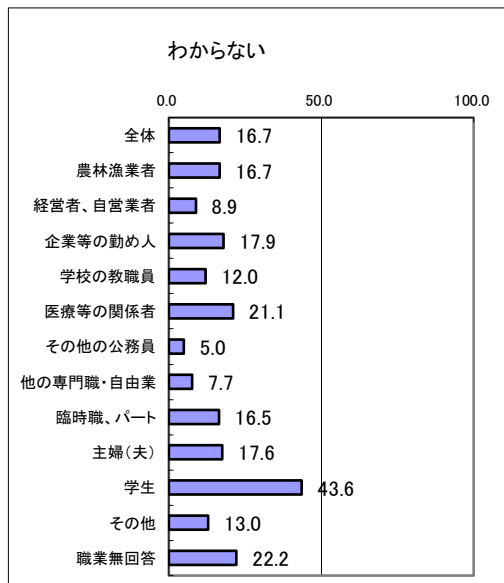
### 同和問題に関する人権上の問題点について

- ▶「結婚問題で周囲の反対を受けること」(23.9%→37.4%)が最も高く、次いで、「差別的な言動をされること」(12.1%→31.6%)、「就職、職場で不利な扱いを受けること」(3.4%→28.4%)の順となっている。
- ▶前回調査で最も高かった「偏見が残っていること」(46.7%)の選択肢がなくなったこと及び、選択数が「2つまで→3つまで」になったことに伴い、ほとんどの選択肢で回答割合が上昇している。
- ▶新たな選択肢である「身元調査をされること」(23.7%)は4番目の問題点となっている。
- ▶年齢別にみると、18～39歳は「差別的な言動をされること」、それ以外の年齢は「結婚問題で周囲の反対を受けること」の回答割合が最も高くなっている。
- ▶「わからない」の回答割合は、18～19歳(46.9%)、20～29歳(32.2%)が他の年齢に比べ高くなっている。



図17-1-2 同和問題に関する人権上の問題点(職業別)



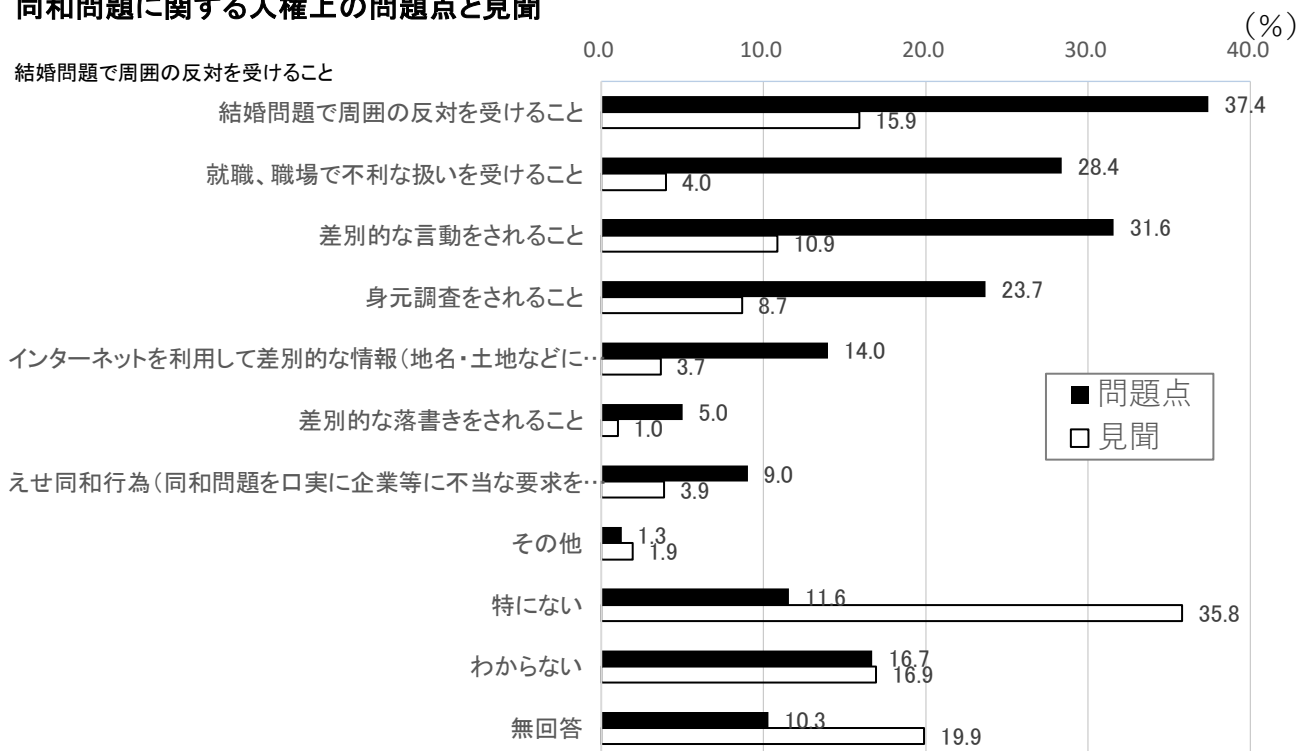


全体 (N=874)  
 農林漁業者 (N=18)  
 経営者・自営業者 (N=45)  
 企業等の勤め人 (N=184)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=57)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=13)  
 臨時職、パート (N=85)  
 主婦(夫) (N=131)  
 学生 (N=39)  
 その他 (N=239)  
 職業無回答 (N=18)

- ▶職業別にみると、大半の職業において「結婚問題で周囲の反対を受けること」の回答割合が最も高いものの、学校の教職員、その他の専門職・自由業においては「差別的な言動をされること」の回答割合が5割以上と最も高くなっている。
- ▶サンプル数は少ないが他の専門職・自由業は「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」、その他の公務員は「えせ同和行為がされること」が他の職業に比べ高くなっている。
- ▶学生において「わからない」の回答割合が43.6%と他の職業に比べ高くなっている。

**問17 また、あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか。(✓は3つまで)**

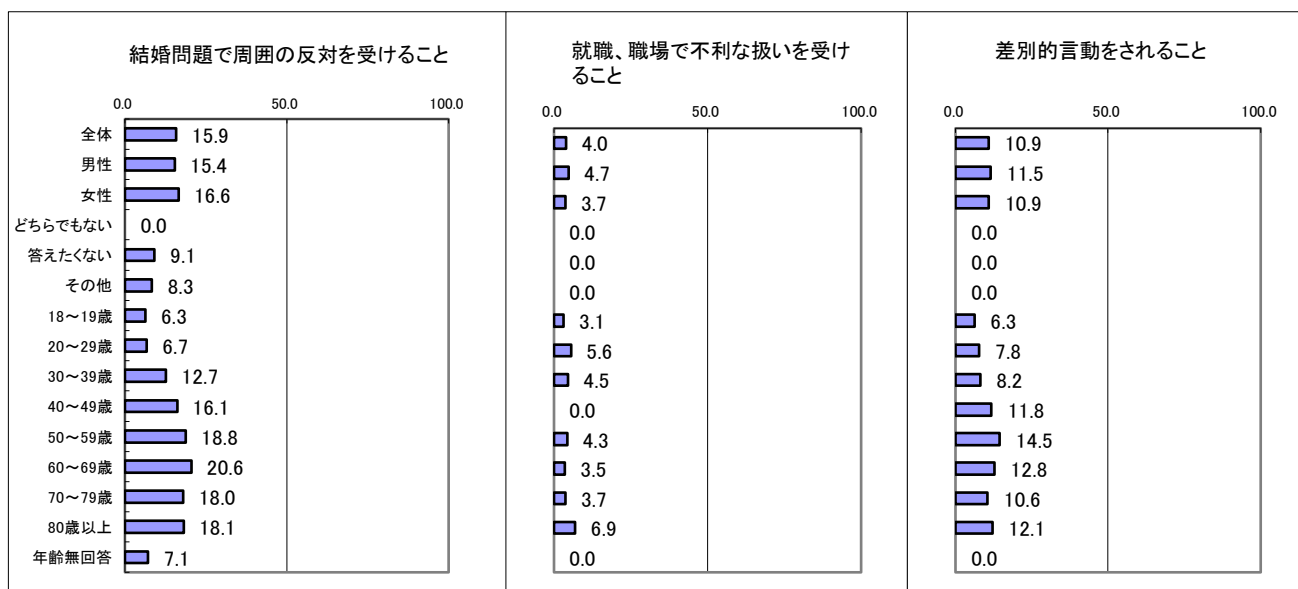
**同和問題に関する人権上の問題点と見聞**

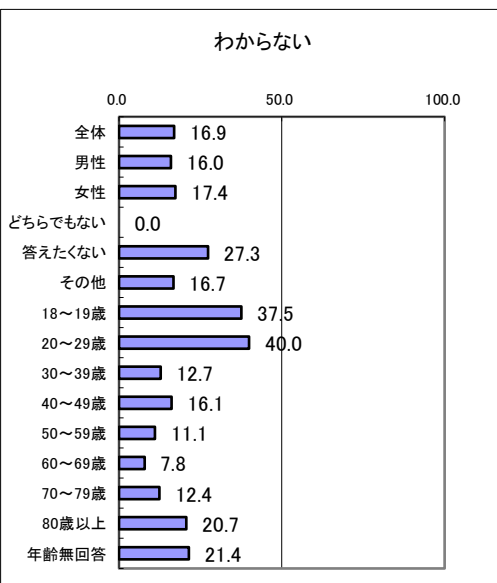
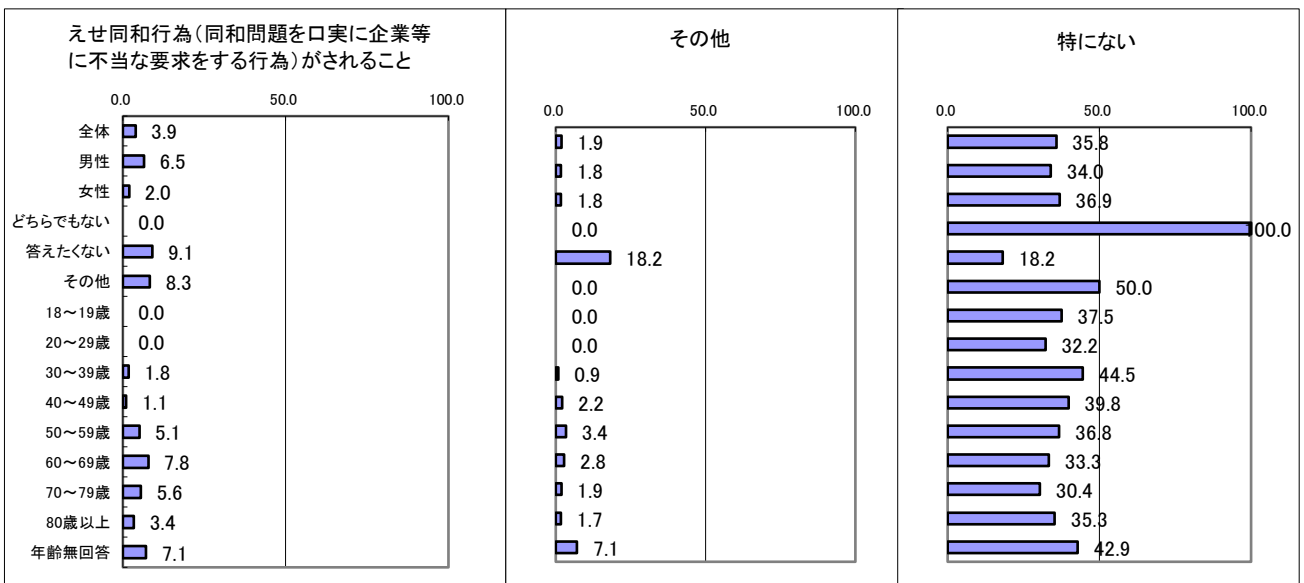
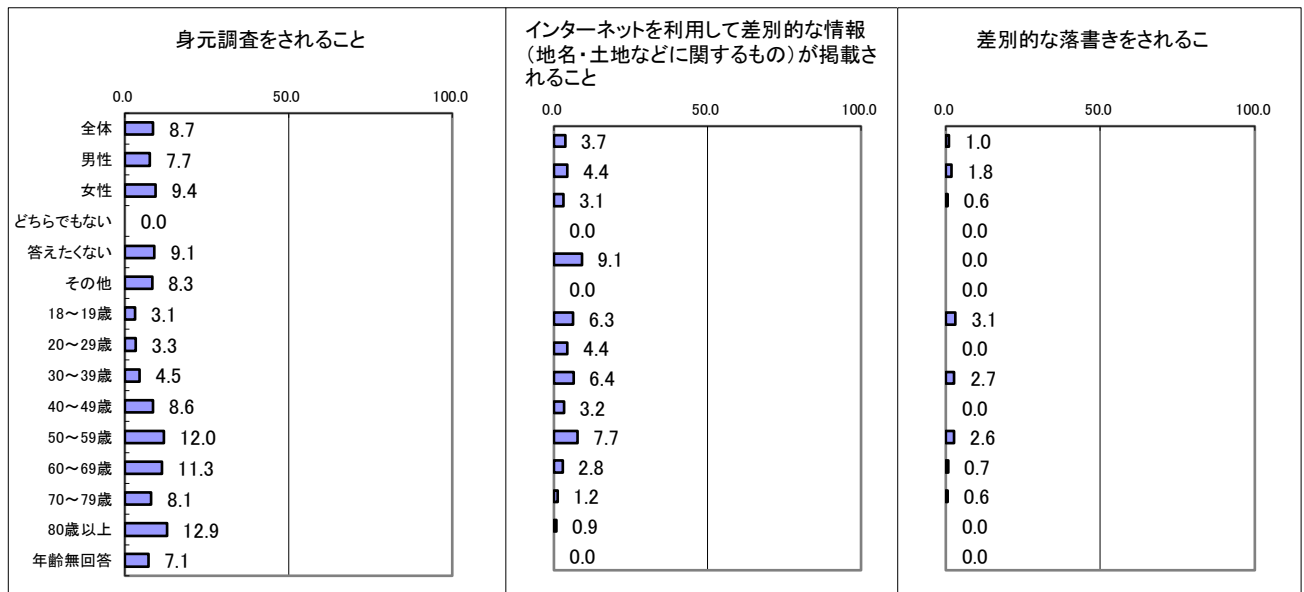


**同和問題に関する人権上の問題点について「見聞きした経験」**

- ▶「結婚問題で周囲の反対を受けること」(15.9%)と最も高く、次いで、「差別的な言動をされること」(10.9%)、「身元調査をされること」(8.7%)の順となっている。
- ▶実際に見聞きした「見聞」と「問題点」を比較すると、具体的な事象を表す選択肢の回答割合については、すべて「見聞」が「問題点」を大きく下回っている。
- ▶「特にな」については、「見聞」(35.8%)が「問題点」(11.6%)を大きく上回っている。

**図17-2-1 同和問題に関する人権問題を見聞きした経験(性・年齢別)**

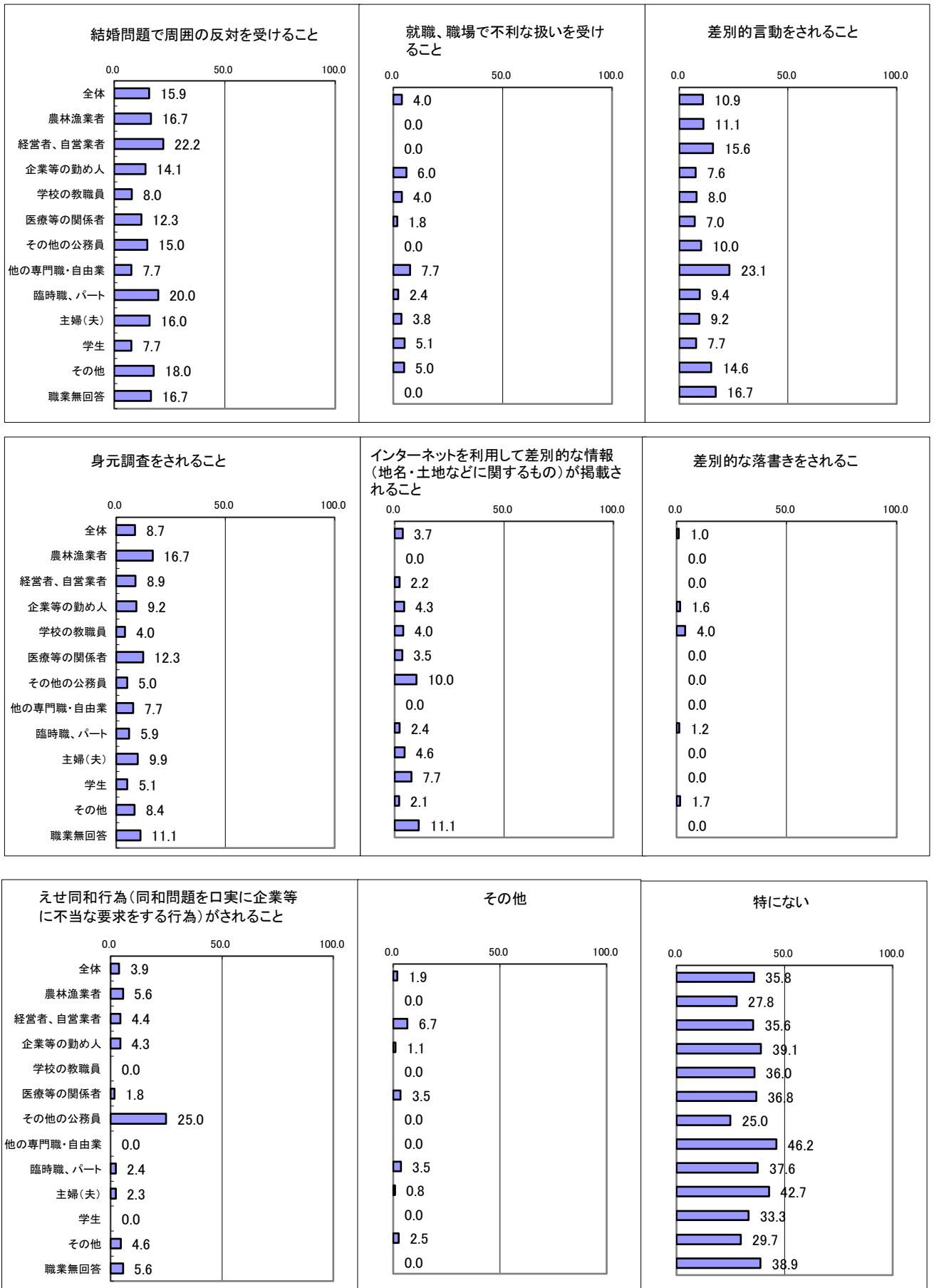


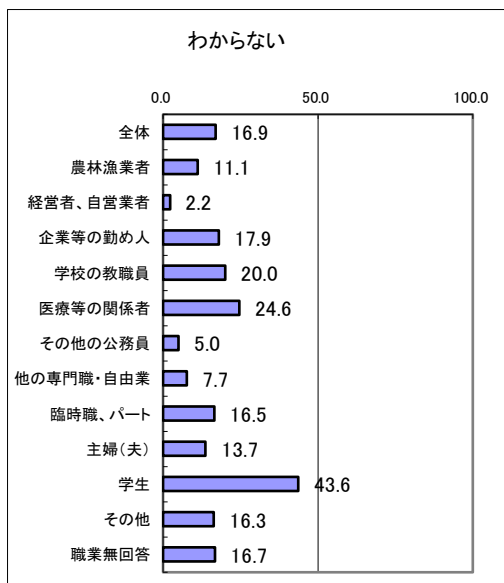


全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

- ▶年齢別にみると、30歳以上は「結婚問題で周囲の反対を受けること」の回答割合が最も高くなっている。
- ▶「わからない」については、18～19歳(37.5%)、20～29歳(40.0%)の回答割合が他の年齢に比べて高くなっている。

図17-2-2 同和問題に関する人権問題を見聞きした経験(職業別)





全体(N=874)  
 農林漁業者(N=18)  
 経営者・自営業者(N=45)  
 企業等の勤め人(N=184)  
 学校の教職員(N=25)  
 医療等の関係者(N=57)  
 その他の公務員(N=20)  
 他の専門職・自由業(N=13)  
 臨時職、パート(N=85)  
 主婦(夫)(N=131)  
 学生(N=39)  
 その他(N=239)  
 職業無回答(N=18)

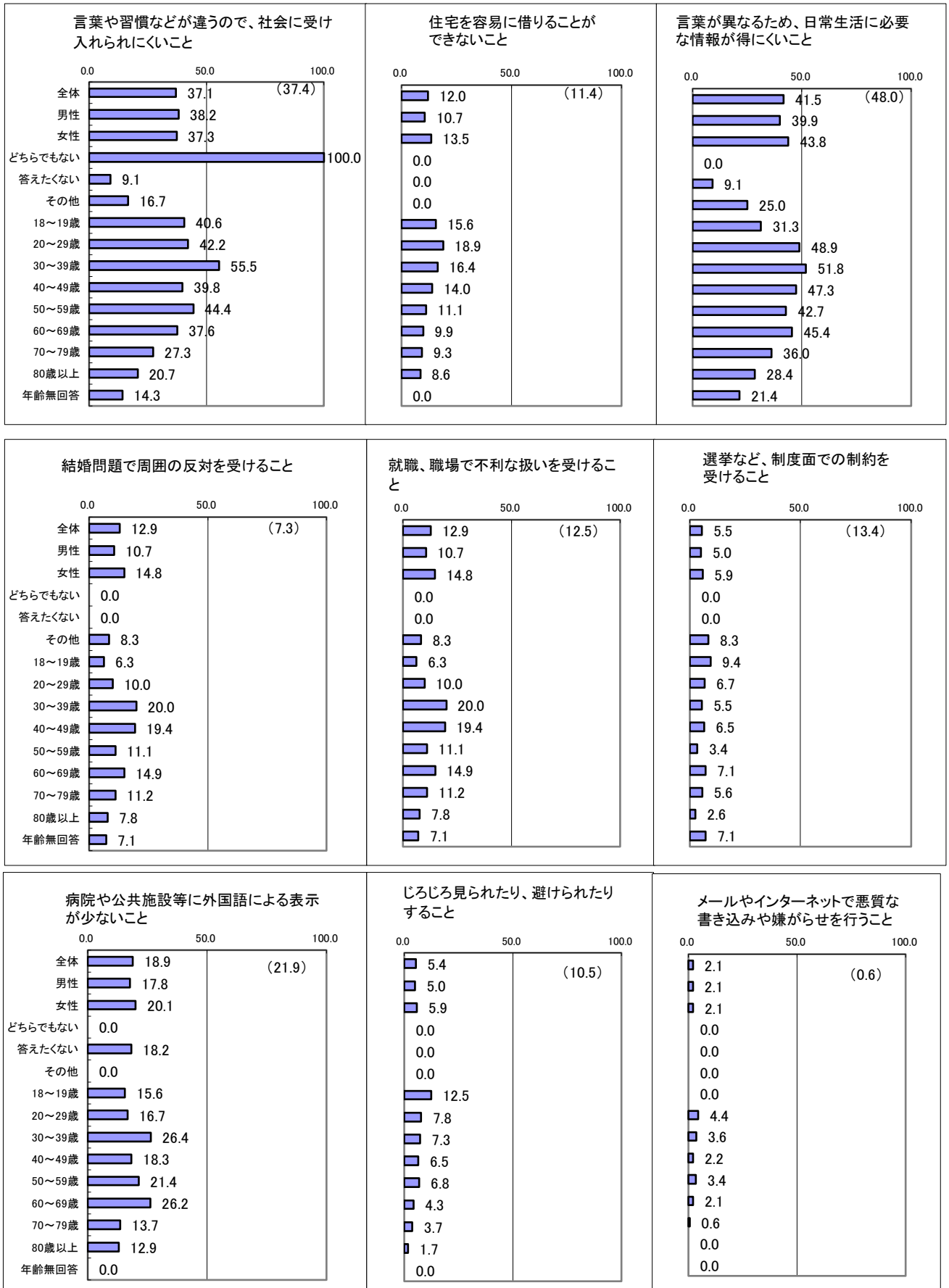
- ▶職業別にみると、大半の職業において「結婚問題で周囲の反対を受けること」の回答割合が最も高くなっているものの。その他の専門職・自由業は「差別的な言動をされること」(23.1%)、その他の公務員は「えせ同和行為(同和問題を口実に企業等に不当な要求をする行為)がされること」(25.0%)の回答割合が最も高くなっている。
- ▶その他の専門職・自由業は、「特にない」が46.2%、学生は「わからない」が43.6%と4割以上となっている。

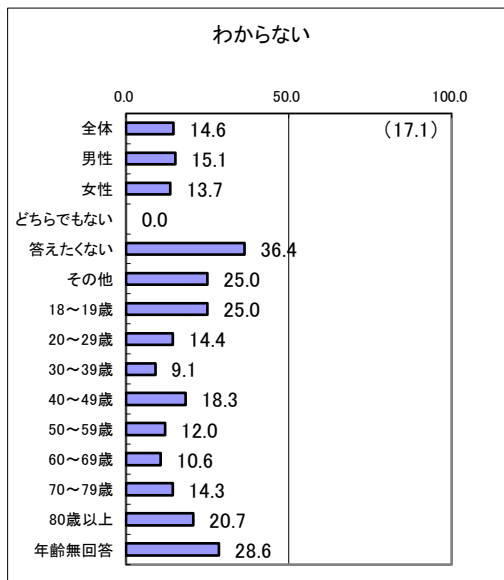
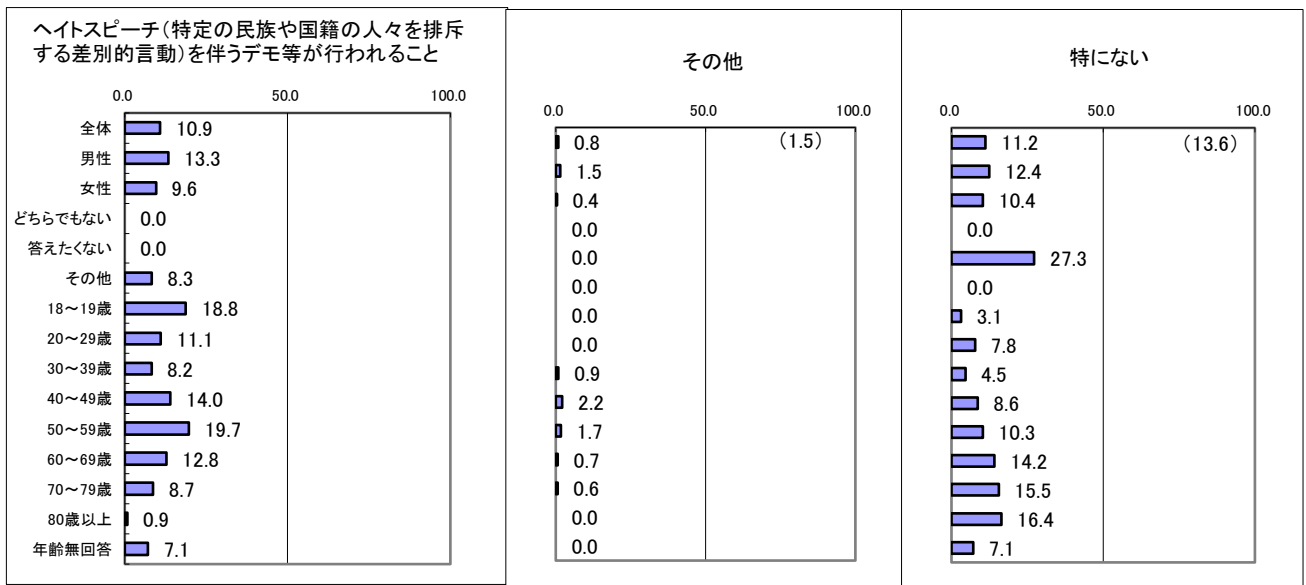
(12) 外国人に関する人権上の問題点と見聞

問18 あなたは、外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか(✓は3つまで)

図18-1-1 外国人に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値





全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

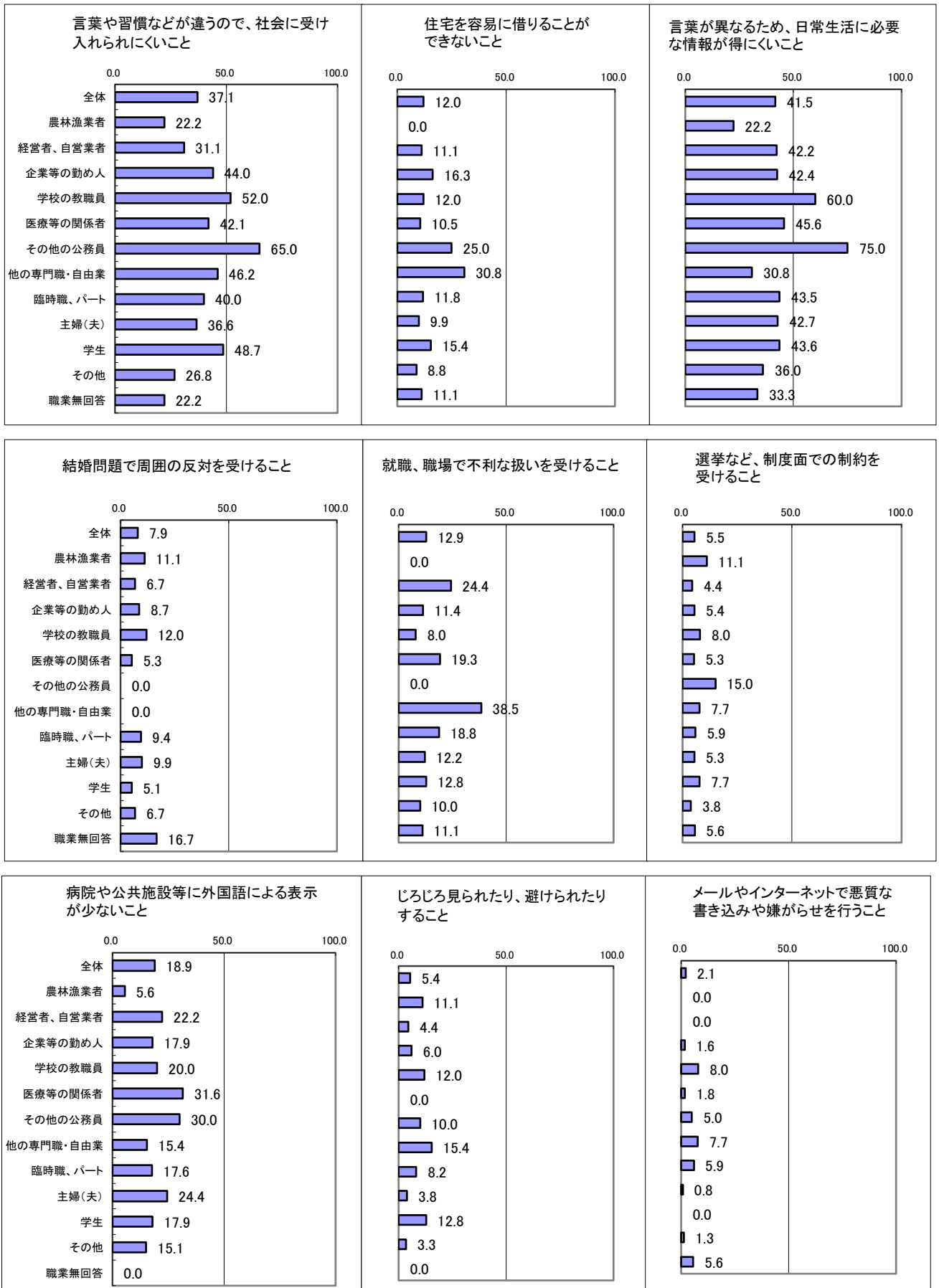
### 外国人に関する人権上の問題点について

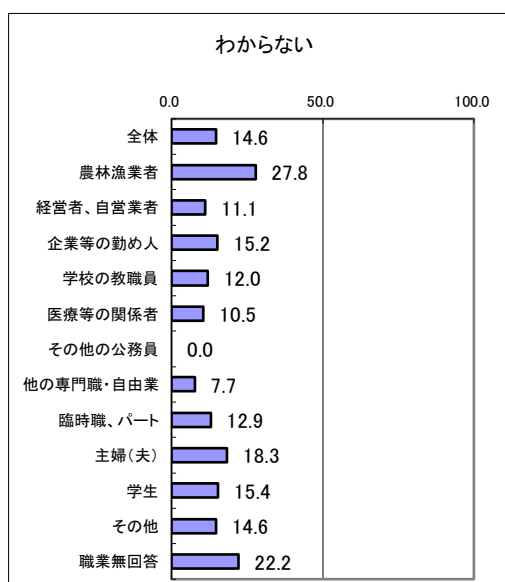
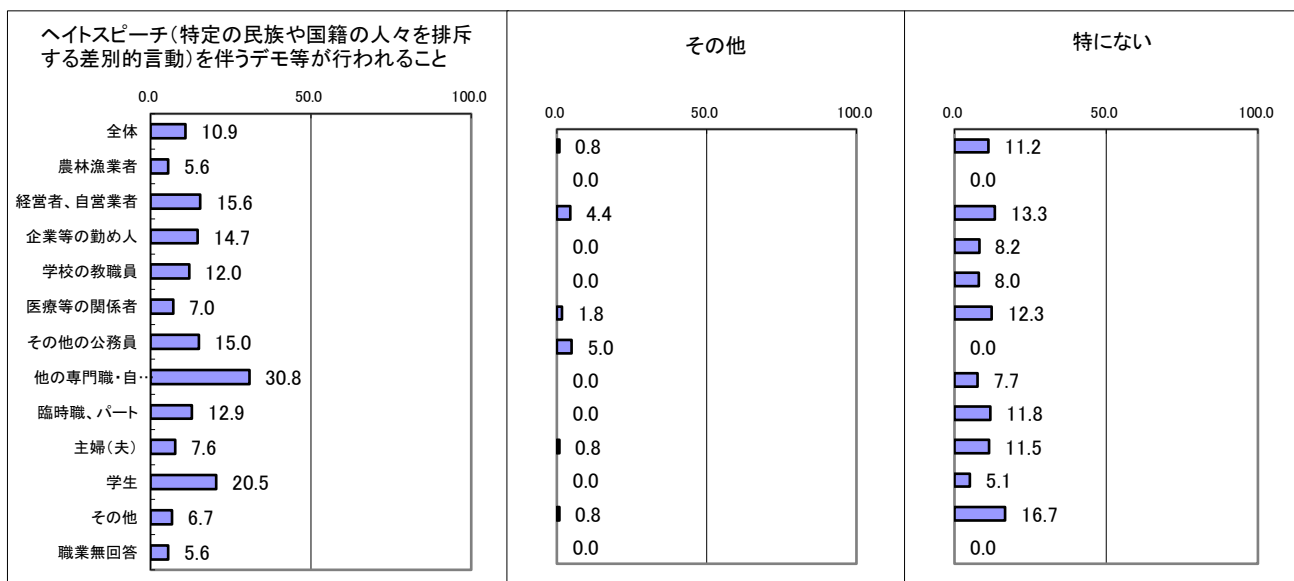
- ▶「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」(41.5%)の回答割合が最も高く、次いで「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」(37.1%)の順に高くなっている。
- ▶年齢別にみると、いずれの年齢とも「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」の2つの回答割合が高くなっている。



図18-1-2 外国人に関する人権上の問題点(職業別)

( )は前回H20数値



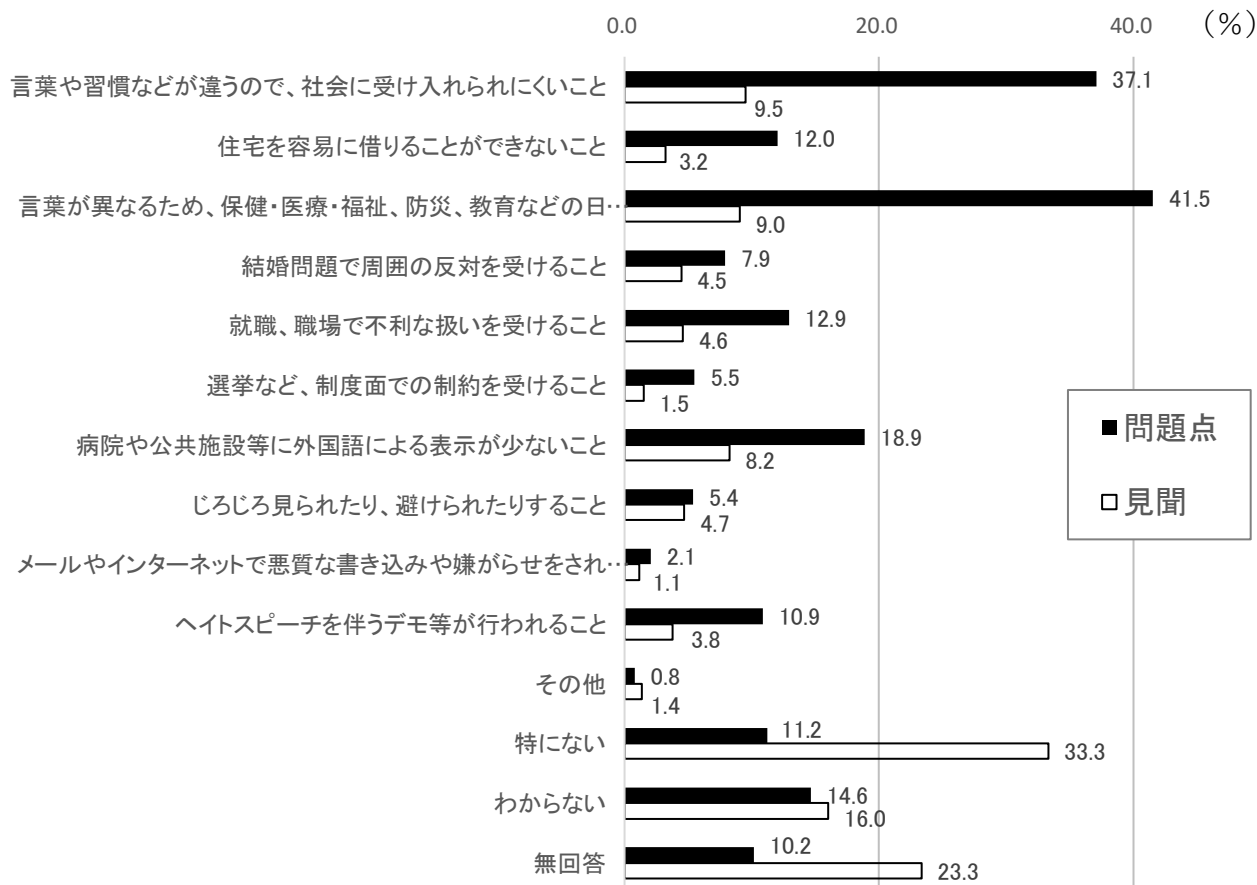


全体 (N=874)  
 農林漁業者 (N=18)  
 経営者・自営業者 (N=45)  
 企業等の勤め人 (N=184)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=57)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=13)  
 臨時職、パート (N=85)  
 主婦(夫) (N=131)  
 学生 (N=39)  
 その他 (N=239)  
 職業無回答 (N=18)

- ▶ 職業別にみると、いずれの職業とも「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」の2つの回答割合が高くなっている。
- ▶ 「就職、職場で不利な扱いを受けること」では、その他の専門職・自由業 (38.5%) が他の職業に比べ高くなっている。
- ▶ 「ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われること」では、その他の専門職・自由業 (30.8%)、学生 (20.5%) が他の職業に比べ高くなっている。

問18 あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか(✓は3つまで)

外国人に関する人権上の問題点と見聞の比較



外国人に関する人権上の問題点について「見聞きした経験」

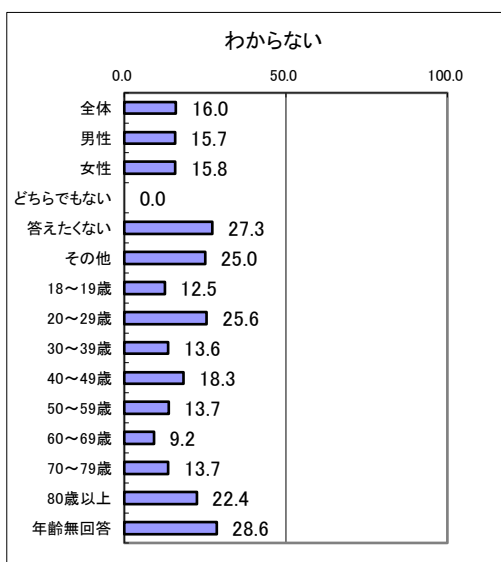
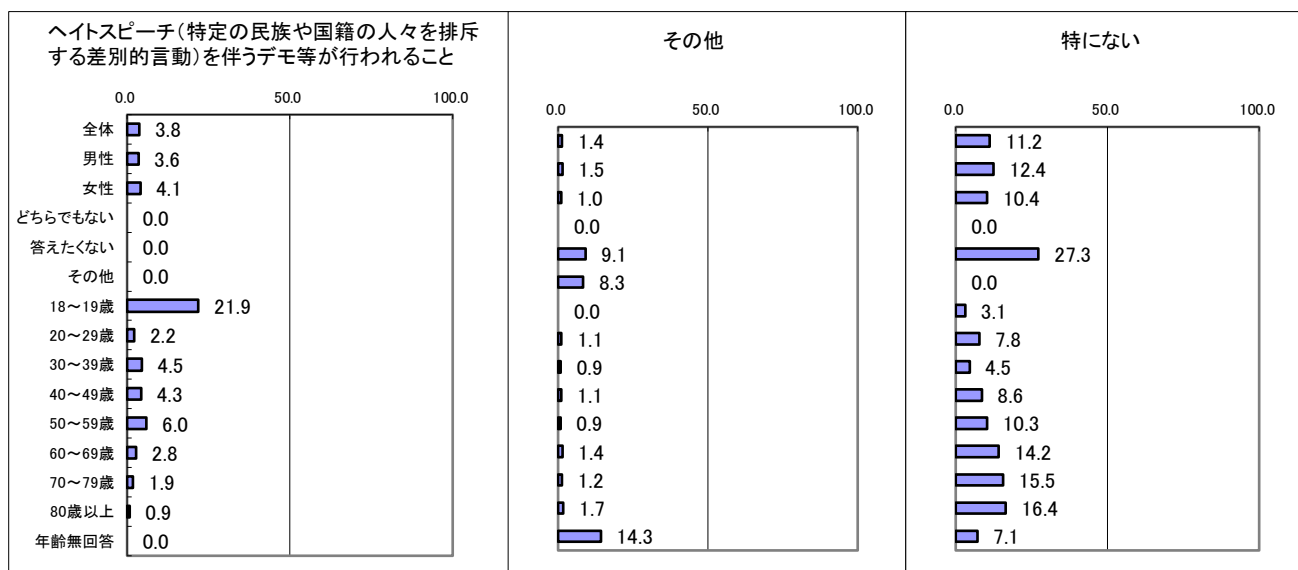
▶「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」(9.5%)が最も高く、次いで、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」(9.0%)、「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」(8.2%)の順となっている。

▶「見聞」と「問題点」を比較すると、具体的な事象を表す選択肢の回答割合については、すべて「見聞」が「問題点」を大きく下回っている。

▶「特になし」については、「見聞」(33.3%)が「問題点」(11.2%)を大きく上回っている。

図18-2-1 外国人に関する人権上の問題を見聞きした経験(性・年齢別)



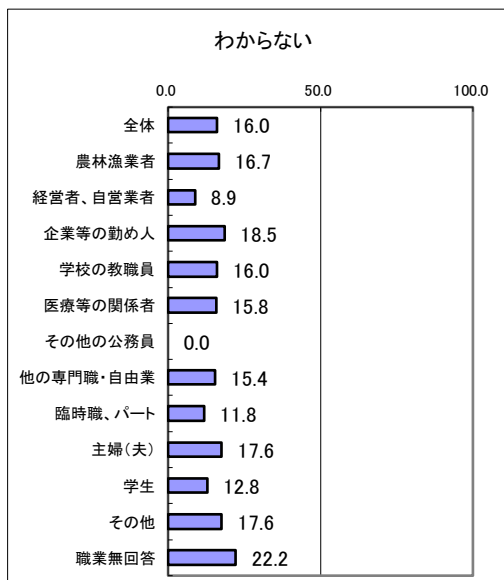
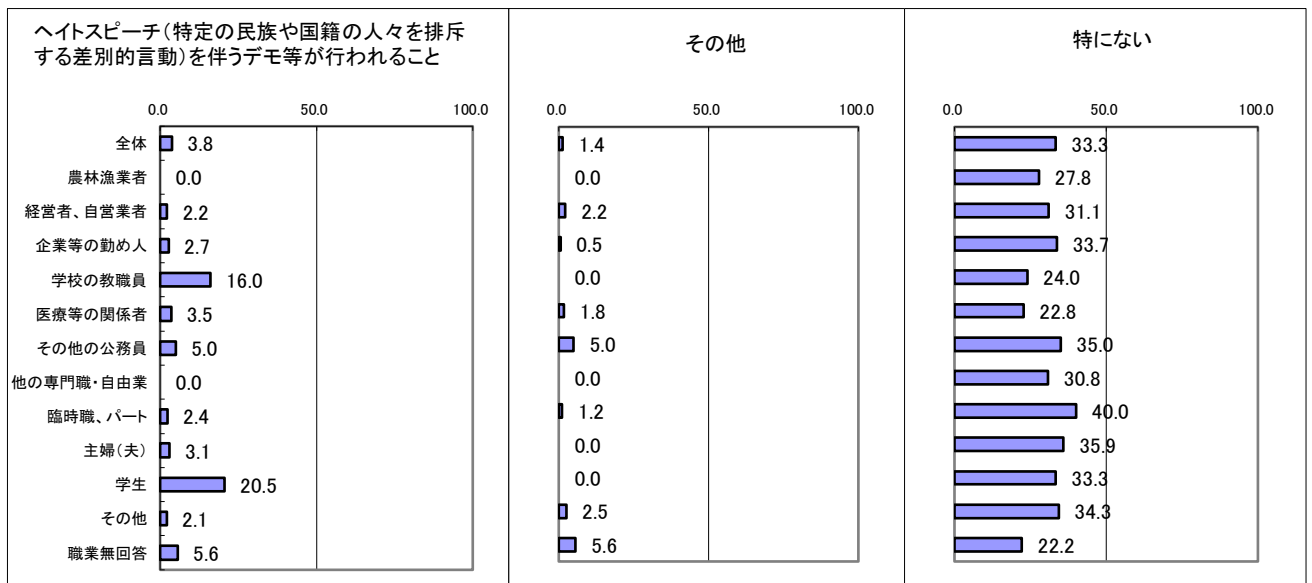


全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

▶年齢別にみると、18～39歳は「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」、18～19歳は「ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われること」(21.9%)の回答割合が他の年齢層に比べ高くなっている。

図18-2-2 外国人に関する人権上の問題を見聞きした経験(職業別)





全体(N=874)  
 農林漁業者(N=18)  
 経営者・自営業者(N=45)  
 企業等の勤め人(N=184)  
 学校の教職員(N=25)  
 医療等の関係者(N=57)  
 その他の公務員(N=20)  
 他の専門職・自由業(N=13)  
 臨時職、パート(N=85)  
 主婦(夫)(N=131)  
 学生(N=39)  
 その他(N=239)  
 職業無回答(N=18)

▶職業別にみると、その他の公務員は「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」、医療等の関係者、その他の公務員、その他の専門職・自由業は「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」、学生は「ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動）を伴うデモ等が行われること」の回答割合が他の職業に比べ高くなっている。

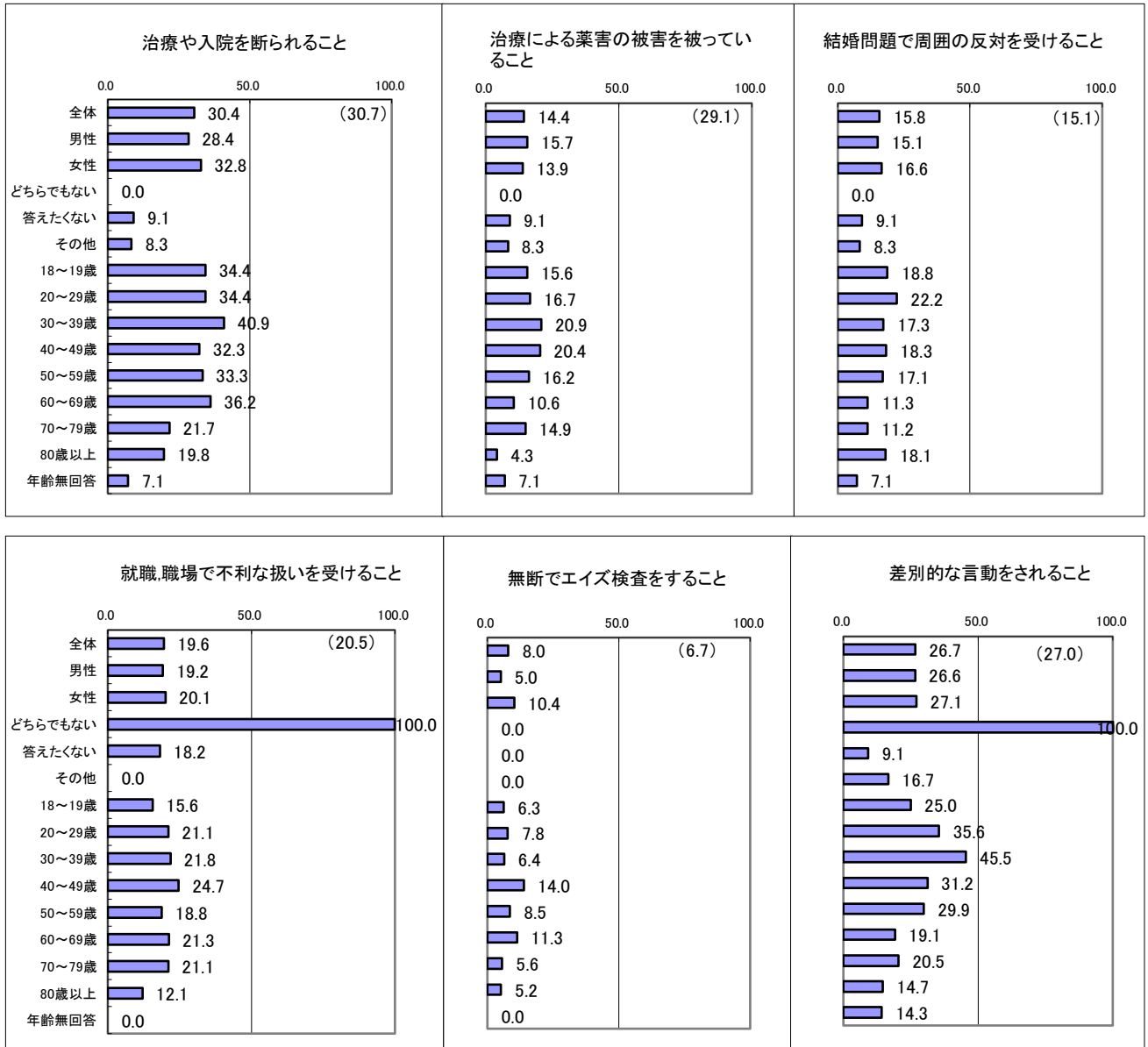
▶臨時職員やパート等では「特にない」（40.0%）の回答割合が4割を超えている。

(13) 感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞

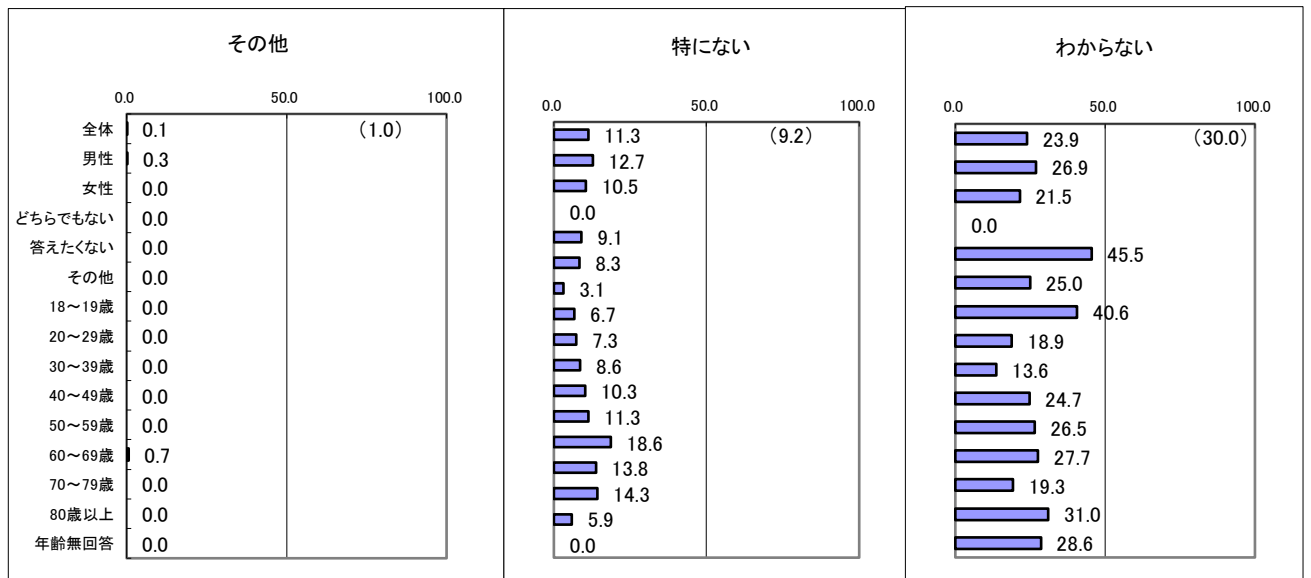
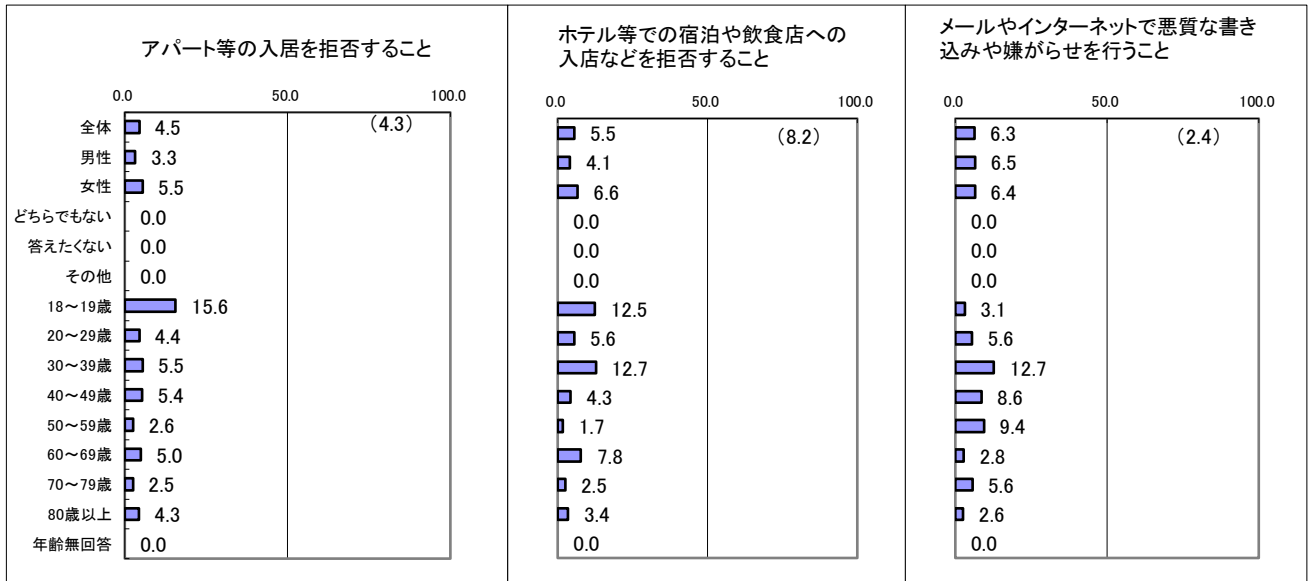
問19 あなたは、感染症患者等(HIV感染者・患者等)についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか(✓は3つまで)

図19-1-1 感染症患者等に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値





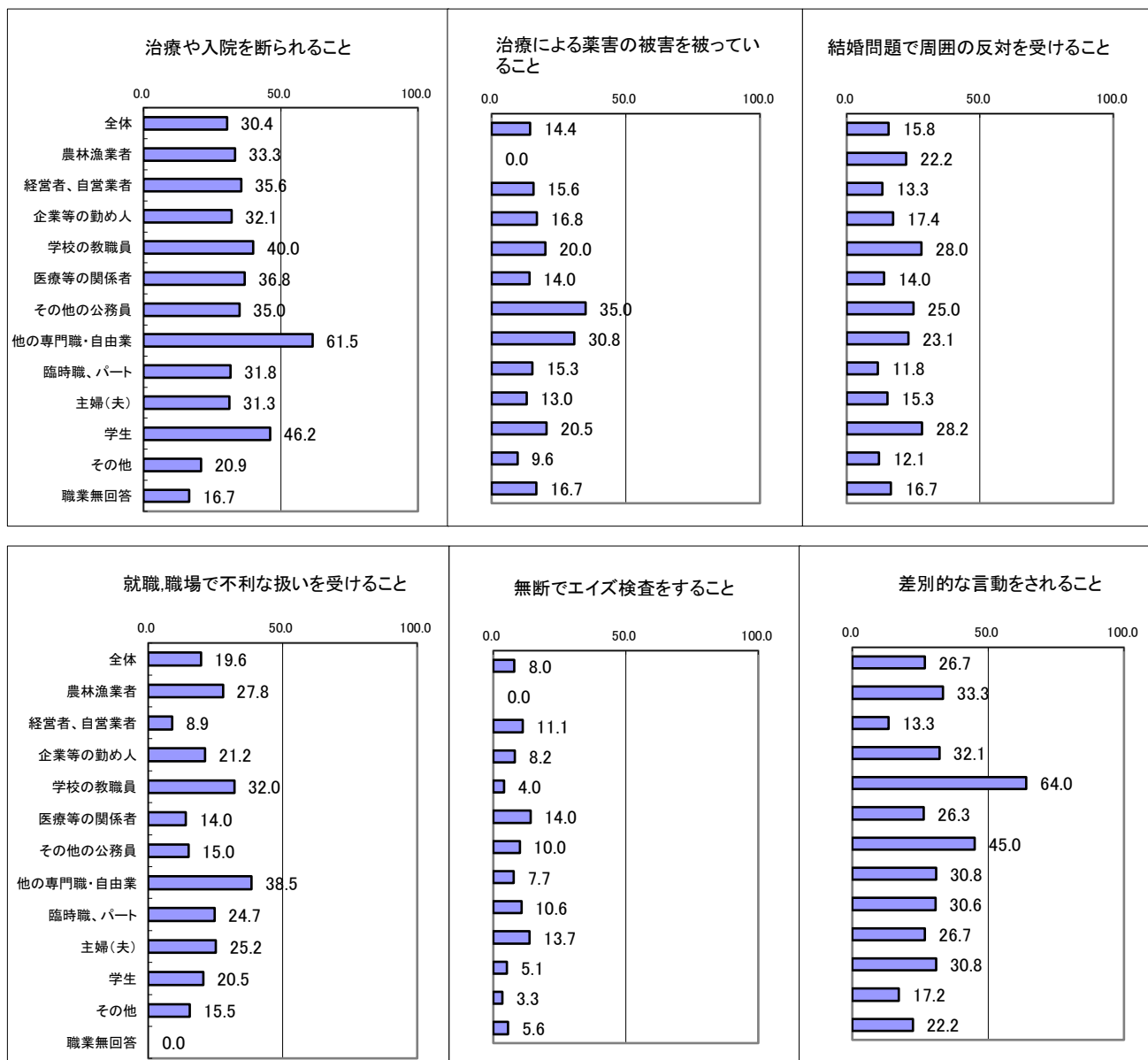


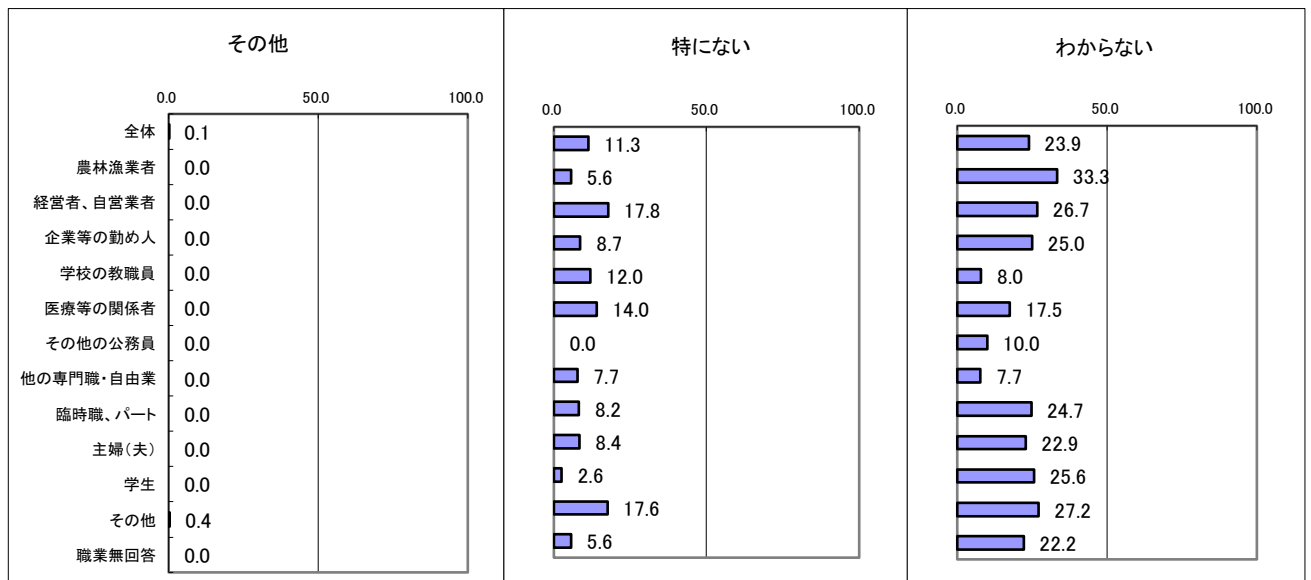
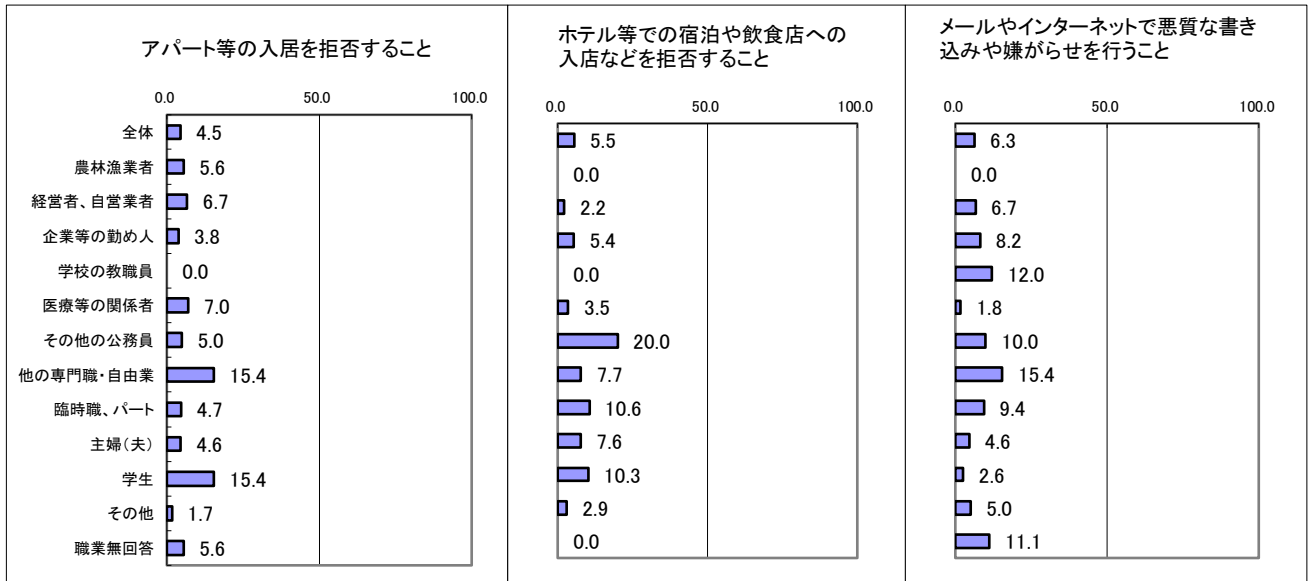
### 感染症患者等に関する人権上の問題点について

- ▶「治療や入院を断ること」(30.4%)の回答割合が最も高く、次いで「差別的な言動をすること」(26.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(19.6%)の順となっている。
- ▶前回調査で2番目に高い「治療による薬害の被害を被っていること」(29.1%→14.4%)は14.7ポイント低下している。
- ▶年齢別にみると、30～39歳は「治療や入院を断られること」「差別的な言動をされること」が4割超と他の年齢層に比べ高くなっている。
- ▶20～29歳では「結婚問題で周囲の反対を受けること」(22.2%)、40～49歳では「就職・職場で不利な扱いを受けること」(24.7%)の回答割合が他の年齢層に比べ高くなっている。

全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

図19-1-2 感染症患者等に関する人権上の問題点(職業別)



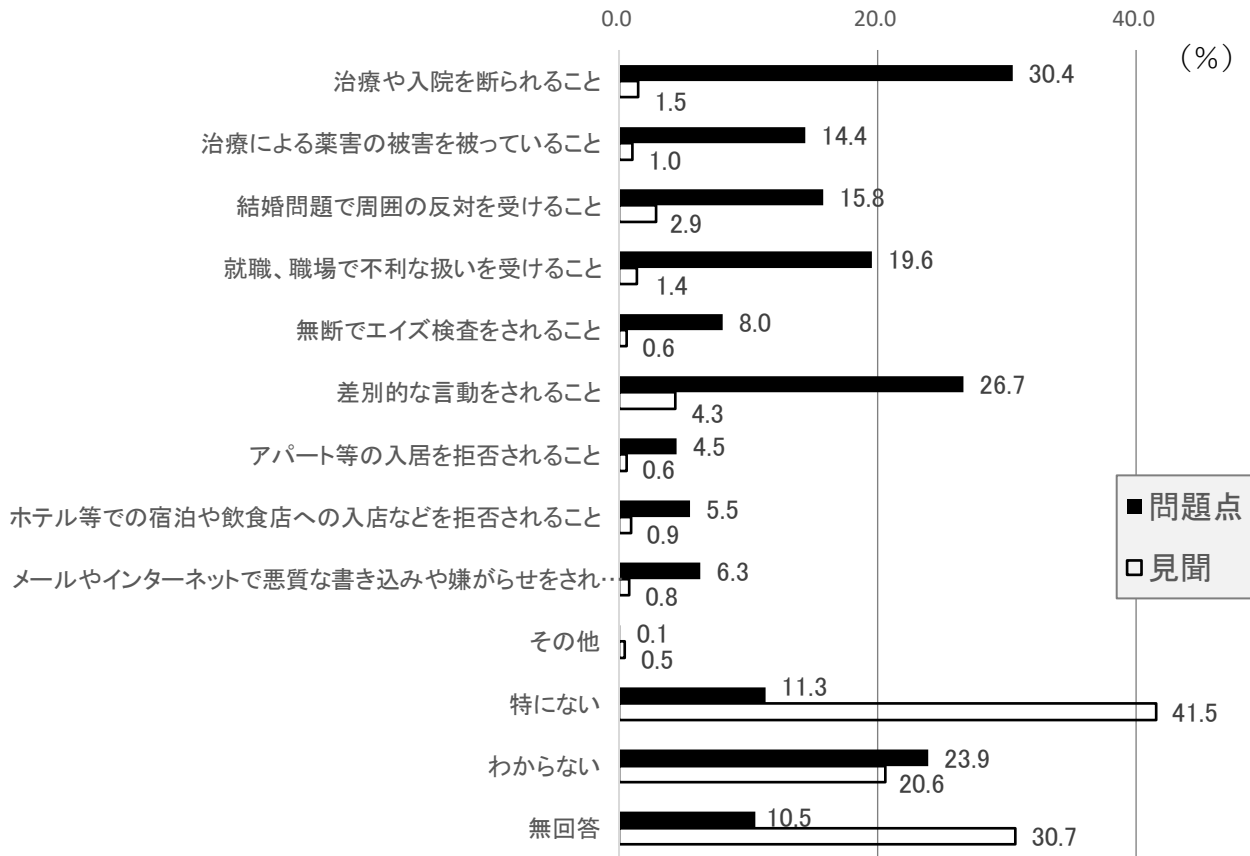


▶職業別にみると、学校の教職員、その他の公務員は「差別的な言動をされること」、それ以外の職業は「治療や入院を断られること」の回答割合が最も高くなっている。

全体(N=874)  
 農林漁業者(N=18)  
 経営者・自営業者(N=45)  
 企業等の勤め人(N=184)  
 学校の教職員(N=25)  
 医療等の関係者(N=57)  
 その他の公務員(N=20)  
 他の専門職・自由業(N=13)  
 臨時職、パート(N=85)  
 主婦(夫)(N=131)  
 学生(N=39)  
 その他(N=239)  
 職業無回答(N=18)

問19 あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか(✓は3つまで)

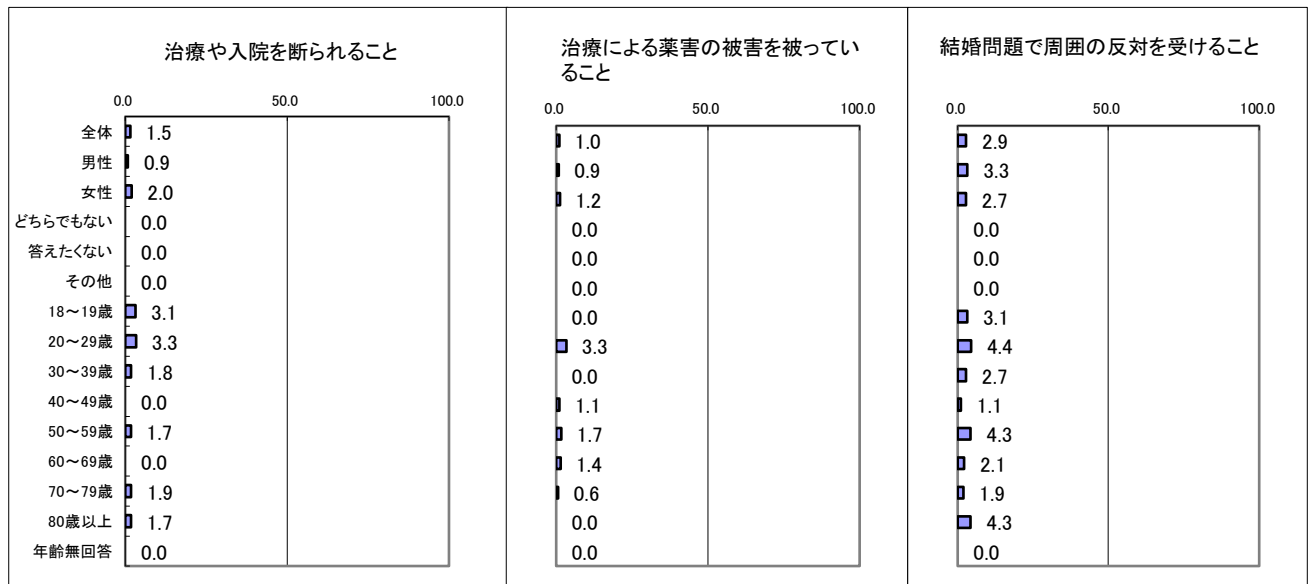
感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞の比較

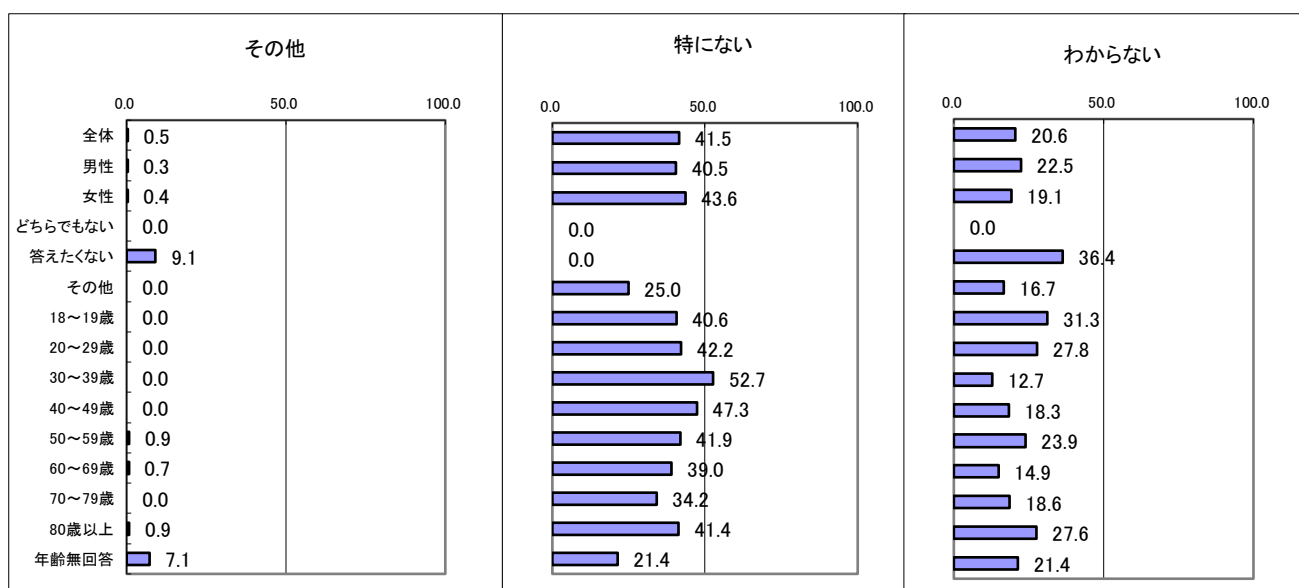
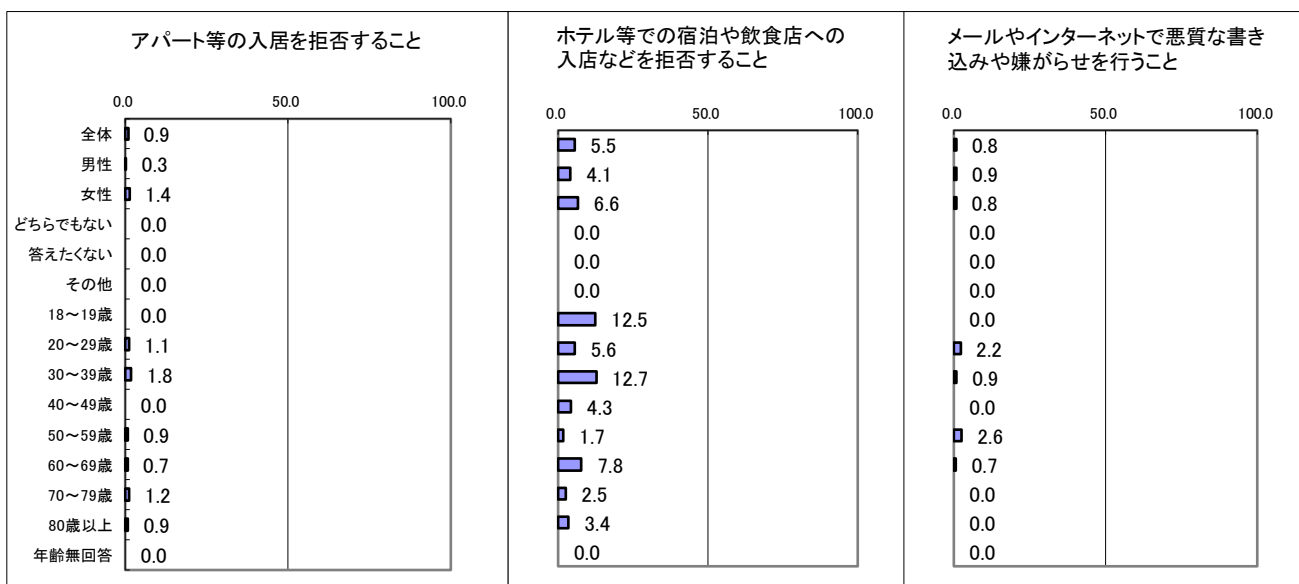
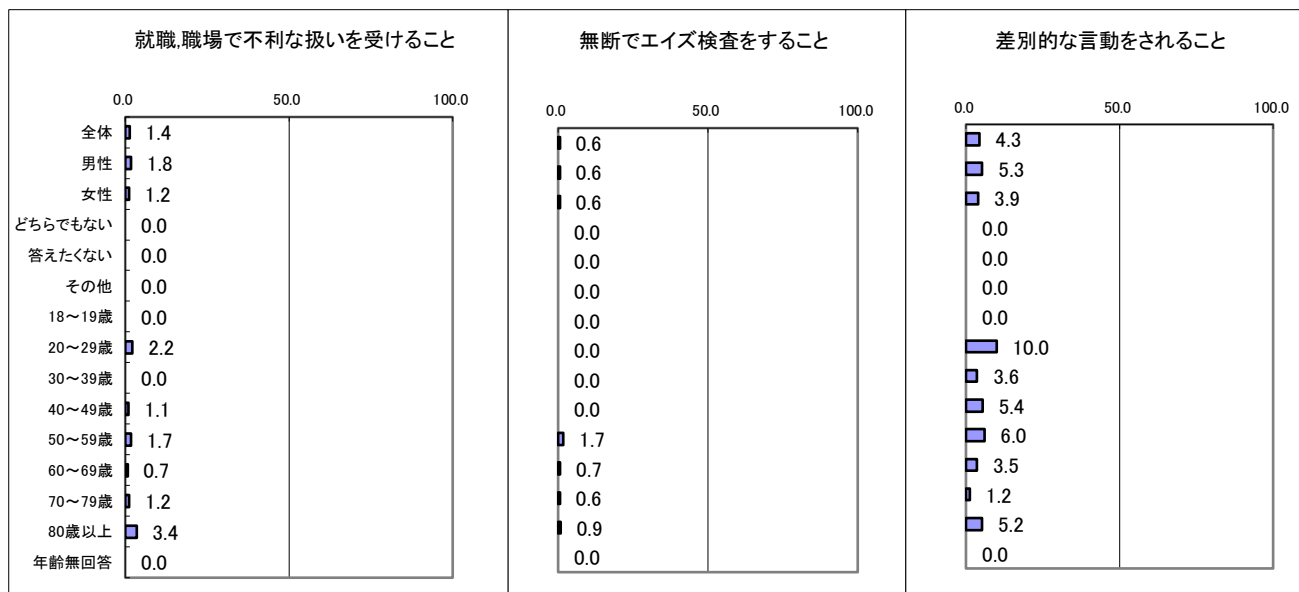


感染症患者等に関する人権上の問題点について「見聞きした経験」

- ▶ 「見聞」について、具体的事象を表す選択肢の回答割合は各々数パーセントにとどまっている。
- ▶ 「特になし」(41.5%)の回答割合は4割超え、「わからない」(20.6%)の回答割合は2割となっている。

図19-2-1 感染症患者等に関する人権上の問題を見聞きした経験(性・年齢別)

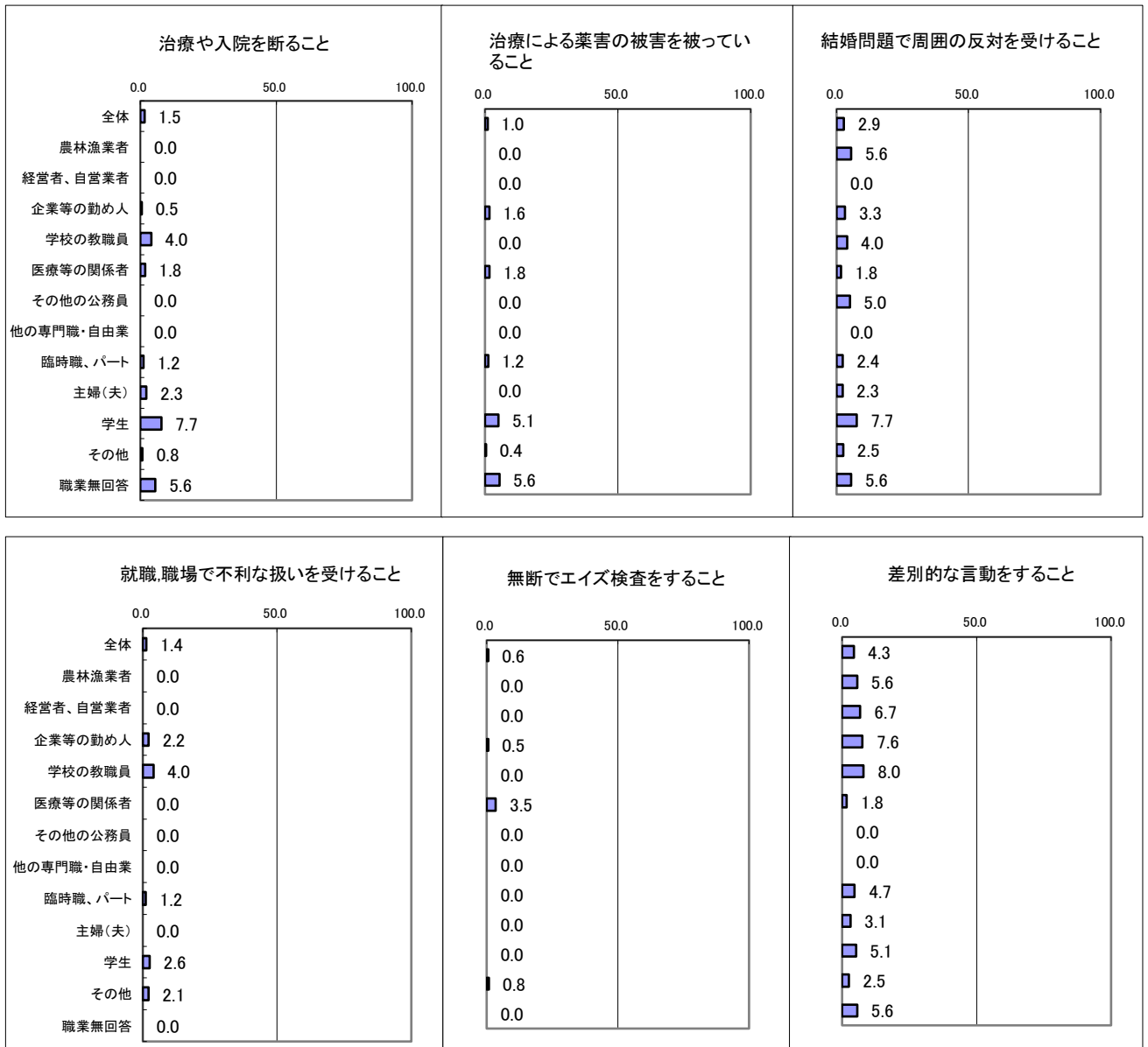


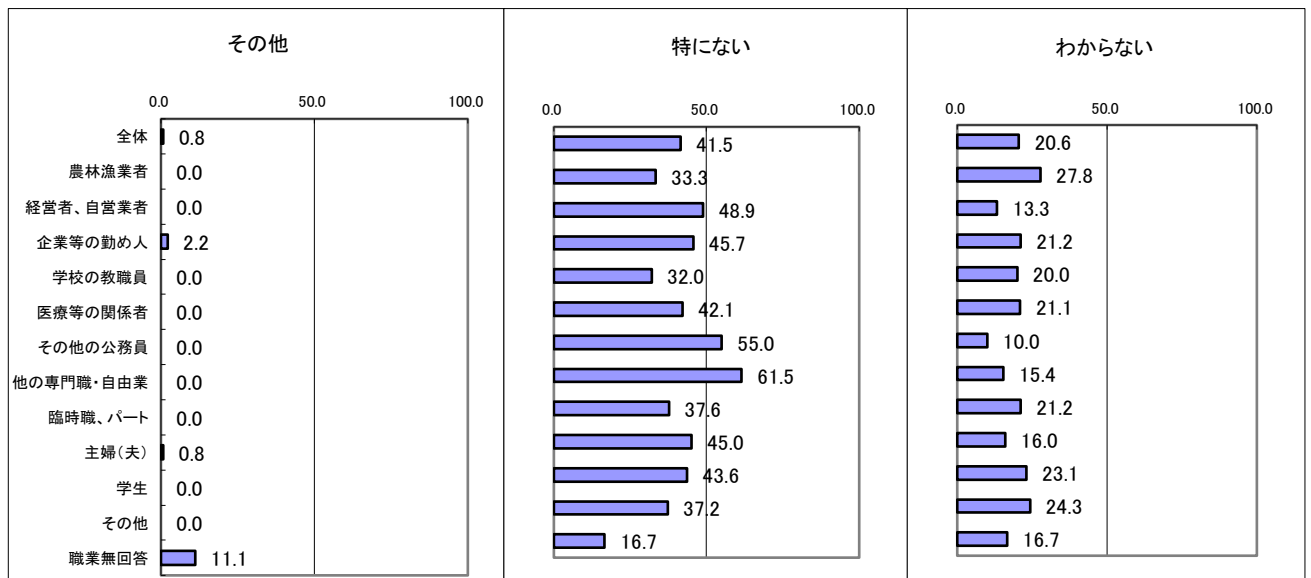
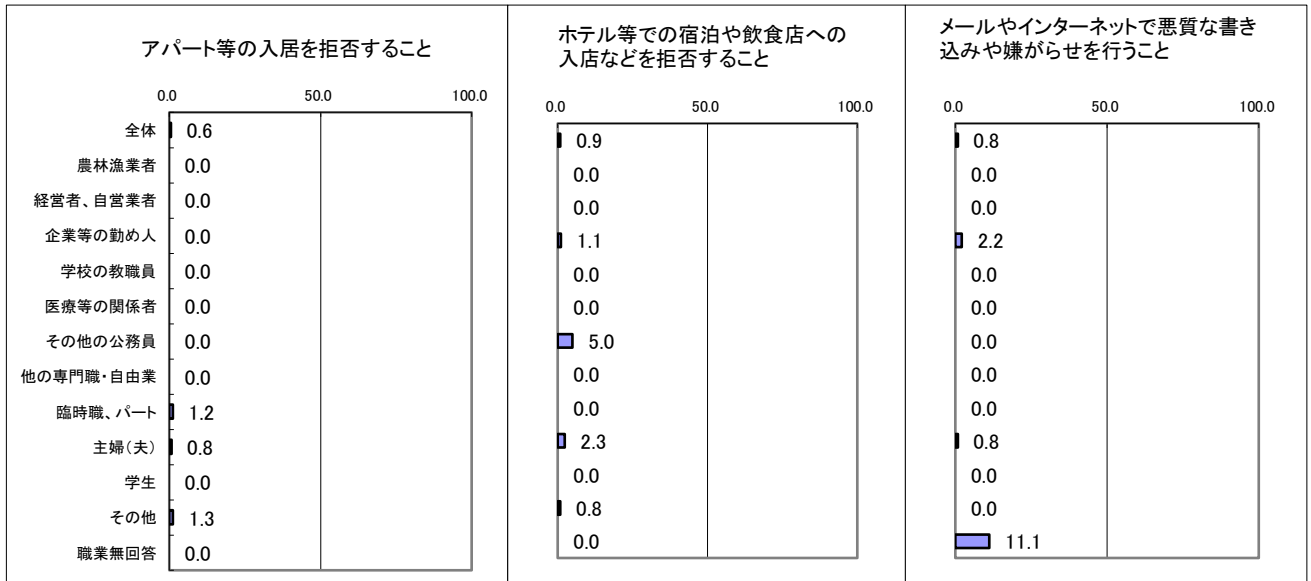


▶性別、年齢別にみても、選択肢の回答割合は各々数パーセントにとどまっている。

全体(N=874)  
 男性(N=338) 女性(N=512) どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11) その他(N=12)  
 18～19歳(N=32) 20～29歳(N=90) 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93) 50～59歳(N=117) 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161) 80歳以上(N=116) 年齢無回答(N=14)

図19-2-2 感染症患者等に関する人権上の問題を見聞きした経験(職業別)





▶職業別にみると、選択肢の回答割合は須パーセントにとどまっております、全体結果とほぼ同様の回答傾向となっている。

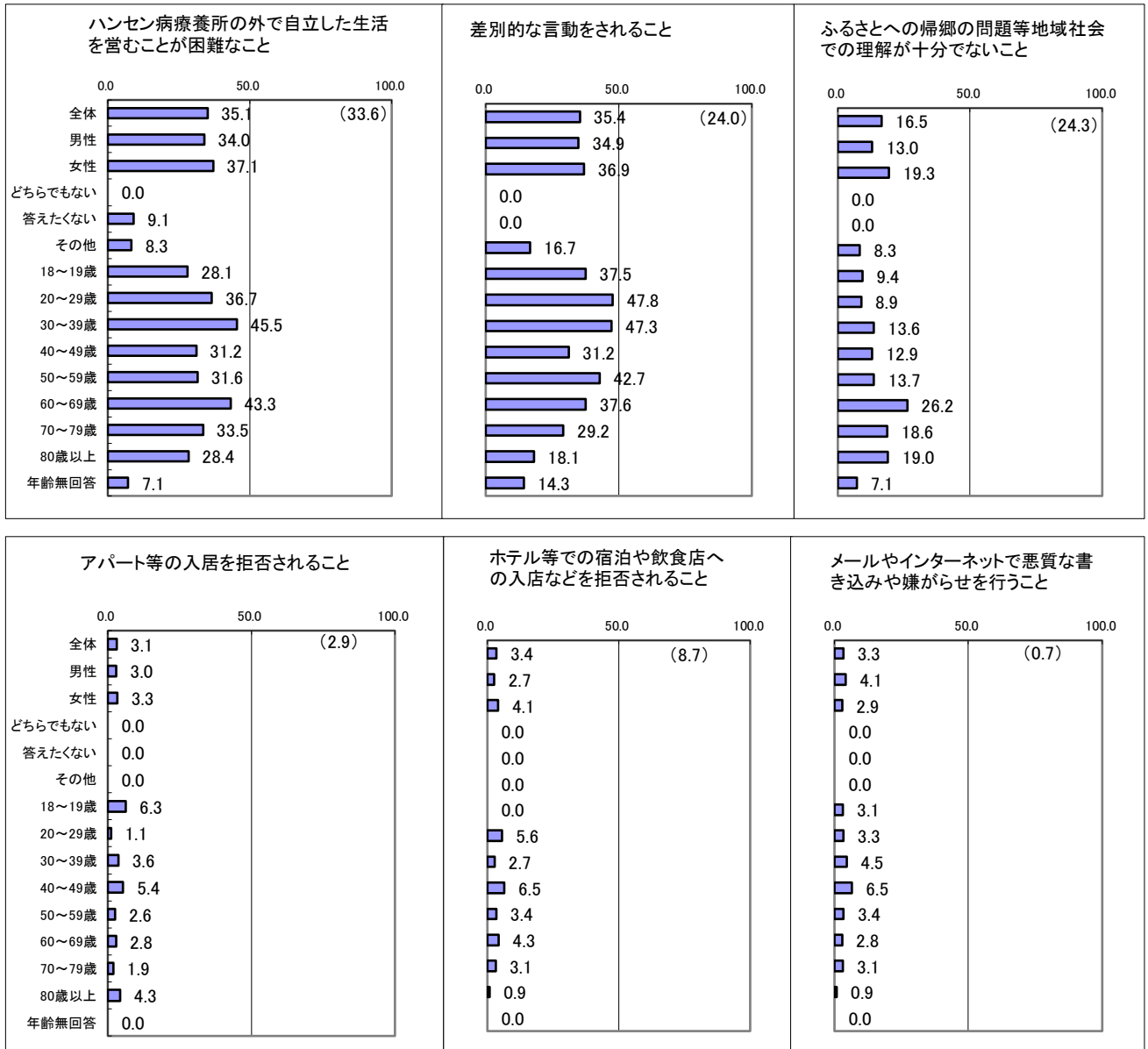
全体(N=874)  
 農林漁業者(N=18)  
 経営者・自営業者(N=45)  
 企業等の勤め人(N=184)  
 学校の教職員(N=25)  
 医療等の関係者(N=57)  
 その他の公務員(N=20)  
 他の専門職・自由業(N=13)  
 臨時職、パート(N=85)  
 主婦(夫)(N=131)  
 学生(N=39)  
 その他(N=239)  
 職業無回答(N=18)

(14) ハンセン病問題に関する人権上の問題点と見聞

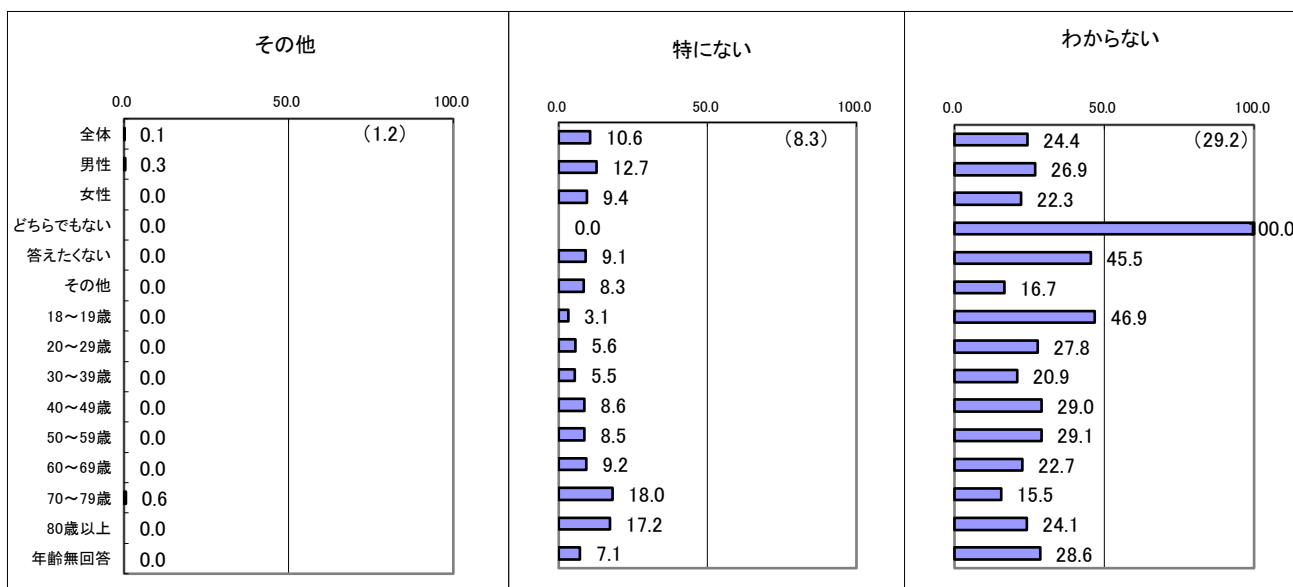
問20 あなたは、ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者とその家族)についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか(✓は2つまで)

図20-1-1 ハンセン病問題に関する人権上の問題点(性・年齢別)

( )は前回H20数値







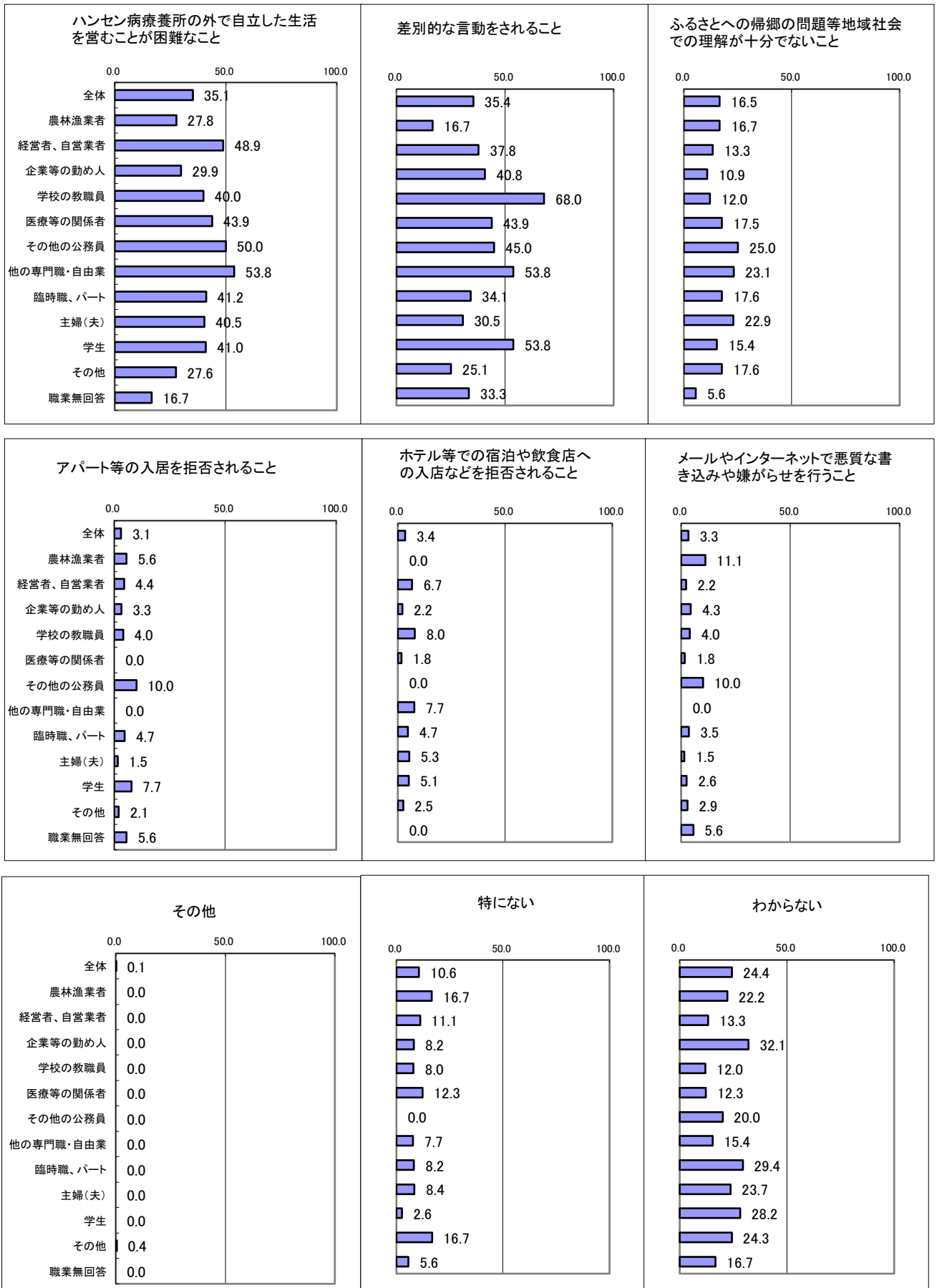
### ハンセン病問題に関する人権上の問題点について

▶「差別的な言動をされること」(35.4%)、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」(35.1%)の回答割合は3割を超えている。

▶年齢別にみると、いずれの年齢層とも「差別的な言動をすること」又は「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」の回答割合が最も高くなっている。

全体(N=874)  
 男性(N=338)  
 女性(N=512)  
 どちらでもない(N=1)  
 答えたくない(N=11)  
 その他(N=12)  
 18～19歳(N=32)  
 20～29歳(N=90)  
 30～39歳(N=100)  
 40～49歳(N=93)  
 50～59歳(N=117)  
 60～69歳(N=141)  
 70～79歳(N=161)  
 80歳以上(N=116)  
 年齢無回答(N=14)

図20-1-2 ハンセン病問題に関する人権上の問題点(職業別)

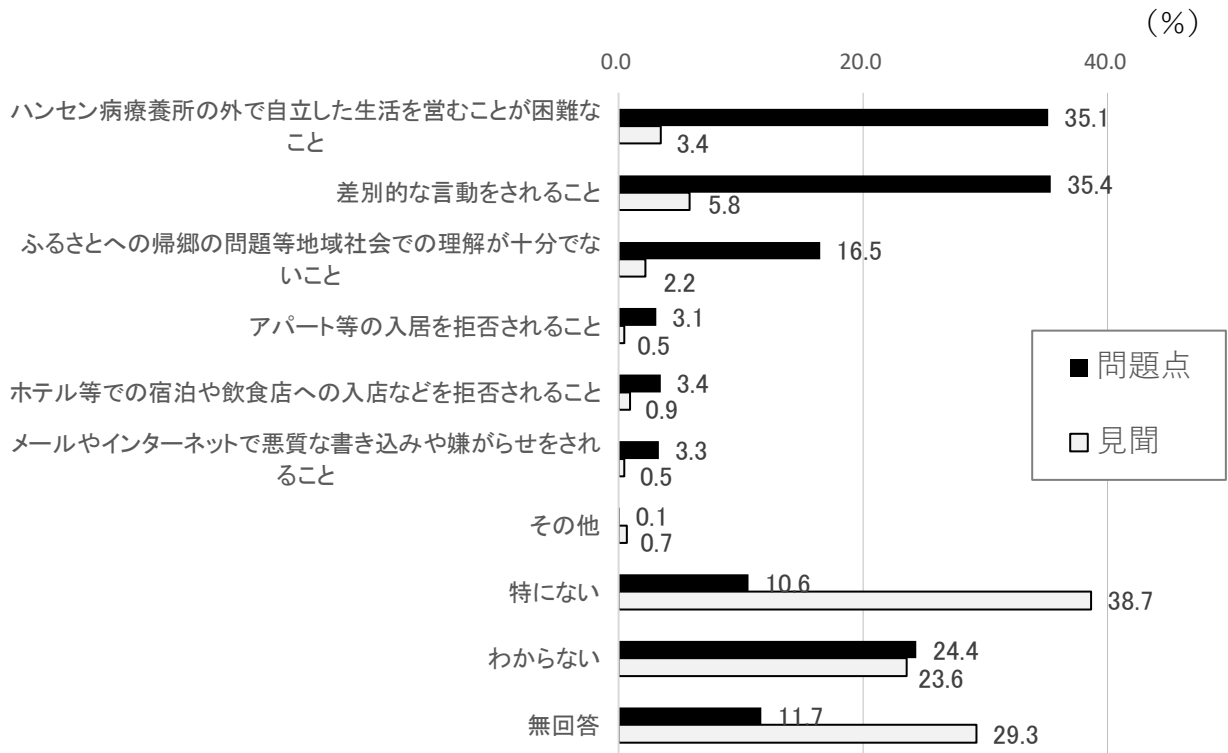


▶職業別にみると、すべての職業において「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」又は「差別的な言動をすること」の回答割合が最も高くなっている。

全体 (N=874)
農林漁業者 (N=18)
経営者・自営業者 (N=45)
企業等の勤め人 (N=184)
学校の教職員 (N=25)
医療等の関係者 (N=57)
その他の公務員 (N=20)
他の専門職・自由業 (N=13)
臨時職、パート (N=85)
主婦(夫) (N=131)
学生 (N=39)
その他 (N=239)
職業無回答 (N=18)

問20 あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか(✓は2つまで)

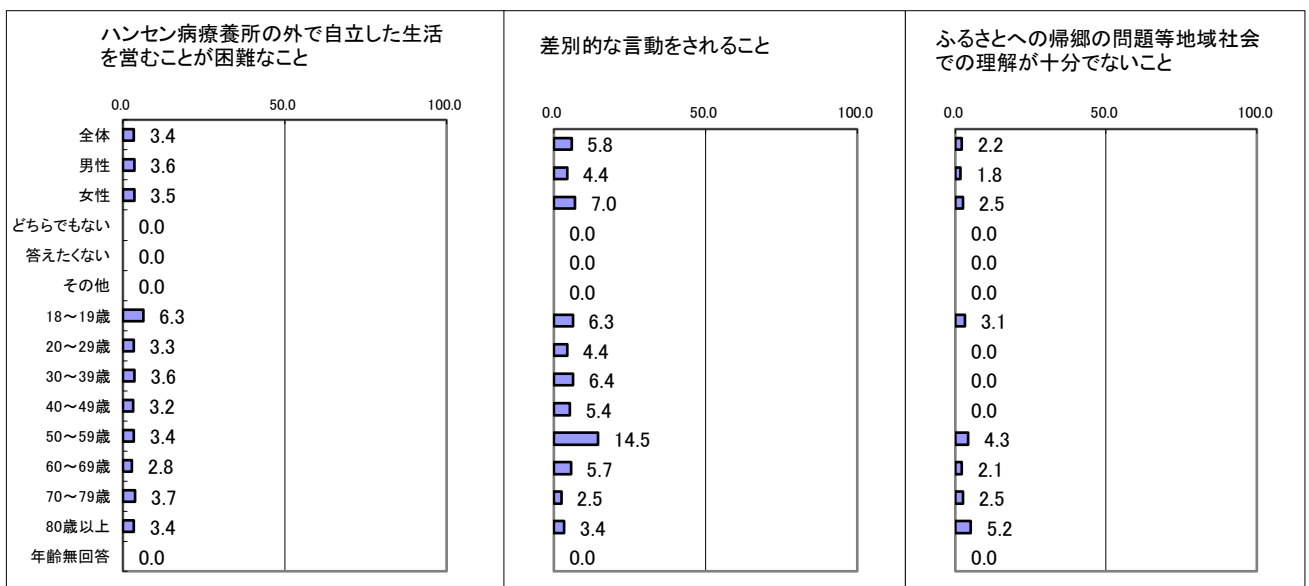
ハンセン病問題に関する人権上の問題点と見聞の比較

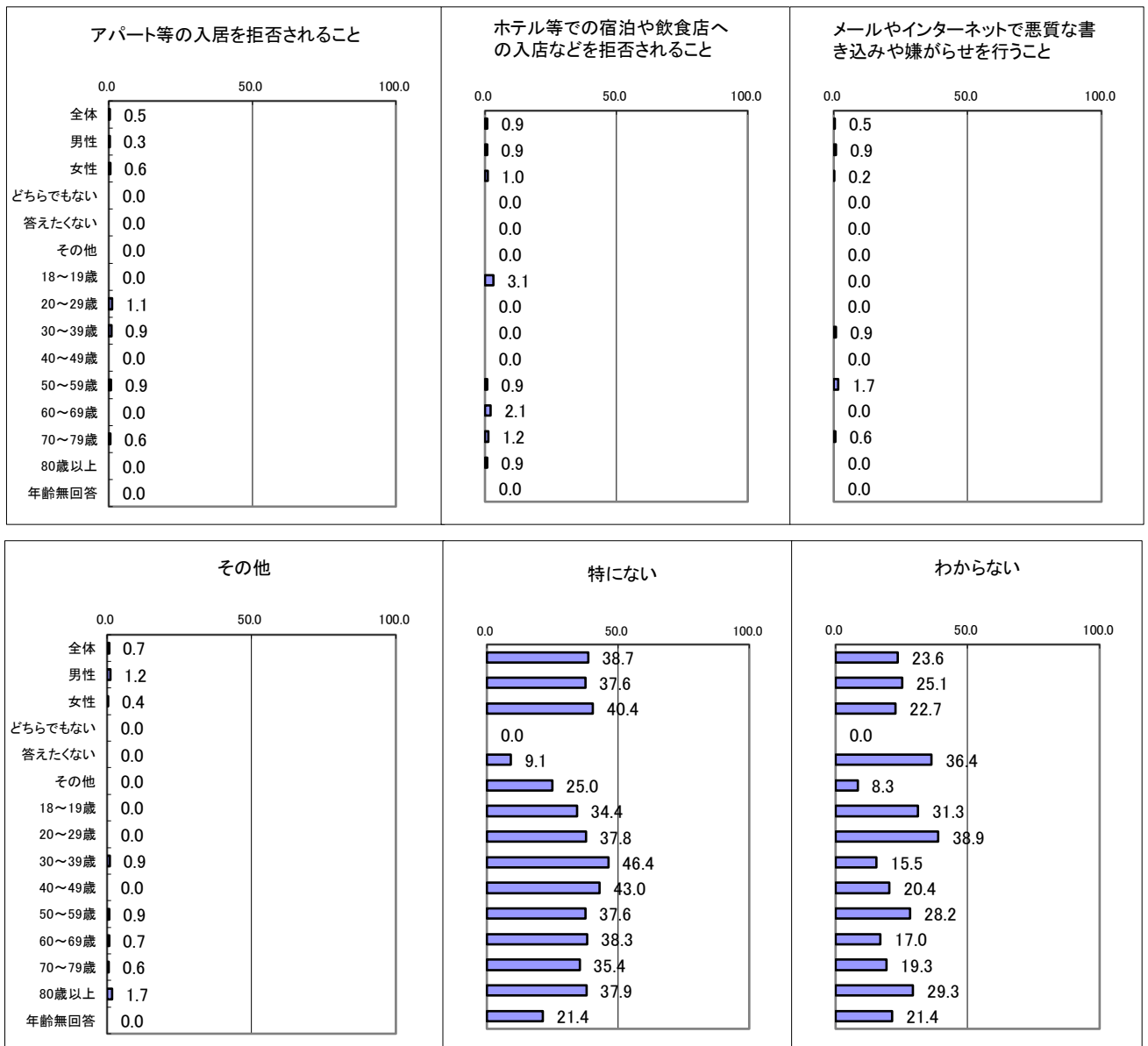


ハンセン病問題に関する人権上の問題点について「見聞きした経験」

- ▶「見聞」について、具体的事象を表す選択肢の回答割合は各々数パーセントにとどまっている。
- ▶「特になし」(38.7%)の回答割合は4割弱、「わからない」(23.6%)と回答割合は2割強となっている。

図20-2-1 ハンセン病問題に関する人権上の問題を見聞きした経験(性・年齢別)

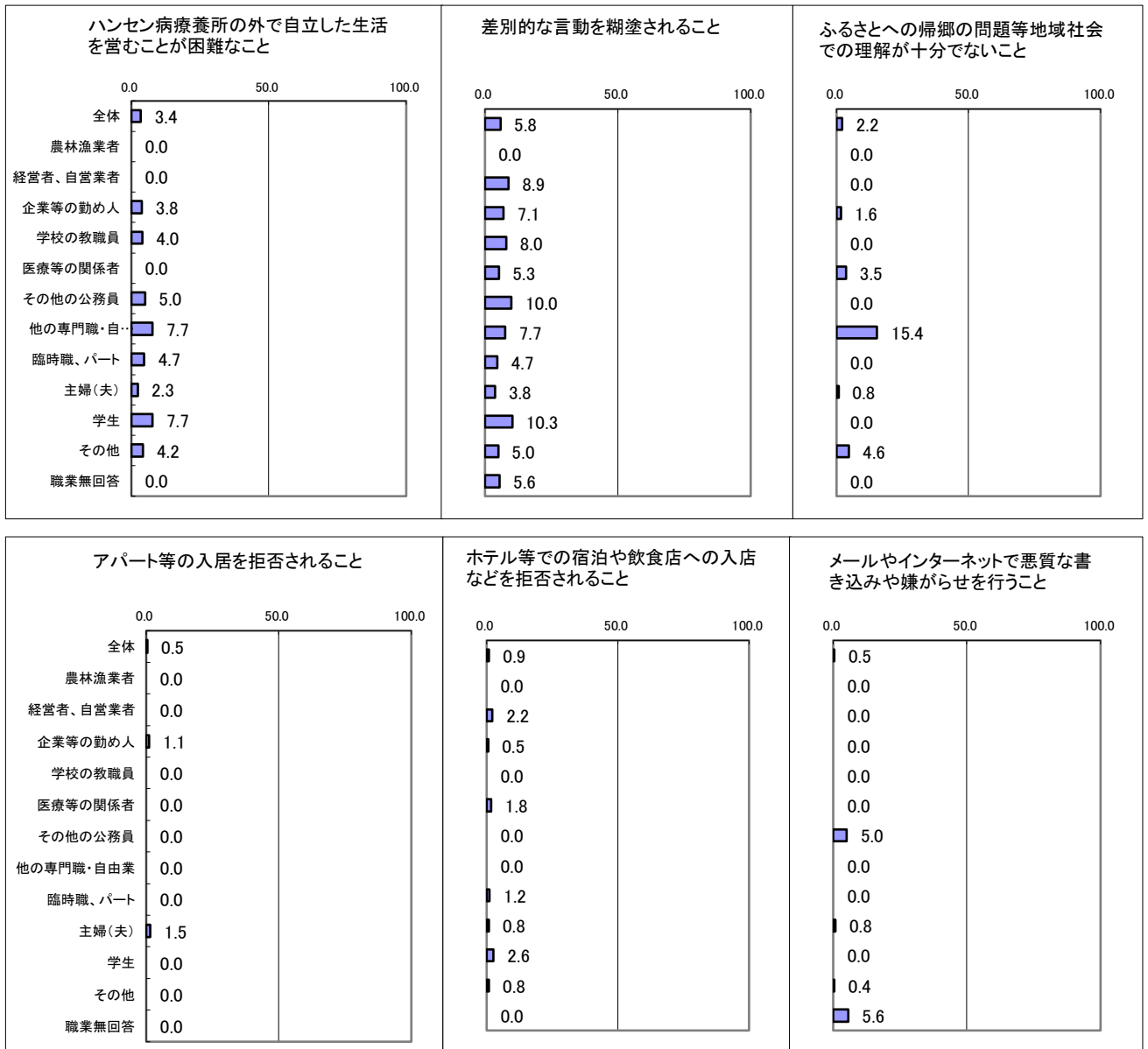


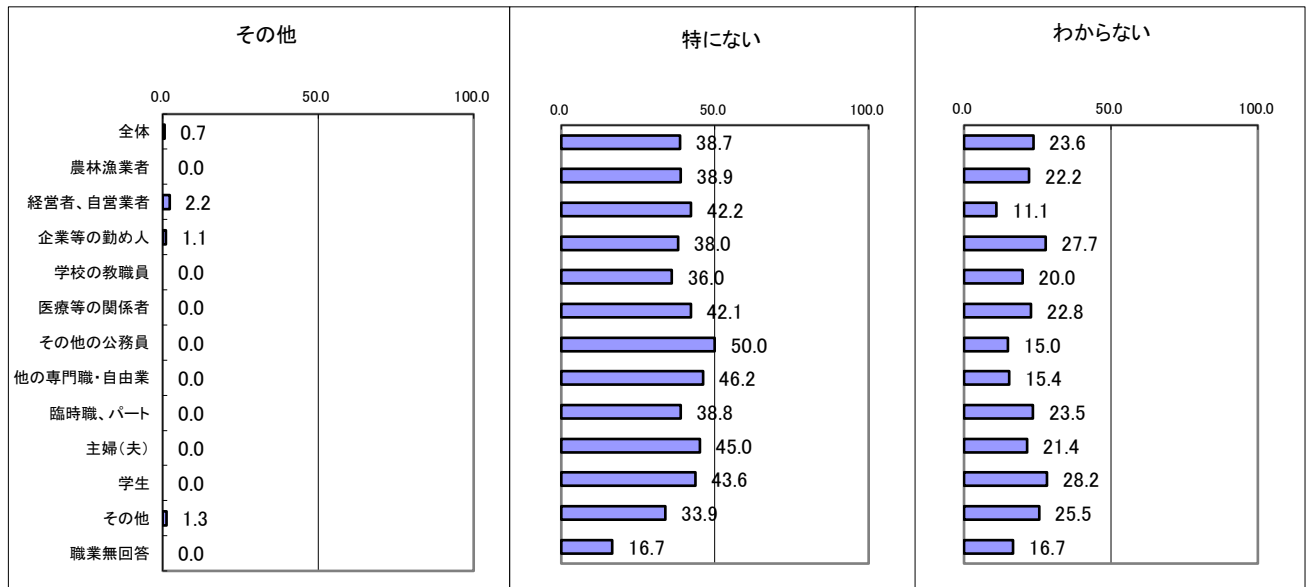


▶性別、年齢別にみても、選択肢の回答割合は各々数パーセントにとどまっている。

- 全体 (N=874)
- 男性 (N=338)
- 女性 (N=512)
- どちらでもない (N=1)
- 答えたくない (N=11)
- その他 (N=12)
- 18~19歳 (N=32)
- 20~29歳 (N=90)
- 30~39歳 (N=100)
- 40~49歳 (N=93)
- 50~59歳 (N=117)
- 60~69歳 (N=141)
- 70~79歳 (N=161)
- 80歳以上 (N=116)
- 年齢無回答 (N=14)

図20-2-2 ハンセン病問題に関する人権上の問題を見聞きした経験(職業別)





▶職業別にみると、具体的事象を表す選択肢の回答割合は各々数パーセントにとどまっており、全体結果とほぼ同様の回答傾向となっている。

- 全体(N=874)
- 農林漁業者(N=18)
- 経営者・自営業者(N=45)
- 企業等の勤め人(N=184)
- 学校の教職員(N=25)
- 医療等の関係者(N=57)
- その他の公務員(N=20)
- 他の専門職・自由業(N=13)
- 臨時職、パート(N=85)
- 主婦(夫)(N=131)
- 学生(N=39)
- その他(N=239)
- 職業無回答(N=18)

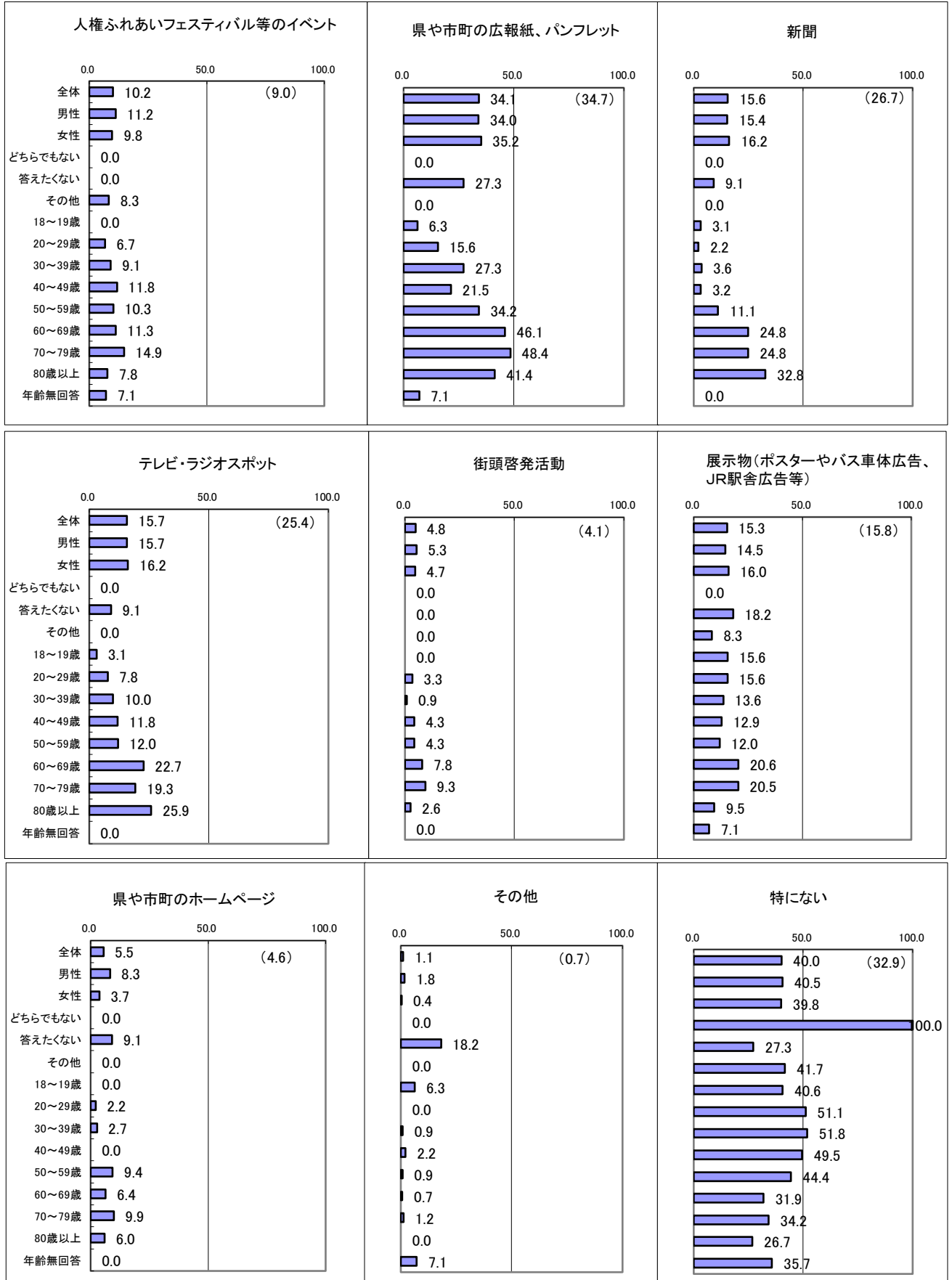
### 3 人権教育・啓発の取組

#### (1) 啓発活動への接触度

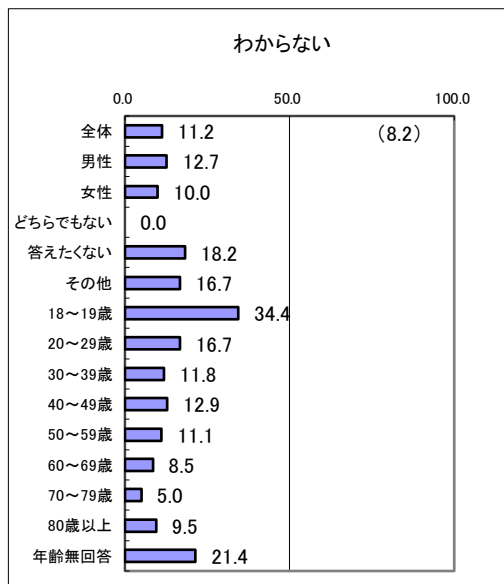
問21 周南市では、「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進していますが、あなたは、これまでに県又は市が実施した次のような行事に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読んだりした経験がありますか。(✓はい/×いいえ)

図21-1 啓発活動への接触度(性・年齢別)

( )は前回H20数値





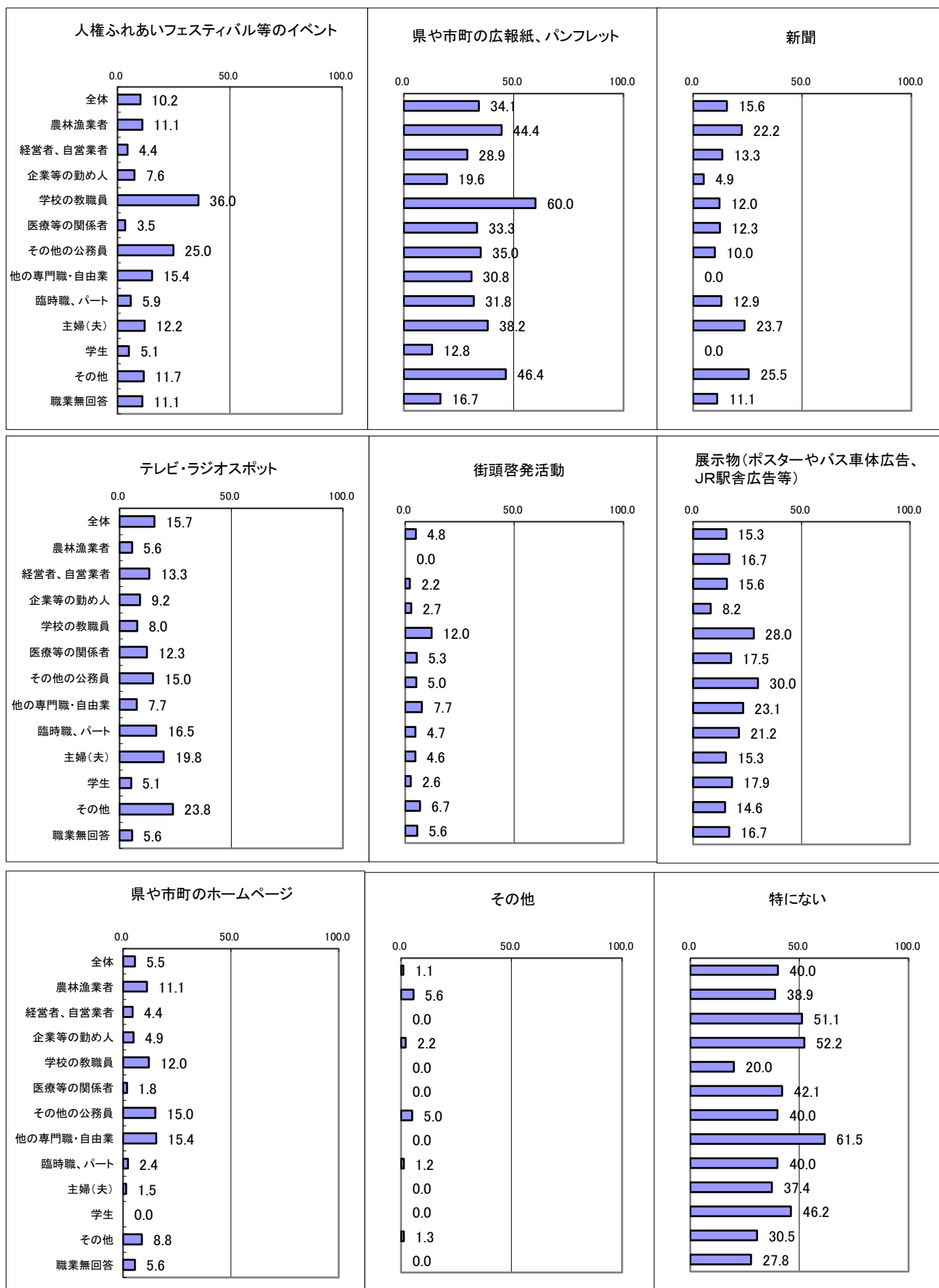


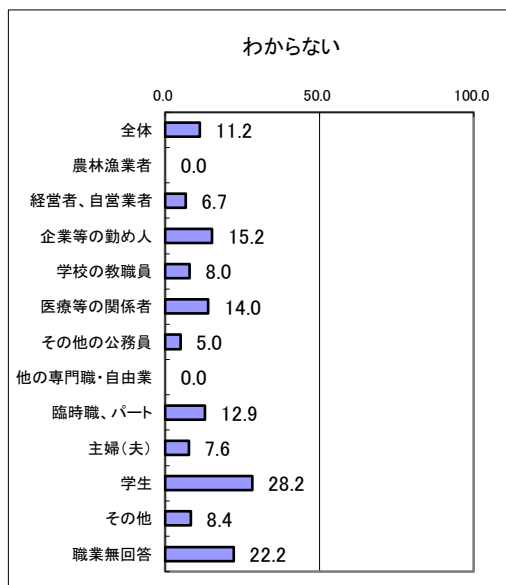
全体 (N=874)  
 男性 (N=338)  
 女性 (N=512)  
 どちらでもない (N=1)  
 答えたくない (N=11)  
 その他 (N=12)  
 18~19歳 (N=32)  
 20~29歳 (N=90)  
 30~39歳 (N=100)  
 40~49歳 (N=93)  
 50~59歳 (N=117)  
 60~69歳 (N=141)  
 70~79歳 (N=161)  
 80歳以上 (N=116)  
 年齢無回答 (N=14)

### 啓発活動への接触度について

- ▶ 「県や市町の広報紙、パンフレット」(34.1%)の回答割合が最も高く、次いで「テレビ・ラジオスポット」(15.7%)、「新聞」(15.6%)、「街頭啓発活動」(15.3%)、「人権ふれあいフェスティバル等のイベント」(10.2%)の順となっている。
- ▶ 回答選択肢の大半が、前回調査に比べ、割合が低下している。
- ▶ 一方で、「特にない」(32.9%→40.0%)は前回調査に比べ7.1ポイント上昇し、4割となっている。
- ▶ 年齢別にみると、ほとんどの年齢層で「県や市町の広報紙、パンフレット」の回答割合が最も高くなっている。
- ▶ 「特にない」では、20~29歳(51.1%)及び30~39歳(51.8%)が5割超と高い割合になっている。

図21-2 啓発活動への接触度(職業別)





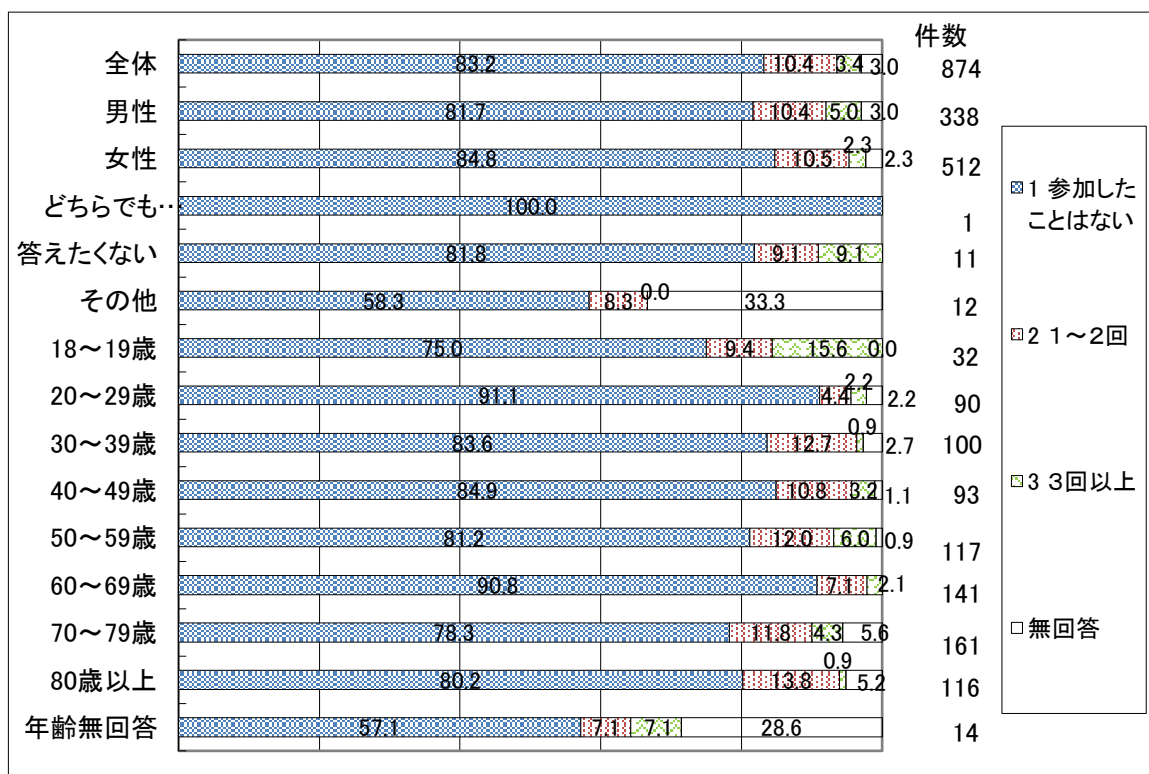
全体(N=874)  
 農林漁業者(N=18)  
 経営者・自営業者(N=45)  
 企業等の勤め人(N=184)  
 学校の教職員(N=25)  
 医療等の関係者(N=57)  
 その他の公務員(N=20)  
 他の専門職・自由業(N=13)  
 臨時職、パート(N=85)  
 主婦(夫)(N=131)  
 学生(N=39)  
 その他(N=239)  
 職業無回答(N=18)

- ▶職業別にみると、ほとんどの職業において「県や市町の広報紙、パンフレット」の回答割合が最も高くなっている。
- ▶「特にない」では、他の専門職・自由業(61.1%)、企業等の勤め人(51.2%)、企業の経営者・自営業者(51.1%)が5割超と高い割合になっている。

(2) 講習会・研修会・学習会等への参加経験

問22 「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」では、さまざまな人権問題を正しく理解するため、県民や市民、地域社会、学校、企業・職場などでの自主的な取組を支援することとしています。あなたは、県や市のほか、職場や民間団体等が実施した講演会・研修会・学習会等に、過去5年間で何回参加されたことがありますか。

図22-1 講習会・研修会・学習会等への参加経験(性・年齢別)



講習会・研修会・学習会等への参加経験について

- ▶ 「1~2回」は10.4%、「3回以上」は3.4%で、これらを合わせた『参加経験あり』は13.8%であり、「参加したことはない」(83.2%)の回答割合は8割を超えている。
- ▶ 「参加経験あり」は、県調査(14.8%)と比較して1.0ポイント低くなっている。
- ▶ 参加経験を年齢別にみると、「参加したことはない」では20~29歳(91.1%)、60~69歳(90.8%)と9割を超えている。

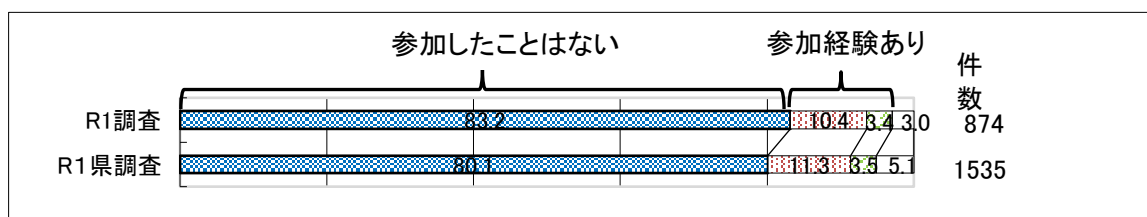
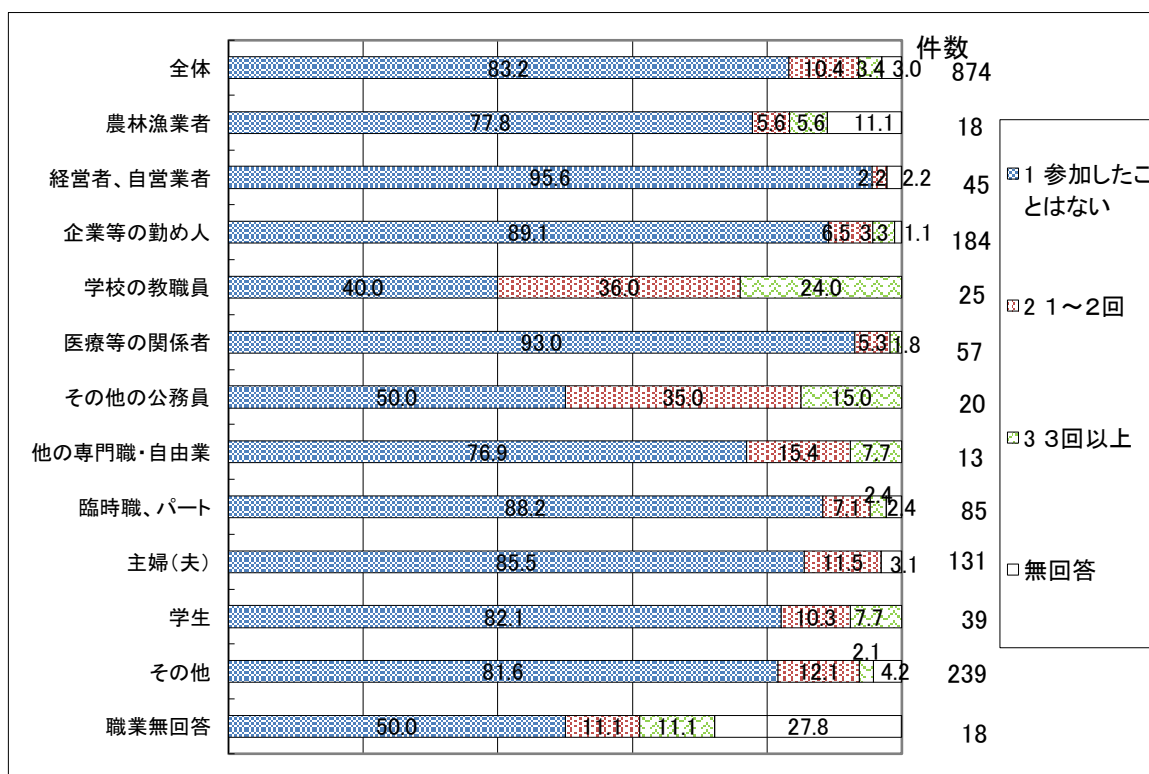


図22-2 講習会・研修会・学習会等への参加経験(職業別)



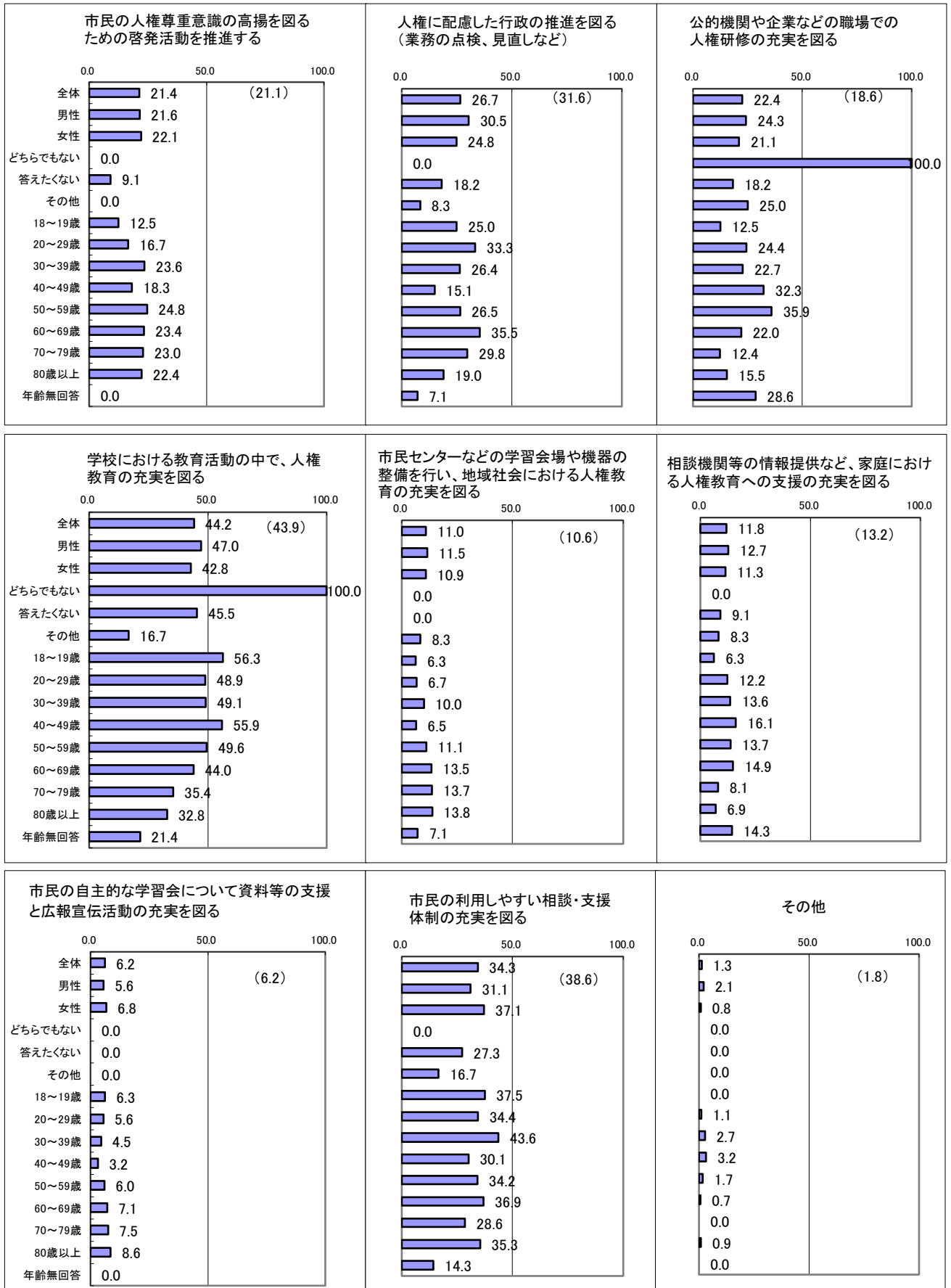
- ▶職業別にみると、学校の教職員は「1~2回」が36.0%、「3回以上」が24.0%で、これらを合わせた『参加経験あり』は60.0%と他の職業に比べ高くなっている。
- ▶「1~2回」は、学校の教職員(36.0%)、その他の公務員(35.0%)が他の職業に比べ高くなっている。
- ▶一方で、経営者・自営業者は『参加経験あり』が2.2%と他の職業に比べ低くなっている。

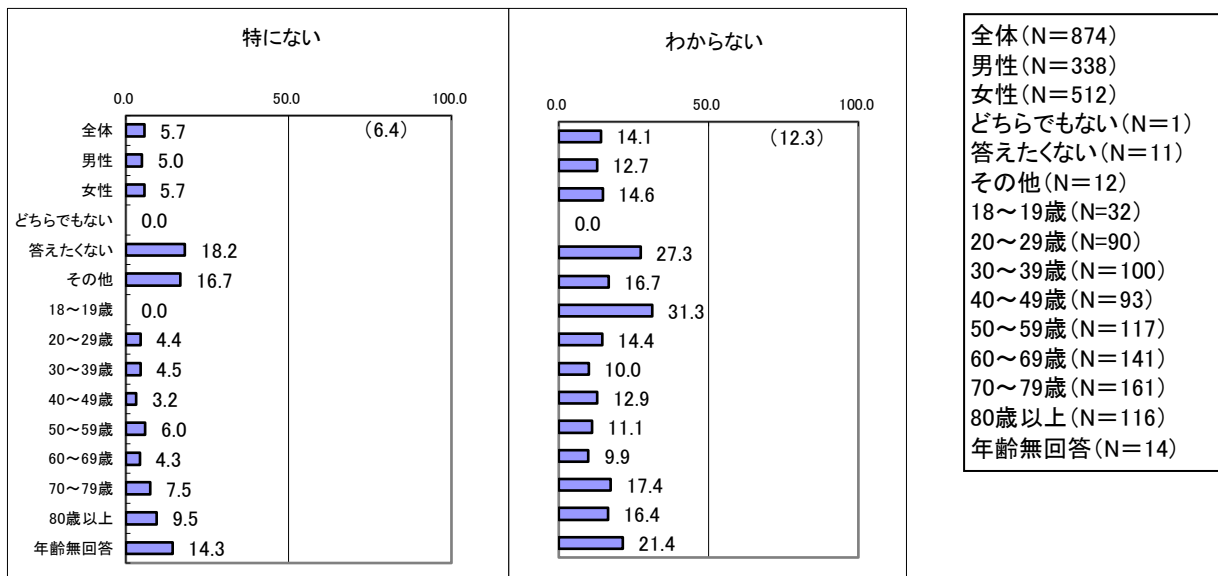
(3) 人権に関する取組の今後の条件整備

問23 あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。(✓は3つまで)

図23-1 人権に関する取組の今後の条件整備(性・年齢別)

( )は前回H20数値





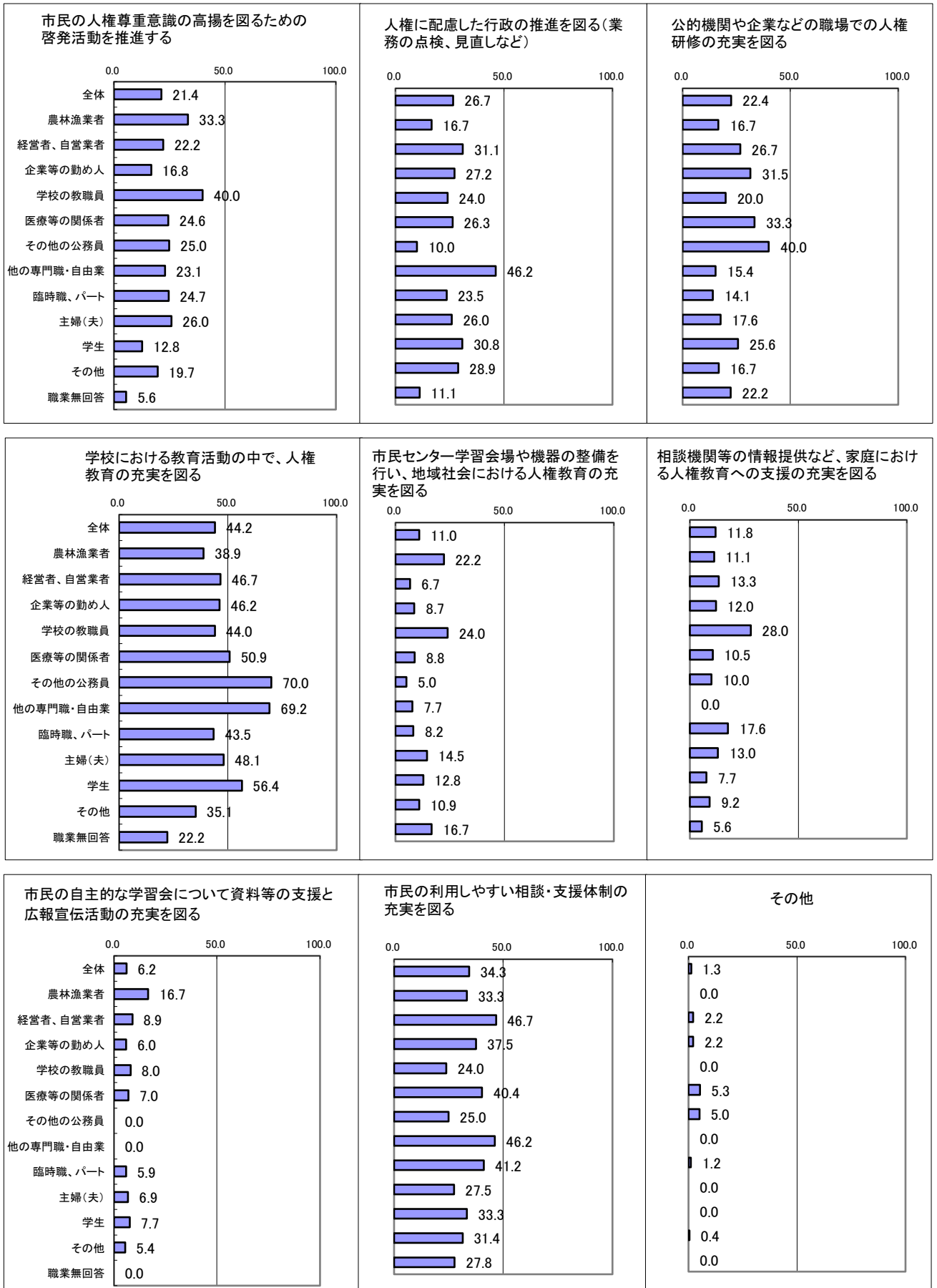
### 今後の人権に関する取組の条件整備について

▶「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が44.2%と最も高く、次いで「市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」(34.3%)、「人権に配慮した行政の推進を図る(業務の点検、見直し、適正な情報公開など)」(26.7%)、「公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る」(22.4%)、「市民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する」(21.4%)の順となっている。

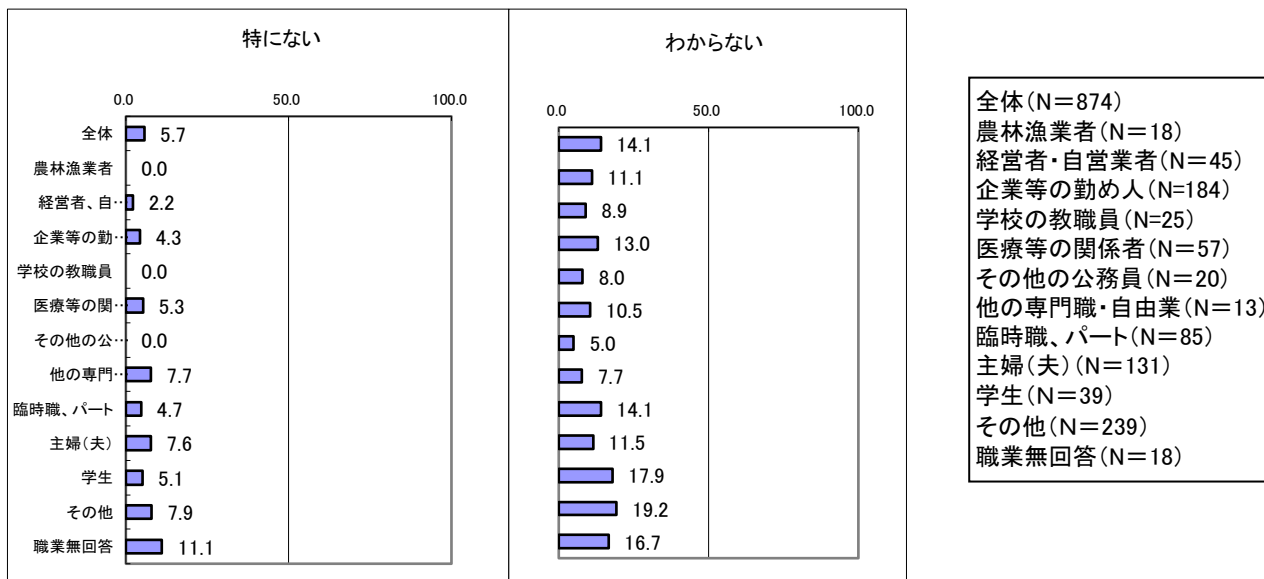
▶年齢別にみると、80歳以上を除くすべての年齢で「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」との回答が最も高くなっている。

▶30～39歳については、「市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」(43.6%)で4割を超え、他の年齢に比べ高い割合となっている。

図23-2 人権に関する取組の今後の条件整備(職業別)







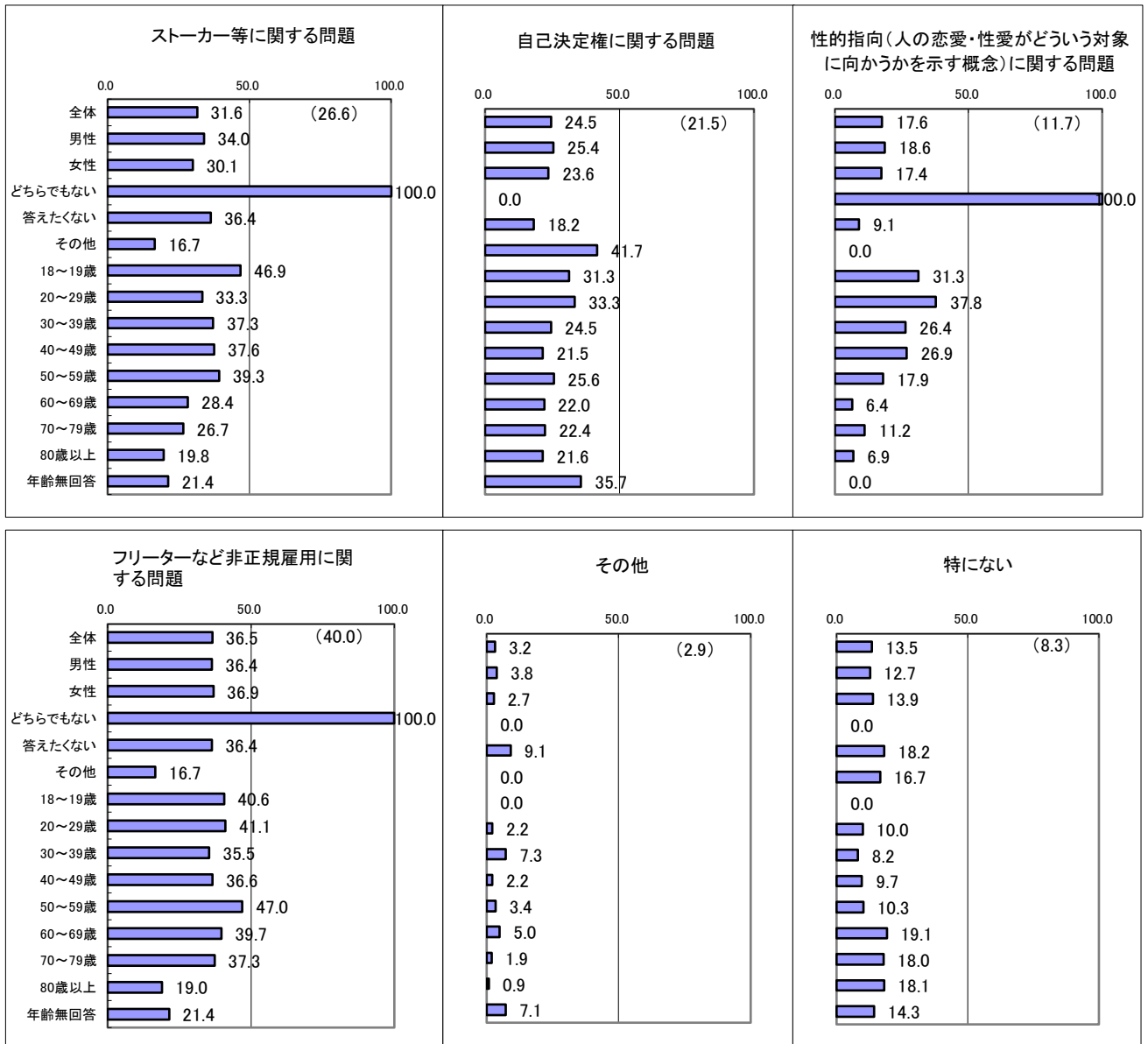
▶職業別にみると、すべての職業で「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が最も高く、特に、その他の公務員（70.0%）、他の専門職・自由業（69.2%）は約7割と高くなっている。

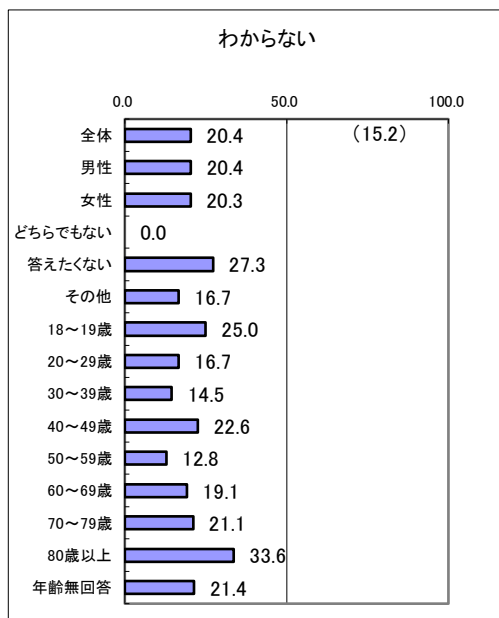
▶「市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」では、経営者・自営業者（46.7%）、他の専門職・自由業（46.2%）の回答割合が他の職業に比べ高くなっている。

(4) 今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題

問24 あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」にどのような問題を盛り込む必要があると思われますか(✓は3つまで)

図24-1 今後、指針や方針に盛り込むべき人権課題(性・年齢別)



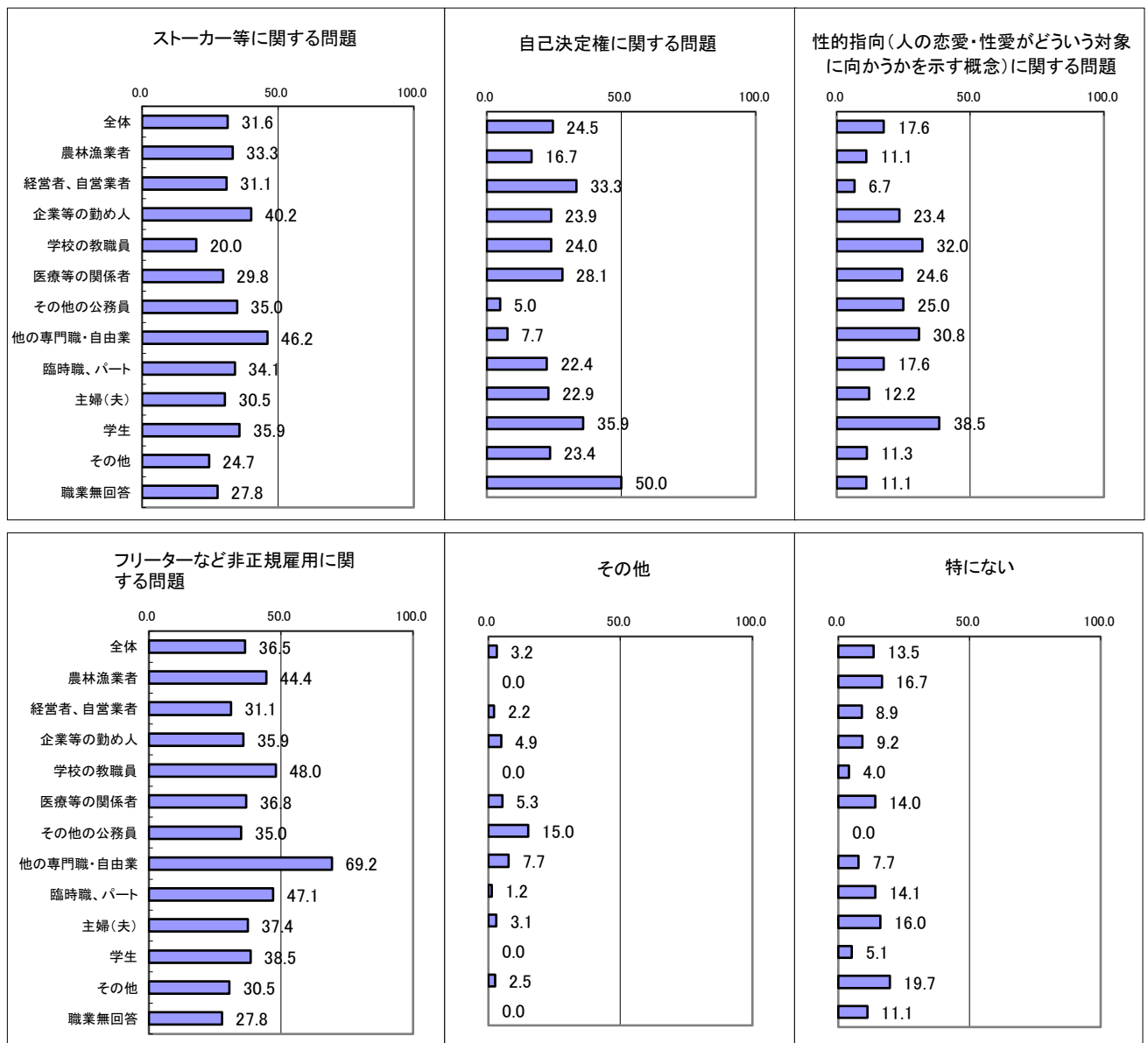


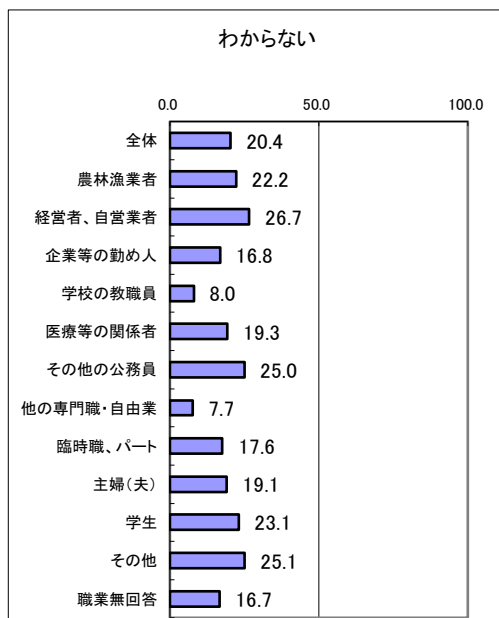
全体 (N=874)  
 男性 (N=338)  
 女性 (N=512)  
 どちらでもない (N=1)  
 答えたくない (N=11)  
 その他 (N=12)  
 18~19歳 (N=32)  
 20~29歳 (N=90)  
 30~39歳 (N=100)  
 40~49歳 (N=93)  
 50~59歳 (N=117)  
 60~69歳 (N=141)  
 70~79歳 (N=161)  
 80歳以上 (N=116)  
 年齢無回答 (N=14)

### 今後、指針や方針に盛り込むべき人権課題について

- ▶前回調査同様、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」(36.5%)が最も高くなっている。
- ▶次いで「ストーカー等に関する問題」(26.6%→31.6%)、「自己決定権に関する問題」(21.5%→24.5%)、「性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念)に関する問題」(11.7%→17.6%)の順になっている。いずれも前回調査に比べ上昇している。
- ▶年齢別にみると、50~59歳は「フリーターなど非正規雇用に関する問題」、それ以外の年齢層では、「ストーカー等に関する問題」の回答割合が高くなっている。
- ▶20~29歳は、「性同一性障害や性的指向に関する問題」(37.8%)の回答割合が他の年齢層に比べて高くなっている。

図24-2 今後、指針や方針に盛り込むべき人権課題(職業別)





全体 (N=874)  
 農林漁業者 (N=18)  
 経営者・自営業者 (N=45)  
 企業等の勤め人 (N=184)  
 学校の教職員 (N=25)  
 医療等の関係者 (N=57)  
 その他の公務員 (N=20)  
 他の専門職・自由業 (N=13)  
 臨時職、パート (N=85)  
 主婦(夫) (N=131)  
 学生 (N=39)  
 その他 (N=239)  
 職業無回答 (N=18)

- ▶ 職業別にみると、ほとんどの職業において「フリーターなど非正規雇用に関する問題」又は「ストーカー等に関する問題」のどちらかの回答項目が高くなっている。
- ▶ 「フリーターなど非正規雇用に関する問題」については、他の専門職・自由業（69.2%）の回答割合が他の職業に比べ高くなっている。
- ▶ 「性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念）に関する問題」については、学生（38.5%）の回答割合が他の職業に比べ高くなっている。

## 第三章 他の設問との関係

問2-2(1) あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけ何からですか。

山口県人権推進指針を知ったきっかけ【問2-2(1)×問2】

単位:%	サンプル数	会 1 研修会・講習	等 2 フェスティバル(人権に関する)	報 3 紙 県・市町の広	ホ 4 ーム 県・市町の	ペ 5 ージ 他	無回答	
全体	304	19.0	9.8	54.5	6.4	5.3	5.0	
問 2 指 針 山 口 県 の 理 解 度 人 権 推 進	1 知っている内容もよく理解している	19	43.3	33.3	16.7	0.0	6.7	0.0
	2 知っている内容もある程度は(少しは)理解している	81	28.3	11.3	50.0	2.8	5.7	1.9
	3 知っているが内容はよく理解していない	204	11.3	5.9	61.7	9.0	5.0	7.2
	4 知らない	—	—	—	—	—	—	—
	無回答	—	—	—	—	—	—	—

山口県人権推進指針を知ったきっかけについて

県指針の理解度(問2)別にみると、県指針の理解度が高い層ほど「研修会・講習会」や「人権に関するイベント(人権フェスティバル等)」の回答割合が高く、「研修会・講習会」では「知っている内容もよく理解している」は43.3%、「知っている内容もある程度は(少しは)理解している」は28.3%となっている。

一方、県指針の理解度が低い層は「県・市町の広報紙」と答えた人が多くみられる。

問3 今の山口県は、10年前と比べて、人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。

人権尊重意識の定着状況【問3×問2】

単位:%	サンプル数	そう思う(計)	えどち		ない	どちらともいえない	そうは思わない(計)	えどち		そう思わない	わからない	無回答
			そう思う	えどち				えどち	そう思わない			
全体	874	27.0	6.1	20.9	26.1	11.8	5.5	6.3	32.7	2.4		
問 2 指 針 山 口 県 の 理 解 度 人 権 推 進	1 知っている内容もよく理解している	19	78.9	26.3	52.6	15.8	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	
	2 知っている内容もある程度は(少しは)理解している	81	59.3	17.3	42.0	23.5	7.4	6.2	1.2	8.6	1.2	
	3 知っているが内容はよく理解していない	204	34.8	6.9	27.9	37.7	13.7	8.8	4.9	10.8	2.9	
	4 知らない	532	17.1	3.4	13.7	21.4	12.2	4.3	7.9	47.2	2.1	
	無回答	38	28.9	5.3	23.7	39.5	10.5	5.3	5.3	13.2	7.9	

山口県における人権尊重意識の定着状況について

県指針の理解度(問2)別にみると、県指針の理解度が高い層ほど『そう思う(計)』の回答割合が高くなっている。「知っている内容もよく理解している」は78.9%、「知っている内容もある程度は(少しは)理解している」は59.3%となっている。

問7 あなたは、以下の法律が施行されたことを知っていますか。

新たに施行された人権に関する法律の認知度【問7×問2】

単位:%		サンプル数	1 障害者虐待防止法	2 いじめ防止対策推進法	法3 子どもの貧困対策推進	4 女性活躍推進法	5 障害者差別解消法	6 ヘイトスピーチ解消法	7 部落差別解消推進法	8 どれも知らない	無回答
全体		874	40.0	63.2	34.6	36.0	31.1	22.3	29.9	18.2	4.2
問2 山口県 の人権 理解度 推進指針	1 知っていて内容もよく理解している	19	78.9	78.9	68.4	52.6	63.2	47.4	73.7	5.3	5.3
	2 知っていて内容もある程度は(少しは)理解している	81	59.3	72.8	54.3	44.4	51.9	35.8	51.9	2.5	4.9
	3 知っているが内容はよく理解していない	204	48.5	72.5	45.1	45.1	36.8	23.5	41.2	8.3	4.9
	4 知らない	532	32.1	57.5	26.3	31.0	24.4	19.0	20.3	24.8	3.4
	無回答	38	44.7	63.2	34.2	31.6	34.2	21.1	34.2	18.4	10.5

新たに施行された人権に関する法律について

県指針の理解度（問2）別にみると、県指針について「知っていて内容もよく理解している」と回答した人は、ほとんどの法律の回答割合が他層より高く、指針の理解度が高い層ほど各法律の認知率の回答割合も高くなる傾向にある。



問8 あなたは、女性に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。

女性に関する人権上の問題点【問8×問7】

単位:%		サンプル数	1 こ と （ ） を お し つ け ら れ る	2 進 ・ 昇 格 な ど の 差 別 待 遇	3 ど す る 暴 力 （ 酒 に 酔 っ て な ぐ る に 対	4 ハ ラ ス メ ン ト	5 む ） 売 春 ・ 買 春 （ 援 助 交 際 を 含	6 に 女 性 が 十 分 参 画 で き な い こ と	7 け ） ビ デ オ 等	8 れ る こ と	9 そ の 他	1 0 特 に な い	1 2 わ か ら な い	無 回 答
全体		874	43.8	42.7	25.6	30.1	17.7	16.4	12.6	12.7	1.9	8.7	5.3	3.0
問 7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	315	49.2	53.7	28.6	30.2	20.0	20.3	15.6	13.0	1.9	6.3	1.6	0.3
	全体とのポイントの差		5.4	11.0	2.9	0.1	2.3	4.0	3.0	0.3	0.0	-2.3	-3.7	-2.7

女性に関する人権上の問題点について

人権に関する法律の認知度（問7）別にみると、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」が11.0ポイント、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家事」など）をおしつけられること」が5.4ポイント、「政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと」が4.0ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

問9 あなたは、子どもに関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。

子どもに関する人権上の問題点【問9×問7】

単位:%		サンプル数	1 保 護 者 が い る こ と を 取 り 組 ま な い 保 護 者 が い る こ と	2 者 育 に 本 気 で 取 り 組 ま な い 保 護 者 が い る こ と	3 を 行 う こ と	4 る 大 人 （ 保 護 者 ） が い る こ と	5 な い 子 ど も の 考 え を し て く れ る こ と	6 い 格 を も つ た 人 間 と し て 認 め ら れ る こ と	7 ど ） が あ る こ と	8 を さ れ る こ と	9 そ の 他	1 0 特 に な い	1 1 わ か ら な い	無 回 答
全体		874	25.5	33.8	52.2	29.2	20.9	12.4	54.0	19.2	2.1	1.9	2.7	3.7
問 7	いじめ防止対策推進法	552	26.4	35.5	55.8	31.7	21.7	13.9	57.2	21.9	1.8	1.3	0.7	2.2
	全体とのポイントの差		0.9	1.8	3.6	2.5	0.8	1.6	3.2	2.7	-0.2	-0.7	-2.0	-1.5
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	302	26.8	40.4	56.0	27.5	24.8	15.9	53.0	19.5	2.0	1.0	0.7	2.3
	全体とのポイントの差		1.3	6.6	3.8	-1.7	3.9	3.5	-1.0	0.3	-0.1	-1.0	-2.1	-1.3

子どもに関する人権上の問題点について

人権に関する法律の認知度（問7）別にみると、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること」が6.6ポイント、全体結果より高くなっている。

また、「いじめ防止対策推進法」の認知者は、全体結果とほぼ同様の傾向を示している。

問11 あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。

障害に関する人権上の問題点【問11×問7】

単位：%	サンプル数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	無回答	
		障害のある人や障害について人々の理解が不足していること	働く場や働くための支援が十分でないこと	就職、職場で不利な扱いを受けること	結婚問題で周囲の反対を受けること	差別的な言動をされること	財産管理面での権利侵害、賃金不払ほか給料搾取、悪徳商法などの被害を受けること	家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待を受けること	病院や福祉施設等において嫌がらせや虐待を受けること	福祉施設等の受入れ体制が十分でないこと	交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと	アパートなどへの入居が、障害者というだけで制限されること	スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	じろじろ見られたり、避けられたりすること	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	その他	特になし	わからない		
全体	874	50.6	32.3	20.0	7.2	26.2	10.2	5.8	11.6	18.4	18.0	5.1	3.0	13.2	0.7	1.5	3.0	6.9	3.4	
問7	障害者虐待防止法	350	53.1	36.0	21.1	8.0	28.3	11.4	8.0	14.0	22.9	19.7	6.9	3.7	11.7	0.6	1.7	2.9	3.4	2.6
	全体とのポイントの差	/	2.6	3.7	1.1	0.8	2.1	1.2	2.2	2.4	4.4	1.8	1.7	0.7	-1.4	-0.1	0.2	-0.1	-3.4	-0.9
	障害者差別解消法	272	52.2	37.9	20.6	7.4	23.5	9.9	7.0	12.5	24.6	22.8	7.7	4.8	13.6	0.7	1.1	2.9	3.3	2.2
	全体とのポイントの差	/	1.6	5.6	0.6	0.1	-2.7	-0.3	1.2	0.9	6.2	4.8	2.6	1.8	0.4	0.0	-0.4	0.0	-3.6	-1.2

障害のある人に関する人権上の問題点について

人権に関する法律の認知度（問7）別にみると、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の認知者の回答率は、「福祉施設等の受入れ体制が十分でないこと」が4.4ポイント、「働く場や働くための支援が十分でないこと」が3.7ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「福祉施設等の受入れ体制が十分でないこと」が6.2ポイント、「働く場や働くための支援が十分でないこと」が5.6ポイント、「交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと」が4.8ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

問17(1) あなたは、同和問題に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。

同和問題に関する人権上の問題点【問17(1)×問7】

単位:%		サンプル数	1 結婚問題で周囲の反対を受けること	2 就職、職場で不利な扱いを受けること	3 差別的な言動をされること	4 身元調査をされること	5 インターネットを利用した差別的な情報(地名・土地など)が掲載されること	6 差別的な落書きをされること	7 えせ同和行為(同和問題を口実に企業等に不当な要求をする行為)がされること	8 その他	9 特にない	10 わからない	無回答
全体		874	37.4	28.4	31.6	23.7	14.0	5.0	9.0	1.3	11.6	16.7	10.3
問7	部落差別の解消の推進に関する法律	261	46.4	31.4	37.5	34.1	17.6	6.9	9.6	1.5	12.6	10.0	6.1
	全体とのポイントの差		8.9	3.0	6.0	10.4	3.7	1.9	0.5	0.3	1.1	-6.7	-4.2

同和問題に関する人権上の問題点について

人権に関する法律の認知度(問7)別に見ると、「部落差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「身元調査をされること」が10.4ポイント、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が8.9ポイントそれぞれ全体結果より高くなっている。

問17(2) あなたは、過去5年間に、実際に見聞したものがありますか。

同和問題に関する人権上の問題を見聞きした経験【問17(2)×問7】

単位:%		サンプル数	1 結婚問題で周囲の反対を受けること	2 就職、職場で不利な扱いを受けること	3 差別的な言動をされること	4 身元調査をされること	5 インターネットを利用した差別的な情報(地名・土地など)が掲載されること	6 差別的な落書きをされること	7 えせ同和行為(同和問題を口実に企業等に不当な要求をする行為)がされること	8 その他	9 特にない	10 わからない	無回答
全体		874	15.9	4.0	10.9	8.7	3.7	1.0	3.9	1.9	35.8	16.9	19.9
問7	部落差別の解消の推進に関する法律	261	22.6	5.4	15.7	15.7	4.2	1.1	5.4	1.9	33.3	10.7	18.4
	全体とのポイントの差		6.7	1.4	4.8	7.0	0.6	0.1	1.5	0.0	-2.5	-6.2	-1.5

同和問題に関する人権上の問題を見聞きした経験について

人権に関する法律の認知度(問7)別に見ると、「部落差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「身元調査をされること」が7.0ポイント、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が6.7ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

問18(1) あなたは、外国人に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。

外国人に関する人権上の問題点【問18(1)×問7】

単位:%	サンプル数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	無回答	
		こと(嫌がらせを受けられること)	言葉や習慣などが違うのい	住宅を容易に借りることが	日常生活に必要な情報が得にくい	結婚問題で周囲の反対を受	就職、職場で不利な扱いを受	選挙など、制度面での制約	病院や公共施設等に外国語	見られたり、避け	悪質な書き込みや嫌がらせをさ	ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言	その他	特にな		わからない
全体	874	37.1	12.0	41.5	7.9	12.9	5.5	18.9	5.4	2.1	10.9	0.8	11.2	14.6	10.2	
問7	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	195	39.5	17.9	55.9	5.6	18.5	7.7	21.0	5.1	2.6	21.5	2.6	9.7	9.7	6.7
	全体とのポイントの差		2.4	5.9	14.4	-2.3	5.5	2.2	2.1	-0.2	0.5	10.7	1.8	-1.5	-4.9	-3.5

外国人に関する人権上の問題点について

人権に関する法律の認知度(問7)別にみると、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」が14.4ポイント、「ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動)を伴うデモ等が行われること」が10.7ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

問18(2) あなたは、過去5年間に、実際に見聞したものがありますか。

外国人に関する人権上の問題を見聞きした経験【問18(2)×問7】

単位:%	サンプル数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	無回答	
		こと(嫌がらせを受けられること)	言葉や習慣などが違うのい	住宅を容易に借りることが	日常生活に必要な情報が得にくい	結婚問題で周囲の反対を受	就職、職場で不利な扱いを受	選挙など、制度面での制約	病院や公共施設等に外国語	見られたり、避け	悪質な書き込みや嫌がらせをさ	ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言	その他	特にな		わからない
全体	874	9.5	3.2	9.0	4.5	4.6	1.5	8.2	4.7	1.1	3.8	1.4	33.3	16.0	23.3	
問7	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	195	10.3	5.6	10.8	2.6	6.2	2.6	9.2	6.2	3.6	8.7	2.1	32.3	7.7	22.6
	全体とのポイントの差		0.8	2.4	1.7	-1.9	1.6	1.1	1.0	1.5	2.4	4.9	0.7	-1.0	-8.3	-0.8

外国人に関する人権上の問題を見聞きした経験について

人権に関する法律の認知度(問7)別にみると、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動)を伴うデモ等が行われること」が全体結果より4.9ポイント高くなっている。

問21 山口県及び周南市では、「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進していますが、あなたは、これまでに県又は市が実施した次のような行事に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読んだりした経験がありますか。

啓発活動への接触度【問21×問2】

単位：%	サンプル数	接触割合（計）								9 特 に な い	1 0 わ か ら な い	無 回 答		
		1 パ ル 等 の イ ベ ン ト	2 フ レ ッ ト	3 新 聞	4 テ レ ビ ・ ラ ジ オ ス ポ ツ ト	5 街 頭 啓 発 活 動	6 車 体 展 示 物 （ ホ ス タ ー や バ ス 等 ）	7 県 や 市 町 の ホ ー ム ペ ー ジ	8 そ の 他					
全体	874	84.9	10.5	35.2	15.4	15.3	5.0	16.1	6.1	39.4	1.1	11.7	2.4	
問2 山 口 県 人 権 推 進 指 針 の 理 解 度	1 知っていて内容もよく理解している	19	94.7	63.2	78.9	31.6	26.3	26.3	47.4	42.1	0.0	5.3	0.0	0.0
	2 知っていて内容もある程度は(少しは)理解している	81	79.0	27.2	65.4	29.6	18.5	6.2	25.9	9.9	0.0	11.1	3.7	6.2
	3 知っているが内容はよく理解していない	204	67.6	15.2	49.5	19.6	25.5	6.4	21.6	8.8	2.0	24.0	6.4	2.0
	4 知らない	532	31.0	4.5	21.8	11.1	10.7	3.6	10.5	2.3	1.1	52.3	14.5	2.3
	無回答	38	44.7	0.0	34.2	18.4	21.1	0.0	10.5	5.3	0.0	34.2	13.2	7.9

県や市町が行う人権問題に関する啓発活動への接触度について

県指針の理解度（問2）別にみると、「知っていて内容もよく理解している」と回答した人は、ほとんどの啓発活動の回答割合が他層より高く、県指針の理解度が高い層ほど接触割合も高くなっている。

啓発活動への接触度【問21×問7】

単位:%	サンプル数	接触割合(計)	1	2	3	4	5	6	7	8	9 特 に ない	10 わ か ら な い	無 回 答	
			フェ ス テ ィ ブ レ ン ト	報 紙 、 パ ン フ レ ッ ト	新 聞	オ ス ポ ツ ト	街 頭 啓 発 活 動	等 告 、 J R 駅 舎 広 告	タ ー ジ 、 展 示 物 、 バ ス 車 体 広 告	ホ ー ム ペ ー ジ 、 県 や 市 町 の 展 示 物 、 ポ ス タ ー 、 バ ス 車 体 広 告				そ の 他
全体	874	46.0	10.2	34.1	15.6	15.7	4.8	15.3	5.5	1.1	40.0	11.2	2.7	
問 7	障害者虐待 防止法	350	59.1	13.1	46.9	23.7	24.0	8.3	21.4	8.3	1.1	31.4	7.1	2.3
	全体とのポ イントの差		13.1	3.0	12.8	8.2	8.3	3.5	6.1	2.8	0.0	-8.6	-4.1	-0.5
	障害者差別 解消法	272	61.0	12.5	49.3	24.6	22.8	8.5	23.9	10.7	0.7	30.9	6.3	1.8
	全体とのポ イントの差		15.0	2.3	15.2	9.1	7.1	3.7	8.6	5.2	-0.4	-9.2	-5.0	-0.9

### 県や市町が行う人権問題に関する啓発活動への接触度について

人権に関する法律の認知度(問7)別にみると、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の認知者の回答率は、「県や市町の広報紙、パンフレット」が12.8ポイント、「テレビ・ラジオスポット」が8.3ポイント、「新聞」が8.2ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「県や市町の広報紙、パンフレット」が15.2ポイント、「新聞」が9.1ポイント、「展示物(ポスターやバス車体広告、JR駅舎広告等)」が8.6ポイント、「テレビ・ラジオスポット」が7.1ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

啓発活動への接触度【問21×問7】

単位:%	サンプル数	接触割合(計)	1	2	3	4	5	6	7	8	9 特 に ない	10 わ か ら な い	無 回 答	
			フェ ス テ ィ ブ レ ン ト	報 紙 、 パ ン フ レ ッ ト	新 聞	オ ス ポ ツ ト	街 頭 啓 発 活 動	等 告 、 J R 駅 舎 広 告	タ ー ジ 、 展 示 物 、 バ ス 車 体 広 告	ホ ー ム ペ ー ジ 、 県 や 市 町 の 展 示 物 、 ポ ス タ ー 、 バ ス 車 体 広 告				そ の 他
全体	874	46.0	10.2	34.1	15.6	15.7	4.8	15.3	5.5	1.1	40.0	11.2	2.7	
問 7	いじめ防止対 策推進法	552	53.8	12.3	41.1	17.9	19.0	6.5	19.0	6.3	0.9	36.2	8.2	1.8
	全体とのポ イントの差		7.8	2.1	7.0	2.4	3.3	1.7	3.7	0.8	-0.2	-3.8	-3.1	-0.9
	子どもの貧困 対策の推進に 関する法律	302	61.3	14.6	47.0	21.9	20.2	8.3	21.5	8.6	1.3	29.5	7.0	2.3
	全体とのポ イントの差		15.3	4.4	12.9	6.3	4.5	3.5	6.2	3.1	0.2	-10.6	-4.3	-0.4

### 県や市町が行う人権問題に関する啓発活動への接触度について

人権に関する法律の認知度(問7)別にみると、「いじめ防止対策推進法」の認知者の回答率は、「県や市町の広報紙、パンフレット」が全体結果より7.0ポイント高くなっている。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「県や市町の広報紙、パンフレット」が12.9ポイント、「新聞」が6.3ポイント、「展示物(ポスターやバス車体広告、JR駅舎広告等)」が6.2ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

啓発活動への接触度【問21×問7】

単位:%	サンプル数	接触割合(計)	1	2	3	4	5	6	7	8	9 特 に ない	10 わ か ら な い	無 回 答	
			パ ル 等 の イ ベ ン ト	フ レ ッ ト	新 聞	テ レ ビ ・ ラ ジ オ ス ポ ツ ト	街 頭 啓 発 活 動	車 体 展 示 物 ( ポ ス タ ー や バ ス 車 体 告 告 、 J R 駅 舎 告 告 等 )	県 や 市 町 の ホ ー ム ペ ー ジ	そ の 他				
全体	874	46.0	10.2	34.1	15.6	15.7	4.8	15.3	5.5	1.1	40.0	11.2	2.7	
問7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	315	57.8	13.7	46.3	20.3	21.3	7.9	22.5	6.7	1.0	32.1	8.6	1.6	
全体とのポイントの差			11.8	3.5	12.3	4.8	5.6	3.1	7.2	1.2	-0.2	-8.0	-2.6	-1.2

### 県や市町が行う人権問題に関する啓発活動への接触度について

人権に関する法律の認知度(問7)別にみると、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「県や市町の広報紙、パンフレット」が12.3ポイント、「展示物(ポスターやバス車体広告、JR駅舎広告等)」が7.2ポイント、「テレビ・ラジオスポット」が5.6ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

啓発活動への接触度【問21×問7】

単位:%	サンプル数	接触割合(計)	1	2	3	4	5	6	7	8	9 特 に ない	10 わ か ら な い	無 回 答	
			パ ル 等 の イ ベ ン ト	フ レ ッ ト	新 聞	テ レ ビ ・ ラ ジ オ ス ポ ツ ト	街 頭 啓 発 活 動	車 体 展 示 物 ( ポ ス タ ー や バ ス 車 体 告 告 、 J R 駅 舎 告 告 等 )	県 や 市 町 の ホ ー ム ペ ー ジ	そ の 他				
全体	874	46.0	10.2	34.1	15.6	15.7	4.8	15.3	5.5	1.1	40.0	11.2	2.7	
問7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	195	58.5	11.3	44.6	21.5	16.9	7.2	23.6	8.2	1.5	35.9	4.1	1.5	
全体とのポイントの差			12.5	1.1	10.5	6.0	1.2	2.4	8.3	2.7	0.4	-4.1	-7.1	-1.2

### 県や市町が行う人権問題に関する啓発活動への接触度について

人権に関する法律の認知度(問7)別にみると、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「県や市町の広報紙、パンフレット」が10.5ポイント、「展示物(ポスターやバス車体広告、JR駅舎広告等)」が8.3ポイント、「新聞」が6.0ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

啓発活動への接触度【問21×問7】

単位:%	サンプル数	接触割合(計)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答
			パ ル 等 の イ ベ ン ト	フ レ ッ ト	新 聞	テ レ ビ ・ ラ ジ オ ス ポ ツ ト	街 頭 啓 発 活 動	車 体 展 示 物 ・ ポ ス タ ー や バ ス 車 体 廣 告 、 J R 駅 舎 廣 告 等	県 や 市 町 の ホ ー ム ペ ー ジ	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	
全体	874	46.0	10.2	34.1	15.6	15.7	4.8	15.3	5.5	1.1	40.0	11.2	2.7
問7 部落差別の 解消の推進 に関する法 律	261	65.5	15.7	52.5	26.8	26.1	9.2	23.4	11.5	0.8	28.7	3.4	2.3
全体とのポ イントの差		19.5	5.5	18.4	11.3	10.4	4.4	8.0	6.0	-0.4	-11.3	-7.8	-0.4

### 県や市町が行う人権問題に関する啓発活動への接触度について

人権に関する法律の認知度(問7)別にみると、「部落差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「県や市町の広報紙、パンフレット」が18.4ポイント、「新聞」が11.3ポイント、「テレビ・ラジオスポット」が10.4ポイント、「展示物(ポスターやバス車体広告、JR駅舎広告等)」が8.0ポイント、「県や市町のホームページ」が6.0ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。



問22 「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」では、さまざまな人権問題を正しく理解するため、県民や市民、地域社会、学校、企業・職場などでの自主的な取組を支援することとしています。あなたは、県や市のほか、職場や民間団体等が実施した講演会・研修会・学習会等に、過去5年間で何回参加されたことがありますか。

※『参加経験あり』＝「1～2回」＋「3回以上」

講習会・研修会・学習会等への参加経験 【問22×問2】

単位：%		サンプル数	いと加はした	1回	2回	3回以上	無回答
全体		874	83.2	10.4	3.4	3.0	
問2 山口県人権推進指針の理解度	1 知っている内容もよく理解している	19	26.3	31.6	42.1	0.0	
	2 知っている内容もある程度は(少しは)理解している	81	60.5	28.4	8.6	2.5	
	3 知っているが内容はよく理解していない	204	77.9	16.2	2.5	3.4	
	4 知らない	532	90.2	5.5	1.7	2.6	
	無回答	38	89.5	0.0	2.6	7.9	

人権問題に関する講習会・研修会・学習会等への参加経験について

県指針の理解度（問2）別にみると、「知っている内容もよく理解している」と答えた人は、『参加経験あり』（73.7%）が7割以上を占め、他層より高く、県指針の理解度が高い層ほど参加経験割合も高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験 【問22×問3】

単位：%		サンプル数	いと加はした	1回	2回	3回以上	無回答
全体		874	83.2	10.4	3.4	3.0	
問3 山口県における人権尊重意識の定着状況	1 そう思う	53	71.7	20.8	1.9	5.7	
	2 どちらかといえばそう思う	183	77.6	14.8	6.0	1.6	
	3 どちらともいえない	228	83.8	8.3	3.5	4.4	
	4 どちらかといえばそうは思わない	48	81.3	16.7	2.1	0.0	
	5 そうは思わない	55	87.3	7.3	1.8	3.6	
	6 わからない	286	87.4	41.5	15.1	11.3	
	無回答	21	90.5	0.0	0.0	9.5	

人権問題に関する講習会・研修会・学習会等への参加経験について

人権尊重意識の定着状況（問3）別にみると、「そう思う」と答えた人は、『参加経験あり』（22.7%）が2割強を占め他層より高く、山口県における人権尊重意識の定着状況が高い層ほど参加経験割合も高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問22×問7】

単位:%		サ ン プ ル 数	いた1 こと参 は加 なし	回2	上3	無 回 答
全体		874	83.2	10.4	3.4	3.0
問 7	障害者虐待防止法	350	80.9	13.1	4.3	1.7
	全体とのポイントの差		-2.3	2.7	0.9	-1.3
	障害者差別解消法	272	77.9	11.1	4.9	1.1
	全体とのポイントの差		-5.3	0.7	1.5	-1.9

県や市町が行う人権問題に関する講習会・研修会・学習会等への参加経験について  
人権に関する法律の認知度（問7）別に見ると、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の認知者の回答率は、「1～2回」が2.7ポイント、「3回以上」が0.9ポイント、全体結果より高くなっている。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「1～2回」が0.7ポイント、「3回以上」が1.5ポイント、全体結果より高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問22×問7】

単位:%		サ ン プ ル 数	いた1 こと参 は加 なし	回2	上3	無 回 答
全体		874	83.2	10.4	3.4	3.0
問 7	いじめ防止対策推進法	552	81.0	12.9	4.0	2.2
	全体とのポイントの差		-2.2	2.5	0.6	-0.8
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	302	76.8	15.9	5.6	1.7
	全体とのポイントの差		-6.4	5.5	2.2	-1.3

県や市町が行う人権問題に関する講習会・研修会・学習会等への参加経験について  
人権に関する法律の認知度（問7）別に見ると、「いじめ防止対策推進法」の認知者の回答率は、「1～2回」が2.5ポイント、「3回以上」が0.6ポイント、全体結果より高くなっている。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「1～2回」が5.5ポイント、「3回以上」が2.2ポイント、全体結果より高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問22×問7】

単位:%		サ ン プ ル 数	いた1 こと参 は加 なし	回2	上3	無 回 答
全体		874	83.2	10.4	3.4	3.0
問 7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	315	78.7	13.7	6.0	1.6
	全体とのポイントの差		-4.5	3.3	2.6	-1.4

県や市町が行う人権問題に関する講習会・研修会・学習会等への参加経験について  
人権に関する法律の認知度（問7）別に見ると、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「1～2回」が3.3ポイント、「3回以上」が2.6ポイント、全体結果より高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問22×問7】

単位:%		サンプル数	いた1 こと参 は加 なし	回2	上3	無 回 答
全体		874	83.2	10.4	3.4	3.0
問 7	本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解 消に向けた取組の推進 に関する法律	195	76.4	15.9	7.2	0.5
	全体とのポイントの差		-6.8	5.5	3.8	-2.5

県や市町が行う人権問題に関する講習会・研修会・学習会等への参加経験について  
人権に関する法律の認知度（問7）別にみると、「本邦外出身者に対する不当な差別的  
言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「1～2回」が  
5.5ポイント、「3回以上」が3.8ポイント、全体結果より高くなっている。。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問22×問5】

単位:%		サンプル数	いた1 こと参 は加 なし	回2	上3	無 回 答
全体		874	83.2	10.4	3.4	3.0
問 7	部落差別の解消の推進 に関する法律	261	77.4	15.7	5.0	1.9
	全体とのポイントの差		-5.8	5.3	1.6	-1.1

県や市町が行う人権問題に関する講習会・研修会・学習会等への参加経験について  
人権に関する法律の認知度（問7）別にみると、「部落差別の解消の推進に関する法  
律」の認知者の回答率は、「1～2回」が5.3ポイント、「3回以上」が1.6ポイント、  
全体結果より高くなっている。

問23 あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。

人権に関する取組の今後の条件整備【問23×問2】

単位：%	サンプル数	推(図1)	な(図2)	の3	で4	け機5	充家6	充覚7	談8	9	10	11	無回答	
		ない(図1)の点(図2)の点(図2)の人権的機関や企業などの職場で、学校の教育の充実を図る	点(図2)の人権に配慮した行政の推進を	人権的機関や企業などの職場で、学校の教育の充実を図る	、学校の教育の充実を図る	ける器(図5)の公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る	家庭における人権教育の情報提供など、相談機関等の情報提供など、	覚(図7)の教材等について、資料や文庫、視聴覚教材等の支援と広報宣伝活動の聴	談(図8)の市民や市民の自主的な人権学	・市民や市民の利用しやすい相	その他	特にな		わから
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4	
問2 山口県人権推進指針の理解度	1 知っていて内容もよく理解している	19	<b>31.6</b>	<b>36.8</b>	<b>36.8</b>	<b>52.6</b>	<b>31.6</b>	<b>21.1</b>	<b>15.8</b>	21.1	0.0	5.3	5.3	
	2 知っていて内容もある程度は(少しは)理解している	81	30.9	33.3	17.3	30.9	18.5	9.9	34.6	0.0	4.9	12.3	4.9	
	3 知っているが内容はよく理解していない	204	23.0	24.0	24.0	42.2	11.8	16.2	6.9	<b>37.7</b>	1.5	3.4	11.3	2.0
	4 知らない	532	18.8	26.5	22.0	47.6	8.8	9.8	5.3	34.4	1.3	6.8	15.6	3.0
	無回答	38	23.7	23.7	23.7	31.6	10.5	5.3	2.6	21.1	2.6	7.9	15.8	13.2

人権に関する取組の今後の条件整備について

県指針の理解度(問2)別みると、「知っていて内容もよく理解している」と回答した人は、回答割合の大半が他層に比べ高くなっている。

また、「知っているが内容はよく理解していない」と回答した人は、「県民や市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」が37.7%と他層に比べ高くなっている。

人権に関する取組の今後の条件整備【問23×問3】

単位：%	サンプル数	推(図1)	な(図2)	の3	で4	け機5	充家6	充覚7	談8	9	10	11	無回答	
		ない(図1)の点(図2)の点(図2)の人権に配慮した行政の推進を	点(図2)の人権に配慮した行政の推進を	人権的機関や企業などの職場で、学校の教育の充実を図る	、学校の教育の充実を図る	ける器(図5)の公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る	家庭における人権教育の情報提供など、相談機関等の情報提供など、	覚(図7)の教材等について、資料や文庫、視聴覚教材等の支援と広報宣伝活動の聴	談(図8)の市民や市民の自主的な人権学	・市民や市民の利用しやすい相	その他	特にな		わから
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4	
問3 山口県における人権意識の定着状況	1 そう思う	53	<b>28.3</b>	20.8	18.9	28.3	<b>24.5</b>	<b>22.6</b>	13.2	30.2	0.0	11.3	5.7	5.7
	2 どちらかといえばそう思う	183	27.3	<b>32.2</b>	<b>29.0</b>	43.7	14.8	7.7	5.5	31.7	1.6	4.4	10.9	1.6
	3 どちらともいえない	228	21.9	27.2	22.4	49.6	11.8	14.5	8.3	35.1	0.4	4.4	12.7	3.5
	4 どちらかといえばそうは思わない	48	27.1	27.1	22.9	45.8	14.6	12.5	4.2	37.5	2.1	4.2	4.2	2.1
	5 そうは思わない	55	25.5	30.9	20.0	43.6	5.5	18.2	3.6	41.8	3.6	3.6	9.1	5.5
	6 わからない	286	15.0	23.1	19.9	44.4	6.3	8.7	4.9	35.3	1.4	7.0	20.6	3.5
	無回答	21	9.5	23.8	14.3	23.8	4.8	14.3	0.0	19.0	0.0	9.5	23.8	9.5

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権尊重意識の定着状況(問3)別みると、「**そう思う**」と回答した人は、「市民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する」(28.3%)、「公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る」(24.5%)、「相談機関等の情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る」(22.6%)、「県民や市民の自主的な人権学習会について、資料や文献、視聴覚教材等の支援と広報宣伝活動の充実を図る」(13.2%)が他層に比べ高くなっている。

また、「**どちらかといえばそう思う**」と回答した人は、「人権に配慮した行政の推進を図る」(32.2%)、「**公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る**」(29.0%)の回答割合が他層に比べ高くなっている。

人権に関する取組の今後の条件整備【問23×問6】

単位:%	サンプル数	1 の 開 催 な ど	2 の 報 告 を 行 う な ど	3 の 公 的 機 関 の 充 実 を 図 る	4 の 学 校 に お け る 充 実 を 図 る	5 の 機 器 の 整 備 を 行 う な ど	6 の 支 援 の 充 実 を 図 る	7 の 活 動 の 充 実 を 図 る	8 の 相 談 ・ 支 援 体 制 の 充 実 を 図 る	9 の そ の 他	10 の 特 に な い	11 の わ か ら な い	無 回 答
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4
問6 害 さ れ た 人 の 数	191	20.9	27.2	24.6	44.5	11.5	15.2	5.8	40.3	2.1	5.2	8.4	2.6
1 ある	517	22.6	25.9	21.1	44.9	11.2	10.6	6.0	33.8	1.0	5.4	14.5	3.5
2 ない	142	16.2	29.6	24.6	40.8	7.7	9.9	7.7	28.2	1.4	7.7	22.5	2.1
3 わからない	24	29.2	20.8	20.8	45.8	20.8	20.8	4.2	33.3	0.0	4.2	0.0	16.7

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権を侵害された経験（問6）別に見ると、「県民や市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」では、「ある」と答えた人は40.3%、「ない」と答えた人は33.8%で6.5ポイント差となっている。

人権に関する取組の今後の条件整備【問23×問6-2(1)】

単位:%	サンプル数	1 の 開 催 な ど	2 の 報 告 を 行 う な ど	3 の 公 的 機 関 の 充 実 を 図 る	4 の 学 校 に お け る 充 実 を 図 る	5 の 機 器 の 整 備 を 行 う な ど	6 の 支 援 の 充 実 を 図 る	7 の 活 動 の 充 実 を 図 る	8 の 相 談 ・ 支 援 体 制 の 充 実 を 図 る	9 の そ の 他	10 の 特 に な い	11 の わ か ら な い	無 回 答	
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4	
問 6 - 2 ( 1 ) 人 権 を 侵 害 さ れ た と 思 っ た 内 容	1 名誉き損、侮辱	54	20.4	31.5	24.1	44.4	9.3	13.0	3.7	48.1	1.9	3.7	9.3	1.9
	2 暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要	31	19.4	19.4	25.8	38.7	19.4	12.9	6.5	48.4	0.0	6.5	6.5	3.2
	3 公的機関や企業、団体による不当な扱い	43	25.6	32.6	39.5	48.8	11.6	30.2	11.6	34.9	2.3	2.3	0.0	2.3
	4 社会福祉施設での不当な扱い	13	7.7	23.1	61.5	53.8	0.0	30.8	7.7	30.8	0.0	0.0	0.0	15.4
	5 警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど)	19	26.3	26.3	31.6	36.8	15.8	10.5	5.3	21.1	5.3	21.1	0.0	0.0
	6 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い)	43	16.3	30.2	23.3	46.5	16.3	9.3	7.0	39.5	0.0	7.0	4.7	7.0
	7 地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)	68	25.0	29.4	29.4	50.0	11.8	17.6	4.4	35.3	1.5	4.4	4.4	1.5
	8 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為	33	15.2	27.3	33.3	57.6	12.1	21.2	6.1	48.5	0.0	3.0	0.0	0.0
	9 プライバシーの侵害	34	14.7	35.3	26.5	35.3	14.7	35.3	8.8	55.9	2.9	2.9	2.9	2.9
	10 インターネットによる人権侵害	6	0.0	16.7	33.3	66.7	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0
	11 悪臭、騒音等の公害	26	23.1	34.6	26.9	61.5	11.5	11.5	7.7	46.2	0.0	0.0	0.0	3.8
	12 その他	16	25.0	12.5	31.3	25.0	6.3	12.5	0.0	18.8	6.3	6.3	25.0	6.3
	13 なんとなく	6	33.3	33.3	0.0	50.0	16.7	0.0	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0
	14 答えたくない	5	40.0	40.0	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	20.0	0.0
無回答	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権を侵害されたと思った内容（問6-2(1)）別に見ると、ほとんどの内容で「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」と回答した人が最も多くなっているが、「名誉き損、侮辱」、「暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要」、「プライバシーの侵害」と回答した人は、「県民や市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」が他の人権を侵害された内容に比べ高くなっている。

人権に関する取組の今後の条件整備【問23×問6-2(2)】

単位:%	サンプル数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	無回答	
		市市民の人権啓発活動の開催など	人権に配慮した行政の推進を図る	人権研修の充実や企業などの職場での	人権教育の充実を図る	人権教育の充実を図る	公民館などの学習会場における	相談機関等の情報提供など、家庭における人権教育への充実を図る	市民や市民の自主的な人権学習	市民や市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る	その他	特になし		わからない
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4	
問6-2(2) 人権を侵害された際の対処法	1 黙って我慢した	118	23.7	28.0	24.6	44.9	7.6	14.4	3.4	39.0	1.7	4.2	10.2	3.4
	2 相手に抗議した	56	25.0	25.0	35.7	50.0	16.1	17.9	7.1	37.5	0.0	10.7	5.4	0.0
	3 親、きょうだい、子どもや親戚に相談した	45	15.6	28.9	31.1	51.1	13.3	17.8	8.9	51.1	2.2	2.2	6.7	0.0
	4 自治会の役員や民生委員に相談した	9	11.1	0.0	22.2	77.8	22.2	11.1	0.0	33.3	0.0	11.1	0.0	11.1
	5 親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した	55	18.2	25.5	29.1	49.1	14.5	21.8	10.9	47.3	1.8	5.5	1.8	0.0
	6 法務局や人権擁護委員に相談した	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	7 県や市町村の担当部署に相談した	13	23.1	23.1	46.2	53.8	7.7	30.8	15.4	38.5	7.7	7.7	0.0	0.0
	8 弁護士に相談した	10	20.0	0.0	40.0	50.0	20.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0	10.0	0.0
	9 警察に相談した	14	0.0	14.3	21.4	35.7	7.1	50.0	0.0	64.3	0.0	7.1	7.1	7.1
	10 民間団体などに相談した	2	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	11 新聞などの報道機関等に相談した	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12 その他	12	25.0	33.3	16.7	58.3	16.7	0.0	8.3	33.3	8.3	0.0	0.0	16.7
	無回答	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権を侵害された際の対処法（問6-2（2））別にみると、大半の対処法において「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」と答えた人が最も多い。中でも「自治会の役員や民生委員に相談した」と回答した人は、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が77.8%と他の対処法に比べ高くなっている。

また、「県民や市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」と回答した人は、「法務局や人権擁護委員に相談した」（66.7%）、「警察に相談した」（64.3%）が他の対処法に比べ高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問23×問7】

単位:%	サンプル数	演を高1	し点推2	図職3	図の4	の地や5	育な6	図援や7	をす8	9	10	11	無回答	
		会推揚、進を市、映画の関、イ、開催など	し、か、適、正、情、報、公、開、点、検、重、見、直、視	場、で、公、的、機、関、や、企、業、な、ど	中、で、学、校、に、お、け、る、人、権、教、育、の、充、実、を、動	地、域、学、習、公、民、館、な、ど、の、充、実、を、図、る	育、な、ど、の、支、援、機、関、等、の、充、実、を、図、る	図、援、や、人、権、広、報、宣、伝、活、動、の、充、実、を、支、持、す	を、す、い、相、談、・、支、援、体、制、の、充、実、を、図、る	そ、の、他	特、に、な、い	わ、か、ら、な、い		
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4	
問7	障害者虐待防止法	350	24.6	30.9	24.3	46.3	15.1	14.6	8.6	34.3	1.4	5.1	10.9	2.6
	全体とのポイントの差		3.2	<b>4.2</b>	1.9	2.1	<b>4.2</b>	2.8	2.4	0.0	0.2	-0.6	-3.2	-0.9
	障害者差別解消法	272	22.4	33.1	26.5	52.6	13.6	14.0	9.9	36.0	0.7	4.8	8.8	1.8
	全体とのポイントの差		1.0	<b>6.4</b>	4.0	<b>8.4</b>	2.6	2.2	3.7	1.7	-0.5	-0.9	-5.2	-1.6

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権に関する法律の認知度（問7）別に見ると、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の認知者の回答率は、「人権に配慮した行政の推進を図る」及び「公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る」が全体結果より4.2ポイント高くなっている。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が全体結果より8.4ポイント、「人権に配慮した行政の推進を図る」が全体結果より6.4ポイント高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問23×問7】

単位:%	サンプル数	演を高1	し点推2	図職3	図の4	の地や5	育な6	図援や7	をす8	9	10	11	無回答	
		会推揚、進を市、映画の関、イ、開催など	し、か、適、正、情、報、公、開、点、検、重、見、直、視	場、で、公、的、機、関、や、企、業、な、ど	中、で、学、校、に、お、け、る、人、権、教、育、の、充、実、を、動	地、域、学、習、公、民、館、な、ど、の、充、実、を、図、る	育、な、ど、の、支、援、機、関、等、の、充、実、を、図、る	図、援、や、人、権、広、報、宣、伝、活、動、の、充、実、を、支、持、す	を、す、い、相、談、・、支、援、体、制、の、充、実、を、図、る	そ、の、他	特、に、な、い	わ、か、ら、な、い		
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4	
問7	いじめ防止対策推進法	552	23.0	30.1	22.6	47.8	11.8	13.4	8.2	38.8	1.3	4.9	10.1	2.0
	全体とのポイントの差		1.6	3.4	0.2	3.7	0.8	1.6	2.0	4.4	0.0	-0.8	-3.9	-1.4
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	302	22.2	28.1	21.5	50.0	14.2	13.6	7.9	35.4	1.7	4.3	9.9	3.3
	全体とのポイントの差		0.8	1.5	-0.9	5.8	3.3	1.8	1.8	1.1	0.4	-1.4	-4.1	-0.1

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権に関する法律の認知度（問7）別に見ると、「いじめ防止対策推進法」の認知者の回答率は、「県民や市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」が全体結果より4.4ポイント高くなっている。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が5.8ポイント、全体結果より高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問23×問7】

単位:%	サンプル数	演を高1	し点推2	図職3	図の4	の地や5	育な6	図援や7	をす8	9	10	11	無回答	
		会推揚、進を市、映画の関、イ、開催など	し、か、適、正、情、報、公、開、点、検、重、見、直、視	場、で、公、的、機、関、や、企、業、な、ど	中、で、学、校、に、お、け、る、人、権、教、育、の、充、実、を、動	地、域、学、習、公、民、館、な、ど、の、充、実、を、図、る	育、な、ど、の、支、援、機、関、等、の、充、実、を、図、る	図、援、や、人、権、広、報、宣、伝、活、動、の、充、実、を、支、持、す	を、す、い、相、談、・、支、援、体、制、の、充、実、を、図、る	そ、の、他	特、に、な、い	わ、か、ら、な、い		
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4	
問7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	315	20.0	34.9	26.3	51.4	14.6	14.6	7.3	36.2	1.0	3.8	9.2	2.2
	全体とのポイントの差		-1.4	8.3	3.9	7.3	3.6	2.8	1.1	1.9	-0.3	-1.9	-4.9	-1.2

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権に関する法律の認知度（問7）別に見ると、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「人権に配慮した行政の推進を図る」が8.3ポイント、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が7.3ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

講習会・研修会・学習会等への参加経験【問23×問7】

単位: %	サンプル数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	無回答
		市民の人権啓発活動の推進(イベント)	人権に配慮した行政の推進(点検)	人権研修の充実(企業)	学校教育における教育活動(人権)	公民館などの学習会(人権)	相談機関等(人権)	県民や市民の自主的な人権学習(人権)	県民や市民の利用しやすい相談(人権)	その他	特になし	わからない	
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4
問7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	195	19.5	33.8	28.7	60.5	10.8	16.4	5.1	41.0	2.1	3.6	6.2	2.1
全体とのポイントの差		-1.9	7.2	6.3	16.3	-0.2	4.6	-1.1	6.7	0.8	-2.1	-7.9	-1.4

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権に関する法律の認知度(問7)別みると、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が16.3ポイント、「人権に配慮した行政の推進を図る」が7.2ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。

人権に関する取組の今後の条件整備【問23×問7】

単位: %	サンプル数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	無回答
		市民の人権啓発活動の推進(イベント)	人権に配慮した行政の推進(点検)	人権研修の充実(企業)	学校教育における教育活動(人権)	公民館などの学習会(人権)	相談機関等(人権)	県民や市民の自主的な人権学習(人権)	県民や市民の利用しやすい相談(人権)	その他	特になし	わからない	
全体	874	21.4	26.7	22.4	44.2	11.0	11.8	6.2	34.3	1.3	5.7	14.1	3.4
問7 部落差別の解消の推進に関する法律	195	26.4	33.0	24.9	49.0	15.7	14.9	9.2	36.0	1.5	4.2	8.0	2.7
全体とのポイントの差		5.0	6.3	2.5	4.9	4.7	3.2	3.0	1.7	0.3	-1.5	-6.0	-0.8

人権に関する取組の今後の条件整備について

人権に関する法律の認知度(問7)別みると、「部落差別の解消の推進に関する法律」の認知者の回答率は、「人権に配慮した行政の推進を図る」が6.3ポイント、「県民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する」が5.0ポイント、それぞれ全体結果より高くなっている。



問24 あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口県人権推進指針」にどのような問題を盛りこむ必要があると思われますか。

今後、山口県人権推進指針にどのような問題を盛りこむ人権課題【問24×問2】

単位：%		サンプル数	1 問題 ス ト ー カ ー 等 に 関 す	2 に 自 由 に 生 き 方 な ど に 関 す る 問 題	3 に 自 由 に 生 き 方 な ど に 関 す る 問 題	4 規 定 外 の 雇 用 に 関 す る 問 題	5 そ の 他	6 特 に な い	7 わ か ら な い	無 回 答
全体		874	31.6	24.5	17.6	36.5	3.2	13.5	20.4	4.0
問 2 山 口 県 人 権 推 進 指 針 の 理 解 度	1 知っていて内容もよく理解している	19	21.1	21.1	10.5	42.1	5.3	15.8	10.5	5.3
	2 知っていて内容もある程度は(少しは)理解している	81	32.1	24.7	19.8	39.5	0.0	16.0	12.3	6.2
	3 知っているが内容はよく理解していない	204	36.8	27.5	14.7	30.9	2.0	12.7	18.6	4.4
	4 知らない	532	30.1	23.7	18.8	38.3	4.3	13.0	22.7	3.0
	無回答	38	28.9	21.1	15.8	31.6	0.0	18.4	18.4	10.5

今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について

山口県人権推進指針の理解度(問2)別にみると、「知っていて内容もよく理解している」と答えた人は、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」が42.1%と他層に比べ高くなっている。

また、「知っていて内容もある程度は(少しは)理解している」と答えた人は、「性的指向(人の恋愛・性愛がどういふ対象に向かうかを示す概念)に関する問題」が19.8%と他層に比べ高くなっている。

今後、山口県人権推進指針にどのような問題を盛りこむ人権課題【問24×問3】

単位：%		サンプル数	1 問題 ス ト ー カ ー 等 に 関 す	2 に 自 由 に 生 き 方 な ど に 関 す る 問 題	3 に 自 由 に 生 き 方 な ど に 関 す る 問 題	4 規 定 外 の 雇 用 に 関 す る 問 題	5 そ の 他	6 特 に な い	7 わ か ら な い	無 回 答
全体		567	31.6	24.5	17.6	36.5	3.2	13.5	20.4	4.0
問 3 山 口 県 に お け る 人 権 尊 重 意 識	1 そう思う	53	30.2	28.3	13.2	34.0	0.0	11.3	20.8	7.5
	2 どちらかといえばそう思う	183	31.1	24.6	13.7	41.0	1.6	12.6	18.0	2.7
	3 どちらともいえない	228	34.6	25.0	18.0	39.9	3.9	12.3	16.7	4.8
	4 どちらかといえばそうは思わない	48	33.3	31.3	22.9	39.6	2.1	14.6	10.4	0.0
	5 そうは思わない	55	34.5	18.2	25.5	34.5	10.9	18.2	20.0	3.6
	6 わからない	286	29.4	23.8	18.9	32.5	2.8	14.3	25.9	3.8
	無回答	21	23.8	19.0	9.5	19.0	4.8	14.3	28.6	9.5

今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について

人権尊重意識の定着状況(問3)別にみると、「どちらかといえばそう思う」と回答した人は、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」が41.0%と他層に比べ高くなっている。

また、「どちらともいえない」と回答した人は、「ストーカー等に関する問題」が34.6%と他層に比べ高くなっている。

今後、山口県人権推進指針にどのような問題を盛りこむ人権課題【問24×問6】

単位:%		サンプル数	1 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	2 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	3 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	4 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	5 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	6 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	7 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	無 回 答
全体		874	31.6	24.5	17.6	36.5	3.2	13.5	20.4	4.0
害問 さ6 れ人 た権 経を 験侵	1 ある	191	37.7	29.8	26.7	43.5	5.8	10.5	14.7	2.6
	2 ない	517	29.4	21.7	14.5	34.4	2.3	15.3	20.5	4.4
	3 わからない	142	32.4	24.6	15.5	32.4	2.8	12.0	30.3	2.1
	無回答	24	25.0	41.7	25.0	50.0	4.2	8.3	4.2	16.7

今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について

人権を侵害された経験（問6）別にみると、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」では、「ある」と答えた人は43.5%、「ない」と答えた人は34.4%となっている。

また、「性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念）に関する問題」では、「ある」と答えた人は26.7%、「ない」と答えた人は14.5%となっている。

今後、山口県人権推進指針にどのような問題を盛りこむ人権課題【問24×問6-2(1)】

単位:%		サンプル数	1 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	2 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	3 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	4 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	5 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	6 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	7 に 関 ス ト ー カー 等 の 問 題	無 回 答
全体		874	31.6	24.5	17.6	36.5	3.2	13.5	20.4	4.0
問 6 - 2 ( 1 ) 人 権 を 侵 害 さ れ た と 思 っ た 内 容	1 名誉損、侮辱	54	35.2	38.9	29.6	40.7	7.4	9.3	14.8	0.0
	2 暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要	31	48.4	41.9	35.5	45.2	9.7	6.5	9.7	3.2
	3 公的機関や企業、団体による不当な扱い	43	37.2	30.2	25.6	44.2	7.0	16.3	20.9	0.0
	4 社会福祉施設での不当な扱い	13	61.5	53.8	46.2	46.2	15.4	7.7	7.7	7.7
	5 警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど)	19	47.4	15.8	36.8	31.6	5.3	31.6	15.8	0.0
	6 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い)	43	37.2	34.9	32.6	48.8	14.0	11.6	9.3	2.3
	7 地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)	68	45.6	35.3	42.6	50.0	10.3	5.9	10.3	0.0
	8 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為	33	60.6	21.2	39.4	57.6	6.1	3.0	6.1	0.0
	9 プライバシーの侵害	34	38.2	29.4	29.4	47.1	14.7	0.0	14.7	5.9
	10 インターネットによる人権侵害	6	50.0	33.3	33.3	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	11 悪臭、騒音等の公害	26	50.0	30.8	34.6	46.2	11.5	11.5	11.5	0.0
	12 その他	16	31.3	25.0	12.5	25.0	18.8	18.8	25.0	0.0
	13 なんとなく	6	50.0	66.7	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0
	14 答えたくない	5	60.0	0.0	60.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	

今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について

人権を侵害されたと思った内容（問6-2（1））別にみると、「ストーカー等に関する問題」と回答した人は、「社会福祉施設での不当な扱い」（61.5%）、「セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為」（60.6%）が他の人権を侵害されたと思った内容に比べ高くなっている。

また、「性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念）に関する問題」では、「社会福祉施設での不当な扱い」（46.2%）、「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」（42.6%）が他の人権を侵害されたと思った内容に比べ高くなっている。

今後、山口県人権推進指針にどのような問題を盛りこむ人権課題【問24×問6-2(2)】

単位:%	サンプル数	1 する 問題 ストーリー カー等 に関	2 権つが 利い自 〜て分 に自の 関由生 するに する決 問題定 するな るすど るに人	3 念象愛 〜に・ に向性 関か愛的 するがど 問題示う すうの すうの 概対恋	4 正規 雇フ 用リ にタ 関す るな ど非	5 その他	6 特 に ない	7 わ か ら ない	無 回 答	
全体	874	31.6	24.5	17.6	36.5	3.2	13.5	20.4	4.0	
問 6 - 2 ( 2 ) 人 権 を 侵 害 さ れ た 際 の 対 処 法	1 黙って我慢した	118	36.4	32.2	29.7	46.6	5.9	8.5	16.1	3.4
	2 相手に抗議した	56	48.2	37.5	26.8	37.5	5.4	14.3	14.3	1.8
	3 親、きょうだい、子どもや 親戚に相談した	45	48.9	40.0	35.6	46.7	8.9	11.1	6.7	0.0
	4 自治会の役員や民生委 員に相談した	9	44.4	44.4	0.0	11.1	11.1	11.1	11.1	0.0
	5 親しい友だち、職場の同 僚や上司に相談した	55	45.5	29.1	34.5	47.3	5.5	9.1	7.3	1.8
	6 法務局や人権擁護委員 に相談した	3	33.3	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	7 県や市町村の担当部署 に相談した	13	61.5	53.8	30.8	23.1	0.0	23.1	7.7	0.0
	8 弁護士に相談した	10	60.0	50.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	9 警察に相談した	14	57.1	42.9	28.6	28.6	0.0	14.3	0.0	7.1
	10 民間団体などに相談し た	2	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	11 新聞などの報道機関等 に相談した	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	12 その他	12	41.7	41.7	33.3	50.0	8.3	0.0	16.7	8.3
	無回答	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	14 答えたくない	5	60.0	0.0	60.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	

今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について

人権を侵害された際の対処法（問6-2（2））別にみると、「親、きょうだい、子どもや親戚に相談した」と回答した人は、「性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念）に関する問題」が35.6%と他の人権を侵害された際の対処法に比べ高くなっている。

また、「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」と回答した人は、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」が47.3%と他の人権を侵害された際の対処法に比べ高くなっている。

## 人権に関する意識調査報告書

令和2年10月  
周南市環境生活部人権推進課

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地  
TEL : 0834-22-8456 FAX : 0834-22-8243  
E-mail : [jinken@city.shunan.lg.jp](mailto:jinken@city.shunan.lg.jp)